

官 公 需 契 約 の 手 引

施 策 の 概 要

— 平成30年度版 —

中 小 企 業 庁

官 公 需 契 約 の 手 引

施 策 の 概 要

平成30年度版

目 次

I	官公需施策の概要	1
1.	官公需施策の概要	1
2.	「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」のポイント	3
3.	「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」	5
4.	「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の決定に係る経緯	37
5.	国等及び地方公共団体における官公需の契約実績等	38
II	「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の解説	41
III	関係法律等	97
1.	中小企業基本法	97
2.	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律	104
3.	官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令	110
4.	中小企業者の範囲	113
5.	関係法令等	116
(1)	会計法(抄)	116
(2)	予算決算及び会計令(抄)	118
(3)	契約事務取扱規則(抄)	126
(4)	地方自治法(抄)	127
(5)	地方自治法施行令(抄)	128
(6)	地方自治法施行規則(抄)	132
(7)	政府調達に関する協定を改正する議定書(抄)	134
(8)	国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(抄)	136
(9)	建設業法(抄)	138
(10)	建設業法施行令(抄)	143
(11)	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	145
(12)	公共工事の品質確保の促進に関する法律	151
(13)	競争参加者の資格に関する公示	158
IV	関係文書等	167
1.	各府省等の長、各都道府県知事、全市町村の長及び東京都特別区の長に対する依頼	167
2.	官公需総合相談センターについて	176
3.	地方公共団体が講じている官公需施策に基づく具体的な発注事例	178
4.	「昭和44年度中小企業者に関する国等の契約の方針」に基づく発注計画 の作成および官公需事務に関する体制の整備について	183
5.	公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針(抄)	185
6.	官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領	186
7.	官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領の運用について	214
8.	官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任 技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(試行)	221
9.	事業協同組合等の活用について	228
10.	技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について	230
11.	ベンチャー企業からのIT関連政府調達の拡大方策について	236
12.	公共工事の品質確保に関する当面の対策について	238
13.	公共工事の入札及び契約の適正化の推進について(抜粋)	242
14.	調達改善の取組の推進について	246
15.	公共調達の適正化について	248

I 官公需施策の概要

1. 官公需施策の概要

- (1) 国等の物件、工事及び役務の調達に関し、中小企業者の受注の機会の増大を図るための施策（官公需施策）については、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第23条、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号、以下「官公需法」という。）に基づいて実施されています。
- (2) この官公需施策は、中小企業者が我が国経済の活力の維持及び強化に重要な役割を有することにかんがみ、その経営基盤を強化する観点から、国等の調達において中小企業者の受注機会の増大を図ることとしているものです。
- (3) 国は、官公需法に基づき、毎年度、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下「契約の基本方針」という。）を作成し、閣議決定を行い、公表しています。契約の基本方針においては、新規中小企業者（創業10年未満の中小企業者）を含めた中小企業・小規模事業者向け契約目標、中小企業者の受注機会の増大のための措置等を規定しています。
- (4) 平成27年度から、国等の各機関は、毎年度、契約の基本方針に即し、「中小企業者に関する契約の方針」を作成・公表します。年度終了後、国等の各機関は、新規中小企業者をはじめとする中小企業者との契約実績の概要を経済産業大臣に通知し、経済産業大臣はその内容を公表します。
- (5) また、国等の各機関は、基本方針に定められた中小企業者の受注機会の増大のための措置の諸項目に関する措置状況を中小企業庁に通知し、中小企業庁は、通知された措置状況について取りまとめ、その情報を「中小企業者の受注機会の増大のための措置に係る措置状況」として毎年度公表しています。
- (6) なお、地方公共団体については、国の施策に準じて必要な施策を講ずるよう努めなければならないとされています。

※注 「国等」とは、国及び公庫等をいい、具体的には以下のとおりです。

- ①国：財政法第21条に規定する衆議院、参議院、最高裁判所、会計検査院並びに内閣・内閣府、復興庁及び各省
- ②公庫等：独立行政法人（60法人）、国立大学法人（86法人）、国立研究開発法人（27法人）、大学共同利用機関法人（4法人）、沖縄振興開発金融公庫、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本年金機構及び日本中央競馬会の計182法人

官公需施策体系図



中小企業基本法
(制定 昭和38年7月20日法律第154号)

第2章 基本的施策
第23条 国等からの受注機会の増大

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(官公需法)(要約)
(制定:昭和41年6月30日 法律第97号)

第1条(目的)

新規中小企業者をはじめとする中小企業者に対する受注機会の確保を図り、中小企業の発展に資すること。

第2条(定義)

国等とは、国の機関及び公庫等をいう。

中小企業者とは、政令で定める者をいう。

新規中小企業者とは、設立日以後が十一年未満の会社等をいう。

第3条(受注機会の増大の努力)

国等は、中小企業者の受注機会の増大に努めなければならない。

第4条(国等の契約の基本方針の作成等)

国は、毎年度「国等の契約の基本方針」を作成し、閣議決定し、公表しなければならない。

第5条(中小企業者に関する契約の方針の作成等)

各省大臣等は、毎年度「中小企業者に関する契約の方針」を作成し、公表しなければならない。

第6条(国等の契約の実績の概要の通知及び公表)

各省大臣等は、毎会計年度終了後、契約実績の概要を経済産業大臣に通知し、経済産業大臣はその内容を公表する。

第7条(各省各庁等に対する要請)

経済産業大臣等は、各省大臣に中小企業者の受注機会増大のためににじるべき措置を要請できる。
→

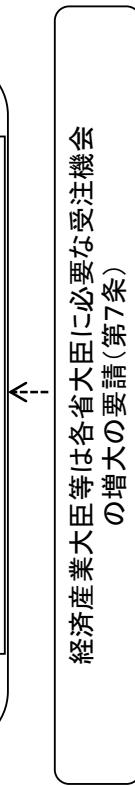
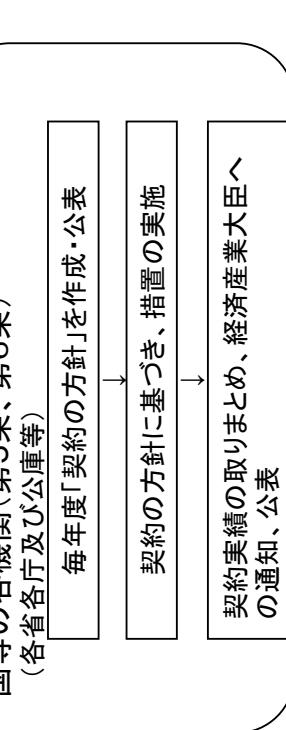
第8条(地方公共団体の施策)

地方公共団体は、国に準じた施策を講じるよう努めなければならない。

第9条(中小企業基盤整備機構の行う協力業務)

中小企業基盤整備機構は、必要な情報の提供及び協力をを行う。

【官公需施策の推進】



官公需法に基づく「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について

平成30年9月
中小企業庁

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第4条に基づき、毎年度、官公需における中小企業・小規模事業者向け契約目標や中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置事項を定めた「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について、閣議決定しているもの。

1. 国等の中小企業者向け契約の実績及び目標

（1）中小企業・小規模事業者向け契約の実績及び目標

	平成29年度実績	平成30年度目標
官公需総額	7兆4,951億円	7兆3,110億円
中小企業・小規模事業者向け契約金額	3兆8,251億円	4兆294億円
中小企業・小規模事業者向け契約比率	51.0%	55.1%

（参考）官公需法制定時（昭和41年度）の実績比率は25.9%。

（2）創業10年末満の新規中小企業者向け契約の実績及び目標

＜目標＞

官公需総額に占める割合を、平成26年度（推計1%）と比べ、達成期限を設けず倍増の水準を目指し、平成27年度～平成29年度までの実績を上回るよう努める。

＜実績＞

平成29年度 契約実績 997億円 1.33%

2. 平成30年度に新たに講ずる主な措置

（1）「働き方改革」に対応する取組

年度末集中による長時間労働是正のための発注時期の平準化やその実態把握、相談体制の活用、地方公共団体との連携を進める。

（2）平成30年7月豪雨に対する対応

本年7月に発生した西日本を中心とする記録的豪雨において、被災した中小企業者に対する適切な対応、配慮。

平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針 構成

拡充:新たな措置の追加

第1. 中小企業者の受注の機会の増大の意義及び目標に関する事項

1. 中小企業者の受注の機会の増大の意義
2. 中小企業・小規模事業者向け契約目標
3. 各省各庁の長及び公庫等の長による契約の方針の作成及びその推進体制の整備

拡充

5. 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮

- (1) 小企業者（概ね従業員5人以下）を中心とする小規模事業者の特性を踏まえた配慮
- (2) 技術力のある中小企業・小規模事業者に対する受注機会の増大
- (3) 地域の中小企業・小規模事業者等の積極活用
- (4) 中小企業・小規模事業者の適切な評価
- (5) 中小建設業者に対する配慮
- (6) 中小石油販売業者に対する配慮
- (7) 創意工夫ある中小企業・小規模事業者の参入の促進
- (8) 外注における地域の中小企業・小規模事業者の活用及び人件費確保の周知
- (9) 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

第2. 中小企業の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

1. 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

- (1) 官公需相談窓口における相談対応
- (2) 適正な納期・工期の設定及び迅速な支払
- (3) 地域中小企業の適切な評価
- (4) 適切な予定価格の作成
- (5) 科学的・客観的根拠に基づく適切な契約
- (6) 官公需を通じた被災地域への支援

2. 平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮

拡充

3. 官公需情報の提供の徹底

拡充

- (1) 個別発注情報の提供と説明
- (2) 官公需情報ポータルサイトによる情報提供の一括提供
- (3) 官公需に関する相談体制の整備

4. 中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫

拡充

- (1) 総合評価落札方式の適切な活用
- (2) 分離・分割発注の推進
- (3) 適正な納期・工期、納入条件等の設定
- (4) 調達・契約手法の多様化における中小企業・小規模事業者への配慮
- (5) 知的財産権の取り扱いの明記
- (6) 同一資格等級区分内の者による競争の確保
- (7) 中小企業官公需特定品目等に係る受注機会の増大
- (8) 調達手続の簡素・合理化
- (9) 地方公共団体と連携した「働き方改革」に留意した発注の共有

5. 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮

拡充

6. ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

7. 地方公共団体への協力依頼

拡充

- (1) 国等の契約の基本方針の要請等
- (2) 国等の基本方針に準じて講じられた措置の実施状況
- (3) 連携推進体制の活用

第3. 新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項

1. 新規中小企業者の活用に関する基本的事項

拡充

- (1) 新規中小企業者への配慮措置
- (2) 中小企業基盤整備機構の情報提供業務に関する措置
- (3) 地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への配慮措置

2. 組合の活用に関する基本的事項

拡充

- (1) 事業協同組合等、官公需適格組合の受注機会の増大
- (2) 官公需適格組合の活用

第4. 前3号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関する必要な事項

1. 基本方針の普及及び徹底等

拡充

- (1) 基本方針の普及及び徹底等
- (2) 基本方針の措置状況の通知及び情報の公表

3. 「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針

平成30年9月7日
閣議決定

国は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第4条第3項に基づき、平成30年度における中小企業者に関する国等の契約の基本方針（以下「国等の契約の基本方針」という。）を次のとおり定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の意義及び目標に関する事項

1 中小企業者の受注の機会の増大の意義

我が国経済は、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。こうした中で、我が国経済を持続的発展の軌道に乗せていくためには、中小企業・小規模事業者（官公需法第2条に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）の受注機会の増大を図り、その事業活動の活性化を図ることが重要である。

現在、国は、中小企業・小規模事業者が賃金を引き上げることができる環境に加え、「働き方改革」に対応する環境を整備するため、生産性向上の支援や取引条件の改善に取り組んでいるところであり、官公需においてもこれまでの受注機会の増大に加え、発注・契約条件の工夫などを通じた配慮を行う必要がある。

特に、現在、多くの中小企業・小規模事業者が人手不足に直面する中、政府が進める「働き方改革」にも対応していくことが求められており、官公需における発注や納入時期の平準化や弾力化、適正な納期や工期の確保などに配慮を行い、受注者である中小企業・小規模事業者が労働時間の短縮や労働条件の改善を行うことができるよう、特段の配慮を行うことが求められている。

また、東日本大震災及び平成28年熊本地震が甚大な被害をもたらし、依然、被災した中小企業・小規模事業者の一刻も早い復旧・復興が課題となっている。加えて、平成30年7月豪雨において被災した中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興や被災者の雇用の確保が喫緊の課題となっていることにも留意する必要がある。

国等（官公需法第2条第3項に定める「国等」をいう。以下同じ。）は、平成27年7月に改正された官公需法（以下「改正官公需法」という。）に新たに盛り込まれた新規中小企業者に対する措置も含め、また、地方公共団体との連携も踏まえつつ、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に向けた一層の取組に努めるものとする。

なお、中小企業基本法第3条において「独立した中小企業者」を施策の対象とする旨を規定していることを踏まえ、大企業の支配下にあるいわゆる「みなし大企業」（以下「みなし大企業」という。）については、これを対象に含まないことに留意するものとする。

2 中小企業・小規模事業者向け契約目標

国等は、第2、第3及び第4に掲げる措置を講ずること等により、平成30年度における国等の契約のうち、官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が約4兆294億円、比率が55.1%になるよう努めるものとする。

このうち、新規中小企業者の契約比率については、平成26年度国等の官公需契約実績7兆4,278億円の約1%程度と推計されることを踏まえ（注）、平成26年度比で国等全体として概ね倍増の水準となるよう引き続き努めるものとする。また、平成30年度新規中小企業者向け契

約実績については、少なくとも前年度までの新規中小企業者向け契約実績を上回るよう努めるものとする。

(注) 中小企業庁が各府省等から平成26年度上半期の官公需における契約データを入手し、民間調査機関に委託して調査を実施。

なお、国等は、中小企業・小規模事業者向け契約の目標金額及び実績金額について、各府省及び公庫等（官公需法第2条第3項に定める「公庫等」をいう。以下同じ。）別に、物件、工事及び役務別の情報を公表するとともに、新規中小企業者向け契約の各府省及び公庫等別の実績金額について公表するものとする。

また、中小企業庁は、平成29年度の国等の官公需総実績金額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の実績金額の比率が前年度と比較して大きく低下している又は目標比率が平成30年度における国等の官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の比率を大きく下回る機関等に対し、必要に応じ、改善に向けた取組について聴取を行うものとする。

併せて、中小企業庁は、平成29年度の国等の新規中小企業者向け契約の実績金額等を踏まえ、実績を上げている機関等から情報を収集し、新規中小企業者向け契約の比率の向上に資する情報提供を行うものとする。

さらに、国等は、競争促進に資する新たな指標として、入札件数等の情報提供に努めるものとする。

3 各省各庁の長及び公庫等の長による契約の方針の作成及びその推進体制の整備

各省各庁の長及び公庫等の長は、官公需法第5条第1項に基づき、国等の契約の基本方針に即して速やかに「中小企業者に関する契約の方針」を作成するとともに、方針に定められた措置等を推進するための体制を整備するものとする。原則として、体制には各機関のすべての内部組織が参画することとし、特に会計・調達担当部局が主体的に関与することが必要である。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

国等は、中小企業基本法第3条に掲げる基本理念に則り、中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化を図るため、国等の契約の基本方針に基づき、以下のとおり中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置を講ずる。その運用に際しては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、国等は、中小企業・小規模事業者が受注し易い発注となるように工夫するとともに、調達する物件等（工事及び役務を含む。以下同じ。）の受注を確保しようとする独立した中小企業・小規模事業者の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮するものとする。

また、国等としても、必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとするという、調達における経済性の原則の重要性を踏まえつつ、契約の内容や状況等に応じた適正な予定価格の作成により物件等の発注を推進するものとする。

なお、国等の契約の締結に当たっては、予算の適正な使用に留意し、消費税及び地方消費税については、平成26年4月1日に税率が8%に引き上げられたことを踏まえ、その適正な転嫁を受け入れるとともに、原材料やエネルギーコストの上昇分について適正な転嫁を受け入れるものとする。併せて、東日本大震災、平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨に係る措置をとる場合も含め、世界貿易機関政府調達協定及び政府調達に関する我が国の各種行動計画、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）、国等による障害者就労施設等からの物品

等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)、犯罪対策閣僚会議決定(平成26年1月16日)等の犯罪や非行をした者を雇用している協力雇用主に関する事項、女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針(平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)等との整合性を確保するものとする。

また、国は、地方公共団体に対し、地域の実情に応じ必要な場合には、国等の契約の基本方針を参考として、中小企業者に関する契約の方針等を策定する等中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置を講じ、適切な運用が図られるよう要請する。

さらに、国は、民営化された独立行政法人等のうち、国及び地方公共団体がその株式の過半を保有している会社に対し、国等の契約の基本方針を参考として、可能な限り、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置を講ずるよう要請する。

1 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するため、国等は、特に以下の措置を講ずるものとする。

(1) 官公需相談窓口における相談対応

国等は、被災地域の官公需相談窓口において、被災地域の中小企業・小規模事業者の相談に適切に対応し、その受注機会の増大に努めるものとする。

(2) 適正な納期・工期の設定及び迅速な支払

国等は、被災地域における物件等の発注に当たっては、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮するとともに、支払については、発注にかかる工事等の完了後(前金払、中間前金払においてはその都度)、速やかに行うよう努めるものとする。

(3) 地域中小企業の適切な評価

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、緊急性、迅速性が損なわれないよう配慮しつつ、地域の建設業者等を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる役務及び工事等において適切な地域要件の設定や、地域への精通度等地域企業の適切な評価等に努めるものとする。

(4) 適切な予定価格の作成

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、当該地域における需給の状況、原材料及び人件費(社会保険料(事業主負担分及び労働者負担分)相当額を適切に含み、かつ各都道府県における最低賃金額の改定も反映した額)等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に、最新の実勢価格や需給の状況等を考慮するよう努めるものとする。

(5) 科学的・客観的根拠に基づく適切な契約

国等は、物件の発注に当たっては、東日本大震災における原子力発電所事故に関して、単に周辺地域で生産されている等の理由により不当に取引を制限したり、返品等をすることがないよう、科学的・客観的根拠に基づき適切な契約に努めるものとする。

(6) 官公需を通じた被災地域への支援

国等は、被災地域の復興を支援するため、国等が直接運営する食堂等における食材や表彰

等の行事における記念品等地域性の高い物品を調達する場合にあっては、被災地域の物品を積極的に調達し利用するよう努めるものとする。また、食堂運営や表彰等の行事が委託事業の場合は、受託者に対し被災地域の物品を積極的に調達し利用するよう奨励に努めるものとする。

さらに、国等の施設内で食堂を運営する事業者に対しても、被災地域の物品を積極的に調達し利用するよう奨励に努めるものとする。

2 平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮

平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨の被災地域の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するため、国等は、特に上記1に掲げる（1）から（4）までと同様の措置を講ずるものとする。

3 官公需情報の提供の徹底

国等は、透明性の向上と公正な競争の確保に留意しつつ、官公需に関する情報の中小企業・小規模事業者への提供促進のため、次の措置を講ずるものとする。

（1）個別発注情報の提供と説明

- ① 国等は、物件等であって、一般競争、企画競争又は公募による発注に関する情報及びそれらに係る落札結果等に関する情報を、ホームページへの掲載等により、中小企業・小規模事業者に提供するよう努めるものとする。
- ② 国等は、発注計画の策定が可能なものについては、これを積極的に定め、ホームページへの掲載等により、中小企業・小規模事業者に提供するよう努めるものとする。
- ③ 国等は、物件等の発注を行うに際しては、中小企業・小規模事業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等必要な事項について、仕様書に明記することにより、十分な説明に努めるものとする。

（2）官公需情報ポータルサイトによる情報の一括提供

- ① 国等及び地方公共団体がホームページで提供している発注情報について、小企業者（概ね従業員5人以下の事業者をいう。以下同じ。）を含む小規模事業者が必要な新着情報を自動配信等の形で、より迅速かつ的確に入手できるようにする。このため、中小企業庁は、官公需情報ポータルサイトの利用促進を図るために、中小企業団体中央会、商工会及び商工会議所等の支援機関と連携して、特に小企業者を含む小規模事業者に対する普及促進に努めるとともに、利用者のニーズを踏まえた改修を行い、運営する。
- ② また、中小企業・小規模事業者の自主的努力を助長するため、当該サイトにおいて、国等が公表する競争契約参加資格申請に関する情報をはじめとした官公需に関する情報を一元的に集約し、中小企業・小規模事業者に提供するものとする。
- ③ さらに、中小企業・小規模事業者を支援する機関においては、その支援ツールとして当該サイトの活用を促進するものとする。

（3）官公需に関する相談体制の整備

- ① 国等は、官公需の受注に意欲的な中小企業・小規模事業者の受注能力の向上に資するよう、中小企業・小規模事業者の相談に応じ、資格登録、入札に関する手続等について情報を提供する等必要な指導に努めるものとする。
- ② 国等は、契約担当官等（公庫等においてはこれに準ずる役職）を置いている部局ごとに官公需相談担当者を明確にし、「官公需相談窓口」を常設するとともに、当該窓口の所在情報を中小企業庁が取りまとめ、公表するものとする。

- ③ 中小企業庁は、全国の中小企業団体中央会が「官公需総合相談センター」を設置し、官公需に関する中小企業・小規模事業者からの相談に応じ適切な支援及び情報の提供等の充実を図る取組を支援する。
- ④ 国等は、商工会及び商工会議所等の支援機関と連携して、特に小企業者を含む小規模事業者の経営課題に応じた官公需情報の提供を充実させ、加えて、「働き方改革」に対応するための中小企業・小規模事業者からの相談に応じ、適切な支援に努めるものとする。

4 中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫

(1) 総合評価落札方式の適切な活用

国等は、物件等の発注に当たっては、内容に応じて総合評価落札方式の適切な活用に努め、評価の際に価格以外の要素を適切に評価するとともに、その前提として品質・機能の水準等を明確にする発注仕様書の作成に努めるものとする。

また、国等は、総合評価落札方式の活用に当たっては、審査項目の設定方法等についての検討を行う。

(2) 分離・分割発注の推進

- ① 国等は、物件等の発注に当たっては、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討した上で、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等を含んだ物件及び役務の発注に当たっては、同様に、経済合理性・公正性等を検討した上で、商品等を種類ごとに分離することや契約期間を一定期間ごとに分割すること等の分離・分割発注を行うよう努めるものとする。

- ② 国等は、分離・分割発注に際し、中小企業庁が取りまとめる効率的な分離・分割発注に係る事例を参考として活用するとともに、分野に応じて、部内の人材育成又は外部人材の活用等により、発注能力の向上等体制整備に努めるものとする。

- ③ 公共工事においては、公共事業の効率的執行を通じたコスト縮減を図る観点から適切な発注ロットの設定が要請されているところであり、国等は、かかる要請を前提として分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

(3) 適正な納期・工期、納入条件等の設定

- ① 国等は、物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、予算の繰越しや国庫債務負担行為の活用、発注見通しの公表、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。併せて、発注時期の平準化等の状況をモニターするなど、受注する中小企業・小規模事業者が長時間労働せざるを得ないような発注・契約の実態把握に努める。

また、契約後に受注者から「働き方改革」に関する相談があった場合には、上記3(3)に掲げる官公需に関する相談体制を活用するよう努めるものとする。

- ② 国等は、物件の発注に当たっては、納入場所、納入回数をはじめとする納入条件等について、明確なものとするよう努めるものとする。

- ③ 国等は、物件等の発注に当たっては、真にやむを得ないと認められる場合を除き、直接の銘柄指定はもとより原材料等の間接の銘柄指定等を行わないものとする。

なお、参考銘柄として固有の商品を例示する場合にあっては、複数の商品を例示する等、実質的な銘柄指定とならないよう配慮するものとする。

(4) 調達・契約手法の多様化における中小企業・小規模事業者への配慮

- ① 国等は、一括調達又は共同調達を行う場合には、経済合理性に留意しつつ、中小企業

が取りまとめ分析した事例も参考に、適切な調達品目の分類化を行い、対象品目を選定するとともに、適切な配送エリアの設定を行うよう努めるものとする。

また、単価契約の際には、適正な予定数量を設定するよう努めるものとする。

- ② 国等は、既に実施されている総合評価落札方式、一括調達及び共同調達以外の新たな調達・契約手法の多様化を行う場合には、中小企業・小規模事業者の事業環境への悪影響が生じることのないよう適切な要件設定等を行うとともに、経済合理性に留意しつつ、積極的に中小企業・小規模事業者の受注機会を確保するよう努めるものとする。

(5) 知的財産権の取り扱いの明記

国等は、物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取り扱いについて書面をもって明確にするよう努めるものとする。

また、当該知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするように努めるものとする。

(6) 同一資格等級区分内の者による競争の確保

- ① 国等は、一般競争及び指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保すること等により、官公需適格組合を含む中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るものとする。
- ② 国等は、一括調達又は共同調達による発注を行う場合には、競争参加者の資格の設定に際し、中小企業・小規模事業者の受注機会の確保に配慮するため、予定価格に対応する等級の者に加え、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用を図るものとする。
- ③ 国等は、資格等級に対応する契約の予定金額については、価格水準の変動等をも勘案しつつ、適時見直しを行う等一層の適正化を図るとともにこれを公表するものとする。

(7) 中小企業官公需特定品目等に係る受注の機会の増大

- ① 国等は、中小企業官公需特定品目（織物、外衣・下着類、その他の繊維製品、家具、機械すき和紙、印刷、潤滑油、事務用品、台所・食卓用品及び再生プラスチック製製品）の発注を行うに際し、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るものとする。
- ② 国等は、中小企業官公需特定品目及び中小工事等に係る発注に当たって、指名競争による場合及び少額の契約であって随意契約（以下「少額の随意契約」という。）による場合にあっては、官公需適格組合を含む中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

(8) 調達手続の簡素・合理化

- ① 国等は、競争契約参加資格者の審査について、申請書類の統一化及び申請手続の簡素化等を一層推進するものとする。
- ② 国等は、国における競争契約参加資格審査申請手続の電子化の実施状況及び入札・開札手続の電子化の導入状況等を踏まえ、中小企業・小規模事業者の円滑な対応に留意しつつ、電子的手段の導入に努めるものとする。

(9) 地方公共団体と連携した「働き方改革」に留意した発注の共有

- ① 国は、官公需発注に起因した業務によって、受注者等が長時間労働につながることがないように関係省庁（総務省、厚生労働省、経済産業省）連名の要請を地方公共団体に対して行う。
- ② 中小企業庁は、厚生労働省と協力しつつ、官公需確保対策地方推進協議会（注）において官公需の平準化やその他「働き方改革」に必要な項目の説明、意見交換を行い、発注の際に留意する事項を地方公共団体と共有する。

(注) 中小企業庁及び各経済産業局等の担当者が、国等の地方支分部局及び地方公共団体等の担当者に対し、国等の契約の基本方針の内容を説明するとともに、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るための方策について意見交換を行う場。各経済産業局等が主体となって全都道府県50カ所で開催。

5 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮

(1) 小企業者を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮

- ① 国等は、小企業者を含む小規模事業者が顧客との信頼関係に基づき国内外の需要の開拓等を行い、地域経済や雇用の重要な担い手となっていることを踏まえ、一般競争契約において適切な地域要件の設定に努めるとともに、総合評価落札方式における地域への精通度等の評価を行う際、契約内容の履行の確保を行う観点から、迅速な対応の可否等を評価項目に加えることが必要である場合には、これを十分考慮するものとし、受注機会の増大を図るよう努めるものとする。
- ② 国等は、特に指名競争による場合及び少額の随意契約による場合であって、小企業者を含む小規模事業者を活用することが契約内容の履行を確保する観点から必要であるときには、受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

(2) 技術力のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大

国等は、技術力のある中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」に基づく入札参加機会の拡大措置の一層の活用に努めるとともに、技術力の正当な評価を踏まえ、技術力のある中小企業・小規模事業者に関する入札参加資格の弾力化を一層進めるものとする。

(3) 地域の中小企業・小規模事業者等の積極活用

国等は、地方支分部局等において消費される物件等については、極力地方支分部局等における調達を促進することにより、地域の中小企業・小規模事業者等の受注機会の増大を図るものとする。

(4) 中小企業・小規模事業者の適切な評価

- ① 国等は、地域の建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、適切な地域要件の設定や、地域への精通度等地域企業の適切な評価等に努めるものとし、さらに、地方公共団体におけるこれらの取組を促進するものとする。
- ② 国等は、工事等以外の物件及び役務の発注に当たっても、地域への精通度等が契約の円滑かつ効率的な実施の重要な要素となる場合にあっては、これを十分考慮するものとし、一般競争契約においては適切な地域要件の設定や総合評価落札方式における地域精通度等地域の中小企業・小規模事業者の適切な評価等と積極的な活用に努めるものとする。
- ③ 国等は、業務継続のため必要な物件及び役務の発注に当たって、協定等を通じて災害時における継続的な供給体制を構築しようとする場合には、必要に応じ、官公需適格組合を含む地域の中小企業・小規模事業者の適切な評価等とその積極的な活用に努めるものとする。

(5) 中小建設業者に対する配慮

- ① 国等は、中小建設業者を取り巻く現下の諸情勢に鑑み、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、必要な工期を確保するため、国庫債務負担行為の活用や中小工事の早期の発注等により、施工時期の平準化を図る等により、中小建設業者に対し特段の配慮を払い、その受注機会の増大に努めるものとする。併せて、発

注時期の平準化、工期の変更等の状況をモニターするなど、受注する中小建設業者が長時間労働せざるを得ないような発注・契約の実態把握に努める。

また、契約後に受注者から「働き方改革」に関する相談があった場合には、上記3(3)に掲げる官公需に関する相談体制を活用するよう努めるものとする。

- ② 国等は、一般競争や指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保するものとするが、優良な工事成績を上げた中小建設業者に対しては、施工能力等を勘案し、上位の等級に属する工事に係る競争に参加できるようにする等積極的に受注機会の確保に努めるものとする。
- ③ 国等は、特に、公共工事に関する発注に当たっては、共同による請負の適切な活用の一層の推進等により、中小建設業者に対する受注機会の増大に努めるものとする。
- ④ 国等は、地域の建設業者、専門工事業者等の中小建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。これにより、中小建設業者の受注機会の増大に努めるものとする。

(6) 中小石油販売業者に対する配慮

- ① 国等は、国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結し、官公需適格組合の証明を受けている組合をはじめとする石油組合を対象として、災害時だけではなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、当該協定を締結する石油組合及び当該協定に参加する中小石油販売業者に係る受注機会の増大に努めるものとする。
- ② 国等は、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。
- ③ 国等は、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、当該石油組合との随意契約を行うことができることに留意するものとする。

(7) 創意工夫のある中小企業・小規模事業者の参入への配慮

国等は、新市場、新産業の創出・育成による雇用創出の重要性に鑑み、中小企業・小規模事業者が取り組む创意工夫の積極的な活用を図り、受注機会（公共事業を除く。）の増大を図るよう特段の配慮に努めるものとする。

その際、中小企業庁が取りまとめる女性や青年等をはじめとした中小企業・小規模事業者が行う新規開業及び中小企業・小規模事業者が行う販路開拓活動の基礎となる企画力・提案力等をいかした创意工夫に係る事例集を参考とし、発注者が求める品質・機能水準等を適切に盛り込んだ発注仕様書の作成や、競争参加者の資格設定に際し、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるとともに、総合評価落札方式における创意工夫による価値の適切な評価に努めるものとする。

(8) 外注における地域の中小企業・小規模事業者の活用及び人件費確保等の周知

国等は、役務及び工事等において外注（下請や二次下請等を含む。以下同じ。）が必要な元請事業者に対し、契約内容の履行の確保を行う観点から必要がある場合には、外注に際して当該元請事業者が地域の中小企業・小規模事業者の活用を考慮し、その人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額）を確保するとともに、外注先との間で予め書面により作業内容、人件費単価、期間等を明確化するよう努めることについて、ホームページへの掲載、入札説明の際に周知を行うよう努めるものとする。

(9) 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

国等は、特に人件費比率の高い役務契約に対し、業務内容に応じて部分払（毎月払い等）を行うよう配慮することに努めるものとする。

6 ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

国等は、官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引き上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、ダンピング対策の充実等、適正価格での契約や価格と品質が総合的に優れた調達の推進を図るため、適切な対策を講ずる。

また、平成26年4月1日に消費税率が8%に引き上げられたことを踏まえ、契約の適正な履行の確保の観点から、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する。

(1) ダンピング防止推進の周知

国等は、ダンピングの防止について、ホームページへの掲載、入札説明の際に周知を行うよう努めるものとする。

また、国等は、建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）の施行を踏まえて、公共工事の入札の際に、入札金額の内訳書の提出を適切に求めていくものとする。

(2) 適切な予定価格の作成

① 国等は、役務及び工事等の発注に当たっては、需給の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ各都道府県における最低賃金額の改定も反映した額）等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に、最新の実勢価格や需給の状況等を考慮するよう努めるものとする。

② 国等は、公庫等及び地方公共団体における工事等の発注に際し、いわゆる歩切りや予定価格等の事前公表の取りやめ等が促進されるよう努めるものとする。

(3) 低入札価格調査制度の適切な活用等

① 国等は、役務及び工事等の発注に当たっては、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、低入札価格調査制度を適切に活用するものとする。

② 国等は、特に人件費比率の高い役務契約については、適正な履行確保の観点から、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、人件費が明記された入札価格内訳書の微収を徹底し、最低賃金額を下回る人件費でないことに留意するとともに、落札の決定があった旨の公表の徹底を行うものとする。

また、下請代金支払遅延等防止法、独占禁止法及び労働関連法等の所管行政庁は、その執行を図る上で、必要に応じ下記③において中小企業庁が取りまとめた情報も含め、低入札価格調査制度に基づく調査情報も活用する。

③ 中小企業庁は、特に人件費比率の高い役務契約であって人件費単価が低い業務（清掃等）について、各府省等が公表する低入札価格調査制度に基づく調査情報を取りまとめ、下請代金支払遅延等防止法、独占禁止法及び労働関連法等の所管行政庁に提供する。

④ 国等は、地方公共団体における役務及び工事等の発注に際し、低入札価格調査制度、最制限価格制度及び入札ボンド制度等の適切な活用が促進されるよう努めるものとする。

(4) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

国等は、特に人件費比率の高い役務契約であって人件費単価が低い業務（清掃等）に関し、年度途中に最低賃金額の改定があった場合は、適正な価格で契約金額の見直しが行われるよう検討し対応するように努めるものとする。

(5) 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保

国等は、契約の締結等に当たっては、消費税率引き上げ分の予定価格への反映等、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年6月12日法律第41号）等の関係法令を遵守するものとする。

7 地方公共団体への協力依頼

(1) 国等の契約の基本方針の要請等

国は、すべての地方公共団体に対して、国等の契約の基本方針に準じて、地域の実情に応じて必要な場合には、中小企業者に関する契約の方針等を策定すること等により、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう要請する。

(2) 国等の契約の基本方針に準じて講じられた措置の実施状況の公表

中小企業庁は、地方公共団体による国等の契約の基本方針に準じて講じられた措置の実施状況について取りまとめ、その情報を公表するものとする。

また、地方公共団体の官公需施策の推進に資するため、地方公共団体による官公需施策の事例等を収集して取りまとめ、これらの情報を公表するものとする。

(3) 連携推進体制の活用

中小企業庁は、新規中小企業者調達推進協議会（注）を活用して、国等の契約の基本方針に盛り込んだ中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための取組が一層効果的なものになるよう、情報提供に努めるものとする。

また、地方公共団体が地域の強み・特色を活かして地域内の中小企業・小規模事業者の官公需受注機会の更なる増大を図るための方策についての検討を行う。

（注）47都道府県と中小企業庁の職員が参加し、国及び地方公共団体の取組に関する情報の共有や連携方策に関する協議を行う会議。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項

1 新規中小企業者の活用に関する基本的な事項

国等は、新規中小企業者の受注機会の増大を図るために、次の措置を強力に推進するものとする。

なお、公共工事については、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、品質が受注者の技術的能力等に負うところが大きいこと等の特性に鑑み、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨を踏まえ、工事の経験、施工状況の評価、技術者の経験その他技術的能力を考慮し、工事の品質の確保に留意するものとする。その際、入札及び契約の透明性、競争の公正性の確保等に配慮するものとする。

(1) 新規中小企業者への配慮

① 国等は、役務及び工事等における一般競争入札の際には、契約の履行の確保に支障がない限り、過去の実績を過度に求めないように配慮するものとする。

また、競争参加者の資格の設定に際し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、参加者の増加による競争性の向上が必要なときには、新規中小企業者の受注機会の増大を図る観点から、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

② 国等は、少額の随意契約による場合には、契約の内容、地域特性等を踏まえつつ、契約

履行の支障の有無に留意しながら、新規中小企業者を見積先に含めるよう努めるものとする。

なお、見積先が固定化しないよう、小企業者を含む小規模事業者や国等との調達の実績が少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。

- ③ 国等は、新規中小企業者が提供する新商品等について、公募により当該新商品等と同様の性質を有する商品等を供給できる者が他にいないことが明らかになった場合であって、引き続き、供給できる者が他にいないことが明らかなときは、公募の手続きを省略することができる。
- ④ 国等は、指名競争による場合及び少額の随意契約による場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号に基づく都道府県知事の認定に係る商品（「いわゆるトライアル発注制度」という。）、その他関係法令等で認定された商品又はサービスのうち、新規中小企業者が取り組むものについて、受注機会の増大を図るものとする。
- ⑤ 国等は、新規事業者の入札機会を拡大するために、物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格のあり方につき、引き続き検討を行う。
- ⑥ 国等は、新規中小企業者の受注能力の向上に資するために、新規中小企業者の相談に対し、上記第2に掲げる国等が設置する「官公需相談窓口」及び中小企業団体中央会が設置する「官公需総合相談センター」において、適切に対応するものとする。

（2）中小企業基盤整備機構の情報提供業務

- ① 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）は、中小企業庁と連携して、新規中小企業者が官公需向けに提供可能な商品・サービス等を登録するサイト（以下「ここから調達サイト」という。）を運営するとともに、当該サイト運営において、新規中小企業者の受注機会の増大を図るため必要な情報提供の充実に努めるものとする。
- ② また、ここから調達サイトの登録に当たっては、中小企業庁及び中小機構は、各府省等、地方公共団体、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等の関係機関と連携して、新規中小企業者に登録を促すものとする。

（3）地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への配慮

- ① 国等は、地方公共団体と連携して、地域の新規中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。
- ② 中小企業庁は、新規中小企業者調達推進協議会の場等を活用して、地域の新規中小企業者の受注事例の把握に努め、その情報を提供する。

また、中小企業庁は、地方公共団体の長により認定された商品又はサービスの受注機会の増大を図るため、新規中小企業者調達推進協議会の場等を活用して、こうした商品等を周知する機会等を提供するものとする。

2 組合の活用に関する基本的な事項

（1）事業協同組合等、官公需適格組合の受注の機会の増大

- ① 国等は、中小企業等協同組合法（昭和24年6月1日法律第181号）に基づいて設立された事業協同組合等、及び同事業協同組合等の中から共同受注体制が整っていること等の要件を満たす組合で中小企業庁が証明した官公需適格組合の受注機会の増大に努めるものとする。
- ② 中小企業庁は、中小企業団体中央会が、事業協同組合等の共同受注体制を整備し、官公

需適格組合設立を促進するため、共同受注のモデルとなる規約を整備し、普及促進を行う取組を支援する。

(2) 官公需適格組合の活用

- ① 国等は、官公需適格組合の競争契約参加資格審査に当たっては、総合点の算定方法に関する特例の一層の活用に努めるとともに、中小企業庁は、新規中小企業者調達推進協議会の場等を活用して特例の措置が講じられていない地方公共団体に対して、所要の措置が講じられるよう要請するものとする。
- ② 国等は、官公需適格組合制度について、官公需適格組合の発注機関別受注実績を公表するほか、各府省等は、中小企業庁と協力しつつ、発注機関に対し、当該制度の一層の周知徹底に努めるものとする。また、国は、地方公共団体に対する当該制度の一層の周知に努めるものとする。
- ③ 中小企業庁は、全国中小企業団体中央会が、新規中小企業者の受注力の向上を図るために、官公需適格組合への加入や新規組合の設立を促進するための説明会の開催等の取組を支援する。

第4 前3号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

(1) 国等の契約の基本方針の普及及び徹底等

国等は、国等の契約の基本方針について、一層の普及及び徹底を図るものとする。また、国等の地方支分部局等は、官公需確保対策地方推進協議会（注）への参加等により得た中小企業・小規模事業者の声を踏まえ、地方の実情に即して、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

(2) 国等の契約の基本方針の措置状況の通知及び情報の公表

各府省等は、上記第2及び第3の諸項目に関する措置状況を中小企業庁あて通知する等、中小企業庁と密接な連絡を取るとともに、当該諸項目の進行について地方支分部局等を指導する等適切な管理を行い、その実施について遺憾のないよう努めるものとする。中小企業庁は、各府省等から通知された措置状況について取りまとめ、その情報を公表するものとする。

平成29年度中小企業・小規模事業者向け契約実績

(単位：億円)

各 府 省 等 名	官 公 需 総 繢 額 (A)						中小企業・小規模事業者向け 契 約 実 繢 額 (B)			新規中 小 企 業 者 向 け 契 約 実 繢 額 (C)			C/A (%)	
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計		
衆議院	25	16	78	119	19	7	11	37	1	74.6	44.1	14.7	31.4	0.43
参議院	3	9	13	25	2	1	3	6	[0]	58.2	14.2	25.0	25.6	0.44
最高裁判所	36	115	131	282	23	54	44	121	1	64.7	46.9	33.6	42.9	0.39
会計検査院	2	[0]	4	6	2	[0]	1	3	[0]	91.5	93.4	31.1	49.9	1.09
内閣・内閣府	662	687	983	2,332	141	584	259	984	14	21.3	85.0	26.3	42.2	0.62
復興庁	1	0	3	4	[0]	0	1	1	[0]	51.0	0.0	31.3	35.3	0.10
総務省	31	1	118	151	20	[0]	56	76	3	63.6	46.0	47.3	50.7	1.99
法務省	399	166	510	1,075	227	78	166	471	39	57.0	46.8	32.5	43.8	3.59
外務省	14	1	76	91	5	1	21	27	[0]	34.4	75.1	27.6	29.3	0.51
財務省	163	140	386	688	100	127	238	464	16	61.3	90.7	61.5	67.4	2.28
文部科学省	434	51	53	539	402	3	29	434	[0]	92.5	5.7	54.3	80.5	0.09
厚生労働省	154	61	278	492	118	51	155	324	11	76.7	83.3	56.0	65.8	2.29
農林水産省	89	1,342	1,033	2,464	61	938	826	1,825	45	68.4	69.9	79.9	74.0	1.82
経済産業省	12	2	170	184	7	1	114	122	12	63.9	23.2	67.1	66.4	6.27
国土交通省	1,044	19,589	5,859	26,492	547	12,150	2,181	14,879	234	52.4	62.0	37.2	56.2	0.88
環境省	14	91	275	379	11	60	87	158	2	78.3	66.0	31.7	41.6	0.60
防衛省	3,263	1,909	1,968	7,140	1,645	898	720	3,263	124	50.4	47.1	36.6	45.7	1.73
国 計	6,345	24,179	11,939	42,463	3,330	14,952	4,913	23,195	502	52.5	61.8	41.2	54.6	1.18
公 庫 等	12,712	8,564	11,211	32,488	6,588	3,615	4,853	15,056	495	51.8	42.2	43.3	46.3	1.52
国 等	19,057	32,744	23,150	74,951	9,918	18,567	9,766	38,251	997	52.0	56.7	42.2	51.0	1.33

(注1) 計の金額は、各府省等から平成29年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

(注2) 括弧書([])は、金額が5千万円未満であることを示す。

平成30年度中小企業・小規模事業者向け契約目標

(単位:億円)

各 府 省 等 名	官 公 需 総 予 算 額 (A)						中 小 企 業 ・ 小 規 模 事 業 者 向 け 契 約 目 標 額 (B)			B/A (%)	
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務
衆 議 院	32	18	78	128	22	9	39	70	70.0	50.0	55.0
參 議 院	3	15	13	31	2	9	7	18	56.6	56.6	56.6
最 高 裁 判 所	39	107	134	280	26	61	56	144	67.0	57.3	42.1
会 計 檢 查 院	2	1	7	10	2	1	4	6	85.0	100.0	60.0
内 閣 ・ 内 閣 府	441	778	617	1,837	166	581	262	1,009	37.5	74.7	42.5
復 興 廳	1	0	4	5	1	0	2	3	69.3	0.0	43.1
總 務 省	72	2	118	193	46	1	54	100	63.0	46.9	45.4
法 務 省	748	3	478	1,230	417	3	233	652	55.7	75.9	48.7
外 務 省	15	1	78	94	11	1	57	69	72.9	74.9	72.9
財 務 省	168	129	354	651	99	112	203	413	58.9	86.6	57.2
文 部 科 學 省	447	4	52	503	414	4	29	446	92.6	97.8	63.5
厚 生 労 働 省	171	62	261	494	126	50	148	324	74.0	80.9	56.7
農 林 水 產 省	85	1,473	1,083	2,641	61	1,099	872	2,033	72.4	74.6	80.5
經 濟 產 業 省	12	2	166	180	8	1	112	120	64.4	22.7	66.5
國 土 交 通 省	879	17,363	5,152	23,394	461	10,789	1,915	13,166	52.5	62.1	37.2
環 境 省	15	72	317	404	12	56	183	251	79.9	78.1	62.1
防 衛 省	3,594	2,373	2,699	8,666	2,056	1,487	1,293	4,836	57.2	62.7	47.9
國 計 計 算 機 省	6,724	22,403	11,614	40,741	3,929	14,263	5,468	23,659	58.4	63.7	55.8
公 庫 等 計 算 機 省	12,838	8,655	10,875	32,369	7,468	3,750	5,416	16,634	58.2	43.3	49.8
國 等 計 算 機 省	19,562	31,059	22,489	73,110	11,396	18,013	10,884	40,294	58.3	58.0	48.4
											55.1

(注) 計の欄の金額は、各府省等から平成30年度の見込みとして提出された又は前年度目標の相当額を確認した金額の合計であるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

平成29年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等 名	官 公 需 総 實 繢 額 (A)				中 小 企 業 ・ 小 規 �模 事 業 者 向 け 契 約 実 繢 額 (B)				B/A (%)		C/A (%)	
	物 件 工 事	役 務 計	物 件 工 事	役 務	物 件 工 事	役 務	物 件 工 事	役 務	計	計		
内閣府所管計	396	196	6,651	7,244	269	143	2,229	2,641	434	67.8	72.6	33.5
独立行政法人国立公文書館	35	6	536	577	30	2	134	166	1	84.3	26.1	25.1
独立行政法人北方領土問題対策協会	14	5	370	390	14	5	220	239	1	97.5	100.0	59.5
独立行政法人国民生活センター	137	71	362	571	70	47	147	264	1	51.3	65.3	40.7
国立研究開発法人日本医療研究開発機構	130	6	3,906	4,042	85	0	1,369	1,454	420	65.5	0.0	35.0
沖縄振興開発金融公庫	79	108	1,478	1,665	69	89	359	517	10	87.8	82.8	24.3
総務省所管計	9,164	463	11,991	21,618	4,685	432	3,714	8,832	1,110	51.1	93.4	31.0
国立研究開発法人情報通信研究機構	9,108	463	7,993	17,564	4,650	432	3,398	8,481	1,072	51.1	93.4	42.5
独立行政法人統計センター	55	0	3,625	3,680	34	0	180	214	38	61.5	0.0	5.0
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構	1	0	372	374	1	0	136	137	1	48.3	0.0	36.6
法務省所管計	83	89	313	485	21	84	33	137	9	24.7	94.3	10.5
日本司法支援センター	83	89	313	485	21	84	33	137	9	24.7	94.3	10.5
外務省所管計	2,024	377	14,469	16,870	1,426	218	8,365	10,009	1,521	70.4	57.8	36.7
独立行政法人国際協力機構	2,001	377	14,428	16,806	1,404	218	8,337	9,959	1,521	70.2	57.8	94.3
独立行政法人国際交流基金	23	[0]	41	65	21	[0]	28	50	0	91.6	66.3	68.8
財務省所管計	10,975	4,129	9,574	24,679	4,822	1,860	2,950	9,632	191	43.9	45.1	30.8
独立行政法人酒類総合研究所	147	28	134	309	111	21	76	209	27	75.7	74.6	56.7
独立行政法人造幣局	4,393	429	2,220	7,042	2,234	265	898	3,397	47	50.8	61.9	40.5
独立行政法人国立印刷局	6,435	3,672	7,220	17,327	2,477	1,574	1,976	6,026	117	38.5	42.9	27.4
文部科学省所管計	732,810	161,712	560,562	1,455,084	460,596	94,392	243,908	798,897	32,701	62.9	58.4	43.5
国立大学法人北海道大学	16,313	2,153	7,918	26,384	6,705	1,642	3,800	12,147	324	41.1	76.2	48.0
国立大学法人北海道教育大学	1,131	572	444	2,147	874	561	339	1,774	4	77.3	98.0	76.3

(注1) 計の欄の金額は、各府省等から平成29年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

(注2) 括弧書([])は、金額が50万円未満であることを示す。

平成29年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等 名	官 公 需 総 繰 績 (A)					中小企業・小規模事業者向け 契約 実 繰 績 (B)			B/A (%)		C/A (%)		
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計	
国立大学法人室蘭工業大学	435	213	876	1,525	324	213	175	712	7	74.5	100.0	20.0	46.7
国立大学法人小樽商科大学	158	297	289	745	105	297	193	595	14	66.7	100.0	66.6	79.9
国立大学法人帯広畜産大学	738	175	277	1,189	595	153	171	919	3	80.7	87.6	61.7	77.3
国立大学法人旭川医科大学	11,057	1,029	3,011	15,097	6,290	512	1,177	7,979	367	56.9	49.8	39.1	52.9
国立大学法人北見工業大学	382	434	410	1,227	205	431	272	909	18	53.7	99.3	66.4	74.1
国立大学法人弘前大学	10,503	601	4,065	15,170	6,064	601	1,644	8,309	5	57.7	100.0	40.4	54.8
国立大学法人岩手大学	1,318	670	1,476	3,465	1,126	645	1,084	2,855	19	85.4	96.1	73.5	82.4
国立大学法人東北大学	29,463	4,845	14,905	49,214	16,751	1,607	7,487	25,846	1,867	56.9	33.2	50.2	52.5
国立大学法人宮城教育大学	172	58	298	528	132	58	226	417	36	77.0	99.6	75.9	78.9
国立大学法人秋田大学	9,130	1,506	3,318	13,954	5,275	576	1,198	7,049	107	57.8	38.3	36.1	50.5
国立大学法人山形大学	10,541	2,772	5,841	19,153	9,381	1,550	1,578	12,509	125	89.0	55.9	27.0	65.3
国立大学法人福島大学	518	248	325	1,092	415	221	250	886	46	80.1	89.0	76.7	81.1
国立大学法人茨城大学	1,033	217	1,001	2,250	585	198	422	1,205	22	56.6	91.5	42.2	53.6
国立大学法人筑波大学	9,182	2,241	2,828	14,251	8,467	2,203	1,428	12,098	785	92.2	98.3	50.5	84.9
国立大学法人筑波技術大学	171	272	190	634	133	209	145	487	29	77.8	76.9	75.9	76.8
国立大学法人宇都宮大学	807	834	696	2,337	609	826	446	1,880	53	75.5	99.0	64.0	80.5
国立大学法人群馬大学	11,923	1,106	5,567	18,596	10,292	1,087	4,441	15,820	235	86.3	98.3	79.8	85.1
国立大学法人埼玉大学	924	606	952	2,482	664	560	410	1,634	47	71.8	92.5	43.0	65.8
国立大学法人千葉大学	15,357	2,686	4,748	22,792	6,925	840	3,703	11,469	3,006	45.1	31.3	78.0	50.3
国立大学法人東京大学	22,815	27,911	22,922	73,648	17,187	8,974	15,184	41,346	1,065	75.3	32.2	66.2	56.1
国立大学法人東京医科歯科大学	16,563	961	7,678	25,202	7,841	884	2,971	11,697	202	47.3	91.9	38.7	46.4
国立大学法人東京外国语大学	227	85	795	1,107	156	63	231	450	22	68.8	74.1	29.1	40.7
													1.99

(注1) 計の欄の金額は、各府省等から平成29年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

平成29年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等 名	官 公 需 総 繰 績 額 (A)					中小企業・小規模事業者向け 契約 実 繰 績 額 (B)					B/A (%)		C/A (%)	
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計		
国立大学法人東京学芸大学	450	325	815	1,591	317	315	501	1,133	7	70.4	96.7	61.5	71.2	0.44
国立大学法人東京農工大学	2,436	1,100	1,257	4,793	2,081	1,095	867	4,043	76	85.4	99.6	69.0	84.4	1.59
国立大学法人東京藝術大学	754	674	976	2,404	584	663	629	1,876	86	77.5	98.4	64.5	78.1	3.58
国立大学法人東京工業大学	8,009	3,771	4,513	16,293	5,928	3,149	2,510	11,588	192	74.0	83.5	55.6	71.1	1.18
国立大学法人東京海洋大学	642	484	542	1,668	515	348	257	1,120	7	80.3	71.8	47.4	67.1	0.42
国立大学法人お茶の水女子大学	841	849	939	2,629	548	837	508	1,893	28	65.2	98.5	54.1	72.0	1.06
国立大学法人電気通信大学	1,186	490	597	2,273	890	479	411	1,780	12	75.1	97.8	68.8	78.3	0.54
国立大学法人一橋大学	609	367	1,288	2,264	397	345	855	1,598	46	65.3	94.1	66.4	70.6	2.01
国立大学法人横浜国立大学	1,615	1,064	1,172	3,852	1,300	431	657	2,388	94	80.5	40.5	56.0	62.0	2.44
国立大学法人新潟大学	10,503	680	4,582	15,765	6,808	547	2,835	10,191	390	64.8	80.5	61.9	64.6	2.48
国立大学法人長岡技術科学大学	1,283	134	536	1,954	622	110	355	1,087	36	48.5	82.2	66.2	55.7	1.85
国立大学法人上越教育大学	183	102	407	692	141	97	348	587	11	77.0	95.4	85.5	84.7	1.54
国立大学法人富山大学	10,695	1,588	3,200	15,483	9,592	1,247	1,694	12,534	112	89.7	78.6	53.0	81.0	0.72
国立大学法人金沢大学	17,717	373	4,744	22,834	9,612	331	3,062	13,005	284	54.3	88.8	64.5	57.0	1.24
国立大学法人福井大学	8,876	566	2,474	11,916	5,918	294	1,174	7,386	152	66.7	51.9	47.5	62.0	1.27
国立大学法人山梨大学	9,163	2,143	3,453	14,759	6,436	1,259	1,846	9,541	98	70.2	58.8	53.5	64.6	0.66
国立大学法人信州大学	16,704	1,423	5,850	23,977	10,530	1,399	2,358	14,287	837	63.0	98.3	40.3	59.6	3.49
国立大学法人岐阜大学	11,470	1,031	4,433	16,934	3,920	365	1,824	6,108	269	34.2	35.4	41.1	36.1	1.59
国立大学法人静岡大学	1,222	1,218	1,271	3,710	1,010	1,169	958	3,137	171	82.7	96.0	75.4	84.6	4.60
国立大学法人浜松医科大学	10,284	2,733	3,544	16,561	5,131	1,892	1,958	8,982	282	49.9	69.2	55.3	54.2	1.71
国立大学法人名古屋大学	31,536	1,592	8,589	41,717	11,640	802	5,060	17,502	799	36.9	50.4	58.9	42.0	1.92
国立大学法人愛知教育大学	397	670	253	1,320	309	664	149	1,123	17	77.9	99.2	58.8	85.0	1.25

(注1) 計の欄の金額は、各府省等から平成29年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

平成29年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等 名	官 公 需 総 繢 額 (A)					中小企業・小規模事業者向け 契 約 実 繢 額 (B)			新規中 小 企 業 者 向 け 契 約 実 績 額 (C)			B/A (%)		C/A (%)
	物 件 工 事	役 務 計	物 件 工 事	役 務	計	物 件 工 事	役 務	計	物 件 工 事	役 務	計	計	計	
国立大学法人名古屋工業大学	1,258	544	1,146	2,949	1,195	540	778	2,512	57	94.9	99.1	67.9	85.2	1.94
国立大学法人豊橋技術科学大学	940	655	647	2,242	612	247	228	1,087	52	65.1	37.8	35.2	48.5	2.33
国立大学法人三重大学	10,660	671	2,211	13,542	6,814	640	575	8,029	66	63.9	95.4	26.0	59.3	0.49
国立大学法人滋賀大学	315	183	316	814	240	183	242	665	14	76.1	100.0	76.6	81.7	1.69
国立大学法人駒澤大学	10,481	271	3,123	13,875	4,482	248	1,534	6,264	240	42.8	91.5	49.1	45.1	1.73
国立大学法人京都大学	19,109	6,505	17,098	42,713	14,389	3,493	8,532	26,414	5,705	75.3	53.7	49.9	61.8	13.36
国立大学法人京都教育大学	390	279	655	1,325	165	279	585	1,029	36	42.3	100.0	89.2	77.7	2.71
国立大学法人京都芸術短期大学	1,183	329	1,042	2,554	737	308	386	1,431	191	62.3	93.5	37.1	56.0	7.49
国立大学法人大阪大学	33,074	5,216	17,339	55,629	21,922	3,845	9,627	35,394	2,044	66.3	73.7	55.5	63.6	3.67
国立大学法人大阪教育大学	511	483	789	1,783	349	481	496	1,326	6	68.2	99.6	62.9	74.4	0.31
国立大学法人兵庫教育大学	81	250	109	439	56	246	90	392	2	69.3	98.7	82.7	89.4	0.35
国立大学法人神戸大学	23,470	2,043	7,579	33,092	18,745	1,588	5,010	25,343	1,590	79.9	77.7	66.1	76.6	4.80
国立大学法人奈良教育大学	239	172	153	564	129	170	84	383	22	54.0	99.2	54.8	68.0	3.90
国立大学法人奈良女子大学	388	240	233	861	193	219	158	571	22	49.8	91.6	67.8	66.3	2.57
国立大学法人和歌山大学	595	190	320	1,105	387	173	202	762	22	65.1	91.1	63.1	69.0	1.97
国立大学法人鳥取大学	12,198	1,493	4,897	18,589	8,515	1,429	2,680	12,625	72	69.8	95.7	54.7	67.9	0.39
国立大学法人島根大学	9,934	577	2,723	13,234	3,961	564	1,305	5,830	21	39.9	97.7	47.9	44.1	0.16
国立大学法人岡山大学	16,824	2,181	7,057	26,061	6,066	1,744	2,787	10,597	510	36.1	80.0	39.5	40.7	1.96
国立大学法人広島大学	18,984	1,342	2,493	22,819	11,867	1,243	1,623	14,733	439	62.5	92.6	65.1	64.6	1.92
国立大学法人山口大学	11,441	2,477	4,767	18,685	6,948	542	3,800	11,290	70	60.7	21.9	79.7	60.4	0.38
国立大学法人徳島大学	12,151	1,279	4,202	17,632	6,709	729	1,200	8,639	64	55.2	57.0	28.6	49.0	0.36
国立大学法人鳴門教育大学	246	121	118	485	215	106	107	427	3	87.4	87.5	90.3	88.1	0.59

(注) 計の欄の金額は、各府省等から平成29年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

平成29年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等 名	官 公 需 総 繢 額 (A)					中小企業・小規模事業者向け 契 約 実 繢 額 (B)			新規中 小 企 業 者 向 け 契 約 実 績 額 (C)			B/A (%)		C/A (%)
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計	物 件	
国立大学法人香川大学	8,090	2,730	2,866	13,687	7,364	594	2,328	10,286	48	91.0	21.8	81.2	75.2	0.35
国立大学法人愛媛大学	11,438	1,026	3,291	15,754	8,546	910	2,113	11,569	258	74.7	88.8	64.2	73.4	1.64
国立大学法人高知大学	8,569	417	3,149	12,134	6,316	389	2,595	9,300	218	73.7	93.2	82.4	76.6	1.80
国立大学法人福岡教育大学	274	196	318	788	226	193	194	613	69	82.4	98.5	61.1	77.8	8.79
国立大学法人九州大学	30,344	12,327	10,254	52,925	18,463	6,401	7,570	32,434	563	60.8	51.9	73.8	61.3	1.06
国立大学法人九州工業大学	939	327	1,068	2,334	719	316	551	1,586	54	76.6	96.5	51.6	67.9	2.30
国立大学法人佐賀大学	9,498	1,234	3,055	13,788	5,418	1,219	1,266	7,903	21	57.0	98.8	41.4	57.3	0.15
国立大学法人長崎大学	10,097	1,237	7,101	18,435	7,053	1,197	2,356	10,606	339	69.9	96.8	33.2	57.5	1.84
国立大学法人熊本大学	16,570	3,919	5,129	25,618	11,424	2,851	3,839	18,114	54	68.9	72.7	74.9	70.7	0.21
国立大学法人大分大学	9,851	778	3,047	13,676	4,253	741	1,353	6,347	69	43.2	95.3	44.4	46.4	0.50
国立大学法人宮崎大学	10,395	677	3,539	14,611	9,689	656	2,777	13,122	64	93.2	96.9	78.5	89.8	0.44
国立大学法人鹿児島大学	13,615	6,963	4,617	25,194	5,447	706	2,318	8,470	92	40.0	10.1	50.2	33.6	0.36
国立大学法人鹿屋体育大学	254	276	247	776	185	84	157	427	44	73.1	30.6	63.5	55.0	5.66
国立大学法人琉球大学	9,761	833	3,483	14,077	9,351	825	3,300	13,477	121	95.8	99.1	94.8	95.7	0.86
国立大学法人政策研究大学院大学	152	0	570	722	98	0	197	295	22	64.6	0.0	34.6	40.9	3.08
国立大学法人総合研究大学院大学	117	72	166	355	71	52	103	226	9	60.6	72.7	62.1	63.8	2.60
国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学	801	161	531	1,493	542	158	386	1,086	56	67.6	98.0	72.7	72.7	3.75
国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学	981	178	1,133	2,292	599	159	651	1,408	351	61.0	89.0	57.5	61.5	15.33
大学共同利用機関法人人間文化研究機構	1,131	448	2,092	3,671	850	186	1,203	2,239	98	75.2	41.6	57.5	61.0	2.67
大学共同利用機関法人自然科学研究機構	4,187	727	5,588	10,502	2,796	576	1,503	4,875	114	66.8	79.2	26.9	46.4	1.09
大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構	5,847	1,419	8,796	16,062	3,662	1,015	2,925	7,601	272	62.6	71.5	33.2	47.3	1.70
大学共同利用機関法人情報・システム研究機構	2,800	289	7,206	10,295	1,872	257	3,419	5,549	304	66.9	89.0	47.4	53.9	2.95
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	51	111	125	287	33	108	69	210	2	64.9	97.3	55.0	73.1	0.53

(注) 計の欄の金額は、各府省等から平成29年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

平成29年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等 名	官 公 需 総 繰 績 額 (A)					中小企業・小規模事業者向け 契 約 実 繰 績 額 (B)					B/A (%)		C/A (%)	
	物 件 工 事	役 務 計	物 件 工 事	役 務 計	物 件 工 事	役 務 計	物 件 工 事	役 務 計	物 件 工 事	役 務 計	物 件 工 事	役 務 計		
独立行政法人教職員支援機構	89	172	415	676	73	159	230	462	50	81.3	92.5	55.4	68.2	7.34
独立行政法人大学入試センター	422	641	1,310	2,373	417	638	796	1,852	1	98.9	99.6	60.8	78.0	0.04
独立行政法人国立青少年教育振興機構	1,624	870	1,398	3,892	863	810	698	2,371	36	53.1	93.1	49.9	60.9	0.93
独立行政法人国立女性教育会館	76	34	155	265	67	24	114	204	70	88.0	69.9	73.5	77.2	26.58
独立行政法人国立科学博物館	227	137	1,067	1,431	160	53	182	395	42	70.4	38.7	17.1	27.6	2.94
独立行政法人国立美術館	787	341	2,390	3,517	334	102	1,103	1,538	49	42.4	30.0	46.1	43.7	1.40
独立行政法人国立文化財機構	1,538	1,174	3,005	5,716	828	241	1,383	2,452	17	53.8	20.6	46.0	42.9	0.29
独立行政法人日本スポーツ振興センター	824	606	1,250	2,681	573	163	927	1,664	64	69.6	27.0	74.1	62.1	2.39
独立行政法人日本芸術文化振興会	238	659	2,812	3,709	212	492	1,657	2,361	98	89.0	74.6	58.9	63.6	2.63
独立行政法人日本学術振興会	937	0	2,453	3,390	174	0	1,162	1,336	[0]	18.6	0.0	47.4	39.4	0.00
独立行政法人大学改革・学位授与機構	95	19	281	395	68	9	162	239	3	72.2	45.6	57.5	60.5	0.85
独立行政法人日本学生支援機構	1,891	106	2,952	4,949	855	81	1,178	2,114	162	45.2	76.7	39.9	42.7	3.28
独立行政法人国立高等専門学校機構	5,847	4,938	5,387	16,172	4,551	4,709	3,299	12,559	353	77.8	95.4	61.2	77.7	2.18
国立研究開発法人材料研究機構	4,113	3,085	3,122	10,319	3,064	157	1,683	4,904	327	74.5	5.1	53.9	47.5	3.16
国立研究開発法人防災科学技術研究所	741	138	1,977	2,856	464	110	1,227	1,800	61	62.6	79.7	62.0	63.0	2.12
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	6,565	707	14,279	21,552	4,988	619	6,877	12,483	478	76.0	87.5	48.2	57.9	2.22
国立研究開発法人科学技術振興機構	1,281	62	11,049	12,392	794	13	4,718	5,525	282	62.0	20.3	42.7	44.6	2.27
国立研究開発法人理化学研究所	20,760	3,294	21,741	45,794	17,072	1,330	7,111	25,514	1,795	82.2	40.4	32.7	55.7	3.92
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	8,227	1,807	127,540	137,575	4,161	1,101	12,167	17,429	1,321	50.6	60.9	9.5	12.7	0.96
国立研究開発法人海洋研究開発機構	5,014	412	15,058	20,484	1,504	86	10,805	12,395	173	30.0	20.8	71.8	60.5	0.85
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	10,353	1,736	30,070	42,159	7,441	1,453	19,476	28,369	395	71.9	83.7	64.8	67.3	0.94
日本私立学校振興・共済事業団	3,488	1,059	8,196	12,743	928	678	1,960	3,565	16	26.6	64.0	23.9	28.0	0.13

(注1) 該の欄の金額は、各府省等から平成29年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

(注2) 括弧書([])は、金額が50万円未満であることを示す。

平成29年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等 名	官 公 需 総 繢 額 (A)					中小企業・小規模事業者向け 契約 実 繢 額 (B)					B/A (%)		C/A (%)	
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計		
厚生労働省所管計	438,337	74,216	277,848	790,401	146,230	15,717	133,127	295,074	7,000	33.4	21.2	47.9	37.3	0.89
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所	1,878	450	3,121	5,449	1,121	6	2,439	3,567	48	59.7	1.4	78.1	65.5	0.88
独立行政法人労働者健康安全機構	86,649	4,243	33,886	124,778	28,893	2,212	11,872	42,977	722	33.3	52.1	35.0	34.4	0.58
年金積立金管理運用独立行政法人	22	0	789	810	13	0	305	317	290	57.2	0.0	38.6	39.2	35.76
独立行政法人勤労者退職金共済機構	151	0	2,005	2,156	101	0	1,442	1,543	9	67.3	0.0	71.9	71.6	0.41
独立行政法人福祉医療機構	30	0	730	760	18	0	451	469	1	60.2	0.0	61.8	61.7	0.10
独立行政法人労働政策研究・研修機構	113	188	686	987	83	123	401	607	4	73.6	65.5	58.5	61.6	0.38
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	273	191	192	656	205	191	131	526	0	75.0	100.0	68.1	80.3	0.00
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	9,563	3,231	5,293	18,087	7,200	3,118	3,220	13,538	1,262	75.3	96.5	60.8	74.9	6.98
独立行政法人国立病院機構	205,449	32,717	108,444	346,610	54,644	7,354	50,112	112,110	1,472	26.6	22.5	46.2	32.3	0.42
独立行政法人医薬品医療機器総合機構	271	[0]	2,104	2,375	57	0	967	1,024	19	21.1	0.0	45.9	43.1	0.78
独立行政法人地域医療機能推進機構	56,177	17,667	37,575	111,419	19,541	957	14,142	34,640	107	34.8	5.4	37.6	31.1	0.10
日本年金機構	14,450	1,556	50,600	66,606	3,238	754	33,245	37,237	1,026	22.4	48.5	65.7	55.9	1.54
国立研究開発法人国立研究センター	26,521	2,368	13,085	41,975	10,229	171	5,298	15,698	1,062	38.6	7.2	40.5	37.4	2.53
国立研究開発法人国立循環器病研究センター	10,674	10,003	2,989	23,666	9,239	79	1,298	10,616	159	86.6	0.8	43.4	44.9	0.67
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	3,786	477	2,331	6,594	999	216	648	1,863	61	26.4	45.2	27.8	28.3	0.92
国立研究開発法人国際医療研究センター	11,914	420	8,470	20,804	6,930	115	4,348	11,394	299	58.2	27.5	51.3	54.8	1.44
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	7,401	491	4,084	11,976	2,695	421	1,817	4,933	356	36.4	85.7	44.5	41.2	2.97
農林水産省所管計	25,651	33,995	46,130	105,776	13,730	17,992	22,260	53,982	1,218	53.5	52.9	48.3	51.0	1.15
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	443	23	305	771	338	10	127	475	32	76.3	42.0	41.5	61.5	4.14
独立行政法人家畜改良センター	1,397	197	626	2,219	874	188	300	1,361	94	62.6	95.4	47.9	61.3	4.22

(注1) 計の欄の金額は、各府省等から平成29年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

平成29年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等 名	官 公 需 総 繰 績 額 (A)					中小企業・小規模事業者向け 契 約 実 繰 績 額 (B)			B/A (%)		C/A (%)	
	物 件 工 事	役 務 計	物 件 工 事	役 務	計	物 件 工 事	役 務	計	物 件 工 事	役 務		
国立研究開発法人水産研究・教育機構	3,403	803	3,677	7,883	2,097	491	2,947	5,535	297	61.6	80.1	70.2
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究所機構	8,090	2,893	4,772	15,755	5,561	1,604	2,302	9,468	248	68.7	55.4	48.3
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター	378	102	127	607	357	99	113	569	23	94.4	97.1	89.2
国立研究開発法人森林研究・整備機構	1,459	1,023	2,229	4,711	1,254	956	1,125	3,336	112	86.0	93.5	50.5
独立行政法人農畜産業振興機構	101	22	744	868	38	22	334	393	16	37.0	100.0	44.8
独立行政法人農業者年金基金	56	0	40	96	49	0	23	72	18	87.9	0.0	56.6
独立行政法人農林漁業信託基金	32	0	158	190	21	0	142	163	[0]	66.3	0.0	90.1
日本中央競馬会	10,291	28,933	33,452	72,676	3,140	14,622	14,847	32,609	378	30.5	50.5	44.4
経済産業省所管計	24,566	5,309	34,674	64,549	16,719	3,202	16,138	36,059	1,895	68.1	60.3	46.5
独立行政法人経済産業研究所	44	0	110	155	34	0	50	84	2	76.8	0.0	45.5
独立行政法人工業所有権情報・研修館	94	2	735	831	58	2	533	594	30	62.0	100.0	72.5
国立研究開発法人産業技術総合研究所	21,493	4,176	13,728	39,397	14,975	2,351	8,875	26,201	989	69.7	56.3	64.7
独立行政法人製品評価技術基盤機構	473	91	873	1,437	415	65	400	881	22	87.7	71.8	45.9
独立行政法人情報処理推進機構	1,048	6	3,364	4,418	288	0	921	1,208	194	27.5	0.0	27.4
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	121	10	2,149	2,280	93	7	201	301	27	77.0	76.8	9.3
独立行政法人日本貿易振興機構	234	40	6,349	6,623	116	39	1,503	1,658	389	49.6	96.5	23.7
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	514	660	2,927	4,101	244	502	1,255	2,001	121	47.5	76.1	42.9
国土交通省所管計	25,078	575,229	153,785	754,093	8,571	227,275	51,215	287,061	3,252	34.2	39.5	33.3
国立研究開発法人土木研究所	873	681	2,216	3,770	569	627	1,512	2,707	165	65.2	92.0	68.2
国立研究開発法人建築研究所	140	57	469	665	85	11	304	401	27	61.1	19.8	64.8
独立行政法人水資源機構	1,384	24,583	12,424	38,391	1,177	17,335	9,486	27,997	204	85.0	70.5	76.4

(注1) 計の欄の金額は、各府省等から平成29年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

(注2) 括弧書([])は、金額が5十円未満であることを示す。

平成29年度中小企業・小規模事業者向け契約実績(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等 名	官 公 需 総 繢 額 (A)					中小企業・小規模事業者向け 契約 実 繢 額 (B)			B/A (%)			C/A (%)
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	
独立行政法人都市再生機構	1,800	267,297	76,707	345,804	843	117,459	16,477	134,779	1,704	46.8	43.9	21.5
独立行政法人奄美群島振興開発基金	2	0	[0]	3	2	0	[0]	3	0	100.0	0.0	100.0
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	27	0	192	218	8	0	113	122	46	31.5	0.0	59.1
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	913	205	2,423	3,540	565	148	1,037	1,749	71	61.9	72.2	42.8
独立行政法人海技教育機構	552	417	1,000	1,969	216	414	213	843	5	39.2	99.2	21.3
独立行政法人航空大学校	242	292	4,733	5,268	239	290	1,484	2,013	152	98.6	99.2	31.4
独立行政法人自動車技術総合機構	1,938	925	3,730	6,593	575	871	625	2,070	43	29.7	94.1	16.8
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	16,387	280,466	15,917	312,770	3,768	89,874	5,265	98,907	191	23.0	32.0	33.1
独立行政法人国際観光振興機構	63	0	9,794	9,857	43	0	1,897	1,941	624	68.6	0.0	19.4
独立行政法人自動車事故対策機構	372	113	530	1,015	233	100	364	697	3	62.5	88.6	68.7
独立行政法人空港周辺整備機構	1	71	21	93	1	64	12	77	0	71.4	91.0	56.5
独立行政法人住宅金融支援機構	383	123	23,631	24,137	247	83	12,426	12,756	16	64.4	67.4	52.6
環境省所管計	1,840	692	5,059	7,591	1,406	184	1,331	2,921	136	76.4	26.6	26.3
国立研究開発法人国立環境研究所	1,745	685	4,223	6,653	1,325	182	1,110	2,618	118	75.9	26.5	26.3
独立行政法人環境再生保全機構	94	7	837	938	81	2	221	304	18	85.8	29.0	26.4
防衛省所管計	319	23	74	416	308	23	28	359	2	96.5	100.0	38.2
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	319	23	74	416	308	23	28	359	2	96.5	100.0	38.2

(注1) 計の金額は、各府省等から平成29年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

(注2) 括弧書([])は、金額が50万円未満であることを示す。

平成30年度中小企業・小規模事業者向け契約目標(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等 名	官 公 需 総 予 算 額 (A)					中小企業・小規模事業者向け 契 約 目 標 額 (B)			B/A (%)			
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計
内閣府所管計	414	194	6,489	7,097	292	126	2,654	3,073	70.6	65.0	40.9	43.3
独立行政法人国立公文書館	54	20	573	647	41	8	206	255	76.2	37.4	35.9	39.4
独立行政法人北方領土問題対策協会	15	5	369	389	12	0	228	240	80.0	0.0	61.8	61.7
独立行政法人国民生活センター	136	71	359	567	70	46	146	262	51.3	65.3	40.7	46.3
国立研究開発法人日本医療研究開発機構	126	6	3,799	3,931	99	0	1,599	1,698	78.6	0.0	42.1	43.2
沖縄振興開発金融公庫	82	92	1,389	1,563	70	72	475	617	85.1	78.3	34.2	39.5
総務省所管計	17,691	884	19,239	37,815	11,764	870	10,574	23,208	66.5	98.4	55.0	61.4
国立研究開発法人情報通信研究機構	17,642	884	15,466	33,992	11,739	870	8,739	21,347	66.5	98.4	56.5	62.8
独立行政法人統計センター	48	0	3,204	3,253	24	0	1,612	1,636	50.3	0.0	50.3	50.3
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構	1	0	569	570	1	0	224	225	81.9	0.0	39.3	39.4
法務省所管計	107	134	393	634	61	95	134	289	57.0	70.6	33.9	45.6
日本司法支援センター	107	134	393	634	61	95	134	289	57.0	70.6	33.9	45.6
外務省所管計	2,024	377	14,469	16,870	1,584	242	9,315	11,141	78.3	64.2	64.4	66.0
独立行政法人国際協力機構	2,000	377	14,428	16,805	1,563	242	9,286	11,091	78.2	64.2	64.4	66.0
独立行政法人国際交流基金	24	[0]	41	65	21	[0]	29	50	90.0	66.2	70.4	77.5
財務省所管計	14,915	4,762	10,988	30,665	6,673	2,293	3,689	12,655	44.7	48.2	33.6	41.3
独立行政法人酒類総合研究所	171	35	163	369	139	31	89	259	81.2	89.2	54.2	70.0
独立行政法人人造幣局	8,068	912	3,320	12,301	3,356	240	1,063	4,659	41.6	26.3	32.0	37.9
独立行政法人国立印刷局	6,676	3,815	7,504	17,995	3,178	2,022	2,538	7,738	47.6	53.0	33.8	43.0
文部科学省所管計	731,218	162,068	529,138	1,422,424	509,880	114,910	288,355	913,145	69.7	70.9	54.5	64.2
国立大学法人北海道大学	16,965	2,240	8,234	27,439	10,858	1,769	5,599	18,227	64.0	79.0	68.0	66.4
国立大学法人北海道教育大学	1,131	572	444	2,147	874	561	340	1,775	77.3	98.1	76.6	82.7

(注) 計の欄の金額は、各府省等から平成30年度の見込みとして提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

平成30年度中小企業・小規模事業者向け契約目標(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等 名	官 公 需 予 算 総 額 (A)	中小企業・小規模事業者向け 契 約 目 標 額 (B)				B/A (%)		
		物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務
国立大学法人室蘭工業大学	606	278	624	1,508	414	276	231	921
国立大学法人小樽商科大学	201	417	382	1,001	104	417	344	866
国立大学法人帯広畜産大学	716	170	268	1,154	579	150	175	904
国立大学法人旭川医科大学	11,057	1,247	3,024	15,329	6,790	671	1,277	8,737
国立大学法人北見工業大学	383	146	412	941	266	145	294	705
国立大学法人弘前大学	10,742	615	4,158	15,515	7,928	543	2,389	10,860
国立大学法人岩手大学	1,512	457	875	2,844	1,250	420	676	2,346
国立大学法人東北大	32,017	10,914	17,173	60,104	21,868	5,002	9,384	36,254
国立大学法人宮城教育大学	204	366	353	923	163	347	279	789
国立大学法人秋田大学	9,000	650	3,000	12,650	5,500	620	1,500	7,620
国立大学法人山形大学	10,624	2,507	6,463	19,593	9,339	1,294	1,656	12,289
国立大学法人福島大学	518	408	325	1,251	430	327	260	1,017
国立大学法人茨城大学	1,006	821	1,002	2,829	627	760	505	1,892
国立大学法人筑波大学	8,690	1,793	2,743	13,226	7,713	1,762	1,952	11,427
国立大学法人筑波技術大学	201	242	195	638	174	228	168	570
国立大学法人宇都宮大学	815	886	701	2,402	658	822	455	1,935
国立大学法人群馬大学	11,846	353	5,629	17,828	10,357	350	4,727	15,434
国立大学法人埼玉大学	802	984	995	2,781	631	919	453	2,003
国立大学法人千葉大学	15,357	1,200	4,747	21,304	11,550	960	3,703	16,213
国立大学法人東京大学	22,815	27,911	22,922	73,648	18,252	22,329	18,338	58,918
国立大学法人東京医科大学	16,959	853	7,764	25,576	11,832	780	4,782	17,394
国立大学法人東京外国語大学	215	80	750	1,045	150	56	525	731

(注) 計の欄の金額は、各府省等から平成30年度の見込みとして提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

平成30年度中小企業・小規模事業者向け契約目標(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等 名	官 公 需 予 算 総 額 (A)					中小企業・小規模事業者向け 契 約 目 標 額 (B)			B/A (%)			
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計
国立大学法人東京学芸大学	450	322	812	1,583	361	311	575	1,246	80.2	96.7	70.7	78.7
国立大学法人東京農工大学	1,568	671	996	3,235	1,375	668	687	2,730	87.7	99.6	69.0	84.4
国立大学法人東京藝術大学	726	568	896	2,190	570	560	585	1,715	78.5	98.5	65.3	78.3
国立大学法人東京工業大学	7,177	3,261	3,697	14,135	5,581	2,627	2,183	10,391	77.8	80.6	59.0	73.5
国立大学法人東京海洋大学	1,151	644	590	2,384	1,116	586	546	2,248	97.0	91.0	92.6	94.3
国立大学法人お茶の水女子大学	841	180	819	1,841	678	172	656	1,505	80.6	95.2	80.0	81.8
国立大学法人電気通信大学	1,300	550	500	2,350	1,012	496	376	1,884	77.8	90.1	75.2	80.1
国立大学法人一橋大学	609	542	1,288	2,439	397	520	855	1,773	65.3	96.0	66.4	72.7
国立大学法人横浜国公立大学	1,563	694	1,171	3,428	1,434	522	1,023	2,979	91.7	75.1	87.4	86.9
国立大学法人新潟大学	11,218	790	3,792	15,800	7,292	561	2,389	10,242	65.0	71.0	63.0	64.8
国立大学法人長岡技術科学大学	1,076	148	669	1,893	824	122	512	1,458	76.5	82.4	76.5	77.0
国立大学法人上越教育大学	183	102	407	692	156	87	346	588	85.0	85.0	85.0	85.0
国立大学法人富山大学	10,370	879	3,153	14,401	9,634	691	2,176	12,500	92.9	78.6	69.0	86.8
国立大学法人金沢大学	17,333	942	4,241	22,515	9,383	938	2,737	13,058	54.1	99.6	64.5	58.0
国立大学法人福井大学	7,630	3,523	4,891	16,044	5,636	2,096	3,052	10,784	73.9	59.5	62.4	67.2
国立大学法人山梨大学	9,891	2,313	3,727	15,930	7,628	1,492	2,188	11,308	77.1	64.5	58.7	71.0
国立大学法人信州大学	12,709	1,451	2,129	16,289	9,659	1,238	1,320	12,217	76.0	85.3	62.0	75.0
国立大学法人岐阜大学	10,697	1,134	3,923	15,754	5,235	636	2,652	8,523	48.9	56.1	67.6	54.1
国立大学法人静岡大学	1,230	965	1,204	3,399	1,010	869	920	2,798	82.1	90.0	76.4	82.3
国立大学法人浜松医科大学	9,722	1,423	1,889	13,034	6,475	1,386	900	8,760	66.6	97.4	47.6	67.2
国立大学法人名古屋大学	31,567	2,674	8,814	43,055	15,978	1,637	6,753	24,369	50.6	61.2	76.6	56.6
国立大学法人愛知教育大学	397	670	253	1,320	309	664	149	1,123	77.9	99.2	58.8	85.0

(注) 計の欄の金額は、各府省等から平成30年度の見込みとして提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

平成30年度中小企業・小規模事業者向け契約目標(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等 名	官 公 需 予 算 総 額 (A)					中小企業・小規模事業者向け 契 約 目 標 額 (B)			B/A (%)			
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計
国立大学法人名古屋工業大学	1,258	544	1,146	2,949	1,073	464	978	2,515	85.3	85.3	85.3	85.3
国立大学法人豊橋技術科学大学	953	664	656	2,273	620	251	426	1,298	65.1	37.8	65.0	57.1
国立大学法人三重大学	10,660	671	2,211	13,542	6,814	640	575	8,029	63.9	95.4	26.0	59.3
国立大学法人滋賀大学	315	183	316	814	268	183	253	704	85.0	100.0	80.0	86.4
国立大学法人滋賀医科大学	10,526	396	3,165	14,087	6,073	317	1,964	8,353	57.7	80.0	62.0	59.3
国立大学法人京都大学	19,110	6,506	17,099	42,715	14,390	3,494	8,532	26,416	75.3	53.7	49.9	61.8
国立大学法人京都教育大学	390	224	489	1,103	165	224	419	808	42.3	100.0	85.6	73.2
国立大学法人京都工芸繊維大学	1,167	440	629	2,236	869	412	362	1,643	74.5	93.5	57.6	73.5
国立大学法人大阪大学	34,501	5,032	15,059	54,593	23,832	4,339	8,406	36,577	69.1	86.2	55.8	67.0
国立大学法人大阪教育大学	444	342	746	1,532	312	330	528	1,170	70.2	96.6	70.8	76.4
国立大学法人兵庫教育大学	89	274	120	483	62	271	99	431	70.0	98.7	82.2	89.4
国立大学法人神戸大学	24,109	2,099	7,785	33,993	19,255	1,631	5,147	26,033	79.9	77.7	66.1	76.6
国立大学法人奈良教育大学	382	148	260	790	271	147	182	600	70.8	99.4	70.0	75.9
国立大学法人奈良女子大学	339	240	212	791	311	219	194	725	91.7	91.6	91.4	91.6
国立大学法人和歌山大学	632	366	340	1,338	411	334	215	960	65.0	91.1	63.4	71.7
国立大学法人鳥取大学	12,198	1,493	4,897	18,589	8,051	986	3,232	12,268	66.0	66.0	66.0	66.0
国立大学法人島根大学	9,333	1,106	2,782	13,221	3,864	849	1,221	5,934	41.4	76.8	43.9	44.9
国立大学法人岡山大学	16,569	4,579	6,513	27,661	9,297	2,439	3,505	15,241	56.1	53.3	53.8	55.1
国立大学法人広島大学	20,949	1,086	2,751	24,786	13,425	760	1,926	16,111	64.1	70.0	70.0	65.0
国立大学法人山口大学	11,765	1,065	4,634	17,464	7,530	954	3,740	12,225	64.0	89.6	80.7	70.0
国立大学法人徳島大学	12,392	1,270	4,284	17,945	7,937	947	2,140	11,024	64.1	74.6	50.0	61.4
国立大学法人鳴門教育大学	166	81	80	327	145	71	72	288	87.5	87.6	90.4	88.2

(注) 計の欄の金額は、各府省等から平成30年度の見込みとして提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

平成30年度中小企業・小規模事業者向け契約目標(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等 名	官 公 需 予 算 総 額 (A)					中小企業・小規模事業者向け 契 約 目 標 額 (B)			B/A (%)			
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計
国立大学法人香川大学	8,082	3,632	2,864	14,577	7,363	483	2,328	10,174	91.1	13.3	81.3	69.8
国立大学法人愛媛大学	11,438	1,026	3,291	15,754	8,547	911	2,113	11,571	74.7	88.8	64.2	73.4
国立大学法人高知大学	8,749	426	3,215	12,390	7,696	397	2,649	10,742	88.0	93.2	82.4	86.7
国立大学法人福岡教育大学	367	154	426	948	312	154	299	765	85.0	100.0	70.0	80.7
国立大学法人九州大学	30,301	2,946	9,809	43,056	19,871	2,779	7,246	29,896	65.6	94.3	73.9	69.4
国立大学法人九州工業大学	921	422	1,376	2,718	709	407	795	1,911	77.0	96.5	57.8	70.3
国立大学法人佐賀大学	9,498	1,504	3,055	14,058	5,699	1,504	1,833	9,036	60.0	100.0	60.0	64.3
国立大学法人長崎大学	10,084	3,812	5,746	19,642	8,441	3,772	2,794	15,007	83.7	99.0	48.6	76.4
国立大学法人熊本大学	19,246	3,170	6,051	28,466	14,429	2,932	4,786	22,147	75.0	92.5	79.1	77.8
国立大学法人大分大学	9,856	2,181	3,087	15,123	4,905	2,172	1,392	8,469	49.8	99.6	45.1	56.0
国立大学法人宮崎大学	10,329	654	3,568	14,551	9,396	636	2,909	12,942	91.0	97.2	81.5	88.9
国立大学法人鹿児島大学	12,443	6,363	4,220	23,026	7,941	1,029	3,379	12,349	63.8	16.2	80.1	53.6
国立大学法人鹿屋体育大学	221	150	214	585	198	131	136	464	89.5	87.2	63.5	79.4
国立大学法人琉球大学	9,761	833	3,483	14,077	9,273	791	3,309	13,373	95.0	95.0	95.0	95.0
国立大学法人政策研究大学院大学	203	755	10	968	119	444	6	569	58.8	58.8	58.8	58.8
国立大学法人総合研究大学院大学	117	72	166	355	71	52	103	226	60.6	72.7	62.1	63.8
国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学	737	148	489	1,374	549	148	391	1,088	74.5	100.0	80.0	79.2
国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学	981	178	1,133	2,292	841	159	651	1,650	85.7	89.0	57.5	72.0
大学共同利用機関法人人間文化研究機構	1,085	387	2,050	3,522	896	286	1,384	2,566	82.6	74.0	67.5	72.9
大学共同利用機関法人自然科学研究機構	4,091	709	5,413	10,213	3,051	563	1,473	5,086	74.6	79.4	27.2	49.8
大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構	5,702	642	8,699	15,043	3,705	459	4,434	8,599	65.0	71.5	51.0	57.2
大学共同利用機関法人情報・システム研究機構	2,795	1,715	7,238	11,748	2,169	257	4,124	6,549	77.6	15.0	57.0	55.8
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	46	59	205	309	30	59	176	265	64.9	100.0	86.3	85.7

(注) 計の欄の金額は、各府省等から平成30年度の見込みとして提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

平成30年度中小企業・小規模事業者向け契約目標(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等 名	官 公 需 予 算 総 額 (A)					中小企業・小規模事業者向け 契 約 目 標 額 (B)			B/A (%)			
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計
独立行政法人教職員支援機構	89	172	415	676	73	159	230	462	81.3	92.5	55.4	68.2
独立行政法人大学入試センター	422	648	1,307	2,377	417	645	792	1,855	98.9	99.6	60.6	78.0
独立行政法人国立青少年教育振興機構	1,610	862	1,386	3,857	855	802	692	2,349	53.1	93.1	49.9	60.9
独立行政法人国立女性教育会館	65	80	144	289	57	75	108	240	87.7	93.8	75.0	83.0
独立行政法人国立科学博物館	295	179	1,387	1,861	226	115	954	1,295	76.4	64.3	68.8	69.6
独立行政法人国立美術館	787	341	2,390	3,518	334	102	1,102	1,538	42.4	30.0	46.1	43.7
独立行政法人国立文化財機構	1,360	1,038	2,657	5,055	853	263	1,314	2,430	62.7	25.4	49.4	48.1
独立行政法人日本スポーツ振興センター	824	606	1,250	2,680	577	164	930	1,671	70.0	27.1	74.4	62.4
独立行政法人日本芸術文化振興会	199	1,185	2,618	4,001	184	505	2,057	2,746	92.6	42.6	78.6	68.6
独立行政法人日本学術振興会	926	0	2,430	3,356	491	0	1,288	1,779	53.0	0.0	53.0	53.0
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	96	19	282	396	69	9	163	241	72.3	47.6	57.8	60.8
独立行政法人日本学生支援機構	2,061	115	3,218	5,395	932	88	1,283	2,303	45.2	76.7	39.9	42.7
独立行政法人国立高等専門学校機構	5,757	4,257	4,963	14,977	4,593	4,006	3,122	11,721	79.8	94.1	62.9	78.3
国立研究開発法人人物質・材料研究機構	2,458	124	1,866	4,447	1,830	6	1,005	2,841	74.5	5.1	53.9	63.9
国立研究開発法人防災科学技術研究所	1,201	377	1,853	3,431	757	302	1,149	2,207	63.0	80.0	62.0	64.3
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	6,565	707	14,279	21,552	4,988	619	6,877	12,483	76.0	87.5	48.2	57.9
国立研究開発法人科学技術振興機構	1,255	403	9,210	10,869	801	183	4,363	5,347	63.8	45.4	47.4	49.2
国立研究開発法人理化学研究所	20,000	3,000	21,000	44,000	16,500	1,300	7,100	24,900	82.5	43.3	33.8	56.6
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	7,802	2,729	109,415	119,946	4,204	1,667	34,910	40,782	53.9	61.1	31.9	34.0
国立研究開発法人海洋研究開発機構	7,390	965	14,927	23,282	2,128	212	11,746	14,085	28.8	22.0	78.7	60.5
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	9,917	1,663	28,803	40,383	7,128	1,392	18,658	27,178	71.9	83.7	64.8	67.3
日本私立学校振興・共済事業団	1,049	1,297	8,315	10,660	650	1,120	2,097	3,867	62.0	86.3	25.2	36.3

(注) 計の欄の金額は、各府省等から平成30年度の見込みとして提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

平成30年度中小企業・小規模事業者向け契約目標(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等 名	官 公 需 予 算 総 額 (A)					中小企業・小規模事業者向け 契 約 目 標 額 (B)			B/A (%)			
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計
厚生労働省所管計	438,073	54,192	257,960	750,225	176,502	17,858	126,870	321,229	40.3	33.0	49.2	42.8
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所	1,093	273	1,367	2,733	869	217	1,086	2,173	79.5	79.5	79.5	79.5
独立行政法人労働者健康安全機構	87,004	4,261	34,025	125,290	38,746	2,967	15,920	57,633	44.5	69.6	46.8	46.0
年金積立金管理運用独立行政法人	37	0	2,528	2,565	20	0	1,396	1,416	55.0	0.0	55.2	55.2
独立行政法人勤労者退職金共済機構	146	0	1,937	2,083	105	0	1,489	1,593	71.9	0.0	76.8	76.5
独立行政法人福祉医療機構	32	0	769	801	23	0	467	490	72.3	0.0	60.7	61.2
独立行政法人労働政策研究・研修機構	113	228	686	1,027	91	139	455	685	80.8	61.0	66.3	66.7
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	273	191	192	656	205	191	131	526	75.0	100.0	68.1	80.3
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	8,347	2,470	4,687	15,504	6,249	2,219	2,905	11,374	74.9	89.9	62.0	73.4
独立行政法人国立病院機構	205,449	32,717	108,444	346,610	66,267	9,211	56,233	131,712	32.3	28.2	51.9	38.0
独立行政法人医薬品医療機器総合機構	242	8	2,272	2,522	120	4	1,122	1,246	49.4	49.4	49.4	49.4
独立行政法人地域医療機能推進機構	60,229	8,498	33,070	101,797	24,599	746	13,032	38,377	40.8	8.8	39.4	37.7
日本年金機構	11,792	1,701	35,644	49,137	4,226	1,207	16,742	22,175	35.8	71.0	47.0	45.1
国立研究開発法人国立がん研究センター	26,521	2,368	13,085	41,975	10,229	171	5,298	15,698	38.6	7.2	40.5	37.4
国立研究開発法人国立循環器病研究センター	10,674	81	2,989	13,744	9,239	79	1,298	10,616	86.6	98.0	43.4	77.2
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	3,786	477	2,331	6,594	1,616	216	951	2,783	42.7	45.2	40.8	42.2
国立研究開発法人国際医療研究センター	11,914	420	8,470	20,804	6,930	115	4,348	11,394	58.2	27.5	51.3	54.8
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	7,400	500	4,000	11,900	5,550	375	3,000	8,925	75.0	75.0	75.0	75.0
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	3,020	0	1,465	4,485	1,417	0	996	2,413	46.9	0.0	68.0	53.8
農林水産省所管計	26,352	32,822	47,216	106,389	18,775	17,906	24,147	60,828	71.2	54.6	51.1	57.2
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	660	72	553	1,286	483	64	243	791	73.1	88.7	44.0	61.5
独立行政法人家畜改良センター	1,512	403	607	2,522	955	391	317	1,663	63.2	96.9	52.3	66.0

(注) 計の欄の金額は、各府省等から平成30年度の見込みとして提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

平成30年度中小企業・小規模事業者向け契約目標(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等 名	官 公 需 予 算 総 額 (A)					中小企業・小規模事業者向け 契 約 目 標 額 (B)			B/A (%)			
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計
國立研究開発法人水産研究・教育機構	3,516	663	4,154	8,332	2,361	553	3,343	6,258	67.2	83.5	80.5	75.1
國立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	7,197	2,358	4,647	14,202	5,731	1,584	2,943	10,257	79.6	67.2	63.3	72.2
國立研究開発法人国際農林水産業研究センター	348	82	177	607	321	81	125	527	92.4	98.3	70.6	86.8
國立研究開発法人森林研究・整備機構	2,025	763	2,513	5,302	1,746	721	1,679	4,146	86.2	94.4	66.8	78.2
独立行政法人農業振興機構	105	31	690	825	58	12	302	372	54.9	40.3	43.8	45.1
独立行政法人農畜産業振興基金	6	0	88	94	4	0	66	71	74.9	0.0	74.9	74.9
独立行政法人農林漁業信用基金	32	0	187	219	15	0	128	143	45.8	0.0	68.5	65.1
日本中央競馬会	10,950	28,450	33,600	73,000	7,100	14,500	15,000	36,600	64.8	51.0	44.6	50.1
経済産業省所管計	12,530	6,908	29,598	49,037	8,441	4,632	16,668	29,741	67.4	67.0	56.3	60.7
独立行政法人経済産業研究所	45	0	105	150	34	0	66	100	75.2	0.0	62.8	66.5
独立行政法人工業所有権情報・研修館	116	6	1,085	1,207	70	6	785	861	60.7	100.0	72.3	71.4
國立研究開発法人産業技術総合研究所	9,210	1,609	11,488	22,307	6,502	920	7,531	14,953	70.6	57.2	65.6	67.0
独立行政法人製品評価技術基盤機構	600	500	1,100	2,200	433	343	734	1,509	72.1	68.6	66.7	68.6
独立行政法人情報処理推進機構	1,048	6	3,364	4,418	288	0	921	1,208	27.5	0.0	27.4	27.4
國立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	120	23	689	832	92	0	328	420	77.0	0.0	47.6	50.5
独立行政法人日本貿易振興機構	245	30	4,523	4,798	120	27	1,584	1,730	48.9	88.4	35.0	36.1
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	547	1,134	2,944	4,625	403	836	2,170	3,409	73.7	73.7	73.7	73.7
独立行政法人中小企業基盤整備機構	600	3,600	4,300	8,500	500	2,500	2,550	5,550	83.3	69.4	59.3	65.3
国土交通省所管計	37,789	602,241	165,436	805,465	10,538	215,371	56,955	282,864	27.9	35.8	34.4	35.1
國立研究開発法人土木研究所	782	282	2,215	3,279	575	232	1,553	2,360	73.5	82.3	70.1	72.0
國立研究開発法人建築研究所	168	77	1,035	1,279	87	24	599	710	51.9	30.9	57.9	55.5
独立行政法人水资源機構	2,455	23,165	12,171	37,790	2,322	15,201	9,704	27,226	94.6	65.6	79.7	72.0

(注) 計の欄の金額は、各府省等から平成30年度の見込みとして提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

平成30年度中小企業・小規模事業者向け契約目標(公庫等内訳)

(単位:百万円)

公 庫 等 名	官 公 需 予 算 総 額 (A)					中小企業・小規模事業者向け 契 約 目 標 額 (B)			B/A (%)			
	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計	物 件	工 事	役 務	計
独立行政法人都市再生機構	1,800	267,297	99,106	368,203	843	129,795	25,480	156,118	46.8	48.6	25.7	42.4
独立行政法人奄美群島振興開発基金	6	0	1	7	6	0	1	7	100.0	0.0	100.0	100.0
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	11	0	127	139	10	0	66	77	89.4	0.0	52.1	55.2
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	847	310	2,042	3,198	642	246	953	1,841	75.8	79.5	46.7	57.6
独立行政法人海技教育機構	450	341	660	1,451	184	335	203	722	41.0	98.3	30.7	49.8
独立行政法人航空大学校	247	297	1,950	2,494	243	295	308	846	98.6	99.2	15.8	33.9
独立行政法人自動車技術総合機構	2,554	1,267	2,788	6,609	558	1,248	751	2,558	21.9	98.5	26.9	38.7
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	27,892	308,962	16,106	352,960	4,667	67,790	4,781	77,238	16.7	21.9	29.7	21.9
独立行政法人国際観光振興機構	67	0	6,011	6,078	57	0	1,337	1,394	85.3	0.0	22.2	22.9
独立行政法人自動車事故対策機構	173	73	448	694	125	73	291	488	72.2	100.0	64.9	70.4
独立行政法人空港周辺整備機構	1	63	23	87	1	60	14	75	69.0	95.1	64.1	86.7
独立行政法人住宅金融支援機構	336	108	20,753	21,198	217	73	10,913	11,202	64.4	67.4	52.6	52.8
環境省所管計	2,412	930	6,511	9,852	1,932	744	2,211	4,887	80.1	80.0	34.0	49.6
国立研究開発法人国立環境研究所	2,368	930	5,728	9,025	1,894	744	2,005	4,643	80.0	80.0	35.0	51.4
独立行政法人環境再生保全機構	44	0	783	827	38	0	207	245	85.8	0.0	26.4	29.6
防衛省所管計	324	0	113	436	313	0	62	375	96.7	0.0	54.8	85.9
独立行政法人駐留軍等労務管理機構	324	0	113	436	313	0	62	375	96.7	0.0	54.8	85.9

(注) 計の欄の金額は、各府省等から平成30年度の見込みとして提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

4. 「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の決定に係る経緯

- 平成30年 4月 5日（木） 中小企業庁から各省各庁あてに「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の作成に係る基礎資料の作成を依頼。
- 平成30年 5月 23日（水） 中小企業政策審議会第5回官公需小委員会開催。
- 平成30年 6月 7日（木） 「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（案）」に係る各府省事前協議を開始。
- 平成30年 6月 29日（金） 「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（案）」に係る各府省事前協議終了。
- 平成30年 7月 13日（金） 「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（案）」に係る各府省正式協議開始。
- 平成30年 7月 17日（火） 「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（案）」に係る各府省正式協議終了。
- 平成30年 9月 7日（金） 「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」について閣議決定。
- 平成30年 10月 10日（水） 「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の要旨を公表（官報告示：平成30年経済産業省告示第204号）

5. 国等及び地方公共団体における官公需の契約実績等

(1) 国等の契約目標及び契約実績

(単位：億円、%)

年 度	契 約 目 標		契 約 実 績			
	官公需総予算額	中小企業・小規模事業者向け目標額	比率	官公需総額	中小企業・小規模事業者向け実績額	
昭和 41	18,850	5,050	26.8	18,850	4,891	25.9
42	21,925	6,260	28.5	21,925	5,939	27.1
43	23,038	7,040	30.5	24,300	6,681	27.4
44	27,100	8,630	31.8	25,680	7,436	28.8
45	30,043	9,400	31.3	27,775	7,648	27.5
46	34,580	10,400	30.1	36,726	9,181	25.0
47	41,016	11,000	26.8	41,138	9,980	24.3
48	49,806	13,400	26.9	44,200	12,260	27.7
49	51,352	14,740	28.7	53,510	16,200	30.3
50	62,652	20,620	32.9	62,027	20,202	32.6
51	68,682	23,350	34.0	63,620	21,606	34.0
52	75,694	26,610	35.2	76,520	26,029	34.0
53	82,552	29,341	35.5	83,982	29,391	35.0
54	87,734	31,728	36.2	89,218	31,458	35.3
55	94,734	34,571	36.5	94,931	34,476	36.3
56	105,820	38,980	36.8	101,690	37,716	37.1
57	105,370	39,180	37.2	101,628	37,587	37.0
58	101,060	37,670	37.3	102,772	37,386	36.4
59	99,050	37,000	37.4	99,310	36,578	36.8
60	80,690	31,840	39.5	83,189	32,736	39.4
61	82,230	32,740	39.8	86,943	33,914	39.0
62	81,300	32,330	39.8	86,754	34,351	39.6
63	88,430	35,280	39.9	87,869	34,851	39.7
平成 元	95,210	37,980	39.9	95,352	36,832	38.6
2	100,960	40,150	39.8	100,010	37,442	37.4
3	104,130	41,400	39.8	104,292	38,943	37.3
4	111,240	44,340	39.9	118,756	44,712	37.7
5	116,950	46,660	39.9	129,991	50,346	38.7
6	122,190	48,700	39.9	114,971	44,302	38.5
7	127,980	51,060	39.9	138,610	52,578	37.9
8	128,960	51,500	39.9	125,245	49,594	39.6
9	129,320	51,590	39.9	121,632	49,726	40.9
10	118,670	49,060	41.3	134,574	55,897	41.5
11	120,660	50,150	41.6	134,712	57,318	42.5
12	120,650	53,170	44.1	128,611	57,204	44.5
13	117,140	52,820	45.1	122,245	55,145	45.1
14	111,580	50,380	45.2	116,376	53,650	46.1
15	106,940	48,450	45.3	104,625	48,658	46.5
16	98,484	45,023	45.7	99,850	46,524	46.6
17	93,032	43,441	46.7	88,078	41,286	46.9
18	82,121	39,346	47.9	86,559	41,152	47.5
19	84,560	42,406	50.1	87,601	41,906	47.8
20	82,651	42,132	51.0	90,334	41,652	46.1
21	99,239	51,993	52.4	78,921	41,932	53.1
22	68,796	38,656	56.2	61,600	32,265	52.4
23	67,467	37,915	56.2	68,791	36,256	52.7
24	68,052	38,312	56.3	71,181	38,067	53.5
25	74,068	41,902	56.6	79,615	42,779	53.7
26	77,204	43,744	56.7	74,278	39,211	52.8
27	72,388	39,568	54.7	71,032	36,097	50.8
28	70,442	38,791	55.1	74,529	38,338	51.4
29	69,347	38,185	55.1	74,951	38,251	51.0
30	73,110	40,294	55.1	-	-	-

(2) 地方公共団体の官公需契約実績の推移

年度		官公需総額 (A)	うち中小企業・小規模事業者 向け (B)	比率 (B)/(A) (%)
		(億円)	(億円)	
昭和	47	28,854	19,429	67.3
	48	38,872	25,542	65.7
	49	52,709	35,276	66.9
	50	55,251	37,454	67.8
	51	64,306	45,963	71.5
	52	80,111	56,838	70.9
	53	91,395	67,823	74.2
	54	99,844	71,510	71.6
	55	106,198	76,828	72.3
	56	123,819	92,237	74.5
	57	127,496	94,517	74.1
	58	114,202	84,655	74.1
	59	115,120	85,477	74.3
	60	116,538	86,704	74.4
	61	123,364	90,469	73.3
	62	137,900	99,098	71.9
	63	140,658	100,774	71.6
平成	元	155,582	109,795	70.6
	2	169,357	117,304	69.3
	3	197,756	128,866	65.2
	4	222,027	152,537	68.7
	5	226,137	158,605	70.1
	6	218,327	149,248	68.4
	7	235,242	161,988	68.9
	8	220,716	151,702	68.7
	9	208,525	144,748	69.4
	10	211,989	150,489	71.0
	11	191,252	137,781	72.0
	12	184,727	136,076	73.7
	13	186,273	133,791	71.8
	14	155,014	114,114	73.6
	15	144,402	109,083	75.5
	16	136,087	101,492	74.6
	17	132,904	98,879	74.4
	18	131,018	99,422	75.9
	19	122,899	92,696	75.4
	20	122,353	92,027	75.2
	21	129,881	98,635	75.9
	22	117,726	88,909	75.5
	23	127,826	92,974	72.7
	24	128,029	96,754	75.6
	25	143,778	106,954	74.4
	26	152,790	114,830	75.2
	27	142,303	106,068	74.5
	28	146,753	107,752	73.4
	29	144,827	108,068	74.6

(注1) 地方公共団体の実績は、都道府県、東京特別区及び人口10万人以上の市(合計333自治体)を対象としている。

(注2) 平成22年度及び平成23年度は、東日本大震災により被災し集計困難となった地方公共団体の全部又は一部の機関の数値が含まれていない。

(3) 平成29年度各都道府県別契約実績

都道府県名	官公需契約 総実績 (A) (億円)	うち中小企業者向 契約実績 (B) (億円)	うち新規中小企業者向 契約実績 (C) (億円)	中小企業者比率 (B)/(A) %	新規中小企業者比率 %
北海道	7,940	6,713	6.5	84.6	0.08
青森県	2,198	1,877	1.4	85.4	0.07
岩手県	2,149	1,718	23.1	79.9	1.08
宮城県	4,177	2,963	53.9	70.9	1.29
秋田県	1,341	1,197	2.7	89.2	0.20
山形県	1,596	1,273	20.4	79.7	1.28
福島県	3,874	2,963	2.4	76.5	0.06
茨城県	2,400	1,817	12.7	75.7	0.53
栃木県	1,548	1,260	5.1	81.4	0.33
群馬県	2,426	2,070	20.5	85.3	0.85
埼玉県	7,527	5,234	20.9	69.5	0.28
千葉県	5,320	3,644	12.0	68.5	0.22
東京都	22,898	14,595	377.0	63.7	1.65
神奈川県	8,060	5,244	4.2	65.1	0.05
新潟県	3,616	3,198	6.0	88.5	0.17
長野県	1,860	1,557	17.3	83.7	0.93
山梨県	1,047	897	0.3	85.7	0.03
静岡県	3,603	2,819	16.5	78.2	0.46
愛知県	6,521	4,499	11.2	69.0	0.17
岐阜県	1,703	1,270	2.1	74.6	0.13
三重県	1,819	1,566	0.1	86.1	0.01
富山県	1,391	1,002	2.7	72.0	0.20
石川県	1,640	1,362	1.6	83.1	0.10
福井県	961	846	2.0	88.0	0.21
滋賀県	1,204	933	5.0	77.5	0.41
京都府	2,029	1,357	1.7	66.9	0.08
大阪府	8,182	5,792	63.3	70.8	0.77
兵庫県	4,337	3,198	53.0	73.7	1.22
奈良県	959	591	0.9	61.7	0.09
和歌山县	968	782	29.1	80.8	3.01
鳥取県	926	694	5.6	74.9	0.61
島根県	891	796	1.2	89.3	0.13
岡山県	1,744	1,167	0.8	66.9	0.05
広島県	2,977	1,969	7.2	66.2	0.24
山口県	1,781	1,454	7.3	81.7	0.41
徳島県	1,026	685	1.4	66.7	0.14
香川県	1,106	896	1.9	81.0	0.17
愛媛県	1,301	1,040	3.2	79.9	0.24
高知県	945	819	6.4	86.7	0.68
福岡県	4,651	3,844	295.0	82.6	6.34
佐賀県	1,221	1,057	3.9	86.6	0.32
長崎県	1,775	1,441	35.7	81.2	2.01
熊本県	2,496	2,126	1.0	85.1	0.04
大分県	1,314	1,170	9.5	89.0	0.73
宮崎県	1,305	1,110	6.3	85.1	0.48
鹿児島県	1,957	1,742	1.8	89.0	0.09
沖縄県	2,115	1,819	8.9	86.0	0.42
合計	144,827	108,068	1,172.7	74.6	0.81

(注)(A)、(B)及び(C)の数字は、それぞれの都道府県・人口10万人以上の市・東京都特別区の合算となります。

II 「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の解説

国は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第4条第3項に基づき、平成30年度における中小企業者に関する国等の契約の基本方針（以下「国等の契約の基本方針」という。）を次のとおり定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の意義及び目標に関する事項

1 中小企業者の受注の機会の増大の意義

我が国経済は、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待されている。こうした中で、我が国経済を持続的発展の軌道に乗せていくためには、中小企業・小規模事業者（官公需法第2条に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）の受注機会の増大を図り、その事業活動の活性化を図ることが重要である。

現在、国は、中小企業・小規模事業者が賃金を引き上げることができる環境に加え、「働き方改革」に対応する環境を整備するため、生産性向上の支援や取引条件の改善に取り組んでいるところであり、官公需においてもこれまでの受注機会の増大に加え、発注・契約条件の工夫などを通じた配慮を行う必要がある。

特に、現在、多くの中小企業・小規模事業者が人手不足に直面する中、政府が進める「働き方改革」にも対応していくことが求められており、官公需における発注や納入時期の平準化や弾力化、適正な納期や工期の確保などに配慮を行い、受注者である中小企業・小規模事業者が労働時間の短縮や労働条件の改善を行うことができるよう、特段の配慮を行うことが求められている。

また、東日本大震災及び平成28年熊本地震が甚大な被害をもたらし、依然、被災した中小企業・小規模事業者の一刻も早い復旧・復興が課題となっている。加えて、平成30年7月豪雨において被災した中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興や被災者の雇用の確保が喫緊の課題となっていることにも留意する必要がある。

国等（官公需法第2条第3項に定める「国等」をいう。以下同じ。）は、平成27年7月に改正された官公需法（以下「改正官公需法」という。）に新たに盛り込まれた新規中小企業者に対する措置も含め、また、地方公共団体との連携も踏まえつつ、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に向け

た一層の取組に努めるものとする。

なお、中小企業基本法第3条において「独立した中小企業者」を施策の対象とする旨を規定していることを踏まえ、大企業の支配下にあるいわゆる「みなし大企業」（以下「みなし大企業」という。）については、これを対象に含まないことに留意するものとする。

【解説】

- (1) 基本方針全体の前文においては、本基本方針が官公需法に基づき定められたものであることを明記しています。
- (2) 我が国経済の先行きについては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待されています。
- (3) 官公需における受注機会の増大による売上増加や利益率の改善は、中小企業・小規模事業者が賃金を引き上げる環境や「働き方改革」に対する環境を整備する観点からも重要となっています。政府が民間企業に対し中小企業・小規模事業者への配慮を強く促している中で、中小企業・小規模事業者が賃金を引き上げることや、「働き方改革」に対する環境整備を支援するためにも官公需における配慮の重要性を改めて明記しています。
- (4) 特に、日本経済再生に向け生産性の向上が重要な課題となっているところ、働き方改革こそが労働生産性を改善するための最良の手段である旨位置づけております。そのような中、働き方改革実現会議においては、長時間労働是正の観点から発注の在り方も留意すべき点として提起しており、人手不足に直面する中小企業・小規模事業者が、政府が進める「働き方改革」に対応し得るよう、公共発注の面でも配慮する必要性を明記しています。
- (5) 加えて、政府は、平成29年9月から「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」の下、複数のワーキンググループを開催し、下請等の取引条件改善、最低賃金の引上げ、長時間労働是正、生産性向上、人材確保など幅広い観点から政府の取組、施策を検討しています。官公需においてもこれまでの受注機会の増大に加え、発注・契約条件の工夫などを通じた配慮を行う必要があります。
- (6) また、依然、東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者の一刻も早い復旧・復興に加え、平成28年4月16日に発生した熊本地震、

- (7) 平成27年の官公需法改正が、アベノミクスの効果を全国津々浦々にまで広げ、地方創生を早期に実現していく観点から、地域の経済・雇用を支える創業間もない新規中小企業者の販路開拓を国等の調達で支援することを目的としていることから、従来に増して、地方公共団体との連携を強化する必要があることを明記しています。
- (8) なお、中小企業基本法第3条において「独立した中小企業者」を施策の対象とする旨を規定していることから、いわゆる「みなし大企業」を施策の対象に含まないことを改めて明示いたしました。

(参考1)

官公需法第2条第2項においては、「新規中小企業者」の定義として、「事業を開始した日以後の期間が十年未満の個人」「設立の日以後の期間が十年未満の会社」と定義しています。

官公需法の運用に当たっては、基本方針の作成、実績の概要の通知及び公表等を年度単位で行うこととなっている中で、その事務を円滑に行うために、「新規中小企業者」への該当の有無の判断についても、年度単位で行うこととします。

具体的には、各年度当初の時点（4月1日現在）で、法第2条に該当する者については、当該年度中は新規中小企業者として位置づけることとして、運用を行うこととします。具体的な例でケースを整理すれば、次のとおりです。

（例）平成30年4月1日を基準日として、平成30年度における「新規中小企業者」への該当を判断する場合

ケース1：平成20年4月1日設立企業は、設立の日以後の期間が10年であるため、平成30年度における「新規中小企業者」には該当しません。

ケース2：平成20年4月2日設立企業は、設立の日以後の期間が10年未満であることから、平成30年度における「新規中小企業者」に該当します。

この場合、平成30年4月2日時点では設立以後の期間が10年となります、平成30年度末（平成31年3月31日）までは「新規中小企業者」に該当するものとして取り扱うこととします。

ケース3：平成21年4月1日設立企業は、設立の日以後の期間が10年未満であるため、平成30年度における「新規中小企業者」に該当します。

(参考2)

中小企業基本法第3条において「独立した中小企業者」を施策の対象とする旨を規定していることを踏まえ、次のいずれかに該当する中小企業者は大企業とみなし（みなしだ企業）、中小企業者には含まないものとして扱います。

- （1）発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者。
- （2）発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者。
- （3）大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者。

2 中小企業・小規模事業者向け契約目標

国等は、第2、第3及び第4に掲げる措置を講ずること等により、平成30年度における国等の契約のうち、官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が約4兆294億円、比率が55.1%になるよう努めるものとする。

このうち、新規中小企業者の契約比率については、平成26年度国等の官公需契約実績7兆4,278億円の約1%程度と推計されることを踏まえ（注）、平成26年度比で国等全体として概ね倍増の水準となるよう引き続き努めるものとする。また、平成30年度新規中小企業者向け契約実績については、少なくとも前年度までの新規中小企業者向け契約実績を上回るよう努めるものとする。

（注）中小企業庁が各府省等から平成26年度上半期の官公需における契約データを入手し、民間調査機関に委託して調査を実施。

なお、国等は、中小企業・小規模事業者向け契約の目標金額及び実績金額について、各府省及び公庫等（官公需法第2条第3項に定める「公庫等」）をいう。以下同じ。別に、物件、工事及び役務別の情報を公表するとともに、新規中小企業者向け契約の各府省及び公庫等別の実績金額について公表するものとする。

また、中小企業庁は、平成29年度の国等の官公需総実績金額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の実績金額の比率が、前年度と比較して大きく低下している又は目標比率が平成30年度における国等の官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の比率を大きく下回る機関等に対し、必要に応じ、改善に向けた取組について聴取を行うものとする。

併せて、中小企業庁は、平成29年度の国等の新規中小企業者向け契約の実績金額等を踏まえ、実績を上げている機関等から情報を収集し、新規中小

企業者向け契約の比率の向上に資する情報提供を行うものとする。

さらに、国等は、競争促進に資する新たな指標として、入札件数等の情報提供に努めるものとする。

【解説】

(1) 官公需総予算額に占める中小企業・小規模事業者向け契約目標額は、発注に係る各省各庁等が従来からの施策及び平成30年度に講ずる施策を実施することにより、中小企業・小規模事業者が契約相手方となる契約がどれくらいの金額となるかの見込みないし見積もりを示すものです。平成30年度の中小企業・小規模事業者向け契約目標額は、約4兆294億円に設定しています。

また、中小企業・小規模事業者の仕事の確保に対する要請に対応するため、中小企業・小規模事業者向け契約目標額の表示に加え、平成22年度から中小企業・小規模事業者向け契約目標比率も表示することとしました。平成30年度の中小企業・小規模事業者向け契約目標比率については、昨年同様55.1%に設定しています。

○国等の契約目標額の推移

(単位；億円、%)

年	官公需総予算額	中小企業・小規模 事業者向け 契約目標額			比率
		国	公庫等		
昭和 <u>41</u>	18, 850	5,050	2,250	2,800	26.8
平成 20	82,651	42,132	26,149	15,983	51.0
21	99,239	51,993	33,877	18,116	52.4
22	68,796	38,656	20,691	17,965	56.2
23	67,467	37,915	20,977	16,938	56.2
24	68,052	38,312	21,249	17,063	56.3
25	74,068	41,902	24,031	17,871	56.6
26	77,204	43,744	24,678	19,066	56.7
27	72,388	39,568	22,519	17,049	54.7
28	70,442	38,791	22,250	16,541	55.1
29	69,347	38,185	22,318	15,867	55.1
30	73,110	40,294	23,659	16,634	55.1

(2) 従来の中小企業・小規模事業者の目標設定に加えて、平成27年の法改正に伴い、平成27年度から新規中小企業者の目標を設定することになつ

ています。

新規中小企業向け契約目標については、官公需法改正に伴う衆議院及び参議院での附帯決議を踏まえ、割合等で明示しています。検討の基礎とした平成26年度実績の推計値は、官公需総額に占める割合で約1%程度となっており、この割合を平成27年度から平成29年度までの3年間で概ね倍増の水準とすることを目指してまいりました。

(3) 平成30年度以降の新規中小企業向け契約目標は、概ね倍増の水準とする目標は引き続き期限を設けず維持しつつ、新たに集計した平成27年度から平成29年度までの実績値を踏まえ、少なくとも当該実績値を上回るよう努めることを目標にしています。

(4) 官公需総額と中小企業・小規模事業者向け契約額に係る毎年度の目標及び実績については、平成16年度から各府省等別に掲載することとし、さらに、物件、工事及び役務の別に細分化した情報については、契約実績額については平成15年度から、契約目標額については平成17年度から公表しています。

加えて、平成21年度からは、中小企業・小規模事業者がより受注機会を把握しやすくなるため、これまで公庫等として一括していた、独立行政法人や国立大学法人等について、法人ごとに契約実績及び目標を公表することとしました。

また、平成27年度からは、新規中小企業者向け契約についても、各府省及び公庫等別の機関ごとに実績金額について公表することとしました。

(5) また、平成29年度の国等の官公需総実績金額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の実績金額の比率が、前年度と比較して大きく低下している又は目標比率が平成30年度における国等の官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の比率を大きく下回る機関等に対して、昨年度に続き中小企業庁が、改善に向けた取組を聴取することとしました。

(6) 併せて、中小企業庁は、平成29年度の国等の新規中小企業者向け契約の実績金額等を踏まえ、実績を上げている機関等から情報を収集し、新規中小企業者向け契約の比率の向上に資する情報をその他の機関等に対して情報提供を行うこととしました。

(7) さらに、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(平成16年3月)では、

「幅広い範囲の企業の参入を促すような競争促進に資する新たな指標の導入」を含めて検討することが決定されました。国土交通省など的一部の省庁では、公共工事入札契約適正化法の規定に基づく入札件数等の積極的な情報開示が行われていますが、こうした事例を参考としつつ、各府省等において積極的な情報提供に努めるものとしています。

3 各省各庁の長及び公庫等の長による契約の方針の作成及びその推進体制の整備

各省各庁の長及び公庫等の長は、官公需法第5条第1項に基づき、国等の契約の基本方針に則して速やかに「中小企業者に関する契約の方針」を作成するとともに、方針に定められた措置等を推進するための体制を整備するものとする。原則として、体制には各機関のすべての内部組織が参画することとし、特に会計・調達担当部局が主体的に関与することが必要である。

【解説】

国が作成する「国等の契約の基本方針」に即して、各府省等においては、官公需法第5条第1項に基づき、「中小企業者に関する契約の方針」を毎年度策定することとなっています。ここでは、各府省等が速やかに同方針を作成するとともに、その実行性を高めるべく、方針に定められた措置等を推進するための体制を整備することを明記しています。そして、原則として、体制には各機関のすべての内部組織が参画することとし、特に会計・調達担当部局が主体的に関与することが必要であると述べています。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

国等は、中小企業基本法第3条に掲げる基本理念に則り、中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化を図るため、国等の契約の基本方針に基づき、以下のとおり中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置を講ずる。その運用に際しては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、国等は、中小企業・小規模事業者が受注し易い発注となるように工夫するとともに、調達する物件等（工事及び役務を含む。以下同じ。）の受注を確保しようとする独立した中小企業・小規模事業者の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮するものとする。

また、国等としても、必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとするという、調達における経済性の原則の重要性を踏まえつつ、契約

の内容や状況等に応じた適正な予定価格の作成により物件等の発注を推進するものとする。

なお、国等の契約の締結に当たっては、予算の適正な使用に留意し、消費税及び地方消費税については、平成26年4月1日に税率が8%に引き上げられたことを踏まえ、その適正な転嫁を受け入れるとともに、原材料やエネルギーコストの上昇分について適正な転嫁を受け入れるものとする。併せて、東日本大震災、平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨に係る措置をとる場合も含め、世界貿易機関政府調達協定及び政府調達に関する我が国の各種行動計画、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)、犯罪対策閣僚会議決定(平成26年12月16日)等の犯罪や非行をした者を雇用している協力雇用主に関する事項、女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針(平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)等との整合性を確保するものとする。

また、国は、地方公共団体に対し、地域の実情に応じ必要な場合には、国等の契約の基本方針を参考として、中小企業者に関する契約の方針等を策定する等中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置を講じ、適切な運用が図られるよう要請する。

さらに、国は、民営化された独立行政法人等のうち、国及び地方公共団体がその株式の過半を保有している会社に対し、国等の契約の基本方針を参考として、可能な限り、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置を講ずるよう要請する。

【解説】

(1) この事項における前文においては、中小企業基本法及び中小企業政策における官公需施策の位置付けを明確にするとともに、国等が、国等の契約の基本方針に基づき、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大のための措置を講ずることを宣言しています。また、官公需施策を運用する上で、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、国等は、中小企業・小規模事業者が受注し易い発注となるように工夫するとともに、中小企業・小規模事業者の自主的な努力を助長しつつ、公正な競争が行われるよう配慮することが重要なことも確認しています。

(2) 会計制度の調達における経済性の原則の重要性を明確にしたものです。

(3) なお、国等の契約の締結に当たっては、予算の適正な使用に留意すること、即ち、会計法等の規律に従うべきことに留意するとともに、平成26年4月1日に消費税が8%に引き上げられたことを踏まえ、消費税及び地方消

費税については、その適正な転嫁を受け入れるよう、国等の姿勢を明確にし、加えて、世界貿易機関政府調達協定（参考3）等の官公需法と調整が必要な調達関連法令を例示的に列記し、それらとの整合性にも留意すべきことに言及しています。

- (4) また、地方公共団体については、官公需法第8条において、国の施策に準じて必要な施策を講じるよう努力義務が課されていることから、地方公共団体の講ずる施策について、国等の契約の基本方針を参考として、例えば、独自に中小企業者に関する契約の方針を策定するといった措置を講じるなど、適切な運用が図られるよう要請しています。
- (5) さらに、民営化等により官公需法の対象から除外された独立行政法人等のうち、国及び地方公共団体がその株式の過半を保有する会社（参考4）に対しても同様の要請をすることとしています。

(参考3)

世界貿易機関（WTO）の枠組みの下で運用されている「政府調達に関する協定」（以下「政府調達協定」という。）は、平成8年1月1日に発効したが、これにより、国の機関や独立行政法人等、さらには都道府県・政令指定市は、物件・工事・役務の調達に当たっては、すべて内国民待遇及び無差別待遇をはじめとする政府調達協定の規定に従って行われなければならないこととなっています。具体的には、「国の物品等又は特定役務の調達手続きの特定を定める政令」等によってその手続き等が定められています。

(政府調達協定の適用基準額：平成30年4月1日～平成32年3月31日)

分野	機 関	国 等	地方公共団体
物 品		10万SDR (1,500万円)	20万SDR (3,000万円)
建 設 工 事		450万SDR (6億8,000万円)	1,500万SDR (22億9,000万円)
役 務	建設関連サービス (設計・測量等)	45万SDR (6,800万円)	150万SDR (2億2,000万円)
	一般サービス	10万SDR (1,500万円)	20万SDR (3,000万円)

注1) SDRとは、Special Drawing Rightsの略で、IMF加盟国間での「特別

引出権」のことを指し、主要通貨（米ドル、ユーロ、日本円、ポンド）を加重平均して算定されます。なお、本協定の基準額の単位として SDR が採用されたのは、IMF 加盟主要通貨の為替相場の加重平均として算定されることから、比較的変動が少ないと考えられたためです。

注2) 表中（ ）書きは、邦貨換算額（平成30年1月22日付け財務省告示第20号及び同日付け総務省告示第22号による。平成30年4月1日～平成32年3月31日までの調達契約について適用。）です。

注3) 「政府調達協定に関する申合せ」（平成3年11月19日付けアクション・プログラム実行推進委員会決定）において、中央政府及び独立行政法人等の物品及び一般サービスの基準額を13万SDRから10万SDRへ自主的に引き下げることが省庁間で確認されたことを受け、10万SDR以上13万SDR未満の調達契約についても、「政府調達に関する協定」に準じて運用されています。

注4) 我が国は、政府調達協定附属書Iの付表1に関する注釈2及び付表3に関する注釈1において、国の機関及び独立行政法人等が協同組合又は連合会と締結する契約については、同協定を適用しないこととしています。

（参考4）

日本郵政(株)、(株)日本政策金融公庫、(株)日本政策投資銀行、輸出入・港湾関連情報処理センター(株)、(株)国際協力銀行、(株)日本貿易保険、成田国際空港(株)、東京地下鉄(株)、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、新関西国際空港(株)、中間貯蔵・環境安全事業(株)の計16社。

1 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮
東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するため、国等は、特に以下の措置を講ずるものとする。

(1) 官公需相談窓口における相談対応
国等は、被災地域の官公需相談窓口において、被災地域の中小企業・小規模事業者の相談に適切に対応し、その受注機会の増大に努めるものとする。

【解説】

被災地域においては、中小企業・小規模事業者からの相談に適切に応じていただくことや、当該地域における発注情報を中小企業・小規模事業者へ提供することが復旧・復興の重要な要素となります。したがって、復旧・復興のためのさまざまな業務で多忙な中にあっても、きめ細やかな対応に努め、

受注機会の増大に努めるものとしています。

(2) 適正な納期・工期の設定及び迅速な支払

国等は、被災地域における物件等の発注に当たっては、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮するとともに、支払については、発注にかかる工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに行うよう努めるものとする。

【解説】

平常時においても中小企業・小規模事業者にとって技能労働者等人材の確保は重要な問題であり、そのために労働時間の問題等の職場環境の改善は経営上の大きな課題となっています。被災地域においても、中小企業・小規模事業者が無理をせず、十分に対応できるよう、適正な納期・工期の設定に配慮することとしています。

また、こうした非常時であっても、中小企業・小規模事業者の資金繰りが悪化することのないよう、迅速な支払を行うよう努めるものとしています。

(3) 地域中小企業の適切な評価

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、緊急性、迅速性が損なわれないよう配慮しつつ、地域の建設業者等を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる役務及び工事等において適切な地域要件の設定や、地域への精通度等地域企業の適切な評価等に努めるものとする。

【解説】

被災地域の建設業者や産業廃棄物処理業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できるがれき処理等の役務や工事等の発注に当たっては、緊急性、迅速性が損なわれない範囲で、適切な地域要件の設定や、地域への精通度（道路事情や河川事情、港湾事情等）、貢献度（域内行事への積極的対応や協力等）など地域企業の適切な評価を行い、活用に努めるものとしています。また、地方公共団体におけるこれらの取組を促進するものとしています。

(4) 適切な予定価格の作成

国等は、被災地域における復旧・復興に伴う役務及び工事等の発注に当たっては、当該地域における需給の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ各都道府県における最低賃金額の改定も反映した額）等の最新の実勢価格等

を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に、最新の実勢価格や需給の状況等を考慮するよう努めるものとする。

【解説】

被災地域においては、短期間に多くの復旧・復興事業が発注されたことにより、監理技術者等が不足し、一時的に人件費単価が高騰、地方公共団体の入札不調の一因となりました。

そうしたことから、国土交通省は、関係各省、被災地域の自治体、建設業関連団体からなる「復旧・復興事業の施工確保に関する連絡協議会」を設置し、公共工事に伴う人件費単価等について検討を行い、平成24年2月に引き続き平成26年2月に、被災3県（岩手・宮城・福島）における新たな公共工事設計労務単価を公表しました。なお、全国的には平成30年2月に直近の見直しを実施しています。

こうした取組を踏まえ、被災地域における役務や工事等の発注に当たっては、原材料及び人件費（社会保険料相当額を適切に含み、かつ各都道府県における最低賃金額の改定（※第26＜ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進＞の【解説】参照）も反映した額）等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとします。

また、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に、最新の実勢価格や需給状況（例えば季節要因など）等を考慮するよう努めるものとしています。

（5）科学的・客観的根拠に基づく適切な契約

国等は、物件の発注に当たっては、東日本大震災における原子力発電所事故に関して、単に周辺地域で生産されている等の理由により不当に取引を制限したり、返品等をすることがないよう、科学的・客観的根拠に基づき適切な契約に努めるものとする。

【解説】

原子力発電所の事故により、周辺地域における放射能汚染を懸念する声がありますが、科学的・客観的根拠に基づかず、ただ単に周辺地域で生産されているということだけで取引を制限したり、返品、取り替え、取引自体のキャンセルを要求したりすることのないよう、適切な契約の執行に努めるものとしています。

（6）官公需を通じた被災地域への支援

国等は、被災地域の復興を支援するため、国等が直接運営する食堂等における食材や表彰等の行事における記念品等地域性の高い物品を調達する場合にあっては、被災地域の物品を積極的に調達し利用するよう努めるものとする。また、食堂運営や表彰等の行事が委託事業の場合には、受託者に対し被災地域の物品を積極的に調達し利用するよう奨励に努めるものとする。

さらに、国等の施設内で食堂を運営する事業者に対しても、被災地域の物品を積極的に調達し利用するよう奨励に努めるものとする。

【解説】

被災地域の产品を調達することにより、直接的に被災地域の復旧・復興を支援する取組として、食堂や喫茶を国等が直営している場合に被災地域の食材を使用することや、国等の行う表彰等に用いる記念品を被災地域の工芸品を活用するなど努めることとしています。

また、食堂・喫茶の運営、表彰等の行事が委託事業や共済組合事業で行われる場合には、国等はその取組の奨励に努めるものとしています。

2 平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮

平成28年熊本地震及び平成30年7月豪雨の被災地域の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するため、国等は、特に上記1に掲げる(1)から(4)までと同様の措置を講ずるものとする。

【解説】

平成28年4月16日、熊本県を中心とする大規模な地震が発生し、被災地域の多くの中小企業・小規模事業者が被害を受けました。中小企業庁では、各府省等に対して、その際、講じられていた東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮と同様の、「適切な納期・工期の設定及び迅速な支払」「地域中小企業の適切な評価」等の配慮を平成28年4月27日付で長官名にて要請したところです。当該要請内容について、その位置付けを明確にするため、基本方針に新たに項目を立てて明記することとしたものです。

更に、平成30年7月豪雨についても、本項目に追加し、被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮を明記しています。

3 官公需情報の提供の徹底

国等は、透明性の向上と公正な競争の確保に留意しつつ、官公需に関連する情報の中小企業・小規模事業者への提供促進のため、次の措置を講ずるもの

のとする。

(1) 個別発注情報の提供と説明

- ① 国等は、物件等であって、一般競争、企画競争又は公募による発注に関連する情報及びそれらに係る落札結果等に関する情報を、ホームページへの掲載等により、中小企業・小規模事業者に提供するよう努めるものとする。
- ② 国等は、発注計画の策定が可能なものについては、これを積極的に定め、ホームページへの掲載等により、中小企業・小規模事業者に提供するよう努めるものとする。
- ③ 国等は、物件等の発注を行うに際しては、中小企業・小規模事業者の入札等が円滑に行われるよう、性能、規格等必要な事項について、仕様書に明記することにより、十分な説明に努めるものとする。

【解説】

- (1) 国等による発注情報の積極的な提供は、中小企業・小規模事業者にとって有益かつ重要な措置事項であり、中小企業・小規模事業者の幅広い競争契約への参加を促すためにもより充実させることができます。このため、物件、工事及び役務であって、一般競争、企画競争又は公募による発注に関連する情報、それらの落札結果に関する情報（参考5）に関し、国等はホームページ掲載等を通じて積極的に情報提供するよう努めるものとしています。
- (2) また、発注予定を記載した「発注計画」に関する情報は、受注者たる中小企業・小規模事業者にとって将来の経営方針を策定するのに有益であることから、これらについても策定が可能なものについては積極的に定め、各府省のホームページに掲載するなどにより、中小企業者に提供するよう努めるものとしています。
- (3) なお、発注内容について、その仕様、規格、品質、性能等の理解が不足していたことにより、中小企業・小規模事業者が入札等に参加することに支障を来すことのないよう、発注側は、中小企業・小規模事業者に対し、これらについて、必要に応じて仕様書や入札説明書に明記するなど、十分な説明に努めるものとしています。

(参考5)

落札価格等の契約結果に関する情報については、「公共調達の適正化について（平成18年8月25日付け財務大臣通達）」に基づき、国はホームページへの掲載等を通じて公表することとされています。

「通達に基づき公表される落札価格等契約結果に関する情報」の概要

- ① 公共工事（公共工事に係る調査及び設計業務等を含む。）の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量
- ② 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
- ③ 契約を締結した日
- ④ 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- ⑤ 一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合は、その旨（随意契約を行った場合を除く。）
- ⑥ 契約金額
- ⑦ 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は国の事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限る。）
- ⑧ 落札率（契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。）
- ⑨ 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（理由は、具体的かつ詳細に記載すること。また、企画競争又は公募手続きを行った場合には、その旨を記載すること。）
- ⑩ 所管する公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人に国の常勤職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数
- ⑪ その他必要と認められる事項

（2）官公需情報ポータルサイトによる情報の一括提供

- ① 国等及び地方公共団体がホームページで提供している発注情報について、小企業者（概ね従業員5人以下の事業者をいう。以下同じ。）を含む小規模事業者が必要な新着情報を自動配信等の形で、より迅速かつ的確に入手できるようにする。このため、中小企業庁は、官公需情報ポータルサイトの利用促進を図るために、中小企業団体中央会、商工会及び商工会議所等の支援機関と連携して、特に小企業者を含む小規模事業者に対する普及促進に努めるとともに、利用者のニーズを踏まえた改修を行い、運営する。
- ② また、中小企業・小規模事業者の自主的努力を助長するため、当該サイトにおいて、国等が公表する競争契約参加資格申請に関する情報をはじめとした官公需に関する情報を一元的に集約し、中小企業・小規模事業者に提供するものとする。
- ③ さらに、中小企業・小規模事業者を支援する機関においては、その支援ツールとして当該サイトの活用を促進するものとする。

【解説】

(1) 国等による発注情報等のホームページへの掲載は、近年大きく進展していますが、中小企業・小規模事業者が発注情報を得るためにには、現状では、それぞれの情報提供サイト（国等それぞれのホームページ等）に個別にアクセスする必要があり、例えば、同一地域内でも機関が異なれば別々に検索する必要があります。したがって、中小企業・小規模事業者が、自らのニーズ（得意分野や営業地域等）に応じた官公需の発注情報を網羅的に取得するのには困難性が高いのが実情です。

このため、中小企業・小規模事業者の国等の官公需発注情報へのアクセスを容易にするため、インターネット上に「官公需情報ポータルサイト」を構築し、各府省等がインターネット上で提供している「発注情報」を一括して検索できるようにしました。

平成26年1月に中小企業庁が小規模事業者4000社、小規模事業者を除く中小企業者4000社を対象に実施した実態調査（以下「実態調査」という。）では、小規模事業者は中小企業者に比べ、「行政機関等の入札等に参加・受注することについて、的確な情報が得られない」との回答が多く見られました。（従業員5人以下の小企業34.1%、51名以上の中小企業19.3%）

今回の調査結果などを踏まえ、特に小企業者（概ね従業員5人以下の事業者）を含む小規模事業者が必要とする官公需に関する新着情報について、必要な情報のキーワードを登録しておくと定期的に自動配信されるなどサイトの刷新について、平成26年8月から運用を開始しました。

現行の官公需情報ポータルサイト：<http://www.kkj.go.jp/s/>

また、中小企業庁は、官公需情報ポータルサイトの更なる利用促進を図るために、中小企業団体中央会、商工会及び商工会議所等の支援機関と連携をして、官公需情報を取得することが困難な、特に小企業者を含む小規模事業者に対する促進に努めるとともに、引き続き利用者のニーズを踏まえた改修を行います。

(2) また、「官公需情報ポータルサイト」については、これらの発注情報に加え、各府省の競争契約参加資格申請に関する情報等を一元的に集約（リンク集）し、閲覧することができるようコンテンツを充実させるとともに、中小企業者を支援する機関（商工会議所、商工会等）においても当該サイトの活用を促進し、利用を広めることとしています。

(3) 官公需に関する相談体制の整備

- ① 国等は、官公需の受注に意欲的な中小企業・小規模事業者の受注能力の向上に資するよう、中小企業・小規模事業者の相談に応じ、資格登録、入札に関する手続等について情報を提供する等必要な指導に努めるものとする。
- ② 国等は、契約担当官等（公庫等においてはこれに準ずる役職）を置いている部局ごとに官公需相談担当者を明確にし、「官公需相談窓口」を常設するとともに、当該窓口の所在情報を中小企業庁が取りまとめ、公表するものとする。
- ③ 中小企業庁は、全国の中小企業団体中央会が「官公需総合相談センター」を設置し、官公需に関する中小企業・小規模事業者からの相談に応じ適切な支援及び情報の提供等の充実を図る取組を支援する。
- ④ 国等は、商工会及び商工会議所等の支援機関と連携して、特に小企業者を含む小規模事業者の経営課題に応じた官公需情報の提供を充実させ、加えて、「働き方改革」に対応するための中小企業・小規模事業者からの相談に応じ、適切な支援に努めるものとする。

【解説】

- (1) 官公需受注の前提となる競争契約参加資格登録申請に係る情報や、入札関連手続等についての情報の提供は、中小企業・小規模事業者にとって大変重要であることは言うまでもありません。このため国等は、できるだけ分かりやすくこれらの情報を提供することが求められます。
- (2) また、それらの情報が、発注機関のどこで得られるか、明確にしておくことも必要です。このため国等は、契約の担当部局ごとに官公需相談担当者を明確にし、「官公需相談窓口」を常設し、中小企業・小規模事業者からの相談に円滑に対応することとしています。
なお、国等の全国の当該窓口の所在情報については、中小企業庁が取りまとめ、公表しています。
(国等発注機関一覧<官公需相談窓口>)
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankoju.htm>
- (3) 会社の信用力を増す手段として、官公需の依存度を高めたいと考える中小企業・小規模事業者も多いと思いますが、手続きがよく分からぬなど、参入に躊躇する場合も多く見られます。
このため、中小企業・小規模事業者からの官公需に関する、例えば、官公需契約への参加の仕方、どのような官庁でどのような発注が行われているか、現在参加可能な入札案件はあるか、官公需適格組合証明の申請方法、な

どの相談に気軽に応じ、適切な支援等を行う「官公需総合相談センター」（参考6）を平成22年8月、全国の中小企業団体中央会に設置しました。

(4) 中小企業庁をはじめとする政府関係機関は、平成26年6月20日に可決、成立した小規模振興基本法及び小規模支援法改正法を踏まえ、商工会及び商工会議所、金融機関などの支援機関と連携して、小企業者を含む小規模事業者の様々な経営課題の解決策の一つとして、官公需情報ポータルサイトなどを通じた官公需情報の提供を充実させるよう努めるものとしています。

また、「働き方改革」に対応するための中小企業・小規模事業者からの相談に対しても、経営改善・金融・税務・労務などの経営全般の取組や、補助金・助成金などによる生産性向上、業務効率化などの課題解決に向けた取組について、国、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会などの関係機関と連携して適切な支援に努めることにしています。

(参考6)

官公需総合相談センターの実施業務

① 官公需に関する中小企業者等からの相談対応

官公需に係る仕事探しの方法や実際の発注情報の有無、入札参加資格の取得等、官公需に関連する中小企業者等からの相談に関し、面談、電話、メール等により対応します。

(官公需総合相談センター)

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2010/download/100823GACCP-2.pdf>

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2010/download/0919GACCP-1.pdf>

② 官公需に関連する情報の収集・提供

官公需に関連する情報（発注情報（官公需情報ポータルサイトによる検索情報を含む。）、発注計画情報、落札情報、入札制度情報及び競争参加資格申請受付情報、官公需の受注環境に関する情報、官公需適格組合制度を始めとした官公需施策に関する情報等）を、国・独立行政法人等の地方支分部局等の発注機関、官公需施策を実施する行政機関、官公需適格組合をはじめとした中小企業者等から収集するとともに、これらを中小企業者又は発注機関等からの求めに応じ提供します。

4 中小企業・小規模事業者が受注し易い発注とする工夫

(1) 総合評価落札方式の適切な活用

国等は、物件等の発注に当たっては、内容に応じて総合評価落札方式

の適切な活用に努め、評価の際に価格以外の要素を適切に評価するとともに、その前提として品質・機能の水準等を明確にする発注仕様書の作成に努めるものとする。

また、国等は、総合評価落札方式の活用に当たっては、審査項目の設定方法等についての検討を行う。

【解説】

国等は、物件等の発注に当たっては、価格と品質が総合的に優れた調達を実現するため、適切な評価手法による総合評価落札方式を適切に活用に努めるものとしています。また、価格以外の要素を適切に評価するとともに、評価の透明性を確保するために、発注者側が求める品質・機能の水準等を明確にする発注仕様書を作成に努めるものとしています。また、総合評価落札方式の精度を高めていく観点から審査項目の設定方法等について検討を行うこととしています。

(2) 分離・分割発注の推進

① 国等は、物件等の発注に当たっては、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討した上で、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等を含んだ物件及び役務の発注に当たっては、同様に、経済合理性・公正性等を検討した上で、商品等を種類ごとに分離することや契約期間を一定期間ごとに分割すること等の分離・分割発注を行うよう努めるものとする。

② 国等は、分離・分割発注に際し、中小企業庁が取りまとめる効率的な分離・分割発注に係る事例を参考として活用するとともに、分野に応じて、部内の人材育成又は外部人材の活用等により、発注能力の向上等体制整備に努めるものとする。

③ 公共工事においては、公共事業の効率的執行を通じたコスト縮減を図る観点から適切な発注ロットの設定が要請されているところであり、国等は、かかる要請を前提として分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

【解説】

(1) 官公需の発注に当たり、予算、納期、契約履行上の管理等諸々の条件を勘案して最適な方法を決める際、可能な限り工区別や量的に分離・分割発注に努めることにより、中小企業者の受注機会の増大を図るものとされていま

す。

また、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等を含んだ物件や役務の発注に当たっては、商品等を種類ごとに分離することや契約期間を一定期間ごとに分割（例えば四半期ごとに契約を締結）するなどの分離・分割発注を行うよう努めるものとしています。

ただし、その際には、分離・分割して発注することが、価格面、数量面、工程面等からみて、予算の適正な使用との関係、即ち、経済合理性、公正性、あるいは技術的な観点から見ても適切であるかどうかを十分に検討することが重要です。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju/bunsyo/121207H19bunri.pdf>

(注)「分離発注」は、例えば一の建物のうち設備工事等の特定の工種を分離して発注する場合、「分割発注」は、一の工事等の工程や施工箇所を時期、規模等により2件以上に分割して発注するものです。

なお、経済合理性の無い不適切な分割発注がなされれば、非効率や競争の阻害をもたらすおそれがありますが、一方で、分割発注に係る透明性を確保しつつ、経済合理性を適切に判断した上でなされる分割発注については、むしろ幅広い企業の参入を可能とし、競争促進に資する効果を期待できるものであり、一層のコスト削減に繋げることが可能となります。

したがって、分離・分割発注の推進は、一般競争入札の推進と必ずしも矛盾するものではありませんが、発注機関が経済合理性を満たしつつ行うことが重要です。

(2) 発注機関が適切な分離・分割発注を行うためには、発注について十分な知見と能力を持つことが必要です。しかし、官公需の発注現場においては、発注者と他の発注者との間での情報交流は十分とはいえない状況にあります。分離・分割発注を適切に運用し、より活用していくためには、発注機関において知見を共有する仕組みの構築や、部内の人材育成、外部専門家の活用等による十分な発注能力を持つ体制の整備が必要です。

こうしたことから、中小企業庁は、分離・分割発注に係る適切な発注事例の収集と各発注機関への普及を行っていくこととしています。

(3) なお、公共工事については、平成12年9月に「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」が定められ、公共事業の効率的執行を通じたコスト

縮減を図る観点から適切な発注ロットが要請されているところであり、かかる要請の範囲内で分離・分割して発注を行うよう努めるものとされています。

(3) 適正な納期・工期、納入条件等の設定

① 国等は、物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、予算の繰越しや国庫債務負担行為の活用、発注見通しの公表、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。併せて、発注時期の平準化等の状況をモニターするなど、受注する中小企業・小規模事業者が長時間労働せざるを得ないような発注・契約の実態把握に努める。

また、契約後に受注者から「働き方改革」に関する相談があった場合には、上記3（3）に掲げる官公需に関する相談体制を活用するよう努めるものとする。

② 国等は、物件の発注に当たっては、納入場所、納入回数をはじめとする納入条件等について、明確なものとするよう努めるものとする。

③ 国等は、物件等の発注に当たっては、真にやむを得ないと認められる場合を除き、直接の銘柄指定はもとより原材料等の間接の銘柄指定等を行わないものとする。

なお、参考銘柄として固有の商品を例示する場合にあっては、複数の商品を例示する等、実質的な銘柄指定とならないよう配慮するものとする。

【解説】

（1） 中小企業・小規模事業者にとって技能労働者等人材の確保は重要な問題であり、そのために労働時間の問題等の職場環境の改善は経営上の大変な課題となっています。このため国等においては、中小企業・小規模事業者が無理をせず、十分に対応できるよう、適正な納期・工期の設定に配慮するものとしています。

（2） 特定の時期に集中して発注を行うことにより、納期や工期の設定が不十分なものである結果、受注した中小企業・小規模事業者が相当程度の長時間労働を余儀なくさせられてしまうような状況は、政府全体で取り組んでいる働き方改革や長時間労働是正の観点から速やかに改善を図るべきものであり、「発注の平準化」、「適正な納期設定」に努める必要があります。

（3） 政府の「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」

及び関係ワーキンググループにおいても、働き方改革を巡る中小企業の実情と対応策として、国の調達において納期が年度末に集中し、労働時間が長くなることに対する施工時期、官公需の平準化や、公共工事の工期の変更が認められないことに対する調達の適正化が政府の施策として取り上げられており、これらの施策の中から既に政府が取り組んでいる具体的な施策を可能な限り明記し、中小企業・小規模事業者に対して配慮するものとしています。

(4) 発注時期の平準化等の状況のモニターについては、国の調達における納期が年度末に集中していないか、適正な工期設定となっているかなどの状況を、予算の繰越しや国庫債務負担行為の活用、発注見通しの公表、早期の発注等などの取組の活用状況と併せて確認しつつ、実態の把握に努めます。具体的には、各種の状況調査、アンケート、ヒアリングなどによる情報収集を実施していくこととしています。

(5) 物件の納入条件等を、発注時に明確にすることにより、トラブルを未然に防ぐことができます。また、正確な情報提供により、適正な入札価格等が設定できることになり、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に資するものと考えられます。

(6) 特定の銘柄の物件等や原材料等と品質面から同等の物件や原材料等が存在する場合には、銘柄指定をすることによって中小企業・小規模事業者の入札等への参加に支障を来すこととなることから、真にやむを得ない場合を除き、銘柄指定を行わないものとしています。

なお、物品等の調達において、仕様書等に「参考銘柄」として固有の商品を例示する場合がありますが、その際、当該物品が特殊仕様となっており、実質的な銘柄指定となっているようなケースがあることから、参考銘柄として固有の商品を例示するような場合は、複数の商品を例示するなどにより、実質的な銘柄指定にならないよう配慮するものとしています。

(4) 調達・契約手法の多様化における中小企業・小規模事業者への配慮

① 国等は、一括調達又は共同調達を行う場合には、経済合理性に留意しつつ、中小企業庁が取りまとめ分析した事例も参考に、適切な調達品目の分類化を行い、対象品目を選定するとともに、適切な配送エリアの設定を行うよう努めるものとする。

また、単価契約の際には、適正な予定数量を設定するよう努めるものとする。

② 国等は、既に実施されている総合評価落札方式、一括調達及び共同調達以外の新たな調達・契約手法の多様化を行う場合には、中小企業・小規模事業者の事業環境への悪影響が生じることのないよう適切な要件設定等を行うとともに、経済合理性に留意しつつ、積極的に中小企業・小規模事業者の受注機会を確保するよう努めるものとする。

【解説】

(1) 近年、中央省庁等で試行され、本格的な導入も始められた「一括調達」、「共同調達」について、ただ単に大括りするのではなく、経済合理性を考慮した調達品目の分類化を行い、また、適切な配送エリアを設定することにより、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとしています。

各府省等のかかる取組を支援するため、中小企業庁は、平成23年度及び平成24年度に一括調達、共同調達の実態を取りまとめ、適切な品目分類、適切な配送エリア等の事例を提供しています。

また、単価契約を締結する際は、設定する予定数量についても、実際の発注数量と著しい差が生じないよう適正な設定に努めるものとしています。

(2) 既に実施されている総合評価落札方式、一括調達及び共同調達以外の新たな調達・契約手法の多様化を進める場合、具体的には、例えば、内閣府の行政刷新会議に報告された公共サービス改革プログラムに基づく「競り下げの試行」などを実施する際には、中小企業・小規模事業者の事業環境への悪影響が生じることのないよう適切な要件設定等を行うとともに、経済合理性に留意しつつ、積極的に中小企業・小規模事業者の受注機会を確保するよう努めるものとしています。

なお、平成25年5月、行政改革推進本部事務局が発表した「今後の競り下げの実施について」では、競り下げの試行については平成24年度にて終了することとし、平成25年度以降の競り下げの取り扱いについては、各府省庁において、個別案件の状況に応じて実施の適否を判断する。その際、調達品目の特性や調達環境を踏まえ、調達価格に係る効果を検討するとともに、競り下げに伴うコスト増加要因や中小企業事業者への影響等に配慮するとされています。

(5) 知的財産権の取り扱いの明記

国等は、物件及び役務の発注に当たっては、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取り扱いについて書面をもって明確にするよう努めるものとする。

また、当該知的財産権の財産的価値についての十分に留意した契約内

容とるように努めるものとする。

【解説】

パンフレットやポスターなどの印刷物やパーソナルコンピュータ用のソフトウェア等には、著作権等の知的財産権が含まれるものがあり、これらに関するトラブルが発生しています。

こうしたトラブルを未然に防ぐことは、官公需の契約の上では重要であり、契約の段階で、著作権等の知的財産権について、譲渡や使用許諾、部分譲渡や部分使用許諾の範囲、その期間等の詳細な取り扱いを書面にて明確にする必要があります。

知的財産権制度とは、知的創造活動によって生み出されたものを、創作した人の財産として保護するための制度です。知的財産権には、産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）、著作権、回路配置利用権、育成者権等があります。

物件及び役務の発注に当たっては、中小企業者の事業活動を阻害することのないよう、著作権等の知的財産権を十分理解し、取り扱いについて書面をもって明確にするよう努めるものとしています。

文化庁のホームページでは、著作権契約書作成支援システムや契約にまつわるトラブル事例について、「誰でも出来る著作権契約」において公開していますので、参考にしてください。

また、公益社団法人著作権情報センターでは、著作権に関する相談に応じており、全国の知財総合支援窓口では産業財産権に関する相談に応じています。

○文化庁「誰でも出来る著作権契約」のURL

http://chosakuken.bunka.go.jp/chosakuken/keiyaku_intro/index.html

○公益社団法人 著作権情報センター（C R I C）の著作権テレホンガイド

TEL（03）5348-6036

※受付時間 10時～12時 13時～16時

（土、日、祝日、センターの休業日を除く）

<http://www.cric.or.jp/>

○知財総合支援窓口

全国共通ダイヤル 0570-082100

※全国47都道府県に設置されたお近くの窓口につながります

<http://chizai-portal.jp/about/index.html>

官公需の印刷発注においては、①契約書等において著作権を発注者へ無償譲渡することが定められている、②契約書等において記載が無いにもかかわらず、納入時に中間生成物（納入物の印刷データ等）の譲渡も求められ、そのデータを利用し無断で増刷が行われたなど、著作権等の財産的価値に係わる問題

が指摘されており、受注した中小企業の著作権を適切に保護することが求められているところです。

このため、発注業者の選定段階における見積依頼に際しては、著作権譲渡や使用許諾、部分譲渡や部分使用許諾の範囲、その期間等の詳細な取り扱いや、中間生成物（納入物の印刷データ等）の具体的な利用方法等をあらかじめ書面により明確化し、諸条件の対価を勘案した上で見積金額を算定してもらう必要があります。この見積金額を参考として契約締結することにより財産的価値に留意したものと見なされます。

また、調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、調達目的の達成に必要な著作権の適切な譲渡や使用許諾の範囲を検討し、不要な著作権の全部又は一部を譲り受けず受注者に帰属させるコンテンツ版バイ・ドール契約の活用推進が期待されるところです。

(注) コンテンツ版バイ・ドール契約とは、国が委託等によって制作するコンテンツについて、制作された知的財産に係る権利（知的財産権）を、一定の条件の下で受託者に残す契約形態をいいます。

（6）同一資格等級区分内の者による競争の確保

- ① 国等は、一般競争及び指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保すること等により、官公需適格組合を含む中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るものとする。
- ② 国等は、一括調達又は共同調達による発注を行う場合には、競争参加者の資格の設定に際し、中小企業・小規模事業者の受注機会の確保に配慮するため、予定価格に対応する等級の者に加え、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用を図るものとする。
- ③ 国等は、資格等級に対応する契約の予定金額については、価格水準の変動等をも勘案しつつ、適時見直しを行う等一層の適正化を図るとともにこれを公表するものとする。

【解説】

(1) 官公庁等においては、競争契約参加資格登録に当たり、各々の企業の資本金、売上高、従業員等の規模を一定の基準により総合判定して、A、B、C等の区分による格付けを行うとともに、この区分に対応する契約の予定金額の範囲を定めています。

この場合、競争入札において当該等級区分内の者が少数の場合など、例外的に上位の者を競争に加えることがあります、本措置は、極力、同一等級区分内の企業を指名すること等により、中小企業・小規模事業者に受注機会の増大を図ろうとするものです。

(2) また、行政事務の効率化や徹底した経費削減への取組みの観点から、国等においては、競争契約の拡大や一括調達の導入が推進されています。

特に、平成21年度から中央省庁で、文具など調達頻度が高く、量の多い消耗品などの物品についての一括調達を実施するアクションプランを公開し、単価契約による一括調達の運用ルールを作成しました。

この場合、例えば、一括調達に伴って予定価格が増額した結果、入札参加等級が上がり（予定価格C→Aなど）、これまでには入札に参加できていた中小企業・小規模事業者が入札から排除されてしまい、中小企業者が受注機会を失うおそれ等が懸念されることから、一括調達による競争参加資格の設定に際しては、下位等級者の競争参加が可能となるよう弾力的に運用を図ることとし、中小企業・小規模事業者の受注機会の確保に配慮することとしています。（参考7）

(3) また、物品の製造・販売、役務の提供等（工事を除く。）に係る国の一般競争に参加する者に必要な資格審査については、平成13年度から、いずれか1か所の申請場所に申請すれば、各府省の全調達機関に共通して有効な統一資格となっていますが、資格等級に対応する契約の予定金額について、価格水準の変動等をも勘案しつつ、適時見直しを行うものとされています。

（参考7）

一括調達の運用ルール<抜粋>

（平成21年1月16日各府省等申合せ、平成25年1月29日一部改定）

II. 各論 3. 一括調達に係る業務処理フロー等について

④入札事務

（略）

競争参加資格の設定については、中小企業者の受注機会の確保に配慮し、下位等級者の競争参加が可能となるよう、弾力的に運用を図ることとする。

（略）

（7）中小企業官公需特定品目等に係る受注の機会の増大

- ① 国等は、中小企業官公需特定品目（織物、外衣・下着類、その他の繊維製品、家具、機械すき和紙、印刷、潤滑油、事務用品、台所・食卓用品及び再生プラスチック製製品）の発注を行うに際し、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るものとする。
- ② 国等は、中小企業官公需特定品目及び中小工事等に係る発注に当たって、指名競争による場合及び少額の契約であって随意契約（以下「少

額の随意契約」という。)による場合にあっては、官公需適格組合を含む中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

【解説】

- (1) 官公需の対象となる物品等のうち、中小企業が製造する割合が多く、また、国等の調達に対する依存度が高く、当該製品を供給する中小企業・小規模事業者の受注機会を増大することが必要であると認められる品目を、中小企業官公需特定品目（以下「特定品目」という。）として昭和42年度から指定（参考8）しています。国等は、これら特定品目に係る個々の発注については、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るものとしています。
- (2) 指名競争契約及び少額随意契約については、会計法令上一定の場合に限り認められています（参考9、10）が、特に、特定品目及び中小工事の発注に当たって、当該制度を利用する場合には、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとしています。

(参考8)

特定品目は、昭和42年度に7品目（織物、外衣・下着類、その他の繊維製品、家具、機械すき和紙、印刷、潤滑油）が指定され、その後、昭和50年度に事務用品、昭和56年度に金属洋食器がそれぞれ追加され、昭和58年度には、金属洋食器を拡充して台所・食卓用品とともに再生プラスチック製製品を追加指定しました。（現在10品目）

中小企業官公需特定品目（10品目）

1. 織 物	綿・スフ織物（タオル織物を含む。）、絹・人絹織物、毛織物、麻織物、メリヤス生地等
2. 外 衣 ・ 下 着 類	制服（警察職員、消防職員、自衛隊員の制服等）、労働用・事務用及び衛生用（看護着、医務服、白衣、割ぼう衣、エプロン等）の作業外衣、雨衣、スポーツ用外衣（スキーカー、スケート服、登山服、競馬服、野球服等）、オーバーコート、スプリングコート、ジャンパー、ズボン、ドレス、スーツ、ジャケット、スカート、セーター、ワイシャツ、ブラウス、スポーツシャツ、シャツ、ズボン下等（メリヤス製品を含む。）
3. その他の繊維製品	1. 2. 以外のものであって以下に例示する繊維製品（メリヤス製品を含む。）

		じゅうたん、ネクタイ、スカーフ、マフラー、ハンカチーフ、寝具、テント、シート、日よけ、ほろ等の帆布、シーツ、テーブル掛、手ぬぐい、ナプキン、どん帳、引幕、のぼり、ひも類、ガーゼ・ほう帶等の纖維製衛生材料、柔道着・剣道着等の和装製品、主として纖維製の帽子、纖維製袋、たび、くつ下、手袋、網、漁網、網地等
4. 家 具		木製・金属製の家具（机、テーブル、いす、ロッカー等）、マットレス、組スプリング、ブラインド、カーテンロッド等のカーテン部品、鏡縁、額縁、黒板、教壇、金庫等
5. 印 刷		機械（とっ版・平版・おう版等）印刷物及び謄写印刷物、箋紙及び事務用記録帳簿等（官公庁の名称等の入った特注品は印刷とみなす。）
6. 機 械 す き 和 紙		トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ちり紙、京花紙、生理用紙、タオル用紙、書道用紙、障子紙等
7. 潤 滑 油		潤滑油（グリースを含む。）
8. 事 務 用 品		<p>(1) 筆記用具</p> <p>鉛筆、ボールペン、サインペン、シャープペンシル、マジックインキ、吸取紙、ペン皿、墨、墨汁、消しゴム、下敷、机上用マット、万年筆、付ペン（ペン先、ペン軸）、毛筆、インキ、フェルトペン、白墨、インクスタンド、文鎮、すずり、絵画用品等</p> <p>(2) 事務用品</p> <p>ナンバーリング、チェックライター、数取器、ダイモテープライター、ホッチキス、穿孔機、パンチ、統計表示器、新聞架、計算尺、スケール、ソロバン、印章、印肉、謄写板及び謄写用器具、スタンプ、製図用具、定規、鉛筆削り器、のり、テープ等接着用具、クリップ・ピン、画びょう、ファイル等</p> <p>(3) 事務用記録帳簿（印刷に入るものは除く。）</p> <p>便箋、封筒、原稿用紙、レポート用紙、バインダーリーフ、カード、記録カード、ノート類、用紙、集計用紙、決算用紙、伝票、通帳、統計表類、領収書、金銭出納帳、帳簿、給料袋、日誌、日報等</p>
9. 台所・食卓用品		<p>(1) 調理用具</p> <p>ほう丁、ボール、洗いおけ、水切り、ざる、しゃくし類、</p>

10.再生プラスチック 製製品	<p>しゃもじ、皮むき器、手持ちかん切り、おろし器、計量スプーン、計量カップ等</p> <p>(2) 料理用具 かま、なべ、湯沸し（鉄びんを含む。）、フライパン、玉子焼き器、コッフェル類、飯ごう等</p> <p>(3) 飲食器 さら類、わん類、グラス・コップ類、はち類、ボール類、酒器類等</p> <p>(4) 食卓器具 ピッチャ類、ポット類、盆類、きゅうす類、茶卓、調味料入れ、ぜん、せん抜き、ようじ入れ、飯びつ等</p> <p>(5) 食料貯蔵器具 米びつ、茶筒類、ポット、水筒、弁当箱、ジャー等</p> <p>(6) ナイフ、フォーク、スプーン、はし類及び同付属品等 ナイフ・フォーク・スプーン類、れんげ、はし、はし箱、はし立て、食事用紙製品（紙コップ・さら等）、飲料用ストロー等</p> <p>(注1) 本品目は金属製（鉄製、ステンレス製、ほうろう鉄器製、アルミニウム製等）、ガラス製、陶磁器製、合成樹脂製、木竹製、紙製等材質の如何を問わない。 また、和風、洋風等形状の如何を問わない。</p> <p>(注2) なお、台所・食卓で使用されるものであっても「民生用電子電気機械器具」（電気がま・ジャー・ポット・ホットプレート・トースター等のちゅう房用電熱用品、電気冷蔵庫等）ガス・石油による熱調理器具（ガスレンジ等）、調理機械、「家具」（食器戸だな、調理台、ガス台、サービスワゴン）、「繊維製品」（テーブル掛け、ナプキン等）、台所用ハンガー類、バケツ類、清掃器具、合成洗剤等は、本品目には含まれない。</p> <p>(1) くい、さく、支柱類 標識くい、境界くい、測量くい、柵くい、線路表示くい、工事用支柱、さく等</p> <p>(2) 板、まくら木類 土止板、フェンス、配管用まくら木等</p> <p>(3) 公園施設類 ベンチ、街路樹支柱、公園のさく・くい、遊ぎ具類等</p>
--------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	(4) 土木建築用資材 U字溝、溝ぶた、土管代用品、住宅用資材等
--	-------------------------------------

(参考9) 予算決算及び会計令第94条(抄)

第94条 会計法第29条の3第5項の規定により指名競争に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 予定価格が500万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- (2) 予定価格が300万円を超えない財産を買い入れるとき。
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が160万円を超えない物件を借り入れるとき。

(中略)

- (6) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその予定価格が200万円を超えないものをするとき。

(参考10) 予算決算及び会計令第99条(抄)

第99条 会計法第29条の3第5項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

(中略)

- (2) 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- (3) 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。
- (4) 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。

(中略)

- (7) 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の賃借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。

(以下略)

(8) 調達手続の簡素・合理化

- ① 国等は、競争契約参加資格者の審査について、申請書類の統一化及び申請手続の簡素化等を一層推進するものとする。
- ② 国等は、国における競争契約参加資格審査申請手続の電子化の実施状況及び入札・開札手続の電子化の導入状況等を踏まえ、中小企業・小規模事業者の円滑な対応に留意しつつ、電子的手段の導入に努めるものとする。

【解説】

- (1) 物品の製造・販売等の契約（公共事業を除く。）に係る一般競争（指名

競争) 契約参加資格については、平成13年度から、各省各庁に共通する統一資格となりました。また、電子的手段(インターネット)によっても資格審査の申請が可能となり、資格審査の申請者は持参、郵送又はインターネットのいずれかの方法で申請受付場所のいずれか1か所に提出することにより、資格審査を受けることができるようになっています。

さらに、総務省や各省各庁のホームページにおいて、公共事業を除く発注情報や入札参加資格審査申請書の様式等の調達情報を提供するとともに、全省庁の調達情報を一元的に提供する専用のホームページ(参考11)が開設されています。

これは、中小企業・小規模事業者の資格審査申請等に伴う事務負担の軽減を図り、受注機会の増大に資するようにするものです。

(2) 電子入札・開札については、「e-Japan 重点計画-2003」(平成15年8月18日IT戦略本部決定)を受けて、既にほとんどの府省の本府省において導入され、引き続き各府省の地方支分部局等への導入が図られているところです。

(参考11)

統一資格審査申請・調達情報検索サイト(総務省)のURL
<http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>

(9) 地方公共団体と連携した「働き方改革」に留意した発注の共有

- ① 国は、官公需発注に起因した業務によって、受注者等が長時間労働につながることがないように関係省庁(総務省、厚生労働省、経済産業省)連名の要請を地方公共団体に対して行う。
- ② 中小企業庁は、厚生労働省と協力しつつ、官公需確保対策地方推進協議会(注)において官公需の平準化やその他働き方改革に必要な項目の説明、意見交換を行い、発注の際に留意する事項を地方公共団体と共有する。

(注) 中小企業庁及び各経済産業局等の担当者が、国等の地方支分部局及び地方公共団体等の担当者に対し、国等の契約の基本方針の内容を説明するとともに、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るための方策について意見交換を行う場。各経済産業局等が主体となって全都道府県50カ所で開催。

【解説】

- (1) 平成30年6月に成立した働き方改革関連法では、中小企業・小規模事業者に対する配慮規定がいくつか設けられています。これらの配慮規定や同法に係る基本方針等を踏まえ、厚生労働省、中小企業庁をはじめとする関係省庁が連携して各種の要請や、支援事業等を実施、展開することとしています。
- (2) 官公需分野においては、上記第2の4(3)の平準化の記載や、その他の働き方改革に関連する項目を追加し、官公需の発注に起因した業務によって、受注者等が長時間労働につながることがないよう、関係省庁に加え、地方自治体に対しても要請を行い、その周知を図ることとします。
- (3) 加えて、地方経済産業局主催で全国47都道府県、50カ所で毎年開催している「官公需確保対策地方推進協議会」において、中小企業庁、厚生労働省が協力しつつ、官公需の平準化やその他働き方改革に必要な項目の説明、意見交換を行い、発注の際に留意する事項を地方公共団体と共有することとしています。

5 中小企業・小規模事業者の特性を踏まえた配慮

(1) 小企業者を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮

- ① 国等は、小企業者を含む小規模事業者が顧客との信頼関係に基づき国内外の需要の開拓等を行い、地域経済や雇用の重要な担い手となっていることを踏まえ、一般競争契約において適切な地域要件の設定に努めるとともに、総合評価落札方式における地域への精通度等の評価を行う際、契約内容の履行の確保を行う観点から、迅速な対応の可否等を評価項目に加えることが必要である場合には、これを十分考慮するものとし、受注機会の増大を図るよう努めるものとする。
- ② 国等は、特に指名競争による場合及び少額の随意契約による場合であって、小企業者を含む小規模事業者を活用することが契約内容の履行を確保する観点から必要であるときには、受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

【解説】

- (1) 全国381万の中小企業、その中でも9割を占める小規模事業者は、地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在であり、経済の好循環を全国津々浦々まで届けていくためには、その活力を最大限に発揮させることが必要不可欠です。しかしながら、小規模事業者は、人口減少、高齢化、海外との競争の激化、地域経済の低迷といった構造変化に直面しており、売り上げや事業者の減少、経営層の高齢化等の課題を抱えています。

- (2) こうした状況を踏まえ、小規模企業の振興に関する施策について、総合的かつ計画的に、国、地方公共団体、支援機関等が一丸となって戦略的に実施するため、新たな施策体系を構築するものとして「小規模企業振興基本法」が平成26年6月20日に可決、成立されました。
- (3) このように小企業者を含む小規模事業者支援施策が従来にも増して重要な役割を有することになったことから、「小企業者を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮」として、一項目が設定されています。
- (4) 具体的には、小企業者を含む小規模事業者が顧客との信頼関係に基づき国内外の需要の開拓などを行い、地域経済の重要な担い手となっていることを踏まえ、一般競争契約において、例えば、入札参加資格について、特定の地域内の事業者に限定するなど、適切な地域要件の設定に努めること。また、総合評価落札方式における地域への精通度等の評価を行う場合には、地域精通度や地域貢献度等に加え、契約内容の履行の確保を行う観点から、小企業を含む小規模事業者が得意とする迅速性や融通性などを評価することが必要であると認められる場合には、それらを総合評価落札方式の技術評価における評価項目に加えることを十分考慮し、受注機会の増大を図るように努めるものとしています。
- (5) また、上記実態調査（P26）では、過去3年間で最も多く参加した入札方式は、指名競争や少額随意契約の割合が高くなっています。特に少額随意契約は、中小企業者と比較すると小規模事業者の割合が高くなっています。
- こうした実態を踏まえ、指名競争契約や少額随意契約について、小企業を含む小規模事業者を活用することが、契約の履行の観点から必要な場合には、受注機会の増大を図るために努めるものとしています。

(2) 技術力のある中小企業・小規模事業者に対する受注の機会の増大
国等は、技術力のある中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るため、政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」に基づく入札参加機会の拡大措置の一層の活用に努めるとともに、技術力の正当な評価を踏まえ、技術力のある中小企業・小規模事業者に関する入札参加資格の弾力化を一層進めるものとする。

【解説】

官公需市場のうち、特に、IT分野や研究開発分野においては、技術力

の高い中小企業・小規模事業者による参入に向けた積極的な挑戦がなされやすい分野です。国全体としての技術力の底上げを図るという産業政策上の観点からも、引き続き、かかる分野での技術力の高い中小企業・小規模事業者の官公需市場への参入を促していくことが重要です。

このため、発注機関においては、技術力の正当な評価を踏まえ、技術力のある中小企業・小規模事業者の入札参加資格の弾力化を一層進め、その受注機会の増大を図るものとされています。

技術力を正当に評価する方法としては、中小企業の新技術を利用した事業活動を促進するため、関係省庁が連携して中小企業による研究開発とその成果の事業化を支援するための「中小企業技術革新制度」（S B I R）による特定補助金等の交付を受けた中小企業者が、当該入札に係る物件及び役務の分野における技術力を自ら証明したり、発注機関が、特定補助金等の交付リスト等データベース（参考12）を活用することなどにより、客観性評価に努めるものとしています。

（参考12）

中小企業技術革新制度（S B I R）特設サイト（中小企業基盤整備機構）
のURL
<http://j-net21.smrj.go.jp/expand/sbir/>

（3）地域の中小企業・小規模事業者等の積極活用

国等は、地方支分部局等において消費される物件等については、極力地方支分部局等における調達を促進することにより、地域の中小企業・小規模事業者等の受注機会の増大を図るものとする。

【解説】

国等が物品等の買入れのための契約をする場合、地方で消費される物件、活用される役務、実施される工事については極力地方支分部局等での契約を促進することにより、地域の中小企業・小規模事業者等の受注機会の増大を図るものとしています。

具体的には、例えば、少額な契約案件の場合に地域の中小企業・小規模事業者等と随意契約を行う等の配慮や、指名競争を活用する場合に、地域の中小企業・小規模事業者等を指名する等の配慮を行うこと等を指します。

（注）「地域の中小企業・小規模事業者」とせず、「地域の中小企業・小規模事業者等」と「等」を付しているのは、会計法の予算の適正な使用の観点か

ら、地域以外の中小企業・小規模事業者を必ずしも排除するものでないことを明らかにするためです。

(4) 中小企業・小規模事業者の適切な評価

- ① 国等は、地域の建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、適切な地域要件の設定や、地域への精通度等地域企業の適切な評価等に努めるものとし、さらに、地方公共団体におけるこれらの取組を促進するものとする。
- ② 国等は、工事等以外の物件及び役務の発注に当たっても、地域への精通度等が契約の円滑かつ効率的な実施の重要な要素となる場合にあっては、これを十分考慮するものとし、一般競争契約においては適切な地域要件の設定や総合評価落札方式における地域精通度等地域の中小企業・小規模事業者の適切な評価等と積極的な活用に努めるものとする。
- ③ 国等は、業務継続のため必要な物件及び役務の発注に当たって、協定等を通じて災害時における継続的な供給体制を構築しようとする場合には、必要に応じ、官公需適格組合を含む地域の中小企業・小規模事業者の適切な評価等とその積極的な活用に努めるものとする。

【解説】

- (1) 地域の建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、国等は、適切な地域要件の設定や、地域への精通度等地域企業の適切な評価等に努めるものしています。
さらに、地方公共団体におけるこれらの取組を促進するものとしています。
- (2) また、国等は、地域への精通度等が、事業の円滑かつ効率的な実施の重要な要素となる役務契約（例えば、運転業務、警備業務等）について、一般競争契約において、適切な地域要件の設定や、総合評価落札方式において地域精通度等を評点として活用するなど、地域の中小企業・小規模事業者の適切な評価等に努めるものとしています。
- (3) また、災害時において、災害復旧や医療など国等が優先して行うべき業務の継続に必要となる物資等の継続的供給が確保できるよう、例えば「災害協定」や「防災協定」などの締結により、災害時における優先的な供給体制を構築しようとする場合や、災害時を含めた通常時における安定的な供給体制を構築しようとする場合は、地域の官公需適格組合や事業協同組合などを含む地域の中小企業・小規模事業者を適切に評価し、活用するよ

う努めるものとしています。

(5) 中小建設業者に対する配慮

① 国等は、中小建設業者を取り巻く現下の諸情勢に鑑み、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、必要な工期を確保するため、国庫債務負担行為の活用や中小工事の早期の発注等により、施工時期の平準化を図る等により、中小建設業者に対し特段の配慮を払い、その受注機会の増大に努めるものとする。併せて、発注時期の平準化、工期の変更等の状況をモニターするなど、受注する中小建設業者が長時間労働せざるを得ないような発注・契約の実態把握に努める。

また、契約後に受注者から「働き方改革」に関する相談があった場合には、上記3(3)に掲げる官公需に関する相談体制を活用するよう努めるものとする。

② 国等は、一般競争や指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保するものとするが、優良な工事成績を上げた中小建設業者に対しては、施工能力等を勘案し、上位の等級に属する工事に係る競争に参加できるようにする等積極的に受注機会の確保に努めるものとする。

③ 国等は、特に、公共工事に関する発注に当たっては、共同による請負の適切な活用の一層の推進等により、中小建設業者に対する受注機会の増大に努めるものとする。

④ 国等は、地域の建設業者、専門工事業者等の中小建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。これにより、中小建設業者の受注機会の増大に努めるものとする。

【解説】

(1) 工事に関しては、平成26年6月に改正品確法等の「扱い手3法」が成立し、品確法に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」が平成27年1月に策定され、その中で、早期発注や国庫債務負担行為の活用等により「施工時期等の平準化」が取り組まれることとなりました。

(注) 扱い手3法とは、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」「建設業法」「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」のこと。

(2) 官公需に占める工事（建築・土木工事等）は、金額ベースで約4割を占めていますが、これらの受注者となる中小建設業者を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にあります。基本方針においては、これまででも「早

期発注等により中小建設業者に対し特段の配慮」を払ってきたところですが、上記の動きを踏まえ、その趣旨をより明確にし、「施工時期等の平準化」を図ることで、中小建設業者の人材・機材の効率的配置を可能とし、もって中小建設業者の受注機会の一層の増大に努めることとしています。

- (3) これらの取組は、「働き方改革」を巡る中小企業・小規模事業者の実情にも資するものであり、政府の「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」及び関係ワーキンググループにおいても、国の調達において納期が年度末に集中し、労働時間が長くなることに対する施工時期、官公需の平準化や、公共工事の工期の変更が認められないことに対する調達の適正化が政府の施策として取り上げられており、これらの施策の中から既に政府が取り組んでいる具体的な施策を可能な限り明記し、中小企業・小規模事業者に対して配慮するものとしています。
- (4) 発注時期の平準化等の状況のモニターについては、国の調達における納期が年度末に集中していないか、適正な工期設定となっているかなどの状況を、国庫債務負担行為の活用や中小工事の早期の発注等による取組状況と併せて確認しつつ、実態の把握に努めます。具体的には、全国統一指標や入札契約適正化法等に基づく実施状況調査、「設計変更ガイドライン」に基づく変更の実施状況のモニターなどによる情報収集を実施していくこととしています。
- (5) また、一般競争や指名競争を行うに際しては、極力同一資格等級区分内の者による競争を確保することとしますが、優良な工事成績を上げた中小建設業者に対しては、施工能力等を勘案し、上位の等級に属する工事に係る競争に参加できるようとする等積極的に受注機会の確保に努めるものとしています。

なお、国の直轄事業への中小企業の参入機会の拡大を図る観点から、平成21年度から格付方法を改善し、国の直轄事業への入札の際、都道府県の公共工事の実績もカウントできるようにしています。

- (6) 特に、公共工事に関する発注に関しては、平成18年5月に改正された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」において、経常建設共同企業体への加点調整措置が「真に企業合併等に寄与する場合」(同指針第2.2(1)④)に限定されたこと等を受け、本方針においても、「共同による請負の適切な活用の一層の推進等により、中小建設業者

に対する受注機会の増大に努めるものとする」と規定されています。

(7) さらに、地域の建設業者、専門工事業者等の中小建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとしています。

(6) 中小石油販売業者に対する配慮

- ① 国等は、国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結し、官公需適格組合の証明を受けている組合をはじめとする石油組合を対象として、災害時だけではなく、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、当該協定を締結する石油組合及び当該協定に参加する中小石油販売業者に係る受注機会の増大に努めるものとする。
- ② 国等は、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。
- ③ 国等は、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、当該石油組合との随意契約を行うことができることに留意するものとする。

【解説】

- (1) 自治体と災害協定を締結した石油組合に属する中小石油販売業者は、災害時に消防や自治体が所有する車両への優先給油や上・下水道等の重要施設に対し燃料の供給を行うなど、地域における石油製品の安定供給に重要な役割を担っています。
- (2) このため、従来の官公需法に基づく「国等の契約の方針」では、災害時継続的な物件及び役務の供給体制を協定等を通じて構築しようとする際には、必要に応じ、官公需適格組合を含む地域の中小企業・小規模事業者の積極的な活用に努めることとしていました。
- (3) 改正官公需法に基づく「国等の契約の基本方針」では、石油の供給網の強靭化の観点から、新たに、災害協定を締結した石油組合や地域の中小石油販売業者への配慮措置として、分離・分割発注、随意契約の活用等を明記しています。

(4) なお、地域の中小石油販売業者にとってより身近な存在である地方公共団体においても、基本方針に沿った調達が行われることが重要であり、基本方針策定後、全国の地方自治体に対して、周知、要請を行うこととしています。更に、地方公共団体の取組状況についても聴取し、その結果を公表していきます。

(7) 創意工夫のある中小企業・小規模事業者の参入への配慮

国等は、新市場、新産業の創出・育成による雇用創出の重要性に鑑み、中小企業・小規模事業者が取り組む创意工夫の積極的な活用を図り、受注機会（公共事業を除く。）の増大を図るよう特段の配慮に努めるものとする。

その際、中小企業庁が取りまとめる女性や青年等をはじめとした中小企業・小規模事業者が行う新規開業及び中小企業・小規模事業者が行う販路開拓活動の基礎となる企画力・提案力等をいかした创意工夫に係る事例集を参考とし、発注者が求める品質・機能水準等を適切に盛り込んだ発注仕様書の作成や、競争参加者の資格設定に際し、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるとともに、総合評価落札方式における创意工夫による価値の適切な評価に努めるものとする。

【解説】

新産業の創出による雇用創出の役割の重要性にかんがみ、中小企業者・小規模事業者が連携して取り組む创意工夫の積極的な活用を図り、中小企業者の受注機会の増大を図るよう特段の配慮に努めるものとされています。

具体的には、中小企業庁が取りまとめる女性や青年ならではの感性や視点、センス等をいかした新商品・サービスの提供による新規開業の事例及び中小企業・小規模事業者が連携して取り組む販路開拓活動の基礎となる企画力・提案力等をいかした创意工夫の事例を活用し、国等が調達において求める品質・機能水準等を適切に盛り込んだ発注仕様書の作成や、競争参加者の資格設定に際し、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるとともに、総合評価落札方式における创意工夫による価値の適切な評価に努めるものとしています。

さらに、全国中小企業団体中央会等の各地の中小企業団体を通じて官公需情報の提供を行うとともに、官公需受注のための手続きや官公需情報の入手方法等についての情報提供を行い、新規開業中小企業・小規模事業者の官公需への参入を促進しています。

(8) 外注における地域の中小企業・小規模事業者の活用及び人件費確保等の周知

国等は、役務及び工事等において外注（下請や二次下請等を含む。以下同じ。）が必要な元請事業者に対し、契約内容の履行の確保を行う観点から必要がある場合には、外注に際して当該元請事業者が地域の中小企業・小規模事業者の活用を考慮し、その人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額）を確保するとともに、外注先との間で予め書面により作業内容、人件費単価、期間等を明確化するよう努めることについて、ホームページへの掲載、入札説明の際に周知を行うよう努めるものとする。

【解説】

東日本大震災に係る復旧・復興に伴う役務及び工事等を含め、業務の規模や緊急性、迅速性、特殊性等の理由により、中小企業・小規模事業者が入札に参加することが不可能な役務や工事等が存在します。

こうした事業であって、外注（下請や二次下請等含む。）が必要なものについては、元請けの事業者に対し、あくまでも支障のない範囲において、地域への精通度等について地域企業の適切な評価をした上で活用をお願いすることや、その業務における適正な人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額）の確保や余裕のある工期等の設定をお願いすることとしました。

また、元請け事業者に対し、外注先との間で予め書面により作業内容や人件費単価、期間等の明確化をお願いすることにより、外注先の人件費、ひいては作業品質の確保を図ることとしました。

具体的には、中小企業庁のホームページに上記の内容を掲載し、各府省等のホームページに同様の内容を掲載する、あるいは中小企業庁のホームページアドレスのリンクを貼って周知に努めることにしていましたが、平成26年度からは、入札説明の際にも、改めて上記内容について、周知に努めることとしました。

(9) 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

国等は、特に人件費比率が高い役務契約に対し、業務内容に応じて部分払（毎月払い等）を行うよう配慮することに努めるものとする。

【解説】

ビルメンテナンス業務（主としてビル等の建築物を対象として、建築物等の点検・保守、運転・監視、衛生管理（清掃、害虫防除等）その他の維持管理に関する業務）やシステム保守管理、その他の役務サービス等、特に人件費比率が高い役務契約に対し、中小企業・小規模事業者の資金繰りに配慮する観点か

ら、業務内容に応じて部分払（毎月払い等）を積極的に行うように配慮してください。

これは、年間契約において役務提供に対する支払が年度末の一括精算払いでは、受注する中小企業・小規模事業者の資金繩りが困難をきたすとの観点から、実際の雇用者への支払状況を勘案し、配慮の必要性を明記しました。

資金繩りの厳しい中小企業・小規模事業者に対して積極的に部分払を行うことにより確実な事業運営及び人材の確保が図られることになります。

6 ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

国等は、官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引き上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、ダンピング対策の充実等、適正価格での契約や価格と品質が総合的に優れた調達の推進を図るため、適切な対策を講ずる。

また、平成26年4月1日に消費税率が8%に引き上げられたことを踏まえ、契約の適正な履行の確保の観点から、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する。

【解説】

近時、国等の契約において、過度な低価格入札の問題が懸念されています。これは、国等の発注者側にとって品質確保の観点から、また、中小企業・小規模事業者等受注者にとって仕事の確保の観点から、いずれも好ましい事態ではなく、また、労働条件や安全対策の面でも弊害が懸念されていることによります。

また、経済財政運営と改革の基本方針2015においても「中小企業・小規模事業者への支援を図りつつ最低賃金の引上げに努める」とされ、政府としても最低賃金の引き上げに向けた環境整備が重要となっています。

このため、ダンピング対策の充実等、適正価格での契約や価格と品質が総合的に優れた調達の推進を図るための対策を講じることとしています。

(1) ダンピング防止推進の周知

国等は、ダンピングの防止について、ホームページへの掲載、入札説明の際に周知を行うよう努めるものとする。

また、国等は、建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）の施行を踏まえて、公共工事の入札の際に、入札金額の内訳書の提出を適切に求めていくものとする。

【解説】

ダンピングの防止については平成22年度の本方針から措置事項として盛

り込んだところです。国等がダンピングについて、入札を予定されている事業者の方々へ、ダンピング受注が品質の低下や賃金の未払いなど、発注者にとっても受注者にとっても不利益を生じることがある旨を周知することとしました。

具体的には、中小企業庁のホームページに上記の内容を掲載、入札説明の際に周知を行うとともに、各府省等のホームページに同様の内容を掲載する、あるいは中小企業庁のホームページアドレスのリンクを貼って周知に努めることとしました。

また、建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）が平成26年6月に一部施行されたのを踏まえ、公共工事の入札の際に入札金額の内訳書の提出を適切に求めていくものとされています。

（2）適切な予定価格の作成

- ① 国等は、役務及び工事等の発注に当たっては、需給の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ各都道府県における最低賃金額の改定も反映した額）等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。
なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に、最新の実勢価格や需給の状況等を考慮するよう努めるものとする。
- ② 国等は、公庫等及び地方公共団体における工事等の発注に際し、いわゆる歩切りや予定価格等の事前公表の取りやめ等が促進されるよう努めるものとする。

【解説】

（1）官公需の発注に当たって、適正価格での発注は、良質な物品等を調達するという観点からも十分留意すべきことです。本項は、発注に当たっての予定価格の設定等に際して、人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ各都道府県における最低賃金額の改定も反映した額）、原材料コストの変動、消費税及び地方消費税の負担等を勘案して、適正な価格での発注に配慮することを定めたものです。また、消費税及び地方消費税については、この事項における前文においても、その適正な転嫁を受け入れるものとしています。

具体的には、予定価格の作成に当たっては、過去の契約価格のみを参考にすることは厳に避け、「積算資料」「月間物価資料」といった定期刊行物の最新号による積算や複数の参考見積もりに基づく予定価格の作成が期待され、人件費については、最新の公共工事設計労務単価等最新の実勢価格等を踏ま

えて予定価格における人件費の積算を行うことが想定されます。

また、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に、最新の実勢価格や需給状況（例えば季節要因など）等を考慮するよう努めるものとしています。

(2) さらに、公庫等及び地方公共団体における工事等の発注に際し、いわゆる歩切りを厳に慎むことや予定価格の事前公表の取りやめ等について適切に対応することを要請しています。

(3) 低入札価格調査制度の適切な活用等

- ① 国等は、役務及び工事等の発注に当たっては、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、低入札価格調査制度を適切に活用するものとする。
- ② 国等は、特に人件費比率の高い役務契約については、適正な履行確保の観点から、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、人件費が明記された入札価格内訳書の徹収を徹底し、最低賃金額を下回る人件費でないことに留意するとともに、落札の決定があった旨の公表の徹底を行うものとする。
また、下請代金支払遅延等防止法、独占禁止法及び労働関連法等の所管行政庁は、その執行を図る上で、必要に応じ下記③において中小企業庁が取りまとめた情報も含め、低入札価格調査制度に基づく調査情報も活用する。
- ③ 中小企業庁は、特に人件費比率の高い役務契約であって人件費単価が低い業務（清掃等）について、各府省等が公表する低入札価格調査制度に基づく調査情報を取りまとめ、下請代金支払遅延等防止法、独占禁止法及び労働関連法等の所管行政庁に提供する。
- ④ 国等は、地方公共団体における役務及び工事等の発注に際し、低入札価格調査制度、最低制限価格制度及び入札ボンド制度等の適切な活用が促進されるよう努めるものとする。

【解説】

- (1) 競争入札において過度な低価格入札があった場合、国等の会計法令上の措置として、「低入札価格調査制度」が設けられていることから、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、本制度を適切に活用することとしています。
- (2) また、特に清掃、警備等の人件費割合が大きい業務は、契約価格の下落がそのまま人件費の削減につながり、それが従事者への待遇悪化（賃金の引

き下げ、各種保険料の不払い等) や、作業品質の低下等の悪影響を及ぼすことも懸念されますが、そのような事態に陥りやすい中小企業者にとっては、適正な履行が確保できないことから競争参加を忌避し、受注機会を損ねている懸念もあります。

このため発注部局は、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、人件費が明記された入札価格内訳書の徴収を徹底し、最低賃金額を下回る人件費でないことに留意するとともに、落札の決定があった旨の公表の徹底を行うこととしています。

さらに、低価格競争の結果、官公需を受注した企業とその下請関係にある企業との間で不公正な取引が行われたり、労働関連法の違反行為が発生したりすることのないよう、下請代金支払遅延等防止法及び独占禁止法の執行当局や労働基準監督署においては、その執行を図る上で、必要に応じ低入札価格調査の調査情報も活用することとしています。

(3) 特に人件費比率の高い役務契約であって人件費単価が低い業務（清掃、警備、自動車運行等）については、中小企業庁が各府省等の公表する低入札価格調査制度に基づく調査情報を取りまとめ、下請代金支払遅延等防止法、独占禁止法及び労働関連法等の所管行政庁に提供し、②と同様に業務執行に活用していただくこととします。

(4) なお、地方公共団体における工事等の発注に際しては、低入札価格調査制度、最低制限価格制度及び入札ボンド制度等の適切な活用が促進されるよう努めてきたところです。

一方、役務（工事系を除く。）については、「平成26年度地方公共団体の中小企業の受注機会の増大のための措置状況調査」において、低入札価格調査制度、最低制限価格制度を適用している地方公共団体（都道府県、人口10万人以上の市及び東京都特別区）は、工事に比べ数が少なく、また、地域によって差がみられます。

こうしたことから、工事等以外について基本方針における位置付けを明確にし、役務等における低入札価格調査制度等の活用について改めて促進に努めることとしたものです。なお、印刷について、官公需法の運用においては、全て物件と区分しているところ、地方自治法施行令第167条の10に規定する「製造その他の請負」に該当する役務については、これら制度の対象となり得ることを付言いたします。

(4) 最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

国等は、特に人件費比率の高い役務契約であって人件費単価が低い業務（清掃等）に関し、年度途中に最低賃金額の改定があった場合は、適正な価格で契約金額の見直しが行われるよう検討し対応するように努めるものとする。

【解説】

最低賃金額については、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」や「未来投資戦略 2017」などの政府方針において、「最低賃金額については、年率 3 % 程度を目途として、名目 GDP 成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が 1,000 円になることを目指す」とされています。

ここ数年、最低賃金額が上昇している中、人件費比率の高い役務契約であって人件費単価が低い業務（清掃、警備、自動車運行等）の業界からは、締結済みの契約について年度途中に実施される最低賃金額の改定を踏まえた契約金額の変更要望がなされています。

最低賃金額の改定については、改定後に厚生労働省より発出される「最低賃金額の改定に関する周知・広報の実施等について」において、年度途中に実施される最低賃金額の改定に伴い、業務発注先が最低賃金法違反の状態を発生させることができないよう、特段の配慮が求められているところです。

以上を踏まえ、最低賃金額の改定時には契約金額の見直しを検討することに努めるとともに、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約を行った場合は人件費単価が最低賃金額を下回ることがないよう注意を払う等留意してください。

具体的には、契約期間中に最低賃金額の改定があり受託事業者より人件費単価見直しによる契約変更の申出があった場合や、落札時に低入札価格調査制度の対象となった契約について、現契約の価格内訳書など人件費単価が分かる資料を受託事業者より必要に応じて徴収し、人件費単価が最低賃金額を下回っていないか確認を行い、仮に下回っているような場合には、双方協議の上適切な価格での契約変更を行うことが必要となります。

平成 28 年度及び平成 29 年度の最低賃金引上げ額（全国加重平均）の 25 円は、最低賃金額が時給表示となつた平成 14 年以降、過去最大の引上げとなりました。今後とも、同様の水準での最低賃金額引上げが見込まれていることから、契約途中の最低賃金額の引上げを見越した予算の確保が望まれます。

（5）消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保

国等は、契約の締結等に当たっては、消費税率引き上げ分の予定価格への反映等、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁

を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年6月12日法律第41号）等の関係法令を遵守するものとする。

【解説】

- (1) 「社会保障と税の一体改革」として平成26年4月から消費税率が8%に引き上げられていますが、引き上げに際して、各取引の段階における消費税の円滑かつ適正な価格転嫁を促進することを目的として、平成25年10月から「消費税転嫁対策特別措置法」が施行されています。
- (2) 国等の契約について、消費税引き上げ分が予定価格に反映されているかなど、改めて消費税転嫁対策特別措置法、下請代金支払遅延等防止法、独占禁止法などの関係法令を遵守するものとされています。

7 地方公共団体への協力依頼

(1) 国等の契約の基本方針の要請等

国は、すべての地方公共団体に対して、国等の契約の基本方針に準じて、地域の実情に応じて必要な場合には、中小企業者に関する契約の方針等を策定すること等により、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう要請する。

【解説】

本項目は、この事項における前文において記述した地方公共団体との連携の必要性にかんがみ、項目立てをしています。

毎年度、中小企業庁は、経済産業大臣名で地方公共団体に対して、契約の方針に準じた取組についての要請文を提出するなどの取組を行ってきており、中小企業の受注機会の増大のため、今後とも取り組んでいくことを明記しています。

(2) 国等の契約の基本方針に準じて講じられた措置の実施状況の公表

中小企業庁は、地方公共団体による国等の契約の基本方針に準じて講じられた措置の実施状況について取りまとめ、その情報を公表するものとする。

また、地方公共団体の官公需施策の推進に資するため、地方公共団体による官公需施策の事例等を収集して取りまとめ、これらの情報を公表するものとする。

【解説】

官公需法においては、「地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業の受注の機会を確保するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されております。中小企業庁としては、地方公共団体の取組を後押しするべく、従来から国等の契約の（基本）方針に基づいて講じられた措置の実施状況について取りまとめ、その情報を公表することとしており、この旨を改めて明記しました。

また、地方公共団体における官公需施策はそれぞれ独自性がありますが、他の地方公共団体がどのような施策を講じているのかを承知することは、地方公共団体における官公需施策の推進に資すると考えられます。このため、中小企業庁が地方公共団体の実施している官公需施策の事例等を収集して取りまとめ、これらを情報提供することとしています。

（3）連携推進体制の活用

中小企業庁は、新規中小企業者調達推進協議会（注）を活用して、国等の契約の基本方針に盛り込んだ中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための取組が一層効果的なものになるよう、情報提供に努めるものとする。

また、地方公共団体が地域の強み・特色を活かして地域内の中小企業・小規模事業者の官公需受注機会の更なる増大を図るために方策についての検討を行う。

（注）47都道府県と中小企業庁の職員が参加し、国及び地方公共団体の取組に関する情報の共有や連携方策に関する協議を行う会議。

【解説】

中小企業庁は、平成26年11月に都道府県の調達担当部長クラスをメンバーとする新規中小企業者調達推進協議会を設置しています。地方公共団体との連携のために、本協議会を今後継続的に開催することとしており、国及び地方公共団体の取組に関する情報の共有や連携方策について検討を行う予定としています。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項

1 新規中小企業者の活用に関する基本的な事項

国等は、新規中小企業者の受注機会の増大を図るために、次の措置を強力に推進するものとする。

なお、公共工事については、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、品質が受注者の技術的能力等に負うところが大きいこと等の特性

に鑑み、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨を踏まえ、工事の経験、施工状況の評価、技術者の経験その他技術的能力を考慮し、工事の品質の確保に留意するものとする。その際、入札及び契約の透明性、競争の公正性の確保等に配慮するものとする。

【解説】

創業間もない新規中小企業者は、優れた商品・サービスを有していても実績がないとの理由から販路の拡大が課題となっており、官公需において実績を得ることは、その後の市場の確保、信用向上を図る上でも有効と考えられます。一方、官公需においても、こうした実績のない企業は、発注者に知られる機会が少なく、また、企業の信用が十分でないとの理由から発注者に敬遠される傾向にあります。

こうした中、地域の経済・雇用を支えるため、また、創業しやすい社会の構築にも資する観点から、国等は、新規中小企業者の受注機会の増大を図るため、下記に示す措置を強力に推進することとしたものです。

なお、その際、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」を踏まえ、公共工事については、品質の確保に留意するものとしています。

（1）新規中小企業者への配慮

① 国等は、役務及び工事等における一般競争入札の際には、契約の履行の確保に支障がない限り、過去の実績を過度に求めないように配慮するものとする。

また、競争参加者の資格の設定に際し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、参加者の増加による競争性の向上が必要なときは、新規中小企業者の受注機会の増大を図る観点から、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

② 国等は、少額の随意契約による場合には、契約の内容、地域特性等を踏まえつつ、契約履行の支障の有無に留意しながら、新規中小企業者を見積先に含めるよう努めるものとする。

なお、見積先が固定化しないよう、小企業者を含む小規模事業者や国等との調達の実績が少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。

③ 国等は、新規中小企業者が提供する新商品等について、公募により当該新商品等と同様の性質を有する商品等を供給できる者が他にいないことが明らかになった場合であって、引き続き、供給できる者が他にいないことが明らかなときには、公募の手続きを省略することがで

きる。

- ④ 国等は、指名競争による場合及び少額の随意契約による場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号に基づく都道府県知事の認定に係る商品（「いわゆるトライアル発注制度」という。）、その他関係法令等で認定された商品又はサービスのうち、新規中小企業者が取り組むものについて、受注機会の増大を図るものとする。
- ⑤ 国等は、新規事業者の入札機会を拡大するために、物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格のあり方につき、引き続き検討を行う。
- ⑥ 国等は、新規中小企業者の受注能力の向上に資するために、新規中小企業者の相談に対し、上記第2に掲げる国等が設置する「官公需相談窓口」及び中小企業団体中央会が設置する「官公需総合相談センター」において、適切に対応するものとする。

【解説】

- (1) 新規中小企業者は、そもそも官公需の受注実績が少ないため、過度に実績を求める場合にはそもそも受注の機会が得られないことから、役務及び工事等における一般競争入札の際には、契約の履行の確保に支障がない限り、過去の実績を過度に求めないように配慮するものといたしました。
また、競争参加者の資格の設定に際し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、参加者の増加による競争性の向上が必要なときには、新規中小企業者の受注機会の増大を図る観点から、下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めることを述べています。
- (2) 新規中小企業者の受注機会の増大の観点から、国等は、少額の随意契約による場合には、新規中小企業者を見積先に含めるよう努めること、また、その際には、見積先が固定化しないよう、小企業を含む小規模事業者や国等との調達の実績が少ない新規中小企業者にも配慮するものと明記しています。
- (3) 新規中小企業者の受注機会の増大には関連する手続きを簡素化することが有効であると考えています。そのため、国等は、新規中小企業者が提供する新商品等について、A省の公募により当該新商品等と同様の性質を有する商品等を供給できる者が他にいないことが明らかになった場合で、引き続き、供給できる者が他にいないことが明らかなときは、B省は公募の手続きを省略することができるよう明確化しています。なお、引き続き、

この措置が活用されるよう運用ルール等の検討を行います。

- (4) 現在、多くの都道府県においては、優れた製品や技術を有するものの受注機会がないベンチャー企業などへ受注の機会を与えるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号に基づき、いわゆるトライアル発注制度を実施しています。このため、国等が指名競争又は少額随意契約を活用する場合には、トライアル発注制度による都道府県知事の認定に係る商品、その他関係法令で認定された商品又はサービスのうち、新規中小企業者が取り組むものについて、受注機会の増大に努めるものとしています。
- (5) 「規制改革・民間開放推進3ヶ年計画」(平成16年3月)、「規制改革推進のための3ヶ年計画」(平成19年6月)及び「規制改革推進のための3ヶ年計画(再改訂)」(平成21年3月)において、「新規事業者の入札機会を拡大するために、例えば、入札参加資格の在り方の検討を行う」ことが閣議決定されており、競争契約参加資格の審査に使用される営業年数や自己資本額等の既存の指標の見直しや新たな指標の導入の検討を含め、入札参加資格の在り方を検討するものとしています。
- (6) 国等は、新規中小企業者の受注能力の向上に資するために、新規中小企業者の相談に対し、国等が設置する「官公需相談窓口」及び全国の中小企業団体中央会が設置する「官公需総合相談センター」において、適切に対応するものとしています。

(2) 中小企業基盤整備機構の情報提供業務

- ① 独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)は、中小企業庁と連携して、新規中小企業者が官公需向けに提供可能な商品・サービス等を登録するサイト(以下「ここから調達サイト」という。)を運営するとともに、当該サイト運営において、新規中小企業者の受注機会の増大を図るために必要な情報提供の充実に努めるものとする。
- ② また、ここから調達サイトの登録に当たっては、中小企業庁及び中小機構は、各府省等、地方公共団体、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等の関係機関と連携して、新規中小企業者に登録を促すものとする。

【解説】

(1) 改正官公需法第9条では、中小機構において、新規中小企業者等の受注の機会の増大を図るための情報提供業務を行う等が規定されました。

中小機構では、中小企業庁が開発した、新規中小企業者から、官公需向けに提供可能な商品・サービスの情報等を登録していただき、その情報を各府省や地方公共団体等と共有し、その活用を促す情報提供サイト（「ここから調達サイト」）（<https://u10sme.smrj.go.jp/>）の運営を、改正官公需法の施行にあわせて平成27年8月から開始しました。

(2) 本サイトには、新規中小企業者の連絡先とともに提供する商品・サービスが掲載されておりますことから、国等の契約担当者は、検討中の契約内容に見合う商品・サービスについて、登録された新規中小企業者に対して相見積もりや入札の呼びかけに活用していただくこととします。

(1) また、これまで相談体制の整備など官公需情報の提供の徹底に努めてきたところですが、「ここから調達サイト」においても、今後、競争契約参加資格の取得、発注情報の収集（官公需情報ポータルサイトの活用等）等の官公需契約手続きの流れ、その他官公需制度に係る情報を発信するとともに、「ここから調達サイト」を活用して受注に繋がった事例を紹介するなど、新規中小企業者の受注機会の増大を図るため必要な情報提供の充実に努めるサイト運営としていきます。

(2) ここから調達サイトが幅広く利用されるためには新規中小企業者の登録者の充実が必要です。そのため、中小企業庁及び中小機構は、各府省等、地方公共団体、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会などの関係機関と連携して、新規中小企業者に登録を促すために普及広報活動を行うこととしています。

(3) 地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への配慮

① 国等は、地方公共団体と連携して、地域の新規中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

② 中小企業庁は、新規中小企業者調達推進協議会の場等を活用して、地域の新規中小企業者の受注事例の把握に努め、その情報を提供する。

また、中小企業庁は、地方公共団体の長により認定された商品又はサービスの受注機会の増大を図るため、新規中小企業者調達推進協議会の場等を活用して、こうした商品等を周知する機会等を提供するも

のとする。

【解説】

- (1) 毎年度、中小企業庁は、経済産業大臣名で地方公共団体に対して、契約の方針に準じた取組についての要請文を提出するなどの取組を行ってきており、中小企業の受注機会の増大のため、今後とも取り組んでいくことを明記しています。
- (2) 中小企業庁は、平成26年11月に都道府県の調達担当部長クラスをメンバーとする新規中小企業者調達推進協議会を設置しています。地方公共団体との連携のために、本協議会を今後継続的に開催することとしており、国及び地方公共団体の取組に関する情報の共有や連携方策について検討を行う予定としています。
- (3) また、地方公共団体の長により認定された商品又はサービスについては、中小企業庁が、新規中小企業者調達推進協議会の場等を活用し、その把握に努め、地方公共団体、各府省等に情報を提供すること等で、その受注機会の増大を図ることとします。

2 組合の活用に関する基本的な事項

(1) 事業協同組合等、官公需適格組合の受注の機会の増大

- ① 国等は、中小企業等協同組合法（昭和24年6月1日法律第181号）に基づいて設立された事業協同組合等、及び同事業協同組合等の中から共同受注体制が整っていること等の要件を満たす組合で中小企業庁が証明した官公需適格組合の受注機会の増大に努めるものとする。
- ② 中小企業庁は、中小企業団体中央会が、事業協同組合等の共同受注体制を整備し、官公需適格組合設立を促進するため、共同受注のモデルとなる規約を整備し、普及促進を行う取組を支援する。

【解説】

- (1) 中小企業者の制約の多くは、その経営規模が小さいことに起因することが大半です。一社では受注できない案件でも、組合員が共同して受注すれば、確実に契約を履行できる場合も少なくありません。中小企業庁は、従来から組合を活用した中小企業者の官公需の受注について取り組んできたところですが、特に創業間もない新規中小企業者は、中小企業の中でもさ

らに経営規模が小さい者が多いのが実情です。

そのため、特に創業間もない中小企業者に対しては、この組合を活用しての受注機会の拡大について取り組んで行く必要性が高いと考えており、①国等は中小企業等協同組合法に基づいて設立された事業協同組合等、及び同事業協同組合等の中から、協同受注体制が整っているなどの要件を満たす組合で中小企業庁が証明した官公需適格組合の受注機会の増大に努めることを明記しております。

(2) また、中小企業庁は、中小企業団体中央会が、事業協同組合等の共同受注体制を整備し、官公需適格組合設立を促進するため、共同受注のモデルとなる規約を整備し、普及促進を行う取り組みを支援することを明記しております。

(2) 官公需適格組合の活用

- ① 国等は、官公需適格組合の競争契約参加資格審査に当たっては、総合点の算定方法に関する特例の一層の活用に努めるとともに、中小企業庁は、新規中小企業者調達推進協議会の場等を活用して特例の措置が講じられていない地方公共団体に対して、所要の措置が講じられるよう要請するものとする。
- ② 国等は、官公需適格組合制度について、官公需適格組合の発注機関別受注実績を公表するほか、各府省等は、中小企業庁と協力しつつ、発注機関に対し、当該制度の一層の周知徹底に努めるものとする。また、国は、地方公共団体に対する当該制度の一層の周知に努めるものとする。
- ③ 中小企業庁は、全国中小企業団体中央会が、新規中小企業者の受注力の向上を図るために行う、官公需適格組合への加入や新規組合の設立を促進するための説明会の開催等の取組を支援する。

【解説】

(1) 国等は、官公需法第3条において、「組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならない」とこととされています。

この実効性を高めるため、「官公需適格組合制度」が設けられています。

(参考13、14参照)

官公需適格組合制度は、事業協同組合等の中で特に官公需の受注に対し意欲的であり、かつ受注した契約は十分に責任をもって実施し得る経営基盤（組織体制、財務体制）が整備され、信頼性の高い組合に対して、申請に基

づき、各経済産業局長又は沖縄総合事務局長が証明するものであり、発注機関が事業協同組合等の積極的活用を図るための便宜に供するものです。

(2) 国等は、官公需適格組合の競争契約参加資格審査における格付けについては、組合の点数に審査対象組合員の点数を加算するという総合点の算定方法に関する特例を設けています。

国等は、この特例の一層の活用に努めるとともに、中小企業庁は、新規中小企業者調達推進協議会の場などを活用して特例の措置が講じられていない地方公共団体に対して、所要の措置が講じられるよう要請すること明記しています。

(3) また、発注機関において、官公需適格組合制度に対して十分な認識や理解が得られていない等の問題も散見されることから、官公需適格組合への発注実績を機関別に一覧できるリストを中小企業庁において作成し、最新の適格組合の名簿と併せ、中小企業庁のホームページで公表しています。

地方公共団体において、官公需適格組合制度の活用状況が必ずしも芳しくないとの認識の下、その一層の活用を促す観点から、地方公共団体に対し当該制度の一層の周知に努めるものとしています。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2013/0322Success.pdf>

(4) さらに、新規中小企業者は、当該制度の認識や理解が十分でないと考えられますので、中小企業庁は、全国中小企業団体中央会が、新規中小企業者の受注力の向上を図るために行う、官公需適格組合への加入や新規組合の設立を促進するための説明会の開催などの取り組みを支援することを明記いたしました。

(参考13) 官公需適格組合制度の沿革

昭和42年の官公需適格組合制度発足当初は、官公需適格組合証明の対象は「物件の納入」を行う組合に限定されていましたが、昭和45年度に運輸業、建築設計業等の「役務の給付」を行う組合が追加され、昭和48年度に「工事の請負」を行う組合が追加され、現在では、官公需の共同受注事業を行うすべての業種の事業協同組合等が本制度の対象となりました。

なお、工事の組合については、発注者、受注者双方から「証明基準が必ずしも工事の特殊性を配慮したものでないため、証明された組合が発注者側の信頼を十分得られる状況になっていない。」との声があったことから、こ

これらを踏まえ、中小企業庁は各省各庁等とも協議の上、昭和61年度に工事関係についての新たな基準を設けました。

(参考14) 官公需適格組合の証明を得るための手続きの概要

- ① 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、企業組合又は協業組合であって、官公需適格組合の証明を得ようとする者は、主たる事務所の所在する都道府県の中小企業団体中央会に証明申請書及び添付書類を提出し、その事実確認を受けます。
- ② 中小企業団体中央会は、証明申請書等の記載事項について、事実と相違ないことを確認します。
- ③ 事実確認を受けた組合は、中小企業団体中央会から確認を受けた当該申請書及び添付書類を主たる事務所の所在する地域を管轄する経済産業局(又は沖縄総合事務局)中小企業担当課に提出します。
- ④ 経済産業局は申請が官公需適格組合証明基準に適合すると認めるときは、その旨証明し、申請した組合に証明書を交付します。

第4 前3号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

(1) 国等の契約の基本方針の普及及び徹底等

国等は、国等の契約の基本方針について、一層の普及及び徹底を図るものとする。また、国等の地方支分部局等は、官公需確保対策地方推進協議会(注)への参加等により得た中小企業・小規模事業者の声を踏まえ、地方の実情に即して、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

【解説】

本基本方針の閣議決定後、経済産業大臣名をもって、各府省等の長(各府省経由で独立行政法人等)に契約の方針の作成等に関する依頼を行うとともに、都道府県知事、全市町村の長及び東京都特別区の長あてに、一層の普及及び周知徹底を図るべく要請文書を送付しました。

また、地方経済産業局の主催で、全国47都道府県、50カ所で「官公需確保対策地方推進協議会」を開催し、地方の実情に即して、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとしています。

(2) 国等の契約の基本方針の措置状況の通知及び情報の公表

各府省等は、上記第2及び第3の諸項目に関する措置状況を中小企業庁あて通知する等、中小企業庁と密接な連絡を取るとともに、当該諸項目の進行について地方支分部局等を指導する等適切な管理を行い、その実施について遺憾のないよう努めるものとする。中小企業庁は、各府省等から通知された措置状況について取りまとめ、その情報を公表するものとする。

【解説】

中小企業者の受注機会の増大を図るために、毎年度の中小企業者に関する国等の契約の基本方針を閣議決定するプロセスの中で、前年度の措置の実施状況を評価し、翌年度の施策へと反映させていくことが重要です。

このため中小企業庁は、各省各庁等から通知された措置状況を取りまとめ、情報提供を行うものとされており、毎年度、中小企業庁のホームページにおいて「中小企業者の受注機会の増大のための措置に係る措置状況」を公表しています。

このほか、各省各庁等は、中小企業庁と密接な連絡をとり、中小企業者に関する国等の契約の基本方針の実施について、遺憾のないよう努めるものとしています。

III 関係法律等

1. 中小企業基本法

(昭和 38 年 7 月 20 日法律第 154 号)

(最終改正 : 平成 28 年 6 月 3 日法律第 58 号)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、中小企業に関する施策について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることにより、中小企業に関する施策を総合的に推進し、もつて国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ることを目的とする。

(中小企業者の範囲及び用語の定義)

第 2 条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第 4 号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

2 この法律において「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

3 この法律において「創造的な事業活動」とは、経営の革新又は創業の対象となる事業活動のうち、著しい新規性を有する技術又は著しく創造的な経営管理方法を活用したものという。

4 この法律において「経営資源」とは、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。

5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5 人）以下の事業者をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業については、多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、個人がその能力を発揮しつつ事業を行う機会を提供することにより我が国の経済の基盤を形成しているものであり、特に、多数の中小企業者が創意工夫を生かして経営の向上を図るための事業活動を行うことを通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域における経済の活性化を促進する等我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有するものであることにかんがみ、独立した中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、その経営の革新及び創業が促進され、その経営基盤が強化され、並びに経済的・社会的環境の変化への適応が円滑化されることにより、その多様で活力ある成長発展が図られなければならない。

2 中小企業の多様で活力ある成長発展に当たっては、小規模企業が、地域の特色を生かした事業活動を行い、就業の機会を提供するなどして地域における経済の安定並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与するとともに、創造的な事業活動を行い、新たな産業を創出するなどして将来における我が国の経済及び社会の発展に寄与するという重要な意義を有するものであることに鑑み、独立した小規模企業者の自主的な努力が助長されることを旨としてこれらの事業活動に資する事業環境が整備されることにより、小規模企業の活力が最大限に発揮されなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのつとり、中小企業に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(基本方針)

第5条 政府は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業に関する施策を講ずるものとする。

- 一 中小企業者の経営の革新及び創業の促進並びに創造的な事業活動の促進を図ること。
- 二 中小企業の経営資源の確保の円滑化を図ること、中小企業に関する取引の適正化を図ること等により、中小企業の経営基盤の強化を図ること。
- 三 経済的・社会的環境の変化に即応し、中小企業の経営の安定を図ること、事業の転換の円滑化を図ること等により、その変化への適応の円滑化を図ること。
- 四 中小企業に対する資金の供給の円滑化及び中小企業の自己資本の充実を図ること。

(地方公共団体の責務)

第6条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(中小企業者の努力等)

第7条 中小企業者は、経済的・社会的環境の変化に即応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営及び取引条件の向上を図るよう努めなければならない。

- 2 中小企業者の事業の共同化のための組織その他の中小企業に関する団体は、その事業活動を行うに当たつては、中小企業者とともに、基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 中小企業者以外の者であつて、その事業に関し中小企業と関係があるものは、国及び地方公共団体が行う中小企業に関する施策の実施について協力するようしなければならない。

(小規模企業に対する中小企業施策の方針)

第8条 国は、次に掲げる方針に従い、小規模企業者に対して中小企業に関する施策を講ずるものとする。

- 一 小規模企業が地域における経済の安定並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与するという重要な意義を有することを踏まえ、適切かつ十分な経営資源の確保を通じて地域における小規模企業の持続的な事業活動を可能とするとともに、地域の多様な主体との連携の推進によって地域における多様な需要に応じた事業活動の活性化を図ること。
- 二 小規模企業が将来における我が国の経済及び社会の発展に寄与するという重要な意義を有することを踏まえ、小規模企業がその成長発展を図るに当たり、その状況に応じ、着実な成長発展を実現するための適切な支援を受けられるよう必要な環境の整備を図ること。
- 三 経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な考慮を払うこと。

(法制上の措置等)

第9条 政府は、中小企業に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。

(調査)

第10条 政府は、中小企業政策審議会の意見を聴いて、定期的に、中小企業の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果を公表しなければならない。

(年次報告等)

第11条 政府は、毎年、国会に、中小企業の動向及び政府が中小企業に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、中小企業政策審議会の意見を聴いて、前項の報告に係る中小企業の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 基本的施策

第1節 中小企業の経営の革新及び創業の促進

(経営の革新の促進)

第12条 国は、中小企業者の経営の革新を促進するため、新商品又は新役務を開発するための技術に関する研究開発の促進、商品の生産又は販売を著しく効率化するための設備の導入の促進、商品の開発、生産、輸送及び販売を統一的に管理する新たな経営管理方法の導入の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(創業の促進)

第13条 国は、中小企業の創業、特に女性や青年による中小企業の創業を促進するため、創業に関する情報の提供及び研修の充実、創業に必要な資金の円滑な供給その他の必要な施策を講ずるとともに、創業の意義及び必要性に対する国民の关心及び理解の増進に努めるものとする。

(創造的な事業活動の促進)

第14条 国は、中小企業の創造的な事業活動を促進するため、商品の生産若しくは販売又は役務の提供に係る著しい新規性を有する技術に関する研究開発の促進、創造的な事業活動に必要な人材の確保及び資金の株式又は社債その他の手段による調達を円滑にするための制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

第2節 中小企業の経営基盤の強化

(経営資源の確保)

第15条 国は、経営方法の改善、技術の向上その他の中小企業の経営基盤の強化に必要な経営資源の確保に資するため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 一 中小企業の施設又は設備の導入を図るため、中小企業者の事業の用に供する施設又は設備の設置又は整備を促進すること。
 - 二 中小企業の技術の向上を図るため、中小企業者が行う技術に関する研究開発を促進し、国が行う技術に関する研究開発に中小企業者を積極的に参加させ、国、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人の試験研究機関及び大学と中小企業との連携を推進し、並びに技術者研修及び技能者養成の事業を充実すること。
 - 三 中小企業の事業活動に有用な知識の向上を図るため、経営管理者に対し研修の事業を充実するとともに、新たな事業の分野の開拓に寄与する情報その他の情報の提供を促進すること。
- 2 前項に定めるもののほか、国は、中小企業者の必要に応じ、情報の提供、助言その他の方法により、中小企業者が経営資源を確保することを支援する制度の整備を行うものとする。

(海外における事業展開の促進)

第16条 国は、中小企業者がその事業基盤を国内に維持しつつ行う海外における事業の展開を促進するため、海外における事業の展開に関する情報の提供及び研修の充実、海外における事業の展開に必要な資金の円滑な供給その他の必要な施策を講ずるとともに、中小企業者が供給する魅力ある商品又は役務に対する海外における関心及び理

解の増進に努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第 17 条 国は、中小企業の情報通信技術の活用の推進を図るため、情報通信技術の活用に関する情報の提供の充実、情報通信技術の活用に必要な資金の円滑な供給その他の必要な施策を講ずるものとする。

(交流又は連携及び共同化の推進)

第 18 条 国は、中小企業者が相互にその経営資源を補完することに資するため、中小企業者の交流又は連携の推進、中小企業者の事業の共同化のための組織の整備、中小企業者が共同して行う事業の助成その他の必要な施策を講ずるものとする。

(産業の集積の活性化)

第 19 条 国は、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において、同種の事業又はこれと関連性が高い事業を相当数の中小企業者が有機的に連携しつつ行っている産業の集積の活性化を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(商業の集積の活性化)

第 20 条 国は、相当数の中小小売商業者又は中小サービス業者が事業を行う商店街その他の商業の集積の活性化を図るために、顧客その他の地域住民の利便の増進を図るための施設の整備、共同店舗の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(労働に関する施策)

第 21 条 国は、中小企業における労働関係の適正化及び従業員の福祉の向上を図るために必要な施策を講ずるとともに、中小企業に必要な労働力の確保を図るため、職業能力の開発及び職業紹介の事業の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(取引の適正化)

第 22 条 国は、中小企業に関する取引の適正化を図るために、下請代金の支払遅延の防止、取引条件の明確化の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第 23 条 国は、中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、国等の物品、役務等の調達に関し、中小企業者の受注の機会の増大その他の必要な施策を講ずるものとする。

第 3 節 経済的社会的環境の変化への適応の円滑化

第 24 条 国は、貿易構造、原材料の供給事情その他の経済的社会的環境の著しい変化による影響を受け、現に同一の地域又は同一の業種に属する相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、中小企業の経営の安定を図り、及び事業の転換を円滑にするための施策その他の必要な施策を講ずるもの

とする。

- 2 国は、中小企業者以外の者の事業活動による中小企業者の利益の不当な侵害を防止し、中小企業の経営の安定を図るための制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国は、取引先企業の倒産の影響を受けて中小企業が倒産する等の事態の発生を防止するため、中小企業に関して実施する共済制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 4 国は、中小企業者の事業の再建、承継又は廃止の円滑化を図るため、事業の再生のための制度の整備、事業の承継のための制度の整備、小規模企業に関して実施する共済制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 5 国は、第1項及び前項の施策を講ずるに当たつては、中小企業の従事者の就職を容易にすることができるように必要な考慮を払うものとする。

第4節 資金の供給の円滑化及び自己資本の充実

(資金の供給の円滑化)

第25条 国は、中小企業に対する資金の供給の円滑化を図るため、政府関係金融機関の機能の強化、信用補完事業の充実、民間金融機関からの中小企業に対する適正な融資の指導その他の必要な施策を講ずるものとする。

(自己資本の充実)

第26条 国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。

第3章 中小企業に関する行政組織

第27条 国及び地方公共団体は、中小企業に関する施策を講ずるにつき、相互に協力するとともに、行政組織の整備及び行政運営の効率化に努めるものとする。

第4章 中小企業政策審議会

(設置)

第28条 経済産業省に、中小企業政策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第29条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、経済産業大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

- 2 審議会は、前項に規定する事項に関し経済産業大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、前2項に規定するもののほか、中小企業等協同組合法（昭和24年法律

第 181 号)、中小企業支援法(昭和 38 年法律第 147 号)、小規模企業共済法(昭和 40 年法律第 102 号)、下請中小企業振興法(昭和 45 年法律第 145 号)、中小売商業振興法(昭和 48 年法律第 101 号)、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律(昭和 52 年法律第 74 号)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成 3 年法律第 57 号)、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成 5 年法律第 51 号)、中小企業等経営強化法(平成 11 年法律第 18 号)、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成 17 年法律第 85 号)、中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律(平成 18 年法律第 33 号)、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成 19 年法律第 39 号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成 20 年法律第 38 号)、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成 21 年法律第 80 号)、産業競争力強化法(平成 25 年法律第 98 号)及び小規模企業振興基本法(平成 26 年法律第 94 号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第 30 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

- 2 委員は、前条第 1 項に規定する事項に関し学識経験のある者のうちから、経済産業大臣が任命する。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 4 第 2 項に定めるもののほか、審議会の職員で政令で定めるものは、経済産業大臣が任命する。

(資料の提出等の要求)

第 31 条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委任規定)

第 32 条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(抄)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

2. 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律

(昭和 41 年 6 月 30 日法律第 97 号)

(最終改正：平成 27 年 7 月 15 日法律第 57 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、国等が物件の買入れ等の契約を締結する場合における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会を確保するための措置を講ずることにより、中小企業者が供給する物件等に対する需要の増進を図り、もつて中小企業の発展に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第 2 号の 3 までに掲げる業種及び第 3 号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 二 資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第 3 号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第 3 号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 二の三 資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
 - 四 特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて政令で定めるもののうちその直接又は間接の構成員たる事業者の 3 分の 2 以上が前各号のいずれかに該当する者であるもの、企業組合並びに協業組合（以下「組合」という。）
- 2 この法律において「新規中小企業者」とは、中小企業者であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- 一 事業を開始した日以後の期間が 10 年未満の個人
 - 二 設立の日以後の期間が 10 年未満の会社
- 3 この法律において、「国等」とは、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によつて設立された法人であつて政令で定めるものをいう。以下同じ。）をいう。

(受注機会の増大の努力)

第 3 条 国等は、国等を当事者の方とする契約で国等以外の者のする工事の完成若し

くは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し国等が対価の支払をすべきもの（以下「国等の契約」という。）を締結するに当たつては、予算の適正な使用に留意しつつ、新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会（以下単に「中小企業者の受注の機会」という。）の増大を図るように努めなければならない。この場合においては、新規中小企業者及び組合を国等の契約の相手方として活用するように配慮しなければならない。

（中小企業者に関する国等の契約の基本方針の作成等）

- 第4条 国は、毎年度、国等の契約に関し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を作成するものとする。
- 2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 中小企業者の受注の機会の増大の意義及び目標に関する事項
 - 二 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項
 - 三 新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項
 - 四 前3号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項
- 3 経済産業大臣は、あらかじめ各省各庁の長等（国については各省各庁の長（財政法（昭和22年法律第34号）第20条第2項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）、公庫等については当該公庫等を所管する大臣をいう。以下同じ。）と協議して基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 経済産業大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

（中小企業者に関する契約の方針の作成等）

- 第5条 各省各庁の長及び公庫等の長は、毎年度、基本方針に即して、国等の契約に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を作成するものとする。
- 2 前項の方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項
 - 二 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項
 - 三 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項
 - 四 前3号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項
- 3 各省各庁の長及び公庫等の長は、第一項の方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（国等の契約の実績の概要の通知及び公表）

- 第6条 各省各庁の長等は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、新規中小企業者をはじめとする中小企業者との間でした国等の契約の実績の概要を経済産業大臣に通知するものとする。
- 2 経済産業大臣は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

(各省各庁の長等に対する要請)

第7条 経済産業大臣及び中小企業者の行う事業を所管する大臣は、当該事業を行う者を相手方とする国等の契約に関し、各省各庁の長等に対し、中小企業者の受注の機会の増大を図るため特に必要があると認められる措置をとるべきことを要請することができる。

(地方公共団体の施策)

第8条 地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するため必要な施策を講ずるように努めなければならない。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う協力業務)

第9条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、各省各庁の長及び公庫等の長の依頼に応じて、中小企業者の受注の機会の増大を図るために必要な情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

附 則（昭和41年6月30日法律第97号）（抄）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年7月15日法律第57号）（抄）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日〔平成27年8月10日〕から施行する。

（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（以下この条において「新官公需法」という。）の規定は、平成27年度に係る国等の契約（新官公需法第3条に規定する国等の契約をいう。以下この条において同じ。）から適用し、平成26年度までの年度に係る国等の契約については、なお従前の例による。

(参考)

第 51 回 国 会
昭和 41 年 5 月 26 日
衆議院商工委員会

官公需についての中小企業者の受注の
確保に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり、次の諸点につき積極的な措置を講ずべきである。

- 1 中小企業者に関する官公需契約の方針を作成するにあたっては、官公需契約の総発注量に占める中小企業者の割合等を明示すること。
- 2 工事の発注、物件の購入等に際し、みだりに大手業者を指名することがないよう、資格基準、指名基準の運用について遺憾なきを期すること。
- 3 中小企業者の官公需確保の拡充策を講ずるため、中小企業政策審議会に官公需確保に関する小委員会を設けること。
- 4 中小企業向け官公需発注を推進するため、中央及び地方における官公需確保対策についての機構の整備拡充を図ること。
- 5 中小企業者の受注の確保について、地方公共団体を適切に指導するとともに、その施策の実施状況の把握に努めること。
- 6 本法の趣旨並びに官公需契約の手続・方法等について、関係中小企業者に対しその周知徹底を図ること。

(参考)

第 1 8 9 回 国 会
平成 27 年 4 月 23 日
参議院経済産業委員会

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する
法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

- 一 国等の契約の基本方針の策定及び毎会計年度又は毎事業年度終了後の契約実績の概要の公表に当たっては、官公需総額に占める新規中小企業者向け契約額の割合等を明示すること。
- 二 官公需における中小企業者の受注機会の増大を図るに当たっては、予定価額の適正さを確保するとともに、契約の競争性・透明性・公平性と中小企業者に対する配慮のバランスの確保に一層努めること。また、官公需の発注に際しては、小企業者（おおむね従業員 5 人以下）を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮を行うほか、官公需適格組合制度の活用促進に努めるとともに、本法を始めとする官公需に関係する法制度・施策の趣旨について、各発注者に対する十分な周知徹底に努めること。併せて、地方公共団体に対しても、官公需における中小企業者の受注機会の増大に向けた一層の取組を促すこと。
- 三 新規中小企業者等を国等の契約の相手方とするに当たっては、真に配慮が必要な新規中小企業者等の受注機会が喪失することのないよう、いわゆるみなしだ企業の取扱いについて厳格な確認を行うことが可能となる制度設計とすること。
- 四 ベンチャー企業の支援策については、従前の施策に対する評価及び検証を十分に行った上で、起業準備段階に始まり、起業、成長の各段階においてその成長過程に応じた支援をベンチャー企業が受けられるよう、資金、経営ノウハウ、人材、情報等について適切かつ総合的な支援に努めること。
- 五 地域産業資源活用事業及び地域産業資源活用支援事業の実施に際しては、各事業の効果を測る評価指標を確立するとともに、事業の実施状況を的確に把握すべく関係地方公共団体等と密に連携しながら適切なフォローアップを行うこと。
- 六 地域におけるエネルギーの地産地消を実現するための分散型エネルギー社会の構築が地域経済の活性化や雇用の創出につながることに鑑み、再生可能エネルギー資源の導入促進に加え、関係府省で協力し、林業や農業等の他産業との有機的な連携の推進を図るなど、中小企業者を中心とした地域における産業資源としてのエネルギー資源の開発及び利活用の取組に対し、十分な支援を行うこと。
- 七 本法に盛り込まれた官公需に係る情報の集約・提供、市区町村への協力業務を含め、近年、独立行政法人中小企業基盤整備機構の役割が拡大していることに鑑み、同機構が求められる役割を着実に果たすことができるよう、適切な指導・支援を行うこと。また、同機構の貸付業務に当たっては、従来から指摘されている高度化融資の課題を踏まえ、国民負担を増大させることがないよう適正な債権管理等に努めること。
- 八 地域産業資源の活用を含めた中小企業者に対する各種支援施策については、事業者にとってより分かりやすいものとなるよう、積極的な周知に努めるとともに、施策の再評価を行った上で、必要に応じて類似の施策の統合や整理を行い、事業者にとって簡素で利用しやすい体系に再構築すること。

(参考)

第 189 回 国会
平成 27 年 7 月 1 日
衆議院経済産業委員会

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する
法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

- 一 国等の契約の基本方針の策定及び毎会計年度又は毎事業年度の終了後の契約実績の概要の公表に当たっては、官公需契約の総発注量に占める創業 10 年未満の新規中小企業者の割合等を明示すること。
- 二 官公需における中小企業者の受注率を高めることにより、随意契約や一社発注などの比率が必要以上に高まり、競争が後退することのないよう、契約の競争性・透明性の確保と適正化により一層努めること。なお、官公需の発注に際しては、国等は小企業者（おおむね従業員 5 人以下）を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮を行うほか、官公需適格組合制度の活用促進に努めるとともに、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき適切な調達業務がなされるよう、当該法律をはじめとする官公需に関する法制度・施策を個々の発注担当者に十分理解させるべく周知徹底に努めること。併せて、刑務所出所者等を雇用する協力雇用主に対しては、国等の契約の基本方針に協力雇用主に対する配慮を盛り込む等、政府全体で支援の推進に努めること。
- 三 ベンチャー企業の支援策については、従前の施策が必ずしも十分な成果を挙げられなかつたことに対する評価及び検証を十分に行った上で、ベンチャー企業が起業準備段階に始まり、起業、成長の各段階においてその成長過程に応じた支援を受けられるよう、資金、経営ノウハウ、人材、情報等、適切かつ総合的な支援に努めること。
- 四 地域産業資源活用事業及び地域産業資源活用支援事業の実施に際しては、各事業の効果を測る評価指標を確立するとともに、事業の実施状況を適切に把握すべく関係自治体等と密に連携しながら適切なフォローアップを行うこと。
- 五 地域におけるエネルギーの地産地消を実現するための分散型エネルギー社会の構築が地域経済の活性化や雇用の創出につながることに鑑み、再生可能エネルギー資源の導入促進に加え、関係府省で協力し、林業や農業等の他産業との有機的な連携の推進を図るなど、中小企業を中心とした地域における産業資源としてのエネルギー資源の開発及び利活用の取組に対し、十分な支援を行うこと。
- 六 本法に盛り込まれた官公需に係る情報の集約・提供、市町村への協力業務を含め、近年、独立行政法人中小企業基盤整備機構の役割が拡大していることに鑑み、同機構が求められる役割を着実に果たすことができるよう、適切な指導・支援を行うこと。同時に、同機構の貸付け業務に当たっては、従来から指摘されている高度化融資の課題及び会計検査院の指摘を踏まえ、国民負担を増大させることがなきよう債権管理に努めること。
- 七 中小企業者に対する各種支援施策については、非常に多数の施策が用意されている上、施策が短いサイクルで頻繁に変更されることから、事業者にとって分かりにくいものとなっていることに鑑み、施策の積極的な周知に努めるとともに、種々の施策の再評価を行った上で類似した施策の統合や整理を行い、利用者にとって簡素で利用しやすい体系に再構築すること。

3. 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令

(昭和 41 年 7 月 11 日政令第 248 号)

(最終改正 : 平成 28 年 12 月 26 日政令第 396 号)

(中小企業者の定義)

第 1 条 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。

	業種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
1	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3 億円	9 百人
2	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円	3 百人
3	旅館業	5 千万円	2 百人

2 法第 2 条第 1 項第 4 号の政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合
- 二 事業協同小組合
- 三 協同組合連合会
- 四 商工組合
- 五 商工組合連合会
- 六 商店街振興組合
- 七 商店街振興組合連合会

(国等の定義)

第 2 条 法第 2 条第 3 項の政令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 独立行政法人国立公文書館、独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、国立研究開発法人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人家畜改良センター、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター、国立研究開発法人森林研究・整備機構、国立研究開発法人水産研究・教育機構、独立行政法人経済産業研究所、独立行政法人工業所有権情報・研修館、国立研究開発法人産業技術総合研究所、独立行政法人製品評価技術基盤機構、国立研究開発法人土木研究所、国立研究開発法人建築研究所、国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所、独立行政法人海技教育機構、独立行政法人航空大学校、国立研究開発法人国立環境研究所、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構、独立行政法人自動車技術総合機構、独立行政法人統計センター、独立行政法人教職員支援機構、独

立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人北方領土問題対策協会、国立研究開発法人情報通信研究機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国際交流基金、独立行政法人情報処理推進機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、独立行政法人日本学術振興会、国立研究開発法人理化学研究所、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人国際観光振興機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人日本学生支援機構、国立研究開発法人海洋研究開発機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、年金積立金管理運用独立行政法人、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構、国立研究開発法人国立がん研究センター、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター、国立研究開発法人国立国際医療研究センター、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構

二 国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人及び同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

三 日本司法支援センター

四 日本私立学校振興・共済事業団

五 沖縄振興開発金融公庫

六 日本年金機構及び日本中央競馬会

附 則（抄）

1 この政令は、公布の日から施行する。

(参考)

国等の数（平成29年4月1日現在）

国	1 7
公庫等	1 8 2
(内 訳)	
独立行政法人	6 0
国立研究開発法人	2 7
国立大学法人	8 6
大学共同利用機関法人	4
日本司法支援センター	1
日本私立学校振興・共済事業団	1
沖縄振興開発金融公庫	1
日本年金機構、日本中央競馬会	2
国等計	1 9 9

4. 中小企業者の範囲

1. 官公需法第2条第1項及び同法施行令第1条の規定により、中小企業者として取り扱われるものは、次のとおりである。

(1) 会社及び個人

会社にあっては、それが主として営む事業が属する業種に応じ、次表の(A)の「資本金の額又は出資の総額」又は(B)の「常時使用する従業員の数」のいずれかの要件を充足しているもの。個人にあっては、それが主として営む事業が属する業種に応じ、次表の(B)の「常時使用する従業員の数」の要件を充足しているもの。

業種	(A) 資本金の額又は出資の総額	(B) 常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業その他の業種 (②～⑤に掲げる業種を除く。)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5千万円以下	100人以下
④小売業	5千万円以下	50人以下
⑤政令指定業種 a. ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
b. ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
c. 旅館業	5千万円以下	200人以下

[注1] 業種について

- ① 企業の属する業種は、その企業が主として営む事業により判定する。2種類以上の事業を兼営している企業の業種については、その企業の実態を従業員数の配分、営業規模、営業収益の割合等から総合的に判定する必要がある。
- ② 業種の区分は、「日本標準産業分類」によって行う。

卸売業	大分類I（卸売・小売業）の中分類50から55まで
小売業	大分類I（卸売・小売業）の中分類56から61まで
	大分類M（宿泊業、飲食サービス業）の中分類76（飲食店）及び77（持ち帰り・配達飲食サービス業）
	大分類G（情報通信業）の中分類38（放送業）及び39（情報サービス業）並びに小分類411（映像情報制作・配給業）、412（音声情報制作業）、415（広告制作業）及び416（映像

サービス業	・ 音声・文字情報制作に附帯するサービス業)
	大分類K（不動産業、物品賃貸業）の小分類 693（駐車場業）及び中分類 70（物品賃貸業）
	大分類L（学術研究、専門・技術サービス業）
	大分類M（宿泊業、飲食サービス業）の中分類 75（宿泊業）
	大分類N（生活関連サービス業、娯楽業）。ただし、小分類 791（旅行業）を除く。
	大分類O（教育、学習支援業）
	大分類P（医療、福祉）
	大分類Q（複合サービス事業）
	大分類R（サービス業（他に分類されないもの））
製造業その他	上記以外の全て

[注 2]会社について

- ① 「会社」とは、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定する株式会社（既存の有限会社を含む。）、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。
- ② 会社の「資本金の額又は出資総額」は、会社の種類に応じ、次の基準で把握する。

株式会社・合同会社 資本金の額

合名会社・合資会社 社員の出資の総額（払込みの有無を問わない。）

[注 3]個人について

事業を営んでいない一般の個人は中小企業者に該当しない。

(2) 組 合

- ① 企業組合
- ② 協業組合
- ③ その他特別な法律によって設立された組合及びその連合会であって、次に掲げるもの

事業協同組合 事業協同小組合 協同組合連合会 商工組合

商工組合連合会 商店街振興組合 商店街振興組合連合会

[注 1] ③でいう特別の法律とは、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）及び商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）を指す。

[注 2] ③に掲げる組合又はその連合会については、その直接又は間接の構成員たる事業者の 3 分の 2 以上が(1)の中小企業者に該当するものに限る。

2. 官公需法で中小企業者として取り扱われる者は、上記(1)の会社及び個人並びに(2)の組合に限られる。したがって、これら以外のもの、例えば、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人、消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号）に規定する消費生活協同組合等は含まれない。

3. みなしだ企業について

中小企業基本法第3条において「独立した中小企業者」を施策の対象とする旨を規定していることを踏まえ、次のいずれかに該当する中小企業者は大企業とみなしき（みなしだ企業）、中小企業者には含まれないものとして扱う。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者。
- (2) 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者。
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者。

5. 関係法令等

(1) 会計法（抄）

（昭和 22 年法律第 35 号）

第 4 章 契約

（契約の方法）

- 第 29 条の 3 契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。
- 2 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他同項の競争について必要な事項は、政令でこれを定める。
 - 3 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で第一項の競争に付する必要がない場合及び同項の競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付するものとする。
 - 4 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。
 - 5 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

- 第 29 条の 4 契約担当官等は、前条第 1 項、第 3 項又は第 5 項の規定により競争に付そうとする場合においては、その競争に加わろうとする者をして、その者の見積る契約金額の 100 分の 5 以上の保証金を納めさせなければならない。ただし、その必要がないと認められる場合においては、政令の定めるところにより、その全部又は一部を納めさせないことができる。
- 2 前項の保証金の納付は、政令の定めるところにより、国債又は確実と認められる有価証券その他の担保の提供をもつて代えることができる。

- 第 29 条の 5 第 29 条の 3 第 1 項、第 3 項又は第 5 項の規定による競争（以下「競争」という。）は、特に必要がある場合においてせり売りに付するときを除き、入札の方法をもつてこれを行なわなければならない。
- 2 前項の規定により入札を行なう場合においては、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

- 第 29 条の 6 契約担当官等は、競争に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて

申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち政令で定めるものについて、相手方となるべき者の申込みに係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち最低の価格をもつて申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

- 2 国の所有に属する財産と国以外の者の所有する財産との交換に関する契約その他その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、価格及びその他の条件が国にとつて最も有利なもの（同項ただし書の場合にあつては、次に有利なもの）をもつて申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

(2) 予算決算及び会計令（抄）

（昭和 22 年勅令第 165 号）

（最終改正：平成 29 年 3 月 23 日政令第 40 号）

第 7 章 契約

第 2 節 一般競争契約

（一般競争に参加させないことができる者）

第 71 条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

（各省各庁の長が定める一般競争参加者の資格）

第 72 条 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、必要があるときは、工事、製造、物件の買入れその他についての契約の種類ごとに、その金額等に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び経営の状況に関する事項について一般競争に参加する者に必要な資格を定めることができる。

- 2 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、前項の規定により資格を定めた場合においては、その定めるところにより、定期に又は隨時に、一般競争に参加しようとする者の申請をまつて、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。
- 3 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、第 1 項の資格を有する者の名簿を作成するものとする。
- 4 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、第 1 項の規定により一般競争に参加する者に必要な資格を定めたときは、その基本となるべき事項並びに第二項に規定する申請の時期及び方法等について公示しなければならない。

(契約担当官等が定める一般競争参加者の資格)

第 73 条 契約担当官等は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行なうため特に必要があると認めるときは、各省各庁の長の定めるところにより、前条第 1 項の資格を有する者につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行なわせることができる。

(入札保証金の納付の免除)

第 77 条 契約担当官等は、会計法第 29 条の 4 第 1 項ただし書の規定により、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- 一 一般競争に参加しようとする者が保険会社との間に国を被保険者とする入札保証保険契約を結んだとき。
- 二 第 72 条第 1 項の資格を有する者による一般競争に付する場合において、落札者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札保証金に代わる担保)

第 78 条 会計法第 29 条の 4 第 2 項の規定により契約担当官等が入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、国債のほか、次に掲げるものとする。

- 一 政府の保証のある債券
 - 二 銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券
 - 三 銀行が振り出し又は支払保証をした小切手
 - 四 その他確実と認められる担保で財務大臣の定めるもの
- 2 前項の担保の価値及びその提供の手続は、別に定めるものを除くほか、財務大臣の定めるところによる。

(予定価格の作成)

第 79 条 契約担当官等は、その競争入札に付する事項の価格（第 91 条第 1 項の競争にあつては交換しようとするそれぞれの財産の価格の差額とし、同条第 2 項の競争にあつては財務大臣の定めるものとする。以下次条第 1 項において同じ。）を当該事項に関する仕様書、設計書等によつて予定し、その予定価格を記載し、又は記録した書面をその内容が認知できない方法により、開札の際これを開札場所に置かなければならぬ。

(予定価格の決定方法)

第 80 条 予定価格は、競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

- 2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(最低価格の入札者を落札者としないことができる契約)

第 84 条 会計法第 29 条の 6 第 1 項ただし書に規定する国の支払の原因となる契約のうち政令で定めるものは、予定価格が 1 千万円（各省各庁の長が財務大臣と協議して 1 千万円を超える金額を定めたときは、当該金額）を超える工事又は製造その他についての請負契約とする。

(契約内容に適合した履行がされないおそれがあるため最低価格の入札者を落札者としない場合の手続)

第 85 条 各省各庁の長は、会計法第 29 条の 6 第 1 項ただし書の規定により、必要があるときは、前条に規定する契約について、相手方となるべき者の申込みに係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準を作成するものとする。

第 86 条 契約担当官等は、第 84 条に規定する契約に係る競争を行なつた場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が、前条の基準に該当することとなつたときは、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査しなければならない。

2 契約担当官等は、前項の調査の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、その調査の結果及び自己の意見を記載し、又は記録した書面を契約審査委員に提出し、その意見を求めなければならない。

第 87 条 契約審査委員は、前条第 2 項の規定により、契約担当官等から意見を求められたときは、必要な審査をし、書面によつて意見を表示しなければならない。

第 88 条 契約担当官等は、前条の規定により表示された契約審査委員の意見のうちの多数が自己の意見と同一であつた場合においては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち最低の価格をもつて申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者とするものとする。

2 契約担当官等は、契約審査委員の意見のうちの多数が自己の意見と異なる場合においても、当該契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたことについて合理的な理由があるときは、次順位者を落札者とすることができる。

(公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるため最低価格の入札者を落札者としない場合の手続)

第 89 条 契約担当官等は、第 84 条に規定する契約に係る競争を行なつた場合において、契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認めたときは、その理由及び自己の意見を記載し、又は記録した書面を当該各省各庁の長に提出し、その者を落札者としないことについて承認を求めなければならない。

2 契約担当官等は、前項の承認があつたときは、次順位者を落札者とするものとする。

(最低入札者を落札者としなかつた場合の書面の提出)

第 90 条 契約担当官等は、次の各号に掲げる場合においては、遅滞なく、当該競争に関する調査を作成し、当該各号に掲げる書面の写しを添え、これを当該各省各庁の長を経由して財務大臣及び会計検査院に提出しなければならない。

- 一 第 88 条の規定により次順位者を落札者としたとき。第 86 条第 2 項に規定する調査の結果及び自己の意見を記載し、又は記録した書面並びに第 87 条に規定する契約審査委員の意見を記載し、又は記録した書面
- 二 前条の規定により次順位者を落札者としたとき。同条に規定する理由及び自己の意見を記載し、又は記録した書面並びに当該各省各庁の長の承認があつたことを証する書面

(交換等についての契約を競争に付して行なう場合の落札者の決定)

第 91 条 契約担当官等は、会計法第 29 条の 6 第 2 項の規定により、国の所有に属する財産と国以外の者の所有する財産との交換に関する契約については、それぞれの財産の見積価格の差額が国にとって最も有利な申込みをした者を落札者とすることができる。

- 2 契約担当官等は、会計法第 29 条の 6 第 2 項の規定により、その性質又は目的から同条第 1 項の規定により難い契約で前項に規定するもの以外のものについては、各省各庁の長が財務大臣に協議して定めるところにより、価格その他の条件が国にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

第 3 節 指名競争契約

(指名競争に付することができる場合)

第 94 条 会計法第 29 条の 3 第 5 項の規定により指名競争に付することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 予定価格が 500 万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
 - 二 予定価格が 300 万円を超えない財産を買い入れるとき。
 - 三 予定賃借料の年額又は総額が 160 万円を超えない物件を借り入れるとき。
 - 四 予定価格が 100 万円を超えない財産を売り払うとき。
 - 五 予定賃貸料の年額又は総額が 50 万円を超えない物件を貸し付けるとき。
 - 六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が 200 万円を超えないものをするとき。
- 2 隨意契約によることができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

(指名競争参加者の資格)

第 95 条 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、工事、製造、物件の買入れその他についての契約の種類ごとに、その金額等に応じ、第 72 条第 1 項に規定する事項について、指名競争に参加する者に必要な資格を定めなければならない。

- 2 第 72 条第 2 項及び第 3 項の規定は、各省各庁の長又はその委任を受けた職員が前項の規定により資格を定めた場合に準用する。

- 3 前項の場合において、第1項の資格が第72条第1項の資格と同一である等のため、前項において準用する同条第2項及び第3項の規定による資格の審査及び名簿の作成を要しないと認められるときは、当該資格の審査及び名簿の作成は、行なわず、同条第2項及び第3項の規定による資格の審査及び名簿の作成をもつて代えるものとする。
- 4 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、年間の契約の件数が僅少であることその他特別の事情がある契約担当官等に係る指名競争については、当該競争に参加する者に必要な資格及びその審査に関し第1項及び第2項に定めるところと異なる定めをし、又は当該競争に参加する資格を有する者の名簿を作成しないことができる。

(指名基準)

- 第96条 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、契約担当官等が前条の資格を有する者のうちから競争に参加する者を指名する場合の基準を定めなければならない。
- 2 各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、前項の基準を定めたときは、財務大臣に通知しなければならない。

(競争参加者の指名)

- 第97条 契約担当官等は、指名競争に付するときは、第95条の資格を有する者のうちから、前条第1項の基準により、競争に参加する者をなるべく10人以上指名しなければならない。
- 2 前項の場合においては、第75条第1号及び第3号から第5号までに掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。

第4節 隨意契約

(随意契約によることができる場合)

- 第99条 会計法第29条の3第5項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。
- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
 - 二 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
 - 三 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。
 - 四 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。
 - 五 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき。
 - 六 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。
 - 七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。
 - 八 運送又は保管をさせるとき。
 - 九 沖縄振興開発金融公庫その他特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人のうち財務大臣の指定するものとの間で契約をするとき。
 - 十 農場、工場、学校、試験所、刑務所その他これらに準ずるものとの生産に係る物品を売り払うとき。
 - 十一 国の需要する物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品を売り払うとき。

- 十二 法律の規定により財産の譲与又は無償貸付けをすることができる者にその財産を売り払い又は有償で貸し付けるとき。
- 十三 非常災害による罹災者に国の生産に係る建築材料を売り払うとき。
- 十四 罹災者又はその救護を行なう者に災害の救助に必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。
- 十五 外国で契約をするとき。
- 十六 都道府県及び市町村その他の公法人、公益法人、農業協同組合又は農業協同組合連合会から直接に物件を買い入れ又は借り入れるとき。
- 十六の二 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき。
- 十七 開拓地域内における土木工事をその入植者の共同請負に付するとき。
- 十八 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買い入れるとき。
- 十九 学術又は技芸の保護奨励のため必要な物件を売り払い又は貸し付けるとき。
- 二十 産業又は開拓事業の保護奨励のため、必要な物件を売り払い若しくは貸し付け、又は生産者から直接にその生産に係る物品を買い入れるとき。
- 二十一 公公用、公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者に売り払い、貸し付け又は信託するとき。
- 二十二 土地、建物又は林野若しくはその産物を特別の縁故がある者に売り払い又は貸し付けるとき。
- 二十三 事業経営上の特別の必要に基づき、物品を買い入れ若しくは製造させ、造林をさせ又は土地若しくは建物を借り入れるとき。
- 二十四 法律又は政令の規定により問屋業者に販売を委託し又は販売させるとき。
- 二十五 国が国以外の者に委託した試験研究の成果に係る特許権及び実用新案権の一部を当該試験研究を受託した者に売り払うとき。

第 99 条の 2 契約担当官等は、競争に付しても入札者がいるとき、又は再度の入札をしても落札者がいるときは、随意契約によることができる。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

第 99 条の 3 契約担当官等は、落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。この場合においては、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

(分割契約)

第 99 条の 4 前 2 条の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約をすることができる。

(予定価格の決定)

第 99 条の 5 契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ第 80 条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

(見積書の徵取)

第 99 条の 6 契約担当官等は、随意契約によろうとするときは、なるべく 2 人以上の者から見積書を徵さなければならない。

第 7 節 雜則

(競争参加者の資格等を定めようとする場合の財務大臣への協議)

第 102 条の 3 各省各庁の長は、第 72 条第 1 項の一般競争に参加する者に必要な資格、第 85 条の基準若しくは第 95 条第 1 項の指名競争に参加する者に必要な資格を定めようとするとき、又は同条第 4 項の規定による定めをしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。この場合において、その定めようとする事項が競争に参加する者に必要な資格であるときは、当該協議は、その資格の基本となるべき事項についてあれば足りる。

(指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合の財務大臣への協議)

第 102 条の 4 各省各庁の長は、契約担当官等が指名競争に付し又は随意契約によろうとする場合においては、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がない場合において、指名競争に付そうとするとき。
- 二 一般競争に付することを不利と認めて指名競争に付そうとする場合において、その不利と認める理由が次のイからハまでの一に該当するとき。
 - イ 関係業者が通謀して一般競争の公正な執行を妨げることとなるおそれがあること。
 - ロ 特殊の構造の建築物等の工事若しくは製造又は特殊の品質の物件等の買入れであつて検査が著しく困難であること。
- ハ 契約上の義務違反があるときは国の事業に著しく支障をきたすおそれがあること。
- 三 契約の性質若しくは目的が競争を許さない場合又は緊急の必要により競争に付することができない場合において、随意契約によろうとするとき。
- 四 競争に付することを不利と認めて随意契約によろうとする場合において、その不利と認める理由が次のイからニまでの一に該当するとき。
 - イ 現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であること。
 - ロ 随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもつて契約をすることができる見込みがあること。
- ハ 買入れを必要とする物品が多量であつて、分割して買入れなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させるおそれがあること。
- 二 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもつて契約をしなければならないこととなるおそれがあること。

五 第 94 条第 1 項各号に掲げる場合において、指名競争に付そうとするとき。

六 第94条第2項の規定により、随意契約によることができる場合において、指名競争に付そうとするとき。

七 第99条第1号から第18号まで、第99条の2又は第99条の3の規定により随意契約によろうとするとき。

(3) 契約事務取扱規則（抄）

（昭和 37 年 8 月 20 日大蔵省令第 52 号）

（最終改正：平成 25 年 12 月 27 日財務省令第 64 号）

（最低の価格をもつて申込みをした者を落札者としないこととする必要がある場合の手続）

第 10 条 契約担当官等は、法第 29 条の 6 第 1 項ただし書の規定により、最低の価格をもつて申込みをした者を直ちに落札者とせず、令第 86 条から第 89 条までの規定により落札者を定める必要があると認めるときは、遅滞なく、これらの規定による手続を経て落札者を定めなければならない。

2 前項の規定により落札者を定めたときは、直ちに、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定めるところにより通知をするものとする。

一 最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を落札者とした場合 次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める通知

- イ 当該落札者 必要な事項の通知
- ロ 最低の価格をもつて申込みをした者で落札者とならなかつた者 落札者とならなかつた理由その他必要な事項の通知

ハ その他の入札者 適宜の方法による落札の決定があつた旨の通知

二 最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とした場合 次に掲げる者の区分に応じそれぞれ次に定める通知

- イ 当該落札者 必要な事項の通知
- ロ その他の入札者 適宜の方法による落札の決定があつた旨の通知

3 前項の規定による通知をしたときは、併せて適宜の方法により落札の決定があつた旨を公表するものとする。

(4) 地方自治法（抄）

（昭和 22 年法律第 67 号）

（最終改正：平成 29 年 6 月 23 日法律第 74 号）

第 9 章 財務

第 6 節 契約

（契約の締結）

第 234 条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

- 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。
- 3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。
- 4 普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。
- 5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。
- 6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

(5) 地方自治法施行令（抄）

（昭和 22 年政令第 16 号）

（最終改正：平成 29 年 5 月 31 日政令第 153 号）

第 5 章 財務

第 6 節 契約

（指名競争入札）

第 167 条 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- 二 その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- 三 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

（随意契約）

第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第 25 項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業（同条第 7 項に規定する生活介護、同条第 13 項に規定する就労移行支援又は同条第 14 項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 10 条第 3 項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第 2 条第 1 項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施

設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。) において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 37 条第 1 項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第 2 項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 6 項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第 4 項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

2 前項第 8 号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 第 1 項第 9 号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4 前 2 項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができるときに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

(一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場

合)

第 167 条の 10 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

第 167 条の 10 の 2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第 234 条第 3 項本文又は前条の規定により難いものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

3 普通地方公共団体の長は、前 2 項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聞く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聞く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者

の意見を聽かなければならない。

- 6 普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第167条の6第1項の規定により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第2項の規定により明らかにしておかなければならぬ事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

(参考) 別表第5 (第167条の2関係)

1 工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市	250万円
	市町村 (指定都市を除く。以下この表において同じ。)	130万円
2 財産の買入れ	都道府県及び指定都市	160万円
	市町村	80万円
3 物件の借入れ	都道府県及び指定都市	80万円
	市町村	40万円
4 財産の売払い	都道府県及び指定都市	50万円
	市町村	30万円
5 物件の貸付け		30万円
6 前各号に掲げるもの 以外のもの	都道府県及び指定都市	100万円
	市町村	50万円

(6) 地方自治法施行規則（抄）

（昭和 22 年内務省令第 29 号）

（最終更新：平成 29 年 4 月 1 日）

第 12 条の 3 普通地方公共団体の長は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 4 号の規定により、新商品の生産又は新役務の提供（以下この条において「新商品の生産等」という。）により新たな事業分野の開拓を図る者を認定するときは、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。）に当該新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下本条において「実施計画」という。）を提出させ、その実施計画が次の各号のいずれにも適合することについて確認するものとする。

- 一 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品又は新役務（以下この条において「新商品等」という。）が、既に企業化されている商品若しくは役務とは通常の取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品若しくは役務と同一の範疇に属するものであつても既存の商品若しくは役務とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。
- 二 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品等が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
- 三 第 3 項第 4 号に掲げる事項が新商品の生産等による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なものであること。
- 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により提出された実施計画（新役務の提供により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新役務の提供により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。）から提出された実施計画に限る。）を確認しようとするときは、あらかじめ、当該実施計画が前項各号のいずれにも適合するものかどうかについて、2 人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 3 実施計画には、次に掲げる事項を記載させなければならない。
 - 一 新商品の生産等の目標
 - 二 新商品等の内容
 - 三 新商品の生産等の実施時期
 - 四 新商品の生産等の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 4 普通地方公共団体の長は、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が、第 1 項の規定により確認された実施計画を変更しようとするときは、当該変更後の実施計画が同項各号のいずれにも適合するものであることを確認しなければならない。
- 5 前項の規定により普通地方公共団体の長が新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者に係る変更後の実施計画を確認しようとするときは、第 2 項の規定を準用する。
- 6 普通地方公共団体の長は、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が、第 1 項の規定により確認された実施計画（第 4 項の規定によ

る変更の確認があつたときは、その変更後のもの）に従つて新たな事業分野の開拓を図るための事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

7 普通地方公共団体の長は、第1項の規定により新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者を認定する場合において、既に他の普通地方公共団体の長が同項の実施計画を提出させ確認しているときは、当該実施計画の写しをもつて同項の確認をすることができる。

8 前項の規定は、第4項の実施計画の変更について準用する。

(7) 政府調達に関する協定を改正する議定書（抄）

公布：平成 26 年 3 月

1994 年 4 月 15 日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「1994 年協定」という。）の締約国は、1994 年協定第 24 条 7（b）及び（c）の規定により新たな交渉を行って、ここに、次のとおり協定する。

1 1994 年協定の前文（目次を含む。）、第 1 条から第 24 条まで及び附属書の規定をこの議定書の附属書に定める規定に改める。

第 2 条 適用範囲

協定の適用

- 1 この協定は、対象調達（その全部又は一部が電子的手段により行われるか否かを問わない。）に係る措置について適用する。
- 2 この協定の適用上、「対象調達」とは、政府に係る目的のための調達であって次の(a)から(e)までの要件を満たすものをいう。
 - (a) 次の(i)及び(ii)の要件を満たす物品、サービス又はこれらの組合せの調達であること。
 - (i) 当該物品又は当該サービスが附属書 I の締約国の付表に掲げられていること。
 - (ii) 当該調達が、商業的販売若しくは商業的再販売を目的として、又は商業的販売若しくは商業的再販売のための物品若しくはサービスの生産若しくは供給において用いるために行われるものでないこと。
 - (b) 購入、借り入れ（購入を選択する権利の有無を問わない。）等の契約により行われること。
 - (c) 第 7 条の規定に従って公示を行う時点において、6 から 8 までの規定により見積もられた価額が、附属書 I の締約国の付表において特定する基準額と同額であるか、又はこれを超えること。
 - (d) 調達機関により行われること。
 - (e) 3 の規定又は附属書 I の締約国の付表の規定により適用範囲から除外されていないこと。
- 4 各締約国は、附属書 I の自国の付表において次に掲げる情報を特定する。
 - (a) 付表 1 においては、その調達がこの協定の適用を受ける中央政府の機関
 - (b) 付表 2 においては、その調達がこの協定の適用を受ける地方政府の機関
 - (c) 付表 3 においては、その調達がこの協定の適用を受けるその他の全ての機関

第 4 条 一般原則

無差別待遇

- 1 各締約国（その調達機関を含む。）は、対象調達に関する措置について、他の締約国の物品及びサービスに対し並びに他の締約国の供給者であって締約国の物品及びサービスを提供するものに対し、即時にかつ無条件で、次の物品、サービス及び供給者に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

- (a) 国内の物品、サービス及び供給者
 - (b) 当該他の締約国以外の締約国の物品、サービス及び供給者
- 2 締約国（その調達機関を含む。）は、対象調達に関する措置について、次のことを行ってはならない。
- (a) 国内に設立された特定の供給者を、当該供給者が有している外国企業等との関係（所有関係を含む。）の程度に基づいて、国内に設立された他の供給者より不利に取り扱うこと。
 - (b) 国内に設立された供給者を、当該供給者が特定の調達のために提供する物品又はサービスが他の締約国の物品又はサービスであることに基づいて差別すること。

附属書 I : 政府調達に関する協定の適用範囲に係る交渉において同協定の締約国が附属書 I について 最終的に提示した適用範囲

付表 1 : 中央政府の機関

付表 1 に関する注釈

- 1 会計法の適用を受ける機関には、国家行政組織法及び内閣府設置法に定める全ての内部部局、外局及び 附属機関その他の機関並びに地方支分部局を含む。
- 2 この協定は、この協定が日本国について効力を生ずる時に有効な法令に従って協同組合又は連合会と締結する契約については、適用しない。

(8) 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（抄）

（昭和 55 年 11 月 18 日政令第 300 号）

（最終改正：平成 26 年 3 月 12 日政令第 57 号）

（趣旨）

第 1 条 この政令は、1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下この条において「協定」という。）、2012 年 3 月 30 日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、国の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに關し、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）及び予算決算及び会計令臨時特例（昭和 21 年勅令第 558 号。以下「予決令臨時特例」という。）の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。

（一般競争の公告）

第 5 条 契約担当官等が特定調達契約につき一般競争に付する場合における予決令第 74 条の規定の適用については、同条中「10 日前」とあるのは「40 日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争については、24 日前）」と、「官報、新聞紙、掲示その他の方法」とあるのは「官報」と、「5 日」とあるのは「10 日」と読み替えるものとする。

2 予決令第 92 条の規定は、特定調達契約に関する事務については、適用しない。

（複数落札入札制度による物品等又は特定役務の調達）

第 11 条 契約担当官等は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付する場合（予決令臨時特例第 4 条の 2 第 1 項に規定する場合を除く。）において、その需要数量が多いときは、その需要数量の範囲内でこれらの競争に参加する者の落札を希望する数量及びその単価を入札させ、予定価格を超えない単価の入札者のうち、低価の入札者から順次需要数量に達するまでの入札者をもつて落札者とすることができる。

2 予決令臨時特例第 4 条の 2 第 2 項及び第 4 条の 3 から第 4 条の 9 までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、予決令臨時特例第 4 条の 4 中「入札者に対する通知」とあるのは「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和 55 年政令第 300 号。以下この条において「特例政令」という。）第 7 条第 1 項の規定による公示」と、「令第 75 条各号に掲げる事項」とあるのは「特例政令第 6 条の規定により公告をするものとされている事項又は特例政令第 7 条第 2 項の規定により公示をするものとされている事項」と読み替えるものとする。

（随意契約によることができる場合）

第 12 条 特定調達契約につき会計法第 29 条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、予決令第 99 条第 18 号に掲げる場合並びに予決令第 99 条の 2 及び第 99 条の 3 並びに予決令臨時特例第 4 条の 8（前条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により随意契約によることができるものとされる場合に限るものとする。

2 予決令第 99 条の 4 の規定は、特定調達契約に関する事務については、適用しない。

(随意契約によるうとする場合の財務大臣への協議)

第 13 条 各省各庁の長は、契約担当官等が特定調達契約につき随意契約によるうとする場合においては、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。ただし、次に掲げる場合において随意契約によるうとするときは、この限りでない。

一 他の物品等をもつて代替させることができない芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。

二 既に調達をした物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）の交換部品その他既調達物品等に連接して使用する物品等の調達をする場合であつて、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

三 国の委託に基づく試験研究の結果製造された試作品等の調達をする場合

四 既に契約を締結した建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）についてその施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなつた追加の建設工事（以下この号において「追加工事」という。）で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の 100 分の 50 以下であるものの調達をする場合であつて、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生ずるおそれがあるとき。

五 緊急の必要により競争に付することができない場合

六 前条第 1 項の規定により随意契約によることができる場合

2 契約担当官等が特定調達契約につき随意契約によるうとする場合においては、予決令第 102 条の 4 の規定は、適用しない。

(落札者等の公示)

第 14 条 契約担当官等は、特定調達契約につき、一般競争又は指名競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、財務省令で定めるところによりその日の翌日から起算して 72 日以内に、官報により公示をしなければならない。

(9) 建設業法（抄）

（昭和 24 年法律第 100 号）

（最終改正：平成 29 年 5 月 31 日法律第 41 号）

第 2 章 建設業の許可

第 1 節 通則

（建設業の許可）

第 3 条 建設業を営もうとする者は、次に掲げる区分により、この章で定めるところにより、2 以上の都道府県の区域内に営業所（本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるもの）を設けて営業をしようとする場合にあつては国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合にあつては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、この限りでない。

- 一 建設業を営もうとする者であつて、次号に掲げる者以外のもの
- 二 建設業を営もうとする者であつて、その営業にあたつて、その者が発注者から直接請け負う 1 件の建設工事につき、その工事の全部又は一部を、下請代金の額（その工事に係る下請契約が 2 以上あるときは、下請代金の額の総額）が政令で定める金額以上となる下請契約を締結して施工しようとするもの
- 2 前項の許可は、別表第 1 の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる建設業に分けて与えるものとする。
- 3 第 1 項の許可は、5 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 4 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 5 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 6 第 1 項第 1 号に掲げる者に係る同項の許可（第 3 項の許可の更新を含む。以下「一般建設業の許可」という。）を受けた者が、当該許可に係る建設業について、第 1 項第 2 号に掲げる者に係る同項の許可（第 3 項の許可の更新を含む。以下「特定建設業の許可」という。）を受けたときは、その者に対する当該建設業に係る一般建設業の許可は、その効力を失う。

（許可の条件）

- 第 3 条の 2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前条第 1 項の許可に条件を付し、及びこれを変更することができる。
- 2 前項の条件は、建設工事の適正な施工の確保及び発注者の保護を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける者に不当な義務を課すこととならないものでなければならない。

第2節 一般建設業の許可

(許可の申請)

第5条 一般建設業の許可（第8条第2号及び第3号を除き、以下この節において「許可」という。）を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、2以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業をしようとする場合にあっては国土交通大臣に、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合にあっては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。

- 一 商号又は名称
- 二 営業所の名称及び所在地
- 三 法人である場合においては、その資本金額（出資総額を含む。以下同じ。）及び役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）の氏名
- 四 個人である場合においては、その者の氏名及び支配人があるときは、その者の氏名
- 五 第7条第1号イ又はロに該当する者（法人である場合においては同号に規定する役員のうち常勤であるものの一人に限り、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち一人に限る。）及びその営業所ごとに置かれる同条第2号イ、ロ又はハに該当する者の氏名
- 六 許可を受けようとする建設業
- 七 他に営業を行つている場合においては、その営業の種類

(許可の基準)

第7条 国土交通大臣又は都道府県知事は、許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

- 一 法人である場合においてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）のうち常勤であるものの一人が、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち一人が次のいずれかに該当する者であること。
 - イ 許可を受けようとする建設業に関し5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有する者
 - ロ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者
- 二 その営業所ごとに、次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。
 - イ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含む。以下同じ。）若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。以下同じ。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専

- 門学校を含む。以下同じ。) を卒業した後 3 年以上実務の経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めたもの
- ロ 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し 10 年以上実務の経験を有する者
- ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者
- 三 法人である場合においては当該法人又はその役員等若しくは政令で定める使用人が、個人である場合においてはその者又は政令で定める使用人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。
- 四 請負契約(第 3 条第 1 項ただし書の政令で定める軽微な建設工事に係るもの)を履行するに足りる財産的基礎又は金銭的信用を有しないことが明らかな者でないこと。

第 3 節 特定建設業の許可

(許可の基準)

- 第 15 条 国土交通大臣又は都道府県知事は、特定建設業の許可を受けようとする者が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。
- 一 第 7 条第 1 号及び第 3 号に該当する者であること。
- 二 その営業所ごとに次のいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。
ただし、施工技術(設計図書に従つて建設工事を適正に実施するために必要な専門の知識及びその応用能力をいう。以下同じ。)の総合性、施工技術の普及状況その他の事情を考慮して政令で定める建設業(以下「指定建設業」という。)の許可を受けようとする者にあつては、その営業所ごとに置くべき専任の者は、イに該当する者又はハの規定により国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者でなければならない。
- イ 第 27 条第 1 項の規定による技術検定その他の法令の規定による試験で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものに合格した者又は他の法令の規定による免許で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものを受けた者
- ロ 第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が政令で定める金額以上であるものに関し 2 年以上指導監督的な実務の経験を有する者
- ハ 国土交通大臣がイ又はロに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者
- 三 発注者との間の請負契約で、その請負代金の額が政令で定める金額以上であるものを履行するに足りる財産的基礎を有すること。

第 4 章 施工技術の確保

(主任技術者及び監理技術者の設置等)

- 第 26 条 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に關

し第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「主任技術者」という。）を置かなければならぬ。

- 2 発注者から直接建設工事を請け負つた特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が第3条第1項第2号の政令で定める金額以上になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に関し第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者（当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合にあつては、同号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者）で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「監理技術者」という。）を置かなければならぬ。
- 3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前2項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。
- 4 前項の規定により専任の者でなければならない監理技術者は、第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、第26条の4から第26条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したものの中から、これを選任しなければならない。
- 5 前項の規定により選任された監理技術者は、発注者から請求があつたときは、監理技術者資格者証を提示しなければならない。

第26条の2 土木工事業又は建築工事業を営む者は、土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事（第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事を除く。）を施工するときは、当該建設工事に関し第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものをして自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させなければならない。

- 2 建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事（第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事を除く。）を施工する場合においては、当該建設工事に関し第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものをして自ら施工する場合のほか、当該建設工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該建設工事を施工させなければならない。

（主任技術者及び監理技術者の職務等）

第26条の3 主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。

- 2 工事現場における建設工事の施工に従事する者は、主任技術者又は監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

第4章の2 建設業者の経営に関する事項の審査等

(経営事項審査)

第27条の23 公共性のある施設又は工作物に関する建設工事で政令で定めるものを発注者から直接請け負おうとする建設業者は、国土交通省令で定めるところにより、その経営に関する客観的事項について審査を受けなければならない。

- 2 前項の審査（以下「経営事項審査」という。）は、次に掲げる事項について、数値による評価をすることにより行うものとする。
- 一 経営状況
 - 二 経営規模、技術的能力その他の前号に掲げる事項以外の客観的事項
- 3 前項に定めるもののほか、経営事項審査の項目及び基準は、中央建設業審議会の意見を聴いて国土交通大臣が定める。

(10) 建設業法施行令（抄）

(昭和 31 年政令第 273 号)

(最終改正:平成 28 年 4 月 6 日政令第 192 号)

（支店に準ずる営業所）

第 1 条 建設業法（以下「法」という。）第 3 条第 1 項の政令で定める支店に準ずる営業所は、常時建設工事の請負契約を締結する事務所とする。

（法第 3 条第 1 項ただし書の軽微な建設工事）

第 1 条の 2 法第 3 条第 1 項ただし書の政令で定める軽微な建設工事は、工事 1 件の請負代金の額が建築一式工事にあつては 1,500 万円に満たない工事又は延べ面積が 150 平方メートルに満たない木造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事にあつては 500 万円に満たない工事とする。

- 2 前項の請負代金の額は、同一の建設業を営む者が工事の完成を 2 以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の額の合計額とする。ただし、正当な理由に基いて契約を分割したときは、この限りでない。
- 3 注文者が材料を提供する場合においては、その市場価格又は市場価格及び運送費を当該請負契約の請負代金の額に加えたものを第 1 項の請負代金の額とする。

（法第 3 条第 1 項第 2 号の金額）

第 2 条 法第 3 条第 1 項第 2 号の政令で定める金額は、4,000 万円とする。ただし、同項の許可を受けようとする建設業が建築工事業である場合においては、6,000 万円とする。

（専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事）

第 27 条 法第 26 条第 3 項の政令で定める重要な建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事で工事 1 件の請負代金の額が 3,500 万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、7,000 万円）以上のものとする。

- 一 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事
- 二 第 15 条第 1 号及び第 3 号に掲げる施設又は工作物に関する建設工事
- 三 次に掲げる施設又は工作物に関する建設工事
 - イ 石油パイプライン事業法（昭和 47 年法律第 105 号）第 5 条第 2 項第 2 号に規定する事業用施設
 - ロ 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 5 号に規定する電気通信事業者（同法第 9 条第 1 号に規定する電気通信回線設備を設置するものに限る。）が同条第 4 号に規定する電気通信事業の用に供する施設
 - ハ 放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条第 23 号に規定する基幹放送事業者又は同条第 24 号に規定する基幹放送局提供事業者が同条第 1 号に規定する放送の用に供する施設（鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の塔その他これに類する施設に限る。）
- ニ 学校

- ホ 図書館、美術館、博物館又は展示場
 - ヘ 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 1 項に規定する社会福祉事業の用に供する施設
 - ト 病院又は診療所
 - チ 火葬場、と畜場又は廃棄物処理施設
 - リ 熱供給事業法（昭和 47 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項に規定する熱供給施設
 - ヌ 集会場又は公会堂
 - ル 市場又は百貨店
 - ヲ 事務所
 - ワ ホテル又は旅館
 - カ 共同住宅、寄宿舎又は下宿
 - ヨ 公衆浴場
 - タ 興行場又はダンスホール
 - レ 神社、寺院又は教会
 - ソ 工場、ドック又は倉庫
 - ツ 展望塔
- 2 前項に規定する建設工事のうち密接な関係のある 2 以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

（公共性のある施設又は工作物に関する建設工事）

第 27 条の 13 法第 27 条の 23 第 1 項の政令で定める建設工事は、国、地方公共団体、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 1 に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又はこれらに準ずるものとして国土交通省令で定める法人が発注者であり、かつ、工事 1 件の請負代金の額が 500 万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、1,500 万円）以上のものであつて、次に掲げる建設工事以外のものとする。

- 一 堤防の欠壊、道路の埋没、電気設備の故障その他施設又は工作物の破壊、埋没等で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれのあるものによって必要を生じた応急の建設工事
- 二 前号に掲げるもののほか、経営事項審査を受けていない建設業者が発注者から直接請け負うことについて緊急の必要その他やむを得ない事情があるものとして国土交通大臣が指定する建設工事

(11) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

(平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号)

(最終改正:平成 27 年 9 月 11 日法律第 66 号)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに、情報の公表、不正行為等に対する措置、適正な金額での契約の締結等のための措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針の策定等の制度を整備すること等により、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「特殊法人等」とは、法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第四条第 1 項第 9 号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。第 6 条において同じ。）のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する法人であって政令で定めるものをいう。

- 一 資本金の 2 分の 1 以上が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であること。
- 二 その設立の目的を実現し、又はその主たる業務を遂行するため、計画的かつ継続的に建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。次項において同じ。）の発注を行う法人であること。
- 2 この法律において「公共工事」とは、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事をいう。
- 3 この法律において「建設業」とは、建設業法第 2 条第 2 項に規定する建設業をいう。
- 4 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法（昭和 22 年法律第 34 号）第 20 条第 2 項に規定する各省各庁の長をいう。

(公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項)

第 3 条 公共工事の入札及び契約については、次に掲げるところにより、その適正化が図られなければならない。

- 一 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されること。
- 二 入札に参加しようとして、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されること。
- 三 入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除が徹底されること。
- 四 その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締

結が防止されること。

五 契約された公共工事の適正な施工が確保されること。

第2章 情報の公表

(国による情報の公表)

第4条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、毎年度、当該年度の公共工事の発注の見通しに関する事項で政令で定めるものを公表しなければならない。

2 各省各庁の長は、前項の見通しに関する事項を変更したときは、政令で定めるところにより、変更後の当該事項を公表しなければならない。

第5条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- 一 入札者の商号又は名称及び入札金額、落札者の商号又は名称及び落札金額、入札の参加者の資格を定めた場合における当該資格、指名競争入札における指名した者の商号又は名称その他の政令で定める公共工事の入札及び契約の過程に関する事項
- 二 契約の相手方の商号又は名称、契約金額その他の政令で定める公共工事の契約の内容に関する事項

(特殊法人等による情報の公表)

第6条 特殊法人等の代表者（当該特殊法人等が独立行政法人である場合にあっては、その長。以下同じ。）は、前2条の規定に準じて、公共工事の入札及び契約に関する情報を公表するため必要な措置を講じなければならない。

(地方公共団体による情報の公表)

第7条 地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎年度、当該年度の公共工事の発注の見通しに関する事項で政令で定めるものを公表しなければならない。

2 地方公共団体の長は、前項の見通しに関する事項を変更したときは、政令で定めるところにより、変更後の当該事項を公表しなければならない。

第8条 地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- 一 入札者の商号又は名称及び入札金額、落札者の商号又は名称及び落札金額、入札の参加者の資格を定めた場合における当該資格、指名競争入札における指名した者の商号又は名称その他の政令で定める公共工事の入札及び契約の過程に関する事項
- 二 契約の相手方の商号又は名称、契約金額その他の政令で定める公共工事の契約の内容に関する事項

第9条 前2条の規定は、地方公共団体が、前2条に規定する事項以外の公共工事の入札及び契約に関する情報の公表に関し、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

第3章 不正行為等に対する措置

(公正取引委員会への通知)

第10条 各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長（以下「各省各庁の長等」という。）は、それぞれ国、特殊法人等又は地方公共団体（以下「国等」という。）が発注する公共工事の入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事への通知)

第11条 各省各庁の長等は、それぞれ国等が発注する公共工事の入札及び契約に関し、当該公共工事の受注者である建設業者（建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいう。次条について同じ。）に次の各号のいずれかに該当すると疑うに足りる事実があるときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事に対し、その事実を通知しなければならない。

- 一 建設業法第8条第9号、第10号（同条第9号に係る部分に限る。）、第11号（同条第9号に係る部分に限る。）、第12号（同条第9号に係る部分に限る。）若しくは第13号（これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。）又は第28条第1項第3号、第4号若しくは第6号から第8号までのいずれかに該当すること。
- 二 第15条第2項若しくは第3項、同条第1項の規定により読み替えて適用される建設業法第24条の7第1項、第2項若しくは第4項又は同法第26条若しくは第26条の2の規定に違反したこと。

第4章 適正な金額での契約の締結等のための措置

(入札金額の内訳の提出)

第12条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳を記載した書類を提出しなければならない。

(各省各庁の長等の責務)

第13条 各省各庁の長等は、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。

第5章 施工体制の適正化

(一括下請負の禁止)

第14条 公共工事については、建設業法第22条第3項の規定は、適用しない。

(施工体制台帳の作成及び提出等)

- 第 15 条 公共工事についての建設業法第 24 条の 7 第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定の適用については、これらの規定中「特定建設業者」とあるのは「建設業者」と、同条第 1 項中「締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が 2 以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が政令で定める金額以上になる」とあるのは「下請契約を締結した」と、同条第 4 項中「見やすい場所」とあるのは「工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所」とする。
- 2 公共工事の受注者（前項の規定により読み替えて適用される建設業法第 24 条の 7 第 1 項の規定により同項に規定する施工体制台帳（以下単に「施工体制台帳」という。）を作成しなければならないこととされているものに限る。）は、作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条第 3 項の規定は、適用しない。
- 3 前項の公共工事の受注者は、発注者から、公共工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（次条において「施工技術者」という。）の設置の状況その他の工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

(各省各庁の長等の責務)

- 第 16 条 公共工事を発注した国等に係る各省各庁の長等は、施工技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制を適正なものとするため、当該工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検その他の必要な措置を講じなければならない。

第 6 章 適正化指針

(適正化指針の策定等)

- 第 17 条 国は、各省各庁の長等による公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置（第 2 章、第 3 章、第 13 条及び前条に規定するものを除く。）に関する指針（以下「適正化指針」という。）を定めなければならない。
- 2 適正化指針には、第 3 条各号に掲げるところに従って、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する情報（各省各庁の長又は特殊法人等の代表者による措置にあっては第 4 条及び第 5 条、地方公共団体の長による措置にあっては第 7 条及び第 8 条に規定するものを除く。）の公表に関すること。
 - 二 入札及び契約の過程並びに契約の内容について学識経験を有する者等の第三者の意見を適切に反映する方策に関すること。
 - 三 入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する方策に関すること。
 - 四 公正な競争を促進し、及びその請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止するための入札及び契約の方法の改善に関すること。
 - 五 将来におけるより適切な入札及び契約のための公共工事の施工状況の評価の方策

に関すること。

- 六 前各号に掲げるもののほか、入札及び契約の適正化を図るため必要な措置に関すること。
- 3 適正化指針の策定に当たっては、特殊法人等及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。
- 4 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、あらかじめ各省各庁の長及び特殊法人等を所管する大臣に協議した上、適正化指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 国土交通大臣は、適正化指針の案の作成に先立って、中央建設業審議会の意見を聴かなければならぬ。
- 6 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、第4項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、適正化指針を公表しなければならない。
- 7 第3項から前項までの規定は、適正化指針の変更について準用する。

(適正化指針に基づく責務)

第18条 各省各庁の長等は、適正化指針に定めるところに従い、公共工事の入札及び契約の適正化を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(措置の状況の公表)

第19条 国土交通大臣及び財務大臣は、各省各庁の長又は特殊法人等を所管する大臣に対し、当該各省各庁の長又は当該大臣が所管する特殊法人等が適正化指針に従って講じた措置の状況について報告を求めることができる。

2 国土交通大臣及び総務大臣は、地方公共団体に対し、適正化指針に従って講じた措置の状況について報告を求めることができる。

3 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、毎年度、前2項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(要請)

第20条 国土交通大臣及び財務大臣は、各省各庁の長又は特殊法人等を所管する大臣に対し、公共工事の入札及び契約の適正化を促進するため適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置を講ずべきことを要請することができる。

2 国土交通大臣及び総務大臣は、地方公共団体に対し、公共工事の入札及び契約の適正化を促進するため適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置を講ずべきことを要請することができる。

第7章 国による情報の収集、整理及び提供等

(国による情報の収集、整理及び提供)

第21条 国土交通大臣、総務大臣及び財務大臣は、第2章の規定により公表された情報その他その普及が公共工事の入札及び契約の適正化の促進に資することとなる情報の収集、整理及び提供に努めなければならない。

(関係法令等に関する知識の習得等)

- 第 22 条 国、特殊法人等及び地方公共団体は、それぞれその職員に対し、公共工事の入札及び契約が適正に行われるよう、関係法令及び所管分野における公共工事の施工技術に関する知識を習得させるための教育及び研修その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 國土交通大臣及び都道府県知事は、建設業を営む者に対し、公共工事の入札及び契約が適正に行われるよう、関係法令に関する知識の普及その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(12) 公共工事の品質確保の促進に関する法律

(平成 17 年 3 月 31 日法律第 18 号)

(最終改正:平成 26 年 6 月 4 日法律第 56 号)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、公共工事の品質確保が、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全（良好な環境の創出を含む。）、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることに鑑み、公共工事の品質確保に関する基本理念、国等の責務、基本方針の策定等その担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「公共工事」とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 2 条第 2 項に規定する公共工事をいう。

(基本理念)

第 3 条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

3 公共工事の品質は、施工技術の維持向上が図られ、並びにそれを有する者等が公共工事の品質確保の担い手として中長期的に育成され、及び確保されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

4 公共工事の品質は、公共工事の発注者（第 24 条を除き、以下「発注者」という。）の能力及び体制を考慮しつつ、工事の性格、地域の実情等に応じて多様な入札及び契約の方法の中から適切な方法が選択されることにより、確保されなければならない。

5 公共工事の品質は、これを確保する上で工事の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、より適切な技術又は工夫により、確保されなければならない。

6 公共工事の品質は、完成後の適切な点検、診断、維持、修繕その他の維持管理により、将来にわたり確保されなければならない。

- 7 公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会资本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手の育成及び確保について配慮がなされることにより、将来にわたり確保されなければならない。
- 8 公共工事の品質確保に当たっては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること並びに契約された公共工事の適正な施工が確保されることにより、受注者としての適格性を有しない建設業者が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。
- 9 公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案（公共工事に関する技術又は工夫についての提案をいう。以下同じ。）及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮されなければならない。
- 10 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事の受注者のみならず下請負人及びこれらの者に使用される技術者、技能労働者等がそれぞれ公共工事の品質確保において重要な役割を果たすことに鑑み、公共工事における請負契約（下請契約を含む。）の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負代金で締結し、その請負代金をできる限り速やかに支払う等信義に従って誠実にこれを履行するとともに、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が改善されるように配慮されなければならない。
- 11 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査（点検及び診断を含む。以下同じ。）及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に準じ、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されること等により、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、その地域の実情を踏まえ、公共工事の品質確保の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国及び地方公共団体の相互の連携及び協力）

第6条 国及び地方公共団体は、公共工事の品質確保の促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念の実現を図るため、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

（発注者の責務）

第7条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

- 一 公共工事を施工する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。
 - 二 入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかったと認める場合において更に入札に付するときその他必要があると認めるときは、当該入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴すことその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。
 - 三 その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止するため、その入札金額によっては当該公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約となるおそれがあると認められる場合の基準又は最低制限価格の設定その他の必要な措置を講ずること。
 - 四 計画的に発注を行うとともに、適切な工期を設定するよう努めること。
 - 五 設計図書（仕様書、設計書及び図面をいう。以下この号において同じ。）に適切に施工条件を明示するとともに、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと。
 - 六 必要に応じて完成後の一定期間を経過した後において施工状況の確認及び評価を実施するよう努めること。
- 2 発注者は、公共工事の施工状況の評価に関する資料その他の資料が将来における自らの発注に、及び発注者間においてその発注に相互に、有効に活用されるよう、その評価の標準化のための措置並びにこれらの資料の保存のためのデータベースの整備及び更新その他の必要な措置を講じなければならない。
 - 3 発注者は、発注関係事務を適切に実施するため、必要な職員の配置その他の体制の整備に努めるとともに、他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るように努めなければならない。

（受注者の責務）

第8条 公共工事の受注者は、基本理念にのっとり、契約された公共工事を適正に実施し、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請契約の締結に努めなければならない。

- 2 公共工事の受注者（受注者となろうとする者を含む。）は、契約された又は将来施

工することとなる公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上並びに技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第9条 政府は、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項
 - 二 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針
- 3 基本方針の策定に当たっては、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定する特殊法人等をいう。以下同じ。）及び地方公共団体の自主性に配慮しなければならない。
- 4 政府は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(基本方針に基づく責務)

第10条 各省各庁の長（財政法（昭和22年法律第34号）第20条第2項に規定する各省各庁の長をいう。）、特殊法人等の代表者（当該特殊法人等が独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）である場合にあっては、その長）及び地方公共団体の長は、基本方針に定めるところに従い、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(関係行政機関の協力体制)

第11条 政府は、基本方針の策定及びこれに基づく施策の実施に関し、関係行政機関による協力体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第3章 多様な入札及び契約の方法等

第1節 競争参加者の技術的能力の審査等

(競争参加者の技術的能力の審査)

第12条 発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、競争に参加しようとする者について、工事の経験、施工状況の評価、当該公共工事に配置が予定される技術者の経験その他競争に参加しようとする者の技術的能力に関する事項を審査しなければならない。

(競争参加者の中長期的な技術的能力の確保に関する審査等)

第13条 発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、当該

公共工事の性格、地域の実情等に応じ、競争に参加する者（競争に参加しようとする者を含む。以下同じ。）について、若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保の状況、建設機械の保有の状況、災害時における工事の実施体制の確保の状況等に関する事項を適切に審査し、又は評価するよう努めなければならない。

第2節 多様な入札及び契約の方法

（多様な入札及び契約の方法の中からの適切な方法の選択）

第14条 発注者は、入札及び契約の方法の決定に当たっては、その発注に係る公共工事の性格、地域の実情等に応じ、この節に定める方式その他の多様な方法の中から適切な方法を選択し、又はこれらの組合せによることができる。

（競争参加者の技術提案を求める方式）

第15条 発注者は、競争に参加する者に対し、技術提案を求めるよう努めなければならない。ただし、発注者が、当該公共工事の内容に照らし、その必要がないと認めるときは、この限りではない。

- 2 発注者は、前項の規定により技術提案を求めるに当たっては、競争に参加する者の技術提案に係る負担に配慮しなければならない。
- 3 発注者は、競争に付された公共工事につき技術提案がされたときは、これを適切に審査し、及び評価しなければならない。この場合において、発注者は、中立かつ公正な審査及び評価が行われるようこれらに関する当事者からの苦情を適切に処理することとその他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 発注者は、競争に付された公共工事を技術提案の内容に従って確実に実施することができないと認めるときは、当該技術提案を採用しないことができる。
- 5 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求めて落札者を決定する場合には、あらかじめその旨及びその評価の方法を公表するとともに、その評価の後にその結果を公表しなければならない。ただし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第四条から第八条までに定める公共工事の入札及び契約に関する情報の公表がなされない公共工事についての技術提案の評価の結果については、この限りではない。

（段階的選抜方式）

第16条 発注者は、競争に参加する者に対し技術提案を求める方式による場合において競争に参加する者の数が多数であると見込まれるときその他必要があると認めるときは、必要な施工技術を有する者が新規に競争に参加することが不当に阻害されることのないように配慮しつつ、当該公共工事に係る技術的能力に関する事項を評価すること等により一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から落札者を決定することができる。

（技術提案の改善）

第17条 発注者は、技術提案をした者に対し、その審査において、当該技術提案についての改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができる。この場合において、発注者は、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表しなければなら

ない。

- 2 第15条第5項ただし書の規定は、技術提案の改善に係る過程の概要の公表について準用する。

(技術提案の審査及び価格等の交渉による方式)

第18条 発注者は、当該公共工事の性格等により当該工事の仕様の確定が困難である場合において自らの発注の実績等を踏まえ必要があると認めるときは、技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約することができる。この場合において、発注者は、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえ、予定価格を定めるものとする。

- 2 発注者は、前項の技術提案の審査に当たり、中立かつ公正な審査が行われるよう、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聞くとともに、当該審査に関する当事者からの苦情を適切に処理することその他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 発注者は、第1項の技術提案の審査の結果並びに審査及び交渉の過程の概要を公表しなければならない。この場合においては、第15条第5項ただし書の規定を準用する。

(高度な技術等を含む技術提案を求めた場合の予定価格)

第19条 発注者は、前条第一項の場合を除くほか、高度な技術又は優れた工夫を含む技術提案を求めたときは、当該技術提案の審査の結果を踏まえて、予定価格を定めることができる。この場合において、発注者は、当該技術提案の審査に当たり、中立の立場で公正な判断をすることができる学識経験者の意見を聞くものとする。

(地域における社会資本の維持管理に資する方式)

第20条 発注者は、公共工事の発注に当たり、地域における社会資本の維持管理の効率的かつ持続的な実施のために必要があると認めるときは、地域の実情に応じ、次に掲げる方式等を活用するものとする。

- 一 工期が複数年度にわたる公共工事を一の契約により発注する方式
- 二 複数の公共工事を一の契約により発注する方式
- 三 複数の建設業者により構成される組合その他の事業体が競争に参加することができることとする方式

第3節 発注関係事務を適切に実施することができる者の活用及び発注者に対する支援等

(発注関係事務を適切に実施することができる者の活用)

第21条 発注者は、その発注に係る公共工事が専門的な知識又は技術を必要とすることその他の理由により自ら発注関係事務を適切に実施することが困難であると認めるときは、国、地方公共団体その他法令又は契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者の能力を活用するよう努めなければならない。この場合において、発注者は、発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置か

れていること、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることその他発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者を選定するものとする。

- 2 発注者は、前項の場合において、契約により発注関係事務の全部又は一部を行うことができる者を選定したときは、その者が行う発注関係事務の公正性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 第1項の規定により、契約により発注関係事務の全部又は一部を行う者は、基本理念にのっとり、発注関係事務を適切に実施しなければならない。
- 4 国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成及びその活用の促進、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の適切な評価及び選定に関する協力、発注者間の連携体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(発注関係事務の運用に関する指針)

第22条 国は、基本理念にのっとり、発注者を支援するため、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者の意見を聴いて、公共工事の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法の選択その他の発注関係事務の適切な実施に係る制度の運用に関する指針を定めるものとする。

(国の援助)

第23条 国は、第21条第4項及び前条に規定するもののほか、地方公共団体が講ずる公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保の促進その他の公共工事の品質確保の促進に関する施策に関し、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

(公共工事に関する調査及び設計の品質確保)

第24条 公共工事に関する調査又は設計の発注者は、その発注に当たり、公共工事に準じ、競争に参加しようとする者について調査又は設計の業務の経験、当該業務に配置が予定される技術者の経験又は有する資格その他技術的能力に関する事項を審査すること、受注者となろうとする者に調査又は設計に関する技術又は工夫についての提案を求めることその他の当該業務の性格、地域の実情等に応じた入札及び契約の方法を選択すること等により、その品質を確保するよう努めなければならない。

- 2 公共工事に関する調査又は設計の発注者は、公共工事に準じ、業務状況の評価の標準化並びに調査又は設計の成果及び評価に関する資料その他の資料の保存に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 国は、公共工事に関する調査及び設計に関し、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、及びそれらの者が十分に活用されるようにするため、これらに係る資格等の評価の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(13) 競争参加者の資格に関する公示

平成 28・29・30 年度において別記 1 に掲げる各省各庁における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格(全省庁統一資格)を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

本資格は、別表に掲げる申請場所のいずれか 1 か所に申請書を提出すれば、その資格は別記 2 に掲げる競争参加地域のうち、希望する地域（複数選択可）ごとに所在する別記 1 に掲げる各省各庁の全調達機関において有効な統一資格となるものです。

平成 27 年 12 月 24 日

衆議院庶務部会計課長
参議院庶務部会計課長
国立国会図書館総務部会計課長
最高裁判所事務総局経理局長
会計検査院事務総長官房会計課長
内閣府大臣官房会計課長
復興庁会計担当参事官
総務省大臣官房会計課長
法務省大臣官房会計課長
外務省大臣官房会計課長
財務省大臣官房会計課長
文部科学省大臣官房会計課長
厚生労働省大臣官房会計課長
農林水産省大臣官房参事官（経理）
経済産業省大臣官房会計課長
国土交通省大臣官房会計課長
環境省大臣官房会計課長
防衛省大臣官房会計課長

◎調達機関番号 001, 002, 003, 004, 005, 006, 007, 008, 009, 010, 011, 012, 013, 014, 015, 016, 017, 018, 019, 020, 021, 022, 023, 024, 025

◎所在地番号 13

1 資格の種類及び調達する物品等の種類

競争参加資格を得ようとする者の資格の種類及び調達する物品等は、次のとおりとする。

(1) 物品の製造

①衣服・その他繊維製品類②ゴム・皮革・プラスチック製品類③窯業・土石製品類④非鉄金属・金属製品類⑤フォーム印刷⑥その他印刷類⑦図書類⑧電子出版物類⑨紙・紙加工品類⑩車両類⑪その他輸送・搬送機械器具類⑫船舶類⑬燃料類⑭家具・什器類⑮一般・産業用機器類⑯電気・通信用機器類⑰電子計算機類⑱精密機器類⑲医療用機器類⑳事務用機器類㉑その他機器類㉒医薬品・医療用品類㉓事務用品類㉔土木・建設・建築材料㉕警察用装備品類㉖防衛用装備品類㉗その他

(2) 物品の販売

- ①衣服・その他繊維製品類②ゴム・皮革・プラスチック製品類③窯業・土石製品類④非鉄金属・金属製品類⑤フォーム印刷⑥その他印刷類⑦図書類⑧電子出版物類⑨紙・紙加工品類⑩車両類⑪その他輸送・搬送機械器具類⑫船舶類⑬燃料類⑭家具・什器類⑮一般・産業用機器類⑯電気・通信用機器類⑰電子計算機類⑱精密機器類⑲医療用機器類⑳事務用機器類㉑その他機器類㉒医薬品・医療用品類㉓事務用品類㉔土木・建設・建築材料㉕警察用装備品類㉖防衛用装備品類㉗その他

(3) 役務の提供等

- ①広告・宣伝②写真・製図③調査・研究④情報処理⑤翻訳・通訳・速記⑥ソフトウェア開発⑦会場等の借り上げ⑧賃貸借⑨建物管理等各種保守管理⑩運送⑪車両整備⑫船舶整備⑬電子出版⑭防衛用装備品類の整備⑮その他

(4) 物品の買受け

- ①立木竹(ただし、国有林野事業で行う林産物の買受けを除く。)②その他

2 資格審査の受付期間

平成 28・29・30 年度全省庁統一資格の資格審査の受付は、平成 28 年 1 月 6 日から平成 28 年 1 月 29 日までの間とする（この期間を定期審査期間とする。）。

なお、上記期間後も随時申請の受付を行うが、資格を付与したときから有効となるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがあるので、余裕を持って申請すること。

3 競争参加資格の申請

(1) インターネットの場合

ア 申請の方法

別記 3 に掲げるインターネットホームページにアクセスし、必要事項を入力の上、次の添付書類を送信すること。送信先の受付機関での受付完了後、申請内容確認のメールが、登録したメールアドレスあて送信される。

なお、添付書類は、申請内容確認のメールに記載された受付機関あて郵送（書留郵便）等することもできる。

(ア) 登記事項証明書の写し(法人の場合)

(イ) 財務諸表(法人の場合)又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書(個人の場合)

(ウ) 営業経歴書

(エ) 次の各税についての未納税額のないことを証明する納税証明書の写し(電子納税証明書を含む。)(個人の場合はその 3 の 2、法人の場合はその 3 の 3 とする。)

A 消費税及び地方消費税(法人及び個人)

B 法人税(法人の場合)

C 所得税(個人の場合)

(オ) 予算決算及び会計令第 70 条第 3 号に該当しないことの誓約書及び役員等名簿

注：公的機関が発行する書類については、発行日から受付到着まで 3 か月以内のものとする。

(2) 持参又は郵送等の場合

ア 申請書の入手方法

「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(物品製造等)」(以下「申請書」という。)は、別記3に掲げるインターネットホームページにアクセスし、申請書を出力する。また、競争参加資格を得ようとする者は、別表に掲げる申請場所において、無料で申請書を入手することもできる。

なお、上記の方法以外で入手した申請書での申請は不可とする。

イ 申請書の提出方法

申請書に本公示3(1)に掲げる書類を添え、別表に掲げる申請場所のいずれか1か所に提出すること。

持参の場合の受付時間は、土日休日を除く10時から16時(執務時間内に限る。)とする。郵送(書留郵便)等も可。

(3) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書及び財務諸表は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 添付書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

4 競争参加者の資格及びその審査

(1) 競争に参加できる者の資格審査は、別記4の項目ごとの実数に基づき付与数値を算定し、その合計点をもって行う。

(2) 競争に参加できる者の資格は、前記(1)の合計点により別記5の区分に基づいて格付けする。

5 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知(申請書に記載された住所で代表者あてに郵送等)する。

6 資格の有効期間

(1) 定期審査による資格

平成28年1月29日までに受け付けた競争参加資格の有効期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までとする。

(2) 隨時審査による資格

平成28年1月30日以降に受け付けた競争参加資格の有効期間は、資格を付与されたときから平成31年3月31日までとする。

7 資格を発行しない場合及び取り消す場合

予算決算及び会計令第70条第3号に該当する場合は、資格を発行しない。また、資格を取得した者が有効期間の途中で同条同号に該当することになった場合及び該当することが判明した際は、資格を取り消すものとする。

8 競争参加資格を有する者の名簿の公開及び資格審査に関する照会先

別表に掲げる申請場所

競争参加資格を有する者の名簿(業者コード、法人番号、本社住所、商号又は名称、代表者、電話番号・FAX番号、営業所情報、営業品目、外資状況、等級・企業規模

等)は、別記3に掲げるインターネットホームページにおいて閲覧・ダウンロードすることができる。

また、申請者の同意がある場合、地方公共団体に対し、入札参加資格審査のために申請情報及び添付資料を提供することがある。

9 その他

(1) 申請内容の変更

有資格者は、次の事項に変更があった場合は、速やかに別記3に掲げるインターネットホームページにアクセスし、必要事項を入力の上、次の添付書類を送信すること。

また、申請書同様、持参又は郵送等による変更届の提出もできる。

なお、「競争参加資格審査申請書変更届(物品製造等)」(以下「変更届」という。)の入手方法及び提出方法については、本公示3〔競争参加資格の申請〕に示すものと同様とする。

ア 「住所」、「商号又は名称」又は「代表者氏名」の場合

(ア)資格審査結果通知書

(イ)登記事項証明書(法人の場合)又は変更項目を確認できる書類(個人の場合)

(ウ)予算決算及び会計令第70条第3号に該当しないことの誓約書及び役員等名簿
(「代表者氏名」の場合に限る。)

イ 「競争参加を希望する地域」、「営業所」の場合

(ア)資格審査結果通知書

ウ 「希望する資格の種類」又は「調達する物品等(営業品目)」の場合

(ア)資格審査結果通知書

(イ)登記事項証明書又は営業経歴書

エ 「希望する資格の種類」に「物品の製造」を追加する場合

(ア)資格審査結果通知書

(イ)登記事項証明書又は営業経歴書

(ウ)直近の財務諸表

オ その他の事項の場合

本公示3の申請を改めて行うこと。

(2) 会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続有資格者が「会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類各1部を添え、別表に掲げる申請場所のいずれか1か所に速やかに提出すること。

ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書の写し

イ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類として、登記事項証明書の写し

ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届(物品製造等)

なお、書類の提出によりその資格が継続するが、各省各庁が詳細の現状把握を必要と判断する場合には、各省各庁別にヒアリング等を実施する場合がある。

(3) 合併・分社等の場合の手続

有資格者に合併、分社、個人から法人への変更等があった場合は、本公示3の申

請を改めて行うこと。

(4) 廃業等の場合の手続

有資格者に廃業等（廃業・倒産・破産）があった場合は、別表に掲げる申請場所のいずれか1か所に速やかに届け出ること。郵送（書留郵便）等も可。

(5) 資格審査結果通知書の再発行

紛失等による再発行依頼は、別表に掲げる申請場所のいずれか1か所に提出すること。

別記1 資格が有効となる各省各庁

衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院、内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省で外局及び附属機関その他の機関並びに地方支分部局を含む。

別記2 競争参加地域及び都道府県名

- (1) 北海道：北海道
- (2) 東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
- (3) 関東・甲信越：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
- (4) 東海・北陸：富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- (5) 近畿：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県奈良県、和歌山県
- (6) 中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県山口県
- (7) 四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県
- (8) 九州・沖縄：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

別記3 インターネットホームページ

統一資格審査申請・調達情報検索サイト

<http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>

別記4 付与数値

〔掲載順序 項目 段階：付与数値(年間平均高、自己資本額の合計及び営業年数について、物品の製造、物品の製造以外の2区分の付与数値を示し、流動比率については共通の付与数値を示し、機械設備等の額は物品の製造のみの付与数値を示す。)〕

(1) 年間平均（生産・販売）高

200億円以上	:60、65
100億円以上	200億円未満:55、60
50億円以上	100億円未満:50、55
25億円以上	50億円未満:45、50
10億円以上	25億円未満:40、45
5億円以上	10億円未満:35、40
2.5億円以上	5億円未満:30、35

1 億円以上	2.5 億円未満	:25、30
5,000 万円以上	1 億円未満	:20、25
2,500 万円以上	5,000 万円未満	:15、20
2,500 万円未満		:10、15
(2) 自己資本額の合計		
10 億円以上		:10、15
1 億円以上	10 億円未満	:8、12
1,000 万円以上	1 億円未満	:6、9
100 万円以上	1,000 万円未満	:4、6
100 万円未満		:2、3
(3) 流動比率（物品の製造、物品の製造以外とも共通）		
140%以上		:10
120%以上	140%未満	:8
100%以上	120%未満	:6
100%未満		:4
(4) 営業年数		
20 年以上		:5、10
10 年以上	20 年未満	:4、8
10 年未満		:3、6
(5) 機械設備等の額（物品の製造のみ）		
10 億円以上		:15
1 億円以上	10 億円未満	:12
5,000 万円以上	1 億円未満	:9
1,000 万円以上	5,000 万円未満	:6
1,000 万円未満		:3
(6) 合計（最高点）		
		100

別記 5 資格の種類別等級区分及び予定価格の範囲

[掲載順序 契約の種類 ①数値：等級 ②予定価格の範囲]

(1) 物品の製造

- ① 90 点以上 : A
- 80 点以上 90 点未満 : B
- 55 点以上 80 点未満 : C
- 55 点未満 : D

② Aは3,000万円以上、Bは2,000万円以上3,000万円未満、Cは400万円以上2,000万円未満、Dは400万円未満

注：船舶類にあっては、各省各庁が必要に応じ、別に公示する方法により示す。

注：国有林野事業で行う素材生産にあっては、林野庁が必要に応じ別に公示する方法により示す。

(2) 物品の販売及び役務の提供等

- ① 90 点以上 : A
- 80 点以上 90 点未満 : B

55 点以上 80 点未満:C

55 点未満 :D

- ② Aは3,000万円以上、Bは1,500万円以上3,000万円未満、Cは300万円以上1,500万円未満、Dは300万円未満

注：船舶類及び船舶整備にあっては、各省各庁が必要に応じ、別に公示する方法により示す。

注：国有林野事業で行う造林にあっては、林野庁が必要に応じ別に公示する方法により示す。

(3) 物品の買受け

① 70 点以上 :A

50 点以上 70 点未満:B

50 点未満 :C

- ② Aは1,000万円以上、Bは200万円以上1,000万円未満、Cは200万円未満

なお、統一資格に基づき実際に調達を行うに際しては、適正な競争性を確保するため、他の等級の競争参加が可能となるような弾力的な競争参加を認める場合がある。

別表 申請受付窓口 略

別記4 付与数値

項目	付与数値(物品の製造)					
①年間平均(生産・販売)高 (前2ヶ年の平均実績高)	200億円以上	200億円未満 100億円以上	100億円未満 50億円以上	50億円未満 25億円以上	25億円未満 10億円以上	10億円未満 5億円以上
	60点	55点	50点	45点	40点	35点
	5億円未満 2.5億円以上	2.5億円未満 1億円以上	1億円未満 5000万円以上	5000万円未満 2500万円以上	2500万円未満	
②自己資本額の合計	30点	25点	20点	15点	10点	
	10億円以上	10億円未満 1億円以上	1億円未満 1000万円以上	1000万円未満 100万円以上	100万円未満	
③流動比率	10点	8点	6点	4点	2点	
	140%以上	140%未満 120%以上	120%未満 100%以上	100%未満		
④営業年数	10点	8点	6点	4点		
	20年以上	20年未満 10年以上	10年未満			
⑤設備の額	5点	4点	3点			
	10億円以上	10億円未満 1億円以上	1億円未満 5000万円以上	5000万円未満 1000万円以上	1000万円未満	
	15点	12点	9点	6点	3点	

合計(最高点) 100点

項目	付与数値(物品の販売・役務の提供・物品の買受)					
①年間平均(生産・販売)高 (前2ヶ年の平均実績高)	200億円以上	200億円未満 100億円以上	100億円未満 50億円以上	50億円未満 25億円以上	25億円未満 10億円以上	10億円未満 5億円以上
	65点	60点	55点	50点	45点	40点
	5億円未満 2.5億円以上	2.5億円未満 1億円以上	1億円未満 5000万円以上	5000万円未満 2500万円以上	2500万円未満	
②自己資本額の合計	35点	30点	25点	20点	15点	
	10億円以上	10億円未満 1億円以上	1億円未満 1000万円以上	1000万円未満 100万円以上	100万円未満	
③流動比率	15点	12点	9点	6点	3点	
	140%以上	140%未満 120%以上	120%未満 100%以上	100%未満		
④営業年数	10点	8点	6点	4点		
	20年以上	20年未満 10年以上	10年未満			
	10点	8点	6点			

合計(最高点) 100点

別記5 資格の種類別等級区分及び予定価格の範囲

(1) 物品の製造

付与点数	等級	予定価格の範囲
90点以上	A	3000万円以上
80点以上 90点未満	B	2000万円以上 3000万円未満
55点以上 80点未満	C	400万円以上 2000万円未満
55点未満	D	400万円未満

注:船舶類にあっては、各省各庁が必要に応じ、別に公示する方法により示す。

注:国有林野事業で行う素材生産にあっては、林野庁が必要に応じ別に公示する方法により示す。

(2) 物品の販売、役務の提供等

付与点数	等級	予定価格の範囲
90点以上	A	3000万円以上
80点以上 90点未満	B	1500万円以上 3000万円未満
55点以上 80点未満	C	300万円以上 1500万円未満
55点未満	D	300万円未満

注:船舶類及び船舶整備にあっては、各省各庁が必要に応じ、別に公示する方法により示す。

注:国有林野事業で行う造林にあっては、林野庁が必要に応じ別に公示する方法により示す。

(3) 物品の買受け

付与点数	等級	予定価格の範囲
70点以上	A	1000万円以上
50点以上 70点未満	B	200万円以上 1000万円未満
50点未満	C	200万円未満

なお、統一資格に基づき実際に調達を行うに際しては、適正な競争性を確保するため、他の等級の競争参加が可能となるような弾力的な競争参加を認める場合がある。

IV 関係文書等

1. 各府省等の長、各都道府県知事、全市町村の長及び東京都特別区の長に対する依頼

20180906中第3号
平成30年9月7日

各府省等の長 殿

経済産業大臣

「平成30年度中小企業者に関する契約の方針」の作成等に関する 依頼について

我が国経済は、緩やかな回復基調が続いています。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されています。こうした中で、我が国経済を持続的発展の軌道に乗せていくためには、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図り、中小企業・小規模事業者の事業活動の活性化を図っていくことが重要です。

現在、国は、中小企業・小規模事業者が賃金を引き上げができる環境に加え、「働き方改革」に対応する環境を整備するため、生産性向上の支援や取引条件の改善に取り組んでいるところであります。官公需においてもこれまでの受注機会の増大に加え、発注・契約条件の工夫などを通じた配慮を行う必要があります。

また、東日本大震災及び平成28年熊本地震が甚大な被害をもたらし、依然、被災した中小企業・小規模事業者の一刻も早い復旧・復興が課題となっています。

加えて、平成30年7月豪雨において被災した中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興や被災者の雇用の確保が喫緊の課題となっていることにも留意する必要があります。

本日、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第4条の規定に基づき「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下「国等の契約の基本方針」という。）が閣議決定されました。この中で、本年度の官公需における中小企業・小規模事業者向けの契約目標額については、4兆294億円とするとともに、官公需総額に占める中小企業・小規模事業者向けの契約目標比率を、55.1%といたしました。

また、新規中小企業者の契約目標については、少なくとも前年度までの新規中小企業者向け契約実績を上回るよう努め、引き続き平成26年度比で国等の全体として概ね倍増の水準となるように努めるものといたしました。

さらに、新たな取組として、国等は、平成30年7月豪雨による災害において被災した中小企業者に対して適切な対応、配慮に努めること及び「働き方改革」に対応する取組として、年度末集中による長時間労働是正のための発注時期の平準化やその実態把握、相談体制の活用、地方公共団体との連携推進に努めること、といった措置を盛り込んだところであります。

つきましては、貴職におかれては、官公需法第5条第1項の規定に基づき、国等の契約の基本方針に即し、貴府（院、所、庁、省）の契約に関し、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るための方針（以下「契約の方針」という。）を速やかに作成するようお願ひいたします。併せて、所管独立行政法人等（衆議院、参議院、最高裁判所、会計検査院及び復興庁を除く。）に対し、当該独立行政法人等における契約の方針の作成を指示していただきますようお願ひいたします。

また、地方公共団体を通じて事業を執行する場合には、地方公共団体に対しても、契約の方針に準じて中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう周知徹底していただくようお願ひいたします。

（総務大臣宛ての「また書き」の部分は下記のとおり）

また、地方公共団体を通じて事業を執行する場合には、地方公共団体に対しても、契約の方針に準じて中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう周知徹底していただくとともに、地方公共団体を通じて事業を行う場合以外であっても、地方公共団体に対しまして、国等の契約の基本方針に準じて、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めていただくよう指導いただきますようお願ひいたします。

さらに、国等の契約の基本方針において、引き続き「国は、民営化された独立行政法人等のうち、国及び地方公共団体がその株式の過半を保有している会社に対し、国等の契約の基本方針を参考として、可能な限り、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための措置を講ずるよう要請する」とされているところ、以下に掲げる会社の所管府省におかれては、要請文書の発出等を行っていただくよう併せてお願ひいたします。

なお、以下に掲げる会社のほか、同様の趣旨で要請することが適當と考えられる会社等がある場合には、併せて、要請等の発出をしていただくようお願ひいたします。

日本郵政株式会社、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社、株式会社国際協力銀行、株式会社日本貿易保険、成田国際空港株式会社、東京地下鉄株式会社、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、中間貯蔵・環境安全事業株式会社

20180906中第3号
平成30年9月7日

各都道府県知事 殿

経済産業大臣

「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に準じた措置の実施について

我が国経済は、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されています。こうした中で、我が国経済を持続的発展の軌道に乗せていくためには、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図り、中小企業・小規模事業者の事業活動の活性化を図っていくことが重要です。

現在、国は、中小企業・小規模事業者が賃金を引き上げることができる環境に加え、「働き方改革」に対応する環境を整備するため、生産性向上の支援や取引条件の改善に取り組んでいるところであります。官公需においてもこれまでの受注機会の増大に加え、発注・契約条件の工夫などを通じた配慮を行う必要があります。

また、東日本大震災及び平成28年熊本地震が甚大な被害をもたらし、依然、被災した中小企業・小規模事業者の一刻も早い復旧・復興が課題となっています。

加えて、平成30年7月豪雨において被災した中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興や被災者の雇用の確保が喫緊の課題となっていることにも留意する必要があります。

本日、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第4条の規定に基づき「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下「国等の契約の基本方針」という。）が閣議決定されました。この中で、本年度の官公需における中小企業・小規模事業者向けの契約目標額については、4兆294億円とするとともに、官公需総額に占める中小企業・小規模事業者向けの契約目標比率を、55.1%といたしました。

また、新規中小企業者の契約目標については、少なくとも前年度までの新規中小企業者向け契約実績を上回るよう努め、引き続き平成26年度比で国等の全体として概ね倍増の水準となるように努めるものといたしました。

さらに、新たな取組として、国等は、平成30年7月豪雨による災害において被災した中小企業者に対して適切な対応、配慮に努めること及び「働き方改革」に対応する取組として、年度末集中による長時間労働是正のための発注時期の平準化や

その実態把握、相談体制の活用、地方公共団体との連携推進に努めること、といった措置を盛り込んだところであります。

官公需法第8条においては、「地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業の受注機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」旨定められており、かねてから格別の配慮を頂いているところであります。貴職におかれましては、特に御留意いただきたい下記の事項をはじめとする国等の契約の基本方針の内容を御理解いただき、国等の契約の基本方針に準じて、地域の実情に応じ必要な場合には中小企業者に関する契約の方針を策定する等の措置を講ずることにより、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めていただくようお願ひいたします。

記

1. 平成30年7月豪雨に対する対応（基本方針 第1「1」、第2冒頭分及び第2「2」関係）

本年7月に発生した西日本を中心とする記録的豪雨において、被災した中小企業・小規模事業者に対する適切な対応、配慮に努めること。

これは、被災地域等の中小企業・小規模事業者の一刻も早い復旧・復興や被災者の雇用の確保について留意する必要があることを盛り込んだもの。

2. 新規中小企業向け契約目標の見直し（基本方針 第1「2」関係）

官公需における新規中小企業者向け契約目標については、平成27年度から平成29年度までの期限付き目標を見直し、期限を設けず、倍増に加えて過去の実績を上回る目標設定に努めること。

3. 「働き方改革」に対応する取組（基本方針 第1「1」、第2「3」（3）、「4」（3）、「9」及び「5」（5）関係）

政府が進める「働き方改革」に対応するため、年度末集中による長時間労働是正のための発注時期の平準化やその実態把握、相談体制の活用、政府との連携を進めるよう努めること。

これは、官公需における発注や納入時期の平準化や弾力化、適正な納期や工期の確保などに配慮を行い、受注者である中小企業・小規模事業者が労働時間の短縮や労働条件の改善を行うことができるよう定めたもの。

4. 地方公共団体への協力依頼に関する事項（基本方針 第2「7」関係）

国は、すべての地方公共団体に対して、基本方針に準じて、地域の実情に応じて必要な場合には、中小企業者に関する契約の方針等を策定すること等により、

中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう要請するなど、地方公共団体への協力依頼に係る事項が盛り込まれていること。

5. 地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への配慮に関する事項

(基本方針 第3「1」(3) 関係)

国等は、地方公共団体と連携して、地域の新規中小企業者の受注機会の増大に努めるとともに、地方自治法施行令（昭和22年指令第16号）第167条の2第1項第4号に基づき、新商品の生産又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として地方公共団体の長により認定された者が生産する新商品又は提供する新役務の受注機会の増大を図るための措置を講ずる等、地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への配慮に係る事項が盛り込まれていること。

6. 災害関連の措置事項の活用（基本方針 第2「1」、「2」、「5」

(4)③及び「5」(6) 関係)

本年7月の西日本を中心とする記録的な豪雨等の頻発する自然災害を受け、被災地域における相談対応、適正な納期・工期の設定及び迅速な支払、地域中小企業の適切な評価等や、今後の災害発生に備えた業務継続のため必要な物件及び役務の発注、中小石油販売事業者に対する配慮など災害関連の措置事項の尚一層の活用を図ること。

20180906中第3号
平成30年9月7日

全市町村の長及び東京都特別区の長 殿

経済産業大臣

「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に準じた措置の実施について

我が国経済は、緩やかな回復基調が続いている。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されています。こうした中で、我が国経済を持続的発展の軌道に乗せていくためには、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図り、中小企業・小規模事業者の事業活動の活性化を図っていくことが重要です。

現在、国は、中小企業・小規模事業者が賃金を引き上げることができる環境に加え、「働き方改革」に対応する環境を整備するため、生産性向上の支援や取引条件の改善に取り組んでいるところであります。官公需においてもこれまでの受注機会の増大に加え、発注・契約条件の工夫などを通じた配慮を行う必要があります。

また、東日本大震災及び平成28年熊本地震が甚大な被害をもたらし、依然、被災した中小企業・小規模事業者の一刻も早い復旧・復興が課題となっています。

加えて、平成30年7月豪雨において被災した中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興や被災者の雇用の確保が喫緊の課題となっていることにも留意する必要があります。

本日、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第4条の規定に基づき「平成30年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下「国等の契約の基本方針」という。）が閣議決定されました。この中で、本年度の官公需における中小企業・小規模事業者向けの契約目標額については、4兆294億円とするとともに、官公需総額に占める中小企業・小規模事業者向けの契約目標比率を、55.1%といたしました。

また、新規中小企業者の契約目標については、少なくとも前年度までの新規中小企業者向け契約実績を上回るよう努め、引き続き平成26年度比で国等の全体として概ね倍増の水準となるように努めるものといたしました。

さらに、新たな取組として、国等は、平成30年7月豪雨による災害において被災した中小企業者に対して適切な対応、配慮に努めること及び「働き方改革」に対応する取組として、年度末集中による長時間労働是正のための発注時期の平準化や

その実態把握、相談体制の活用、地方公共団体との連携推進に努めること、といった措置を盛り込んだところであります。

官公需法第8条においては、「地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業の受注機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」旨定められており、かねてから格別の配慮を頂いているところであります。貴職におかれましては、特に御留意いただきたい下記の事項をはじめとする国等の契約の基本方針の内容を御理解いただき、国等の契約の基本方針に準じて、地域の実情に応じ必要な場合には中小企業者に関する契約の方針を策定する等の措置を講ずることにより、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めていただくようお願ひいたします。

記

1. 平成30年7月豪雨に対する対応（基本方針 第1「1」、第2冒頭分及び第2「2」関係）

本年7月に発生した西日本を中心とする記録的豪雨において、被災した中小企業・小規模事業者に対する適切な対応、配慮に努めること。

これは、被災地域等の中小企業・小規模事業者の一刻も早い復旧・復興や被災者の雇用の確保について留意する必要があることを盛り込んだもの。

2. 新規中小企業向け契約目標の見直し（基本方針 第1「2」関係）

官公需における新規中小企業者向け契約目標については、平成27年度から平成29年度までの期限付き目標を見直し、期限を設けず、倍増に加えて過去の実績を上回る目標設定に努めること。

3. 「働き方改革」に対応する取組（基本方針 第1「1」、第2「3」（3）、「4」（3）、「9」及び「5」（5）関係）

政府が進める「働き方改革」に対応するため、年度末集中による長時間労働是正のための発注時期の平準化やその実態把握、相談体制の活用、政府との連携を進めるよう努めること。

これは、官公需における発注や納入時期の平準化や弾力化、適正な納期や工期の確保などに配慮を行い、受注者である中小企業・小規模事業者が労働時間の短縮や労働条件の改善を行うことができるよう定めたもの。

4. 地方公共団体への協力依頼に関する事項（基本方針 第2「7」関係）

国は、すべての地方公共団体に対して、基本方針に準じて、地域の実情に応じて必要な場合には、中小企業者に関する契約の方針等を策定すること等により、

中小企業・小規模事業者の受注機会の増大に努めるよう要請するなど、地方公共団体への協力依頼に係る事項が盛り込まれていること。

5. 地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への配慮に関する事項

(基本方針 第3「1」(3) 関係)

国等は、地方公共団体と連携して、地域の新規中小企業者の受注機会の増大に努めるとともに、地方自治法施行令（昭和22年指令第16号）第167条の2第1項第4号に基づき、新商品の生産又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として地方公共団体の長により認定された者が生産する新商品又は提供する新役務の受注機会の増大を図るための措置を講ずる等、地方公共団体と連携した地域の新規中小企業者への配慮に係る事項が盛り込まれていること。

6. 災害関連の措置事項の活用（基本方針 第2「1」、「2」、「5」

(4)③及び「5」(6) 関係)

本年7月の西日本を中心とする記録的な豪雨等の頻発する自然災害を受け、被災地域における相談対応、適正な納期・工期の設定及び迅速な支払、地域中小企業の適切な評価等や、今後の災害発生に備えた業務継続のため必要な物件及び役務の発注、中小石油販売事業者に対する配慮など災害関連の措置事項の尚一層の活用を図ること。

2. 官公需総合相談センターについて

1. 官公需総合相談センターの設置

民需が未だ低調な中、官公需に新たな仕事を求める中小企業者も多いと考えられるが、手続きがよく分からぬなど、市場参入を躊躇する場合も多く見られる。

このため、中小企業者からの官公需に関する、例えば、官公需契約への参加の仕方、どのような官庁でどのような発注が行われているか、現在参加可能な入札案件はあるか、官公需適格組合証明の申請方法、などの相談に気軽に応じ、各種の官公需に関連する情報を提供しつつ、適切な支援等を行う窓口（官公需総合相談センター）を、全国の中小企業団体中央会に設置することとする。

2. 官公需総合相談センターの業務

官公需に関連する情報を、中小企業者又は発注機関等からの求めに応じ提供する。具体的には、次の業務を行う。

- ① 官公需に関連する情報を、面談、電話、メール等により中小企業者に提供する。
- ② 官公需に係る仕事探しの方法や実際の発注情報の有無、入札参加資格の取得等に関し、面談、電話、メール等により中小企業者の相談に応じる。

(参考)

官公需総合相談センター一覧

(平成30年12月現在)

組織名	担当部署名	〒	所在地	電話
北海道中小企業団体中央会	企画情報部	060-0001	札幌市中央区北1条西7 プレスト1・7ビル 3F	011(231)1919
青森県中小企業団体中央会	連携支援1課	030-0802	青森市本町2-9-17 青森県中小企業会館内	017(777)2325
岩手県中小企業団体中央会	企画振興部	020-0878	盛岡市肴町4番5号 岩手酒類卸(株)ビル2F	019(624)1363
宮城県中小企業団体中央会	運営支援部運営支援第二課	980-0011	仙台市青葉区上杉1-14-2 宮城県商工振興センター	022(222)5560
秋田県中小企業団体中央会	総務企画部総務企画課	010-0923	秋田市旭北錦町1-47 秋田県商工会館5F	018(863)8701
山形県中小企業団体中央会	連携支援部	990-8580	山形市城南町1-1-1 霞城セントラル14F	023(647)0360
福島県中小企業団体中央会	事業支援課	960-8053	福島市三河南町1-20 コラッセふくしま10F	024(536)1264
茨城県中小企業団体中央会	経営支援課	310-0801	水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館8F	029(224)8030
栃木県中小企業団体中央会	事業管理部	320-0806	宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館3F	028(635)2300
群馬県中小企業団体中央会	業務課	371-0026	前橋市大手町3-3-1 群馬県中小企業会館内	027(232)4123
埼玉県中小企業団体中央会	組合支援部	330-8669	さいたま市大宮区桜木町1-7-5 大宮ソニックスティ9F	048(641)1315
千葉県中小企業団体中央会	商業連携支援部	260-0015	千葉市中央区富士見2-22-2 千葉中央駅前ビル3F	043(306)3284
東京都中小企業団体中央会	振興課	104-0061	中央区銀座2-10-18 東京都中小企業会館内	03(3542)0040
神奈川県中小企業団体中央会	組織支援部	231-0015	横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センター9F	045(633)5133
新潟県中小企業団体中央会	連携推進課	951-8133	新潟市中央区川岸町1-47-1 新潟県中小企業会館3F	025(267)1100
長野県中小企業団体中央会	連携支援部支援課	380-0936	長野市大字中御所岡田131-10 長野県中小企業会館4F	026(228)1171
山梨県中小企業団体中央会	連携組織課	400-0035	甲府市飯田2-2-1 山梨県中小企業会館4F	055(237)3215
静岡県中小企業団体中央会	連携組織課	420-0853	静岡市葵区追手町44-1 静岡県産業経済会館5F	054(254)1511
愛知県中小企業団体中央会	組織支援部組織化グループ	450-0002	名古屋市中村区名駅4-4-38 愛知県産業労働センター(ウインクあいち)16F	052(485)6811
岐阜県中小企業団体中央会	事業部指導課	500-8384	岐阜市薮田南5-14-53 岐阜県民ふれあい会館9F	058(277)1102
三重県中小企業団体中央会	企画情報課	514-0004	津市栄町1-891 三重県合同ビル6F	059(228)5195
富山県中小企業団体中央会	流通・労働支援課	930-0083	富山市總曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6F	076(424)3686
石川県中小企業団体中央会	工業支援課	920-8203	金沢市鞍月2-20 石川県地場産業振興センター新館5F	076(267)7711
福井県中小企業団体中央会	総合支援課	910-0005	福井市大手3-7-1 織協ビル4F	0776(23)3042
滋賀県中小企業団体中央会	振興課	520-0806	大津市打出浜2-1 コラボしが21 5F	077(511)1430
京都府中小企業団体中央会	連携支援課	615-0042	京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館内	075(314)7131
奈良県中小企業団体中央会	業務部組織・連携支援課	630-8213	奈良市登大路町38-1 奈良県中小企業会館内	0742(22)3200
大阪府中小企業団体中央会	連携支援部・労政調査課	540-0029	大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか6F	06(6947)4372
兵庫県中小企業団体中央会	事業部情報企画課	650-0011	神戸市中央区下山手通4-16-3 兵庫県民会館3F	078(331)2045
和歌山県中小企業団体中央会	情報総務部情報総務課	640-8152	和歌山市十番丁19 Wajima十番丁4F	073(431)0852
鳥取県中小企業団体中央会	組織支援部組織・労働課	680-0845	鳥取市富安1-96 中央会会館内	0857(26)6671
島根県中小企業団体中央会	組織振興課	690-0886	松江市母衣町55-4 島根県商工会館内	0852(21)4809
岡山県中小企業団体中央会	組織支援二課	700-0817	岡山市北区弓之町4-19-202 岡山県中小企業会館2F	086(224)2245
広島県中小企業団体中央会	情報調査部	730-0011	広島市中区基町5-44 広島商工会議所ビル6F	082(228)0926
山口県中小企業団体中央会	連携支援第二課	753-0074	山口市中央4-5-16 山口県商工会館内	083(922)2606
徳島県中小企業団体中央会	組織支援課	770-8550	徳島市南末広町5-8-8 徳島経済産業会館(KIZUNAプラザ)3F	088(654)4431
香川県中小企業団体中央会	事業振興部	760-8562	高松市福岡町2-2-2-401 香川県産業会館4F	087(851)8311
愛媛県中小企業団体中央会	東予支所	792-0025	新居浜市一宮町2丁目4番8号 商工会館2F	0897(35)1585
高知県中小企業団体中央会	連携推進部	781-5101	高知市布師田3992-2 高知県中小企業会館4F	088(845)8870
福岡県中小企業団体中央会	産業支援課	812-0046	福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センター9F	092(622)8486
佐賀県中小企業団体中央会	労働部	840-0826	佐賀市白山2-1-12(佐賀商工ビル6階)	0952(23)4598
長崎県中小企業団体中央会	総務課	850-0031	長崎市桜町4-1 長崎商工会館9F	095(826)3201
熊本県中小企業団体中央会	工業振興課	862-0967	熊本市南区流通団地1-21	096(325)3255
大分県中小企業団体中央会	組織支援2課	870-0026	大分市金池町3-1-64 大分県中小企業会館4F	097(536)6331
宮崎県中小企業団体中央会	連携企画課	880-0013	宮崎市松橋2-4-31 宮崎県中小企業会館3F	0985(24)4278
鹿児島県中小企業団体中央会	組織振興課	892-0821	鹿児島市名山町9-1 鹿児島県産業会館5F	099(222)9258
沖縄県中小企業団体中央会	組織支援部組織課	900-0011	那覇市宇上之屋303-8	098(860)2525

組織名	担当部署名	〒	所在地	電話
全国中小企業団体中央会	政策推進部	104-0033	東京都中央区新川1-26-19全中・全味ビル	03-3523-4902

3. 地方公共団体が講じている官公需施策に基づく具体的な発注事例

①トライアル発注、ベンチャー企業等への優先発注

No	施策・取組等	施策の概要	地方公共団体
1	レツツBuyとちぎ (新商品購入・販路開拓支援事業)	新規性の高い優れた新商品を生産する中小企業者を新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定し、県の随意契約による新商品の調達機会を拡大すること及び当該新商品を広く周知し、その普及を促すことによって本県産業の活性化を図る。	栃木県
2	ひょうご新商品調達認定制度	県内の中小企業者による独創性豊かな新商品を県が認定し、その商品を県機関が必要に応じて購入、PRすることで、当該企業の信用力を高め、販路開拓を支援する。また、本制度は関西広域連合においても、府県市が認定する新商品を対象に、相互に認定するなど、共同して取り組む。	兵庫県
3	トライアル発注制度	県内の中小企業等が開発した製品等について、県の機関が試験的に発注し、また、使用後は当該製品等の有用性を評価し、官公庁での受注実績をつくることにより、県内中小企業等の販路の開拓を支援し、もって県内企業の育成を図る。	佐賀県
4	トライアル発注制度	市が認定した新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者による新商品を本制度の対象商品とし、商工振興課が試行的に発注、ひいては受注実績を作ることにより、中小企業者等の販路開拓を支援し、地域経済の活性化を図る。	山口県下関市
5	北九州発!新商品創出事業	中小企業が市の技術開発助成金制度などを活用して開発した新商品の販路開拓活動を支援する事業であり、優れた新商品を開発しながら、受注実績がないために販路開拓に苦労している中小企業に対して、市が発注することにより、マーケット拡大の機会を提供する。	福岡県北九州市
6	地域ITベンチャー企業等優先発注制度	ITベンチャー企業又は団体及び個人の育成・発展を図るため、ITベンチャー企業等に対して役務を優先的に発注することができる制度を創設することにより、ITベンチャー企	岡山県

		業等の受注機会を拡大するとともに、IT関連産業の発展並びにIT関連技術の開発推進及びIT関連産業の集積を図り、もって地域経済の活性化及び地域の振興を図る。	
--	--	-------------------------------------------------------------------------------	--

②分離・分割発注

No	施策・取組等	施策の概要	地方公共団体
7	建設工事等における分離・分割発注	男鹿市が発注する建設工事、建設コンサルタント業務、物品調達又はその他の業務の執行において、より多くの市内中小企業が受注の機会を得られるよう分離・分割による発注を積極的に取り組む。	秋田県男鹿市
8	建設工事（建築・土木等）に係る分離分割発注	建築工事と土木工事とに区分し分離分割発注に関する取扱いについて対処すべき分割の目安について策定。	愛知県豊橋市

③入札方式の改善（既落札者を除外した競争入札の実施）

No	施策・取組等	施策の概要	地方公共団体
9	建設工事取り抜け方式の実施	落札者の決定に当たり、中小建設業者の過大受注による工事品質の低下防止や受注機会の均等による地元建設業者の育成を目的に実施。	大阪府
10	建設工事に関する一抜け方式の実施	桐生市が発注する建設工事の競争入札における一抜け方式は、落札者の決定に当たり、施工管理の適正化、受注機会の確保を目的に実施。	群馬県桐生市
11	春日部市建設工事請負契約に関する入札の一抜け方式の実施	春日部市が発注する建設工事の競争入札における一抜け方式は、落札者の決定に当たり、施工管理の適正化、受注機会の確保を目的に実施。	埼玉県春日部市

④中小企業・小規模事業者の受注機会拡大支援

No	施策・取組等	施策の概要	地方公共団体
12	随意契約の特例実施	地元中小企業者の支援を目的に、地方自治法施行令で定める随意契約によることができる金額に関わらず、官公需適格組合と随意契約により発注を行う。	北海道函館市
13	恵庭市小規模修繕契約希望者登録	恵庭市が発注する小規模な修繕（以下「小規模修繕」という。）の契約について、小規模な事業者を対象に登録制度を設けることによって市内事業者の受注機会を拡大し、もって市	北海道恵庭市

		内経済の活性化を図る。	
14	調布市小規模契約事業者登録制度	市が発注する小規模な契約について、その受注を希望する市内の事業者の登録を行い、積極的に活用することにより、受注機会を拡大し、もって地域経済の活性化を図る。	東京都調布市

⑤官公需適格組合等に対する特別な措置

No	施策・取組等	施策の概要	地方公共団体
15	事業協同組合に係る総合数値の算定方法等に関する特例	財政局資産管理部契約課が所掌する工事契約についての事業協同組合の受注機会の確保を図るため、川崎市競争入札参加者選定規程に基づき競争入札参加資格を審査する場合における事業協同組合の総合数値の算定方法等に関する特例を設ける。	神奈川県川崎市
16	地域要件の設定	地元中小企業の受注機会の増大を目的に、地域要件に、「厚木市内に本店があること。又は、官公需適格組合であること。」を設定した。	神奈川県厚木市
17	資格審査における特例	建設工事等入札参加業者資格審査基準において、発注する建設工事、製造その他の請負若しくは物品の購入又は業務の委託に係る入札参加業者の資格審査の方法等の基準が定められている。この中に、「事業協同組合の特例」の条項があり、建設業に係る官公需適格組合については、格付けの加点につながる。	千葉県山武郡市広域水道企業団
18	随意契約及び競争入札参加資格における特例	官公需適格組合を活用した2つの取組を実施。 ①随意契約において、見積書を徴する相手方として官公需適格組合1者を選定できる。②官公需適格組合の競争入札参加資格について、契約実績、自己資本額、従業員数、営業年数について特例を設定。	北海道

⑥地域内事業者の受注機会拡大

No	施策・取組等	施策の概要	地方公共団体
19	地元企業優先発注	地元企業への優先発注及び市内産品の優先活用を推進するため、地元企業優先発注等に係る実施方針を試行的に定め、適正な競争原理のもと公平性を確保したうえで、地元企業の育成及び地域経済の活性化を図る。	長野県佐久市
20	物品調達における府内	府内中小企業の受注機会の増大を図り、府内	京都府

	中小企業に限定した入札	中小企業の振興に資するため、府内中小企業に限定した一般競争入札及び公募見積合せを実施。	
21	地元企業優先発注	地元企業の受注機会の確保及び地元企業の育成を目的として、包括的な地元企業優先発注及び地元製品優先使用の実施方針を定め、市内企業への優先発注及び市産品の活用を推進する。	徳島県徳島市
22	技術修得型 J V 方式の入札	特定建設工事共同企業体施工対象工事のうち、県内企業への技術移転が期待できると認められる工事について、県内企業を構成員に加えた特定建設工事共同企業体であることを入札参加条件とすることにより、県内企業の技術力の向上を図る。	埼玉県
23	地域調達型一般競争入札	地域事業者に配慮した地域要件の設定により、地域事業者の受注機会が増えることなどで、地域産業の育成を図る。	三重県
24	地域限定型一般競争入札	本市の発注する建設工事及び建設工事に係る業務の委託の質の確保を図りつつ、入札・契約制度のより一層の透明性、客観性及び競争性を高めるため、入札に参加する者に必要な資格として、入札に参加を希望する者の事業所の所在地等に関する要件を定めて行う一般競争入札を実施する。	北海道美唄市
25	印刷に係る少額随意契約	予定価格 250 万円以下の印刷調達について、県内に本店を有し、原則、自社の印刷機を使用し県内で全工程を行うことを条件に少額随意契約を締結。	愛知県
26	地元企業優先発注	印刷調達について、市内に本社・本店を有し、印刷の全体・主たる部分の外注を禁止することを条件に地元企業への優先発注を実施。	山口県下関市

⑦行政施策目的に則した企業に対する優遇措置

No	施策・取組等	施策の概要	地方公共団体
27	格付審査における地域社会に貢献する市内業者に対する加点措置	格付審査に、主観的事項の審査基準（エコアクション21認定、女性技術者・障害者・消防団員の雇用、アダプト・プログラムへの参加、除雪協力、災害協定、次世代育成雇用環境の	石川県野々市市

		整備の有無)による付与数値を加算した総合点数により等級の格付けを行う。	
28	平塚市社会貢献等評価型一般競争入札	平塚市が発注する公共工事の入札参加者に係る地域社会への貢献度を評価することにより当該入札参加者の社会貢献意欲及び技術力の向上を図る。	神奈川県平塚市

⑧石油組合及び加入する石油販売業者の受注機会の増大

No	施策・取組等	施策の概要	地方公共団体
29	地域限定型一者随意契約	各種燃料の調達については、千葉県石油協同組合千葉支部と単価契約を締結。大口需要に対する安定供給の確保及び需要施設散在による利便性確保の観点から、市内中小燃料販売業者が組合員であり、官公需適格組合である相手方と一者随意契約を締結。また、災害時の優先調達協定も結んでいる。	千葉県千葉市
30	石油協同組合との随意契約	隠岐地区を除く県内全域に所在する県の各所属の燃料油について、島根県石油協同組合と随意契約を締結し、統一価格により一括調達を実施。	島根県
31	石油協同組合との一括年間契約	従前は、神奈川県の各警察署が個別に契約していたところ、給油所のセルフ化等に伴い、見積書を提出する掛売り方式での調達が困難となっていた。平成27年度の「契約の基本方針」に中小石油販売業者への配慮が盛り込まれたことを契機として、平成28年度は、災害時の燃料供給協定を締結していることを要件に、神奈川県石油協同組合と警察本部及び警察署の車両を一括して年間契約することとした。これによって各警察署と給油所との契約事務等の業務軽減が図られるとともに、資源エネルギー庁の市況調査価格に連動して契約単価を変更できるようになった。平成29年度からは警察本部及び警察署の取組を参考に神奈川県の本庁及び出先機関でも年間契約することとした。	神奈川県

4. 「昭和 44 年度中小企業者に関する国等の契約の方針」に基づく発注計画の作成および官公需事務に関する体制の整備について

44 企 序 第 1358 号
昭和 44 年 10 月 9 日

各省事務次官 殿

中小企業庁長官

昭和 44 年 9 月 12 日の閣議において決定された「昭和 44 年度中小企業者に関する国等の契約の方針」の II の(1)に定める発注計画および同(5)に定める官公需事務に関する体制の整備に関しては、次の要領により実施することと致したいので、ついては、貴省（院、所、府）および貴管下庁、地方支分部局、公社、公団等においてその円滑な実施が図られるよう特段のご配慮をお願いします。

別紙

「昭和 44 年度中小企業者に関する国等の契約の方針」に基づく発注計画の作成および官公需事務に関する体制の整備について

「昭和 44 年度中小企業者に関する国等の契約の方針」（昭和 44 年 9 月 12 日閣議決定）の II の(1)に定める発注計画および同(5)に定める官公需事務に関する体制の整備については次の要領により実施することとする。

記

1. 発注計画の作成について

(1) 国等が作成する中小企業官公需特定品目に関する発注計画については、決定された予算額等により、別紙様式に従い、毎年年度当初までに（ただし、昭和 44 年度分については 11 月末日までに）これを作成し、同発注計画の内容に関し、国等に対し中小企業団体中央会および共同受注体制の整備されている事業協同組合等として通商産業局長が証明した組合等（適格組合）からその提供方につき要望が行なわれたときは、これを提供するものとする。

(2) 上記(1)による発注計画の作成は、支出官（公社、公団においてはこれらに準ずる役職をいう。以下同じ。）を置いている部局ごとに行なうものとする。ただし、2 の (1)ただし書に該当する場合においては、総括的権限を有する部局において、当該部局の管下にある部局について、まとめて作成することができるものとする。

2. 官公需事務に関する体制の整備について（略）

別紙

昭和 年度官公需発註計画

国等の部局名 :

品名	調達予定							発注1回 当り平均 発注数量	品質上特 に要求さ れる条件 等	中小企業 の受注の 可能性	中小企業 が受注で きないと 思われる 主な理由	備考
	数量 (万円)	金額 (万円)	規格 仕様等	入札 方法	時期	入札 場所	納入 場所					

-
- (注) (1) 本発注計画は(2)に例示した品目ごとに記入すること。
 (2) 中小企業官公需特定品目にはそれぞれ該当する品名を例示したが、これ以外に該当する品目があれば、その分を含め記入すること。

(中小企業官公需特定品目) (例 示)

- | | |
|--------------------------|------------------|
| 1) 織物 | 綿スフ、毛織物 |
| 2) 外衣・下着類 | 制服、作業衣、雨衣、外衣、下着服 |
| 3) 繊維製品 | 手袋、クツ下、メリヤス製品 |
| 4) 家具 | 鋼製家具、木製家具 |
| 5) 機械すき和紙 | トイレットペーパー、和紙 |
| 6) 印刷 (1件50万円以上の活版印刷に限る) | |
| 7) 潤滑油 (グリースを含む) | |

- (3) 同一品名にて規格または入札方法が異なる場合には異なる区分ごとに記入すること。
-

(編者注) 中小企業官公需特定品目は、事務用品、台所・食卓用品及び再生プラスチック製製品の3品目が追加になっている。

5. 公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針（抄）

公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針（抄）

平成 12 年 9 月 1 日
公共工事コスト縮減対策
関係閣僚会議決定

第1 基本的考え方

2. 新指針の考え方

このような現状を踏まえ、現下の状況を鑑みるに、これまでの公共工事コスト縮減施策により一定の成果が得られたものの、依然として厳しい財政事情の下で引き続き社会資本整備を着実に進めていくことが要請されていること、また、これまで実施してきたコスト縮減施策の定着を図ることや新たなコスト縮減施策を進めていくことが重要な課題となっている。

また、今後に向けては、工事コストの低減だけでなく、工事の時間的コストの低減、施設の品質の向上によるライフサイクルコストの低減等についても取り組むべき重要な課題となっていることから、これらも含めた総合的なコスト縮減を図っていく必要がある。

さらに、「行政コスト削減に関する取組方針」（以下「取組方針」という。）が平成 11 年 4 月 27 日に閣議決定されており、公共工事のコスト縮減についても、取組方針の一環のものとして位置付けられているところである。

したがって、取組方針の下、今後引き続き、地方、民間の主体的な取り組みを含めて各省庁が一致協力して総合的に公共工事のコスト縮減に取り組むこととし、平成 12 年度以降の新たな「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」（以下「行動指針」という。）を策定する。

なお、行動指針の目標期間は、平成 12 年度から、取組方針の最終年度である平成 20 年度末とする。

第2 具体的措置

3. 具体的施策

（1）工事コストの低減

2) 工事発注の効率化等

b. 適切な発注ロットの設定

中小建設業者の上位ランク工事への参入機会の拡大など、中小企業の受注機会の確保に配慮しつつ適切に発注ロットを設定する。また、事業箇所の重点化等により投資の重点化を図る。

（施策事例）

- ・中小企業の受注機会の確保に配慮しつつ、適切な発注ロットの設定を推進
- ・地方公共団体に対する国と同様の取り組みの要請

6. 官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領

61 企 庁 第 834 号
昭和 61 年 6 月 9 日

最終改正 20170428 中庁第 2 号 平成 29 年 5 月 9 日

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（以下「官公需法」という。）第 3 条に基づき、国等の契約を締結するに当たって発注機関の事業協同組合等の積極的活用を図るための便宜に供するため、下記の要領により官公需適格組合の証明（以下単に「証明」という。）及び競争契約参加資格申請書の内容確認を行うものとする。

記

1. 官公需適格組合の証明

(1) 対象組合

- ア. 証明の対象組合は、官公需法第 2 条第 1 項第 4 号に規定する組合とする。
- イ. 次に掲げる組合は、証明を受けることができない。
 - ① 設立後 1 年を経過しない組合
 - ② 定款によりその行おうとする共同受注の対象事業について関係法令に基づく許可、認可、登録又は届出を要する場合に、当該許可等を受けていない組合
 - ③ その直接又は間接の構成員たる事業者の 3 分の 1 以上が大企業又は大企業若しくはその役員から当該事業者の発行済株式の総数の 2 分の 1 以上の出資を受けている等大企業からその事業活動について実質的に支配を受けていると認められる中小企業者であるもの
 - ④ (3)-クの規定により証明を取り消され、その取り消しの日から 2 年を経過しない組合

(2) 証明区分及び証明基準

ア. 証明は、

- ① 物品の納入、製造の請負又は役務の提供（以下「物品納入等」という。）
 - ② 工事（建設業法第 2 条第 1 項の建設工事をいう。以下同じ。）の請負（以下「工事」という。）の別に行う。
- イ. 物品納入等に係る証明基準は別表 1、工事に係る証明基準は別表 2 のそれぞれの左欄に掲げるとおりとする。
- ウ. なお、「物品納入等」と「工事」のそれぞれの証明基準を満たす場合には、両方の証明を行うことも差し支えないものとする。

(3) 証明及び申請の手続

ア. 事実確認の申請

申請組合は、

- ① 物品納入等に係る証明の取得を希望する場合にあっては、様式1による証明申請書2通（正1通、副1通）に別表1の右欄に掲げる添付書類各2通を添え、証明の申請を経済産業局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）に行おうとする日の10日前までに、
- ② 工事に係る証明の取得を希望する場合にあっては、様式2による証明申請書2通（正1通、副1通）に別表2の右欄に掲げる添付書類各2通を添え、証明の申請を経済産業局に行おうとする日の20日前までに、
その主たる事務所の所在する都道府県の中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）に提出する。

イ. 事実確認等

- ① 中央会は、証明申請書及び添付書類の記載事項が真正であると確認した場合には、その旨申請書の下欄に記載し、当該確認済申請書を申請組合に返還する。
- ② 中央会は、①の事実確認を行う場合、別表1又は別表2のそれぞれの中欄に掲げる事項について実地の調査等を実施し、様式3によりその調査内容について経済産業局に報告する。

ウ. 証明の申請

中央会から返還を受けた確認済の証明申請書に、

- ① 物品納入等に係る証明の申請にあっては、添付書類各2通（正1通、副1通）を添えて、証明書の有効期間の始期として希望する日の20日前までに、
- ② 工事に係る証明の申請にあっては、添付書類各2通（正1通、副1通）を添えて、証明書の有効期間の始期として希望する日の30日前までに、
その主たる事務所の所在する地域を管轄する経済産業局の別紙に掲げる課に提出する。

エ. 証明方法

- ① 経済産業局は、
 - a) 物品納入等に係る証明申請にあっては、申請組合が証明基準に適合しているか否かについて、必要に応じ関係省庁の意見を聴いた上で審査し、適合していると認めるときは、その旨経済産業局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）が証明を行い、様式4による証明書を交付する。
 - b) 工事に係る証明申請にあっては、申請組合が証明基準に適合しているか否かについて審査し、適合していると認めるときは、別途定める設置規定に基づき設置される官公需適格組合審査諮問委員会（以下「審査委員会」という。）の意見を聴いた上でその旨経済産業局長が証明を行い、様式5による証明書を交付する。
- ② 経済産業局及び審査委員会は①の規定による審査に当たっては、イー②の規定に基づき中央会から当該申請組合に関し報告を受けた内容を踏まえてこれを行う。

オ. 証明の有効期間

- ① 証明の有効期間は3年間とし、証明書に明示する。
- ② 工事に係る証明の有効期間の始期は4月1日、7月1日、10月1日、1月1日のいずれか又は四半期ごとに経済産業局が定める場合にあっては、その定めた日とする。
- ③ 更新に係る証明を行う場合には、当該申請組合が初回に証明を受けた日から当該更新に係る証明の有効期間の始期までの継続証明期間を証明書に記入する。

カ． 報告請求・立入検査

経済産業局長は、この要領の施行に必要な限度において、官公需適格組合に対しその業務等に関し報告を求め、又はその職員に官公需適格組合の事務所に立入り必要な検査若しくは質問をさせることができる。

キ． 変更等の届出

官公需適格組合は、証明申請書に記載した事項（組合の名称、所在地及び代表者に限る。）について変更があったときは、速やかにその旨書面をもって経済産業局及び中央会に通知する。

ク． 証明の取消し

- ① 経済産業局長は、官公需適格組合が次に該当すると認めるときは、証明の有効期間内においても、証明を取り消し、証明書の返還を求めることができる。
 - a) (1)－イのいずれかに該当するに至ったとき
 - b) 証明基準に適合しなくなったと認められるとき
 - c) カの規定による報告又はケの規定による資料の提出をせず又は虚偽の報告をしたとき
 - d) カの規定による検査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は同規定による質問に対して正当な理由なく陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき
 - e) 不正な手段により証明を受けたとき
- ② 経済産業局長は、①の規定により工事に係る官公需適格組合に対する証明を取り消そうとするときは、あらかじめ審査委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急に取り消す必要があると認められる場合はこの限りでない。その場合には、取り消した後速やかに審査委員会にその旨を報告しなければならない。

ケ． 中間資料の提出

- ① 官公需適格組合は、毎事業年度、総会の承認又は議決の日から1か月以内に決算関係書類、収支予算書及び事業計画書を経済産業局及び中央会に提出しなければならない。
- ② 経済産業局は、提出を受けた決算関係書類等により官公需適格組合の実情を把握し、適宜指導することができる。
- ③ 中央会は、提出を受けた決算関係書類等により官公需適格組合の実情を把握しておく。

コ． 中小企業庁への報告

経済産業局は、証明を行った場合又は取り消した場合には、四半期ごとにそれぞれ様式6又は様式7により中小企業庁に報告する。

サ. 証明等の公表

中小企業庁は、経済産業局が行った証明又は取消し状況について速やかに経済産業省の公報に公表する。

(4) 発注機関からの問合せ

経済産業局は、発注機関からの問合せについては、口頭等簡易な方法により処理することができる。

2. 競争契約参加資格申請書内容確認

(1) 対象組合

発注機関から問合せのあった組合及び官公需適格組合の証明を受けた組合であつて申請のあったもの。

(2) 申請手続

組合は、様式8による競争契約参加資格申請書の内容確認申請書4通（正1通、副3通）に官公需適格組合証明書の写し1通、審査対象組合員の決算書類4通及び事業計画書4通を添付して、中央会に提出する。

(3) 内容確認

中央会は、(2)の内容確認申請書に添付された競争契約参加資格申請書の記載事項が真正であると認めた場合には、その旨当該申請書の下欄に記載し、当該確認済申請書を申請組合に返還する。

(4) 発注機関からの問合せ

中央会は、発注機関からの問合せについて口頭等簡易な方法により処理することができる。

附則

- 1 本要領は、昭和61年7月1日から施行する。
- 2 昭和42年9月30日付け42企庁第1389号「官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領」は昭和61年6月30日をもって廃止する。

附則(平成7年10月27日付け7企庁第1562号)

この改正は、平成7年10月27日から施行する。

附則(平成10年3月26日付け平成10・03・25企庁第1号)

この改正は、平成10年4月1日から施行する。

附則(平成12年10月27日付け平成12・10・18企庁第6号)

- 1 この改正は、平成13年1月6日から施行する。
- 2 この改正前の証明であって、この改正の際現に有効なものは、その有効期間が満了することとなる日までその効力を有する。

附則(平成13年2月27日付け平成13・02・15中庁第1号)

この改正は、平成13年4月1日から施行する。

附則(平成25年5月16日付け20130514中庁第4号)

この改正は、平成25年7月1日から施行する。ただし、施行日前に官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領1.(3)ア.の規定に基づき中央会に提出された事実確認の申請に係る証明については、なお従前の例による。

附則(平成26年4月25日付け20140425中庁第4号)

この改正は、平成26年7月1日から施行する。ただし、施行日前に官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領1.(3)ア.の規定に基づき中央会に提出された事実確認の申請に係る証明については、なお従前の例による。

附則(平成29年5月9日付け20170428中庁第2号)

この改正は、平成29年6月1日から施行する。ただし、施行日前に官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領1.(3)ア.の規定に基づき中央会に提出された事実確認の申請に係る証明については、なお従前の例による。

(別表1)

項目	証明基準
1. 共同事業の協調性・円滑性	組合の共同事業に関し、組合員の協調裡に円滑に行われていること。
2. 官公需の受注に関する熱心度	官公需の受注に関し、熱心な指導者がいること。
3. 共同受注体制	<p>① 事務局常勤役職員が1名以上いること。</p> <p>② 共同受注担当役員が定められていること。</p> <p>③ 共同受注担当役員を含めた若干名をもって構成する共同受注委員会が設置されていること。</p> <p>④ 次の内容を有する官公需共同受注規約が定められていること。</p> <p>イ. 組合が受注しようとする物品等の種類及び規模 ロ. 共同受注に係る物品等についての具体的かつ公正な配分基準 ハ. 組合の役員及び共同受注に係る案件を実施した組合員が当該案件に関し連帶して責任を負う旨</p> <p>⑤ ③の共同受注委員会が適正に運営が行われ、④の共同受注規約に従って組合運営が行われていること（2回目以降の申請（更新の申請を含む。）の場合。）。</p> <p>⑥ 共同受注した案件に関する検査体制が確立されていること。</p> <p>⑦ その他共同受注体制に関し問題があると認められるものではないこと。</p>
4. 経理的基礎	<p>① 組合運営を円滑に遂行するに足りる経常的収入があること。</p> <p>② その他経理的基礎又は金銭的信用の面で問題があると認められるものでないこと。</p>

調査事項	添付書類
共同事業の遂行の状況	a. 登記簿謄本 b. 定款 c. 組合員名簿 d. 直前2年間の共同受注の経歴書 e. 直前2年間の脱退組合員名と脱退の理由 f. 事業計画書 g. 総会及び理事会の議事録（直前2年間のもの。ただし、官公需適格組合証明申請（更新に係る証明申請を含む。）並びに共同受注体制及び共同受注事業に関するものに限る。）
官公需受注に関する指導者の有無	組合指導者の組合事業に関する経歴書
事務局体制の確立の状況	a. 組合事務所一覧表 b. 事務局役職員の一覧表（氏名及び担当業務、常勤・非常勤の有無、組合による雇用関係の有無） c. 共同受注委員会規約 d. 共同受注委員会規約制定の決議書（総会議事録） e. 官公需共同受注規約 f. 官公需共同受注規約制定の決議書（総会議事録）
I. 共同受注委員会の運営の状況 II. 配分の状況 III. 実際の責任体制の確立の状況 検査体制の確立の状況	g. 直前2年間の配分状況 h. 共同受注検査規約 i. 共同受注検査委員会規約（検査委員会を設置している場合） j. 第三者検査機関の検査受託証明書（第三者に委託している場合） k. 共同受注事業についての許可、認可、登録又は届出の写し（取得等している場合）
	a. 決算関係書類 b. 収支予算書

証 明 基 準	
項 目	基 準
5. その他	<p>① 組合又は組合員に予算決算及び会計令第71条第1項各号に該当する事実がないこと。</p> <p>② 以下に該当する事実がないこと。</p> <p>組合若しくは組合員が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）であること若しくは組合の役員等（代表者、理事等経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（同法第2条第6号）であること又は組合の役員等が暴力団の維持、運営に協力・関与しているなど社会的に非難されるべき関係を有していること。</p> <p>③ その他組合の共同事業の遂行、組合及び組合員の労働福祉の状況、社会的信用その他の面で著しい問題があると認められるものでないこと。</p>

調査事項	添付書類
該当事実の有無	要領を理解する旨並びに5.①及び②の事項についての 誓約書

(別表2)

項目	証明基準
1. 共同事業の協調性・円滑性	<p>① 共同受注事業を1年以上行っており、証明申請日の前1年間において、相当程度の共同受注の実績があること。</p> <p>② 組合の定款において、組合員が自由脱退する場合の予告期間を1年としていること。</p> <p>③ 証明申請日の前1年間（2回目以降の申請（更新の場合を含む。以下同じ。）の場合にあっては2年間）において、組合と組合員とが同一の官公需の競争入札に応札したことがないこと。</p> <p>④ その他組合の共同事業に関し、組合員の協調裡に円滑に行われていること。</p>
2. 官公需の受注に関する熱心度	官公需の受注に関し、熱心な指導者がいること。
3. 共同受注体制	<p>① 事務局役職員が次のこと。</p> <p>イ. 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であって、工事1件の請負代金の額が3,500万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、7,000万円）以上のものを請け負おうとする組合にあっては、常勤役職員が2名以上おり、当該役職員のうち1名以上が技術職員であること。</p> <p>ロ. 上記以外の工事を請け負おうとする組合にあっては、事務局常勤役職員が1名以上いること。</p> <p>② 組合独自の事務所を有していること。</p> <p>③ 共同受注担当役員が定められていること。</p> <p>④ 共同受注担当役員を含めた若干名をもって構成する共同受注委員会が設置されていること。</p> <p>⑤ ①のイに掲げる組合にあっては、組合の役員及び技術者が中心となり、共同受注に係る工事の施工の基本方針等についての総合的な企画及び調整を行う企画・調整委員会が設置されていること。</p>

調査事項	添付書類
該当事実の有無	a. 登記簿謄本 b. 定款 c. 組合員名簿 d. 直前2年間の工事経歴書 e. 直前2年間の脱退組合員名と脱退の理由 f. 直前2年間の脱退組合員が施工を担当した工事の名称と被配分額 g. 事業計画書 h. 総会及び理事会の議事録（直前2年間のもの。ただし、官公需適格組合証明申請（更新に係る証明申請を含む。）並びに共同受注体制及び共同受注事業に関するものに限る。）
共同事業の遂行の状況	
官公需受注に関する指導者の有無	組合指導者の組合事業に関連する経歴書
事務局体制の確立の状況	a. 組合事務所一覧表 b. 事務局役職員の一覧表（氏名及び担当業務、常勤・非常勤の有無、組合による雇用関係の有無） c. 建設業の経営業務の管理責任者の経歴書 d. 技術職員の資格を証明するもの又は実務経歴 e. 役職員の健康保険被保険者証の写し（又は雇用関係の有無が確認できるもの） f. 組合事務所の所有又は賃借を証する書類の写し g. 共同受注委員会規約 h. 共同受注委員会規約制定の決議書（総会議事録） i. 企画・調整委員会規約 j. 企画・調整委員会規約制定の決議書（総会議事録）

証 明 基 準	
項 目	基 準
	<p>⑥ 次の内容を有する官公需共同受注規約が定められていること。</p> <p>イ. 組合が受注しようとする工事の種類及び規模</p> <p>ロ. 共同受注に係る工事についての具体的かつ公正な配分基準</p> <p>ハ. 組合技術職員が共同受注に係る工事の現場において、施工組合員の技術職員との密接な連絡の下に技術上の総合的な監督指導に当たる旨</p> <p>ニ. 組合の役員及び共同受注に係る工事を施工した組合員が当該工事に関し連帶して責任を負う旨</p> <p>ホ. 共同受注に係る工事を施工した組合員が脱退する場合には、当該案件に関し脱退後においても連帶して責任を負う旨の取決めを組合との間で交わす旨</p> <p>⑦ ④の共同受注委員会及び⑤の企画・調整委員会が適正に運営が行われ、⑥の共同受注規約に従って組合運営が行われていること（2回目以降の申請の場合。）</p> <p>⑧ 共同受注に係る工事に関する検査体制が確立されていること。</p> <p>⑨ その他共同受注体制に関し、問題があると認められるものでないこと。</p>
4. 経理的基礎	<p>① 組合運営を円滑に遂行するに足りる経常的収入があること。</p> <p>② 自己資本、資金調達力、欠損状況その他の観点からみて工事を履行するに足りる経理的基礎を有すると認められること。</p> <p>③ その他経理的基礎又は金銭的信用の面で問題があると認められるものでないこと。</p>

調査事項	添付書類
共同事業の遂行の状況	<p>k. 官公需共同受注規約</p> <p>l. 官公需共同受注規約制定の決議書（総会議事録）</p> <p>I. 共同受注委員会の運営の状況</p> <p>II. 企画・調整委員会の運営の状況</p> <p>III. 配分の状況</p> <p>IV. 組合の技術職員による監督・指導の状況</p> <p>V. 実際の責任体制の確立の状況、検査体制の確立の状況</p> <p>m. 直前2年間の配分状況</p> <p>n. 共同受注検査規約</p> <p>o. 共同受注検査委員会規約（検査委員会を設置している場合）</p> <p>p. 建設業許可書の写し（取得している場合）</p>
	<p>a. 決算関係書類</p> <p>b. 収支予算書</p>

証 明 基 準	
項 目	基 準
5. その他	<p>① 組合又は組合員に予算決算及び会計令第71条第1項各号に該当する事実がないこと。</p> <p>② 以下に該当する事実がないこと。</p> <p>組合若しくは組合員が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）であること若しくは組合の役員等（代表者、理事等経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（同法第2条第6号）であること又は組合の役員等が暴力団の維持、運営に協力・関与しているなど社会的に非難されるべき関係を有していること。</p> <p>③ その他組合の共同事業の遂行、組合及び組合員の労働福祉の状況、社会的信用その他の面で著しい問題があると認められるものでないこと。</p> <p>④ 官公需の受注に関し中小企業団体中央会の指導を受けていること。</p>

調査事項	添付書類
	要領を理解する旨並びに1.③、5.①及び②の事項についての誓約書
該当事実の有無	
指導の状況	

(別紙) 各経済産業局(沖縄総合事務局含む) 担当課

北海道経済産業局産業部中小企業課

〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎
☎011-709-1783 (直)

東北経済産業局産業部中小企業課

〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟
☎022-221-4922 (直)

関東経済産業局産業部適正取引推進課

〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館
☎048-600-0325 (直)

中部経済産業局産業部中小企業課

〒450-0003 名古屋市中村区名駅南4-1-22
☎052-589-0172 (直)

近畿経済産業局産業部中小企業課

〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 合同庁舎1号館
☎06-6966-6037 (直)

中国経済産業局産業部中小企業課

〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館
☎082-224-5745 (直)

四国経済産業局産業部中小企業課

〒760-8512 高松市サンポート3-33
☎087-811-8529 (直)

九州経済産業局産業部中小企業課

〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡第1合同庁舎
☎092-482-5451 (直)

内閣府沖縄総合事務局経済産業部中小企業課 那覇第2合同庁舎2号館

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1
☎098-866-1755 (直)

様式 1

官公需適格組合証明申請書

官公需適格組合の証明を得たく、「官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領」（昭和 61 年 6 月 9 日付け 61 企庁第 834 号）に基づき、別記事項及び別添書類の記載事項についての事実確認及び官公需適格組合証明基準に適合していることの証明を申請します。

平成 年 月 日

(都道府県) 中小企業団体中央会 殿
(各管轄) 経済産業局長又は沖縄総合事務局長 殿

郵便番号・住所
電 話
組 合 名
法 人 番 号
代 表 者 氏 名

申請者 の官公需適格組合証明申請に係る記載事項については、
事実と相違ないことを確認します。

平成 年 月 日

(都道府県) 中小企業団体中央会

印

記

(1) 組合の概要

- ① 設立（登記）年月日
- ② 組合の事業
- ③ 共同受注しようとする物品納入等の種類
- ④ 組合の地区
- ⑤ 第 1 回官公需適格組合証明取得年月日
- ⑥ 組合員の資格及び組合員数（理事数）
- ⑦ 設立時及び直近 3 年間の組合の組織の変遷

- (8) 直近3年間の共同事業の推移
- (9) 特記事項（官公需適格組合（工事）の証明を既に取得している場合にあっては、その証明番号、証明年月日、証明有効期間を記載のこと。）

(2) 組合が行う共同受注事業についての許可、認可、登録又は届出

昭和

イ. ○○○○○の許可 年 月 日 許可番号 行政庁名

平成

昭和

ロ. ○○○○○の認可 年 月 日 認可番号 行政庁名

平成

昭和

ハ. ○○○○○の登録 年 月 日 登録番号 行政庁名

平成

昭和

ニ. ○○○○○の届出 年 月 日 届出番号 行政庁名

平成

(3) 共同事業遂行に際しての紛争及び規約等の違反者の有無

(4) 組合指導者の氏名及び役職

(5) 共同受注担当役員及び共同受注委員の氏名

(6) 官公需共同受注規約を定めた日

昭和

年 月 日 (第 総会)

平成

(7) 配分基準の要旨

(8) 共同受注に係る案件に関する検査体制（共同受注検査員及び共同受注検査委員（検査委員会を設置している場合）の氏名を含む。）

(9) 出資金の総額及び一口当たりの出資金額

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4 とすること。

様式2

官公需適格組合証明申請書

官公需適格組合の証明を得たく、「官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領」（昭和61年6月9日付け61企庁第834号）に基づき、別記事項及び別添書類の記載事項についての事実確認及び官公需適格組合証明基準に適合していることの証明を申請します。

平成 年 月 日

(都道府県) 中小企業団体中央会 殿
(各管轄) 経済産業局長又は沖縄総合事務局長 殿

郵便番号・住所
電 話
組 合 名
法 人 番 号
代 表 者 氏 名

申請者 の官公需適格組合証明申請に係る記載事項については、
事実と相違ないことを確認します。

平成 年 月 日

(都道府県) 中小企業団体中央会 印

記

(1)組合の概要

- ① 設立（登記）年月日
- ② 組合の事業
- ③ 共同受注しようとする工事の種類
- ④ 組合の地区
- ⑤ 第1回官公需適格組合証明取得年月日
- ⑥ 組合員の資格及び組合員数（理事数）
- ⑦ 設立時及び直近3年間の組合の組織の変遷

- (8) 直近3年間の共同事業の推移
- (9) 特記事項（官公需適格組合（物品納入等）の証明を既に取得している場合にあっては、その証明番号、証明年月日、証明有効期間を記載のこと。）

(2) 取得している建設業の許可

昭和

イ. 特定又は一般建設業（工事業）の許可 年 月 日（特・般一）第 号
平成

(3) その他組合が行う共同受注事業についての許可、認可、登録又は届出

昭和

イ. ○○○○○の許可 年 月 日 許可番号 行政庁名

平成

昭和

ロ. ○○○○○の認可 年 月 日 認可番号 行政庁名

平成

昭和

ハ. ○○○○○の登録 年 月 日 登録番号 行政庁名

平成

昭和

ニ. ○○○○○の届出 年 月 日 届出番号 行政庁名

平成

(4) 証明を受けようとする証明基準3-①の別 イ ロ

(5) 証明を受けようとする工事の種類（建設業法別表の上欄に掲げる区分により記載のこと。）

(6) 組合員数及び組合員の行う工事の種類別内訳

(7) ①定款に共同受注事業を記載した日

昭和

年 月 日

平成

②証明申請日の前1年間における共同受注件数及び実績額

○○件 ○○○○○円

(8) 共同事業遂行に際しての紛争及び規約等の違反者の有無

(9) 組合指導者の氏名及び役職

(10) 技術職員の氏名及び資格（主任技術者又は監理技術者はその旨明示すること。）

(11) 共同受注担当役員及び共同受注委員の氏名

(12) 企画・調整委員の氏名（恒常的な委員である組合役員及び組合技術者等の身分を明示すること。）

(13) 官公需共同受注規約を定めた日

昭和

年 月 日 (第 回総会)

平成

(14) 組合が受注しようとする工事の種類（業種）及び規模（金額）

(15) 配分基準の要旨

(16) 共同受注に係る工事に関する検査体制（共同受注検査員及び共同受注検査委員（検査委員会を設置している場合）の氏名を含む。）

(17) 出資金の総額及び一口当たりの出資金額

- (18)自己資本の額
- (19)欠損の額（当期の未処理損失額（赤字）が法定準備金及び任意積立金の合計額を上回る額）及びその出資総額に占める割合
- (20)流動比率（流動資産／流動負債）×100

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式 3

官公需適格組合証明に係る調査事項について

「官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領」（昭和 61 年 6 月 9 日付け 61 企庁第 834 号）1-(3)-イ-②の規定による調査の結果を報告します。

平成 年 月 日

経済産業局長又は沖縄総合事務局長 殿

(都道府県) 中小企業団体中央会

印

申 請 組 合	組合名 住所・電話番号 法人番号 代表者氏名 物品納入等に係る証明申請又は工事に係る証明申請の別 業種（工事に係る証明申請の場合には申請組合が取得している許可の種類） 申請年月日	
証明基準の項目	調査項目	報告内容

(注) 1. 報告内容は別表 1 又は別表 2 に掲げる証明基準の項目の順に従い、調査事項について具体的に記載すること。

2. 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

様式4

官公需適格組合証明書
(物品納入等)

貴組合は、官公需適格組合証明基準に適合していると認められるので、これを証明する。

番 号
年 月 日

経済産業局長又は沖縄総合事務局長 印

組合名

住所

証明有効期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

継続証明期間（更新に係る証明の場合） 年 間

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式 5

官公需適格組合証明書
(工事)

貴組合は、官公需適格組合審査諮問委員会の意見を聴いて審査した結果、官公需適格組合証明基準に適合していると認められるので、これを証明する。

番号
年月日

経済産業局長又は沖縄総合事務局長 印

組合名

住所

証明有効期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

継続証明期間（更新に係る証明の場合） 年間

工事の種類

証明基準 3-①の別 イ 口

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

様式6

官公需適格組合証明・取消状況報告書(物品納入等)

(平成 年度第 四半期分)

No.	組合名 (設立年月日)	(郵便番号) (電話番号)	所在地 (電話番号)	組合 事務所数	①組合数 ②常勤役員数 ③常勤職員数	①出資金 (万円) ②自己資本 (万円)	事業名 (年間事業高(万円))	共同受注事業の対象			新規・更新 失効・取消 の別	証明番号 (注5)	取消状況 (第1回証明年月日) 今回証明番号 (継続証明期間)
								許可・認可年 登録・届出事項	月 政 府 番 号	新規・更新 失効・取消 の別			
1	(一)	(一)	(一)	① ② ③	① 人 人 人	① 万円	事業にについての許認可等	年 月 日	新規・更新 失効・取消 の別	新規・更新 失効・取消 の別	新規・更新 失効・取消 の別	(一)	
2	(一)	(一)	(一)	① ② ③	① 人 人 人	① 万円	許可・認可年 登録・届出事項	月 政 府 番 号	新規・更新 失効・取消 の別	新規・更新 失効・取消 の別	新規・更新 失効・取消 の別	(一)	
3	(一)	(一)	(一)	① ② ③	① 人 人 人	① 万円	事業にについての許認可等	年 月 日	新規・更新 失効・取消 の別	新規・更新 失効・取消 の別	新規・更新 失効・取消 の別	(一)	
4	(一)	(一)	(一)	① ② ③	① 人 人 人	① 万円	許可・認可年 登録・届出事項	月 政 府 番 号	新規・更新 失効・取消 の別	新規・更新 失効・取消 の別	新規・更新 失効・取消 の別	(一)	
5	(一)	(一)	(一)	① ② ③	① 人 人 人	① 万円	事業にについての許認可等	年 月 日	新規・更新 失効・取消 の別	新規・更新 失効・取消 の別	新規・更新 失効・取消 の別	(一)	
6	(一)	(一)	(一)	① ② ③	① 人 人 人	① 万円	事業にについての許認可等	年 月 日	新規・更新 失効・取消 の別	新規・更新 失効・取消 の別	新規・更新 失効・取消 の別	(一)	

- (注) 1. 「共同受注事業の対象」が複数ある場合は、年間事業高の多い順に記入すること。
 2. 本報告書において、「新規」とは、更新以外の証明をいう。また、「失効」とは、証明有効期間が満了した後、証明を取得していないものをいう。
 3. 「第1回証明年月日」は、当該組合が初回に証明を取得した日を記入すること。
 4. 失効又は取消の場合は、特記事項としてその理由を下に記入すること。
 5. 新規、更新、失効、取消の別に様式を作成し記入すること。
 6. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

〔特記事項〕
No. ○ (失効)
No. ○ (取消)○
○

様式7

官公需適格組合証明・取消状況報告書（工事）
 (平成 年度第 四半期分)

経済産業局											
No.	組合名 (法人番号) (設立年月日)	所在地 (郵便番号) (電話番号)	組合 事務所数	①組合員数 ②常勤職員数 ③専任技術者数 ④専任技術者数 ⑤主任技術者数	①出資金 (万円) ②自己資本 (万円)	①受注金 (万円) ②受注額 (年間完成工事高)	①共同受注する工事種類 ②受注する工事規模 (年間完成工事高)	事業の対象		証明・更新失効・取消の別 (注7)	消状況 (第1回証明年月日) 今回証明番号 今回証明年月日 (総統証明期間)
								業種	一般・特別の別番		
1	(- -)	(- -)		①人 ②人 ③人 ④人 ⑤人	①万円 ②万円		①受注している建設業の許可 ②一般・特別の別番	.	.	(- -)	
(審査結果の概要)										.	.
2	(- -)	(- -)		①人 ②人 ③人 ④人 ⑤人	①万円 ②万円		①万円 ②万円	.	.	(- -)	
(審査結果の概要)										.	.

- (注) 1. 「専任技術者」とは、組合事務局における専任技術者をいう。また、「主任技術者」とは、工事現場担当の専任技術者をいう。
 2. 受注しようとする工事種類の欄に(又は)のいづれかを記入すること。また、工事の種類が複数ある場合は、年間完工事高等の多い順に記入すること。
 3. 本報告書において、「新規」とは、更新以外の証明をいう。また、「失効」とは、証明有効期間が満了した後、証明を取得していないものをいう。
 4. 「第1回証明年月日」は、当該組合が初回に証明を取得した日を記入すること。
 5. 失効又は取消の場合は、特記事項としてその理由を下に記入すること。
 6. 本要領1-(3)-①-②により緊急に取り消した場合には、その理由を「審査結果の概要」欄に記入すること。
 7. 新規、更新、失効、取消の別に様式を作成し記入すること。
 8. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

〔特記事項〕

No.○ (失効)
 No.○ (取消)

○
 ○

競争契約参加資格申請書の内容確認申請書

別添競争契約参加資格申請書の記載事項についての内容の確認を受けたく「官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領」（昭和 61 年 6 月 9 日付け 61 企庁第 834 号）に基づき、申請します。

平成 年 月 日

(都道府県) 中小企業団体中央会

殿

郵便番号・住所

電 話

組 合 名

法 人 番 号

代 表 者 氏 名

印

本契約参加資格申請書の内容が事実に相違ないことを確認します。

平成 年 月 日

(都道府県) 中小企業団体中央会

印

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

7. 官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領の運用について

61 企 庁 第 1247 号
昭和 61 年 7 月 21 日

最終改正 20170428 中庁第 6 号 平成 29 年 5 月 9 日

官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領の運用について

昭和 61 年 6 月 9 日付け 61 企庁第 834 号「官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領」については、下記により運用することとする。

記

I. 要領

1. 対象組合

- (1) イ. ①については、官公需適格組合の証明（以下「証明」という。）の申請を行おうとする組合（以下「組合」という。）は、経済産業局（沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）が証明申請書を受理する時点で設立後 1 年以上を経過し、決算書類等が作成されていること。
- (2) イ. ②については、当該組合の定款で定めた事業内容について関係法令に基づく許可等を受けていること。なお、書面による確認が困難な場合には、当該業種の監督官庁に確認すること。
- (3) イ. ③については、原則として申請時点で要件を満たしていること。
なお、申請直前まで条件を満たしていなかった組合が申請段階で当該組合員を一時的に排除し、証明を受けた後、再び加入させる可能性がある場合には、証明後十分フォローし必要に応じ証明を取り消すこと。

2. 申請書の受理

経済産業局は、都道府県の中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）から返還を受けた申請書 2 通を、原則として組合から直接受理すること。

3. 証明期間

証明は、組合が、証明期間の始期として希望する日（更新の場合は、証明期間の満了する日）の前日までに行い、証明期間は、始期として希望する日から 3 年間とする。

4. 証明の取消し

中間等の資料の提出により、証明の取消しの事由が生じた場合は、所要の指導を行い改善を求め、改善がみられない場合は、証明を取り消すこと。

5. 申請書類の保存等

- (1) 経済産業局は証明を行った場合には、証明後申請書類（添付書類を含む。）を保存するとともに、その写し 1 部を当該組合について事実確認等を行った中央会に送付すること。

(2) 申請書の受理をしなかった案件及び証明を行わなかった案件についても関係書類（申請書類、審査書類、申請の受理をしなかった経過等を含む。）一式を保存するとともに、その写し1部を当該組合について事実確認等を行った中央会に送付すること。

6. 工事に係る証明書の工事の種類の記載について

(1) 証明基準別表2.3.①.イによる場合

申請組合が取得している建設業許可に係る工事の種類のうち、同法第26条第1項に基づき設置する主任技術者（監理技術者を含む。以下同じ。）の資格に係る工事の種類。

(2) 証明基準別表2.3.①.ロによる場合

申請組合が取得している建設業許可に係る工事の種類のすべて。

建設業許可を受けていない組合にあっては、受注しようとする工事の種類のすべて。

7. 「1.(3).イ.②に定める「中央会が行う実地の調査」」について

(1) 「実地の調査」を行う事例

当該事実確認等を行う中央会が、申請書及び添付書類のみでは確認が不可能と判断し、その旨を経済産業局長（沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に連絡し、経済産業局長が実地の調査の必要を認めた案件について行う。

(2) 実地の調査実施のための体制整備

① 経済産業局長は、予め事実確認等を行う中央会の職員（指導員）を官公需適格組合審査諮問委員会専門委員に発令する。

② 官公需適格組合審査諮問委員会専門委員は、原則として、各中央会の職員2名以内とする。

8. その他

添付書類に記載されている個人情報については、利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有することのないよう、添付書類の提出に当たっては、必要に応じてマスキング処理の活用などを指導するとともに、保有個人情報の漏えい防止等のための必要な措置を講じること。

II. 別表1（「物品納入等」に係る証明基準）について

1. 共同事業の協調性・円滑性

組合の実施している共同事業全般について審査するものであるが、特に、共同受注事業（民需、官公需を問わない）に対する取り組み状況に重点をおいて審査することとし、次の点を勘案して判断すること。

(1) 直前2年間における組合員の脱退の有無及び脱退した組合員がある場合にはその理由。

(2) 過去2年間の総会又は理事会における共同受注事業の運営に関する議論及びその際において問題指摘があった場合にはその改善の状況。

2. 共同受注体制

共同受注した案件が円滑に履行されるための事務局職員、事務所、各種委員会等の担当役員の委嘱状況その他組合の共同受注のための組織体制が確立されているかどうか

かを確認すること。

(1) 「常勤役職員」について

その組合事務所において専ら職務に従事する専任の者であること。

なお、組合と雇用関係にあることが望ましいが、なくとも認める。

(2) ④、イ「物品等の種類及び規模」について

組合が受注しようとする物品等の種類別に最低金額を規定すること。

原則として、当該案件が複数以上の組合員に配分することが可能である規模とする。

(3) ③～⑦については、企業組合及び協業組合に対しては適用しない。

(4) 「共同受注検査規約」について「共同受注規約」等ほかの規約において検査に関する規定している場合は、当該規約の添付により代えることができる。

3. 添付書類について

更新に係る証明を行う場合又は「工事」に係る証明を既に受けている組合に係る証明（更新に係るもの除く。）を行う場合には、別表1の右欄に掲げる添付書類のうち次の書類（1. (3) ケ①に規定する中間資料として提出した書類を含む。）について、その内容に変更がないことが組合の宣誓及び中央会の調査事項等で確認できるときは、当該書類を省略することを認めて差し支えないものとする。

なお、「工事」に係る証明（更新に係るもの除く。）と同時に証明（更新に係るもの除く。）を行う場合には、次の書類（p. 及びq. の書類を除く。）に加え、「直前2年間の脱退組合員名と脱退の理由」「総会及び理事会の議事録」「直前2年間の配分状況」「要領を理解する旨並びに5. ①及び②の事項についての誓約書」については、「工事」に係る証明の添付書類で代替できるものであることが組合の宣誓及び中央会の調査事項等で確認できるときは、省略することを認めて差し支えないものとする。

なお、経済産業局は、証明を求める組合に対し、省略した書類の提出を求めることができるものとし、提出に応じないときは証明はできないものとする。

- a. 登記簿謄本
- b. 定款
- c. 組合員名簿
- d. 事業計画書
- e. 組合指導者の組合事業に関連する経歴書
- f. 組合事務所一覧表
- g. 事務局役職員の一覧表
- h. 共同受注委員会規約
- i. 共同受注委員会規約制定の決議書（総会議事録）
- j. 官公需共同受注規約
- k. 官公需共同受注規約制定の決議書（総会議事録）
- l. 共同受注検査規約
- m. 共同受注検査委員会規約
- n. 決算関係書類
- o. 収支予算書

- p. 第三者検査機関の検査受託証明書
 - q. 共同受注事業についての許可、認可、登録又は届出の写し
4. その他
4. ②及び5. ③については、必要に応じ当該業種に係る監督官庁の意見を聴取すること。

III. 別表2（「工事」に係る証明基準）について

1. 共同事業の協調性・円滑性

別表1「物品納入等」の場合と同様であるが、「工事」の特性にかんがみ、次の点に留意して審査すること。

(1) 「共同受注の実績」について

a. 申請組合の事業として、共同受注事業を定款で定めた日から1年以上経過しており、申請日の前1年間に原則1件以上受注していること。

ただし、受注しようとする工事の種類が、土木、しゅんせつ又はほ装に係る工事のみであって、当該地域においては、その民需が皆無に近いと経済産業局に設置された審査委員会が認めたものにあっては、例外として実績がなくても認めることとする。

なお、前記3種類の工事以外を例外としようとする場合には、審査委員会の開催以前に中小企業庁の承認を得ること。

b. 受注しようとする工事の種類が複数である場合には、工事の受注実績はその内のいずれか1種類についてあればよい。

c. 「相当程度」の金額は、工事の種類によって異なり、かつ地域特性があるので審査委員会でそれらを勘案して判断すること。

(2) 「定款における脱退の予告期間」について

原則として申請時に定款で定めていることが必要である。

ただし、次回の総会で、定款が変更されることが理事会で決定されている等改善が確実な場合は、例外として認めることとする。

この場合、総会修了後速やかに定款変更の有無を確認すること。

2. 共同受注体制

別表1「物品納入等」の場合と同様であるが、「工事」の特性にかんがみ、次の点に留意して審査すること。

(1) ①、イ「事務局の役職員」について

希望する証明基準の別がイの申請組合については、過去の受注実績が別表2.

3. ①. イに規定する請負代金の額に満たない場合であっても、また、建設業許可の種類（一般建設業許可・特定建設業許可）にかかわらず本項目を適用する。

a. 「公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事」について「公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事」とは、建設業法第26条第3項に定める工事をいう。

b. 「1名以上が技術職員であること。」について

1名以上の技術職員の内容は、建設業法第26条第1項により設置すること

とされている者（工事を施工する現場の主任技術者）が1名以上であること。

なお、技術者の資格の確認は、添付書類の技術職員の資格内容を証明する書類と照合することにより行うこと。

c. 「常勤役職員」について

工事に係る組合における役職員については、工事の特性にかんがみ、組合と雇用関係を有することにより、その組合事務所において専ら職務に従事する専任の者であること。

雇用関係の有無の確認は、健康保険被保険者証（写し）等雇用関係の有無が確認できる書類により行うこと。

なお、当該1名以上の技術職員には、在籍出向者を含めることはできない。

(2) ①「事務局の役職員」について

建設業法の許可を必要としない工事を行おうとする組合及び建設業の許可を受けているが、主たる共同受注の内容が物品の販売である組合については、本項目を適用する。

(3) ②「組合独自の事務所」について

原則として、独立した事務所を所有又は賃借していることが望ましいが、やむを得ず組合員の事務所の一部を賃借している場合にあっては、事務局職員の活動に支障がない面積及び各種設備が確保されていることを確認すること。

(4) ⑤「企画・調整委員会」について

a. 組合技術者が中心となり、技術ノウハウを組合が蓄積できる体制を確保するため工事の施工面での意思決定機関として、組合の役員、技術者、施工組合員及びその他の者から構成されるものであること。

b. 工事を受注したら速やかに（施工組合員が決定され次第）発足できる体制となっていること。

c. 同時並行して複数の工事を施工する場合には、委員会はそれぞれの工事について設置すること。

ただし、委員の兼任はこれを妨げない。

(5) ⑥「工事の種類及び規模」について

組合が受注しようとする工事の種類別に最低金額を規定すること。

3. ①. イの証明を受けようとする場合にあっては、原則として、建築一式工事にあっては1,500万円（建築一式工事以外の建設工事にあっては500万円）以上の規模とする。

ただし、従来からの経緯により、1回の施工金額は少額であるが、年間を通じると上記金額以上となるような、いわゆる単価契約に類似した修繕工事等については、この限りでない。

3. ①. ロの証明を受けようとする場合にあっては、原則として、当該案件が複数以上の組合員に配分することが可能である規模とする。

(6) 3. ④から⑨については、企業組合及び協業組合に対しては適用されない。

(7) 「共同受注検査規約」について

「共同受注規約」等ほかの規約において検査に関して規定している場合は、当該規約の添付により代えることができる。

3. 添付書類について

更新に係る証明を行う場合又は「物品納入等」に係る証明を既に受けている組合に係る証明（更新に係るものと除く。）を行う場合には、別表2の右欄に掲げる添付書類のうち次の書類（1. (3) ケ①に規定する中間資料として提出した書類を含む。）について、その内容に変更がないことが組合の宣誓及び中央会の調査事項等で確認できるときは、当該書類を省略することを認めて差し支えないものとする。

なお、経済産業局は、証明を求める組合に対し、省略した書類の提出を求めることができるものとし、提出に応じないときは証明はできないものとする。

- a. 登記簿謄本
- b. 定款
- c. 組合員名簿
- d. 事業計画書
- e. 組合指導者の組合事業に関連する経歴書
- f. 組合事務所一覧表
- g. 事務局役職員の一覧表
- h. 建設業の経営業務の管理責任者の経歴書
- i. 技術職員の資格を証明するもの又は実務経歴
- j. 役職員の健康保険被保険者証の写し（又は雇用関係の有無が確認できるもの）
- k. 組合事務所の所有又は賃貸を証する書類の写し
- l. 共同受注委員会規約
- m. 共同受注委員会規約制定の決議書（総会議事録）
- n. 企画・調整委員会規約
- o. 企画・調整委員会規約制定の決議書（総会議事録）
- p. 官公需共同受注規約
- q. 官公需共同受注規約制定の決議書（総会議事録）
- r. 共同受注検査規約
- s. 共同受注検査委員会規約
- t. 決算関係書類
- u. 収支予算書

4. 経理的基礎

②の経理的基礎については、次の基準により判断すること。

- (1) 一般建設業の許可を取得している組合にあっては、次のいずれかを満たすこと。
 - a. 自己資本の額が500万円以上であること。
 - b. 担保とすべき不動産を有すること等により、aの自己資本の額に相当する資金について、金融機関等から借り入れる等調達する能力を有すると認められること。
 - c. 過去5年間建設業の許可を受けて継続して営業した実績を有すること。
- (2) 特定建設業の許可を取得している組合にあっては、次のすべてを満たすこと。
 - a. 自己資本の額が4,000万円以上であること。
 - b. 欠損の額が出資金の20%以下、流動比率が75%以上であること。
 - c. 出資金が2,000万円以上であること。

5. その他

4. ③及び5. ③については、必要に応じ当該業種に係る監督官庁の意見を聴取すること。

IV. 経過措置

- (1) III. 4. (1) c については、従前の一般建設業の許可の有効期間が平成 12 年 12 月 28 日までに満了することに伴って許可の更新を申請した者で、初めて建設業の許可を受けたときから当該更新の許可申請直前までの期間が 5 年に満たないものにあっては、その期間継続して営業した実績を有すれば、当該基準を満たすものとみなす。
- (2) III. 4. (2) a 及び c における改正後の自己資本の額又は出資金については、特定建設業の許可の更新を申請した者（平成 9 年 4 月 1 日以降に許可の有効期間が満了する者に限る。）又は平成 7 年 6 月 29 日以降に特定建設業の許可（その更新を除く。）を申請した者から適用し、それ以前に特定建設業の許可を受けている場合には、なお従前の例による。

附則

本運用は、昭和 61 年 7 月 21 日から施行する。

附則（昭和 62 年 4 月 23 日付け 62 企庁第 583 号）

この改正は、昭和 62 年 4 月 23 日から施行する。

附則（昭和 63 年 1 月 26 日付け 63 企庁第 1683 号）

この改正は、昭和 64 年 1 月 1 日から施行する。

附則（平成 10 年 3 月 26 日付け平成 10.03.25 企庁第 3 号）

この改正は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 12 年 1 月 27 日付け平成 12.10.18 企庁第 7 号）

この改正は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附則（平成 13 年 2 月 27 日付け平成 13.02.15 中序第 2 号）

この改正は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 25 年 5 月 16 日付け 20130514 中序第 5 号）

この改正は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。ただし、施行日前に官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領 1. (3) ア. の規定に基づき中央会に提出された事実確認の申請に係る証明については、なお従前の例による。

附則（平成 26 年 4 月 25 日付け 20140425 中序第 3 号）

この改正は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。ただし、施行日前に官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領 1. (3) ア. の規定に基づき中央会に提出された事実確認の申請に係る証明については、なお従前の例による。

附則（平成 29 年 5 月 9 日付け 20170428 中序第 6 号）

この改正は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。ただし、施行日前に官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領 1. (3) ア. の規定に基づき中央会に提出された事実確認の申請に係る証明については、なお従前の例による。

8. 官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）

国土建第483号
平成28年3月24日

地方整備局等建設業担当部長 あて
都道府県主管部局長 あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）

建設工事の適正な施工の確保のため、監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）については、それぞれが属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有することが必要とされているところである。このうち監理技術者については、監理技術者資格者証によって雇用関係の確認を行い、これに疑義がある場合や主任技術者については、健康保険被保険者証等により確認を行っているところである。

今般、中小企業・小規模事業者の受注機会を増大するための措置として官公需適格組合（以下「組合」という。）の活用を推進するため、組合における技術者の効率的な配置を促進することとしたところである。については、組合の組合員から組合への在籍出向者たる監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い及び確認方法等について、下記のとおり定めたので通知する。なお、本通知は監理技術者等の取扱い等について定めるものであり、従来からの官公需適格組合の施工方式等を変更するものではない。

本通知による事務取扱いは、平成28年6月1日より適用する。

記

1. 直接的かつ恒常的な雇用関係を有するものとして取り扱う場合

組合及び当該組合の組合員からなる集団（以下「集団」という。）が次に掲げる

(1) の要件に適合し、かつ、組合が元請として受注した工事において、組合員から組合への在籍出向者（以下単に「在籍出向者」という。）を監理技術者等として配置し、
(2) の要件に基づき施工を行う場合は、当該組合と当該在籍出向者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱うこととする。

(1) 集団の要件

- 1) 集団が一の組合の全て又は一部の組合員から構成されること。
- 2) 集団を構成する組合が次のいずれにも該当すること。
 - ①建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項の建設業者（以下単に「建設業者」という。）であること。
 - ②官公需適格組合の証明及び競争契約参加資格申請書の内容確認要領（61企庁第834号）による官公需適格組合の証明を受けた者であること。
- 3) 集団を構成する組合員の全てが次のいずれにも該当すること。
 - ①建設業者であること。
 - ②建設業法第27条の23に基づく経営事項審査を受けていないこと。
 - ③本店が組合の本店と同一都道府県内にあること。

(2) 施工時の要件

施工方法が共同施工方式（各施工担当組合員の技術者、資金、建設機械等の経営資源を組合に持ちよって、組合自身が施工主体となり、工事を完成させる方式）であり、組合が組合員（集団に含まれない組合員を含む）と当該工事について下請契約を締結していないこと。なお、当該組合に属さない建設業者と下請契約を締結することは差し支えない。

2. 直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の方法

1. の取扱いに当たり、それぞれ次に掲げる事項を、次に掲げる書類等により確認するものとする。

(1) 監理技術者等の雇用関係について

①確認事項

在籍出向者たる監理技術者等と出向元の組合員との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること。

②確認書類等

監理技術者資格者証、健康保険被保険者証等

(2) 監理技術者等の出向先の組合及び出向元の組合員について

①確認事項

在籍出向者たる監理技術者等の出向先の組合及び出向元の組合員が共に集団の構成者であること。

②確認書類等

3. (5) の在籍出向可能範囲通知書（別紙2）

(3) 施工方式について

①確認事項

在籍出向者を監理技術者等として配置する建設工事の下請負人に当該組合の組合員（集団に含まれない組合員を含む。）が含まれていないこと。

②確認書類等

施工体制台帳（施工体制台帳による確認ができない場合は、共同施工証明書（別紙3）等の書類）。なお、別紙3は確認書類の例であり、必ずしもこれによる必要はない。

3. 在籍出向可能範囲確認の申請手続き

制度の円滑な運用を図るため、1. (1) の要件の適合性の確認については、当面の間、国土交通省土地・建設産業局建設業課長による確認（以下、「在籍出向可能範囲確認」という。）を受けなければならないこととする。在籍出向可能範囲確認を受ける者は、次に掲げる方法により申請するものとする。

(1) 在籍出向可能範囲確認の申請は、「在籍出向可能範囲確認申請書（以下「申請書」という。）（別紙1）」に次に掲げる書類及び申請書の電子データを記録した記録媒体（CD-R）を添付して、国土交通省土地・建設産業局建設業課に提出しなければならない。

①提出書類

イ 中小企業庁により認可を受けた官公需適格組合の証明書の写し及び官公需適格組合員一覧

ロ 申請しようとする集団を構成する組合及び組合員の建設業の許可の通知書の写し

(2) (1) の申請は、当該集団を構成する組合が行うものとする。

(3) (1) の申請書の記載内容は、当該集団のすべての組合員が承認したものでなければならない。

(4) 在籍出向可能範囲確認の手続きは、国土交通省土地・建設産業局建設業課において行う。

(5) 国土交通省土地・建設産業局建設業課長は、当該申請者に対して、在籍出向可能範囲通知書（別紙2）を交付する。なお、当該在籍出向可能範囲通知書の有効期間は交付の日から1年とする。

4. 在籍出向可能範囲確認の取消し

在籍出向可能範囲通知書の交付を受けたものが要件を満たさなくなった場合は、当該通知書を国土交通省土地・建設産業局建設業課に返納しなければならない。

(別紙 1)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

在籍出向可能範囲確認申請書

国土交通省 土地・建設産業局

建設業課長 殿

所 在

商号（組合名）

代表者 印

当官公需適格組合の下記に示す組合及び組合員から構成される集団について、平成28年〇月〇日付け国土建第〇〇〇号〇の要件に適合していることについての確認を申請します。

記

(1) 官公需適格組合の概要

組合名：

住所：

証明書番号：

有効期間：

所属組合員：別添の通り

経済産業局名：

(2) 組合員

①集団を構成する組合員（主任技術者又は監理技術者の在籍出向可能）

No.	組合員名	住 所	建設業 許可番号	経営事項審査 取得の有無
1	A社		00-00000	未受
2	B社		00-00000	未受

②集団に含まれない組合員（主任技術者又は監理技術者の在籍出向不可）

No.	組合員名	住 所	建設業 許可番号	経営事項審査 取得の有無
1	C社		00-00000	受
2	D社		なし	未受

以上の申請内容を承認します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

【組合員】

所在

商号

代表者 印

所在

商号

代表者 印

(別添)

官公需適格組合員一覽

注) 建設業許可番号を取得していない組合員についても一覧に記載すること。

(別紙 2)
平成〇〇年〇〇月〇〇日

在籍出向可能範囲通知書

商 号
代表者

国土交通省土地・建設産業局
建設業課長

下記の組合及び組合員から構成される集団について、平成28年〇月〇日付け国土建第〇号の要件に適合することを通知する。この通知書は、平成〇〇年〇〇月〇〇日まで有効とする。

記

(1) 官公需適格組合の概要

組合名 :

住所 :

証明書番号 : :

有効期間 :

経済産業局名 :

(2) 組合員

①集団を構成する組合員（主任技術者又は監理技術者の在籍出向可能）

No.	組合員名	住 所	建設業 許可番号	経営事項審査 取得の有無
1	A社		00-00000	未受
2	B社		00-00000	未受

②集団に含まれない組合員（主任技術者又は監理技術者の在籍出向不可）

No.	組合員名	住 所	建設業 許可番号	経営事項審査 取得の有無
1	C社		00-00000	受
2	D社		なし	未受

※①の組合員から在籍出向したものを工事の主任技術者又は監理技術者として配置した場合は、①及び②に記載された企業と下請契約を締結することは出来ない。

以 上

(別紙 3)
平成〇〇年〇〇月〇〇日

共同施工証明書

商 号 (発注者)
代表者 殿

所 在
商号 (組合名)
代表者 印

当組合は、当組合に所属する組合員と下請契約を締結しないことを証明します。

記

官公需適格組合の概要

組合名：
住所：
証明書番号：：
有効期間：
経済産業局名：

以 上

9. 事業協同組合等の活用について

41 企 庁 第 1592 号
昭和 41 年 10 月 28 日

各事務次官 殿

中小企業庁長官

中小企業の官公需確保対策等について

昭和 41 年 10 月 24 日に開催された中小企業官公需確保対策推進協議会において、事業協同組合等の活用等、官公需ニュースの提供に関し別添 1 および 2 のとおり決定されたので、これが実施につきよろしくお願ひします。

貴所管の法人においても中小企業者の受注の確保について配慮するようご指導下さい。
(以下省略)

別添 1

事業協同組合等の活用について

昭和 41 年 8 月 16 日の閣議において決定された「昭和 41 年度中小企業者に関する国等の契約の方針」の運用に関し、事業協同組合等の活用については、次の要領により行うものとする。

1. 隨意契約の相手方としての活用 (略)
 2. 競争入札参加資格基準の改善
 - 1) 適格組合の受注機会を増大するため、別記の「中小企業組合の資格審査について」を考慮しつつ、当該組合の資格審査を行なうものとする。
 - 2) 本年度の物品の納入等に係る競争参加資格審査は完了しているが、適格組合については、相当間の期間を定めてその申請をまつて資格審査を行なうよう努めることとする。
-

中小企業組合の資格審査について

1. 資格審査にあたり対象となる組合は、原則として次のような組合とする。
 - 1) 適格組合の要件を備えていること。
 - 2) 組合員の過半数が組合の受注しようとする物品等と同一の業種（卸小売業を含む）に属するものであること。
 - 3) 組合員の過半数が組合の主たる事務所の所在する都道府県に事務所または事業所を有していること。（ただし、当該業種において、地方または全国を単位とする組合しか存在しないときはこの限りでない。）
2. 3以下に定める方法による資格審査にあたり対象となる組合員は、原則として当該組合の次のような組合員とする。
 - 1) 受注しようとする物品等と同一業種に属する事業を行なっている組合員
 - 2) 組合の主たる事務所の所在する都道府県に主たる事務所または事業所を持つ組合員
3. 客観的事項の審査
 - 1) 年間平均製造高（販売高）、経営規模（資本金、従業員等）等は、組合および審査対象組合員のそれぞれの値の合計額とする。
 - 2) 経営比率および営業年数等は、組合および審査対象組合員のそれぞれの値の平均値による。
4. 格付にあたっては、組合の結合の強弱、組合員数、共同受注の実績（民需および第2年度以降の官公需）等を勘案し、おおむね30%の範囲内で調整することができるものとする。

別添2 (省略)

10. 技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について

技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について

平成12年10月10日
政府調達（公共事業を除く）手続の
電子化推進省庁連絡会議幹事会決定
最終改正 平成30年10月18日

政府調達（公共事業を除く）手続の電子化について、技術力のある中小企業者等の入札参加機会の拡大を図るために、次の措置を講ずることとする。

1. 意義

技術力のある中小企業者等はものづくりの重要な担い手であり、我が国のもつくり能力の強化を図り、活力ある経済社会を構築するためには、国として、このような技術力ある中小企業者等の事業活動を支援することが重要である。

このようなことから、国自らが物件等を調達するにあたって、会計法令等関係法令やWTO政府調達協定、バーチャル・エージェンシーの検討結果との整合性を確保しつつ、技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大を図る。

2. 重点的に取り組み分野

技術力ある中小企業者等の入札参加機会を拡大する分野は、「競争参加者の資格に関する公示」のうち、以下の契約の種類を重点とする。

契 約 の 種 類
物品の製造 物品の販売（自らが製造した物品の販売に限る。） 役務の提供等

なお、分野については、技術革新やそれに伴う産業動向の変化等を踏まえ、必要に応じてその見直しを図ることとする。

3. 入札参加の拡大の統一基準

重点的に取り組む分野における入札については、「競争参加者の資格に関する公示」別記5資格の種類別等級区分及び予定価格の範囲に規定される予定価格に対応する等級に格付けされた者のほか、以下の基準により、当該等級に相当する技術力を有すると認められた者の入札も認める。

[上位等級入札への参加基準]

次の(1)から(5)のいずれかを満たす者

- (1) 当該入札に係る物件と同等以上の仕様の物件を製造した実績等を証明できる者
- (2) 資格審査の統一基準における統一付与数値合計に以下の技術力評価の数値を加算した場合に、当該入札における等級に相当する数値となる者

項目	区分	加算数値
特許保有件数 (当該入札物件等に関する特許)	3件以上	15
	2件	10
	1件	5
技術士資格保有者数 (当該入札物件の製造等に携わる従業員)	9人以上	15
	7~8人	12
	5~6人	9
	3~4人	6
	1~2人	3
技能認定者数 (特級、1級、単一等級) (当該入札物件の製造等に携わる従業員)	11人以上	6
	9~10人	5
	7~8人	4
	5~6人	3
	3~4人	2
	1~2人	1

注1. 特許には、海外で取得した特許を含む。

2. 技術士には技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち、文部科学省令で定められるものを有する者であって、技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものを含む。

- (3) 中小企業技術革新制度（SBIR）の特定補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物件等の分野における技術力を証明できる者
- (4) 株式会社産業革新機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該入札に係る物件等の分野における技術力を証明できる者
- (5) グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-S t a r t u p）に選定された事業者であり、当該入札に係る物件等の分野における技術力を証明できる者
具体的運用については、別途定める運用指針によるものとする。

4. 入札時の添付書類

入札参加時に追加して提出させる添付書類は次のとおりとする。

- (1) 当該入札に係る物件と同等以上の仕様の物件を製造した実績等を証明できる者
・過去に製造した物件等の仕様書（仕様が明記されたカタログ等を含む。当該入札

における要求仕様を完全に満足するものに限る。）、その製造した物件等の受注及び納入の実績が確認できる注文書並びに納入物受領等確認書類

- (2) 統一基準における付与数値合計に技術力評価の数値を加算した場合に、当該入札にかかる等級に相当数値以上となる者
 - ・当該入札物件等に関連する特許に係る特許証の写し、特許公報の写し及び特許の概要説明書。（海外で取得した特許は和文訳を添付）
 - ・当該入札物件の製造等に携わる従業員が保有する技術士登録証の写し
 - ・当該入札物件の製造等に携わる従業員が保有する技能士資格証（特級、1級、単一等級に限る）の写し
- (3) 中小企業技術革新制度（SBIR）の特定補助金等の交付先中小企業者等であり、当該入札に係る物件等の分野における技術力を証明できる者
 - ・具体的運用については、別途定める運用指針によるものとする。
- (4) 株式会社産業革新機構の支援対象事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者であり、当該入札に係る物件等の分野における技術力を証明できる者
 - ・株式会社産業革新機構の支援の対象となった旨の文書の写し及び当該入札物件等に関連する研究開発の成果、性能試験のデータ、規格又は品質等当該入札物件等と同等以上の仕様の物件等を製造又は提供できる技術力が確認できる書類等
- (5) グローバルに活躍するスタートアップを創出するための官民による集中プログラム（J-S t a r t u p）に選定された事業者であり、当該入札に係る物件等の分野における技術力を証明できる者
 - ・具体的運用については、別途定める運用指針によるものとする。

5. 適用除外

重点的に取り組む分野においても、調達案件の内容、性格等に鑑みて、技術力に基づく評価により下位等級の者の入札を認めることになじまないと考えられる調達案件については、契約担当官等の判断により、このような取扱いを行わないこともできるものとする。

附 則（平成30年10月18日政府調達（公共事業を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定）

この決定は、平成30年10月18日から施行する。

中小企業技術革新制度（S B I R）に係る入札参加特例措置の運用指針

平成 22 年 3 月 30 日
政府調達（公共事業を除く）手続の
電子化推進省庁連絡会議幹事会決定

「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について（平成 12 年 10 月 10 日政府調達（公共工事を除く）手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会」の 3 の（3）に規定する具体的運用は、以下のとおりとする。

1. 入札物件等に係る技術分野が S B I R 特定補助金等により実施した研究開発に係る 技術分野と同じ分野である場合

（1）入札時の添付書類

- ① S B I R 特定補助金等の確定通知書の写し
- ② S B I R 特定補助金等の成果報告書の写し、実績報告書の写し等の S B I R 特定補助金等により実施した研究開発の内容を確認できるもの
- ③ 入札物件等に係る技術分野が S B I R 特定補助金等により実施した研究開発に係る技術分野と同じ分野であることの説明書（別紙 1）

（2）調達機関において確認する点

- ・ ①及び②の書類が S B I R 特定補助金等に指定されている事業のものであるか
- ・ ②及び③の書類の内容により、入札物件等に係る技術分野と S B I R 特定補助金等により実施した研究開発に係る技術分野が同じ分野であるか

2. 上記 1 以外の場合

（1）入札時の添付書類

- ① S B I R 特定補助金等の確定通知書の写し
- ② S B I R 特定補助金等の成果報告書の写し、実績報告書の写し等の SBIR 特定補助金等により実施した研究開発の内容を確認できるもの
- ③ 入札物件等の仕様を満たして物件等を製造又は提供できることの説明書（別紙 2）
注）別紙 2 の妥当性を裏付ける添付書類として、例えば、以下のものが想定される
 - ・ 第三者機関又は自社の検査、試験、分析にて得られた性能等のデータ書類
 - ・ 製品のカタログ等仕様を明記した書類

（2）調達機関において確認する点

- ・ ①及び②の書類が S B I R 特定補助金等に指定されている事業のものであるか
- ・ ③の書類及び添付書類の内容により、入札物件等の仕様を満たして物件等を製造又は提供できるか

各調達機関において、上記 1 - (2) 又は 2 - (2) の確認を行うことができた場合は、中小企業者が保有している入札参加資格等級にかかわらず、上位等級入札へ参加できるものとする。

なお、各調達機関が、入札物件等の仕様に応じて技術審査等を実施する場合は、当該審査等も受ける必要がある。

入札物件等に係る技術分野と S B I R 特定補助金等により実施
した研究開発に係る技術分野が同じ分野であることの説明書

平成 年 月 日
殿

住所 _____
商号又は名称 _____
代表者氏名 _____



平成〇年〇月〇日△△より入札公告のあった入札件名「××」に関し、入札物件等に係る技術分野と S B I R 特定補助金等により実施した研究開発に係る技術分野が同じ分野であることを、以下のとおり説明します。

記

【交付を受けた S B I R 特定補助金等の概要】

S B I R 特定補助金等名称	
S B I R 特定補助金等の交付機関	
研究開発実施期間	
採択テーマ	

【技術分野が同じ分野であることの説明】

研究開発概要及び研究開発成果	
入札物件等に係る技術分野と S B I R 特定補助金等により実施した研究開発に係る技術分野が同じ分野であることの説明	

入札物件等の仕様を満たして物件等を製造又は提供できることの説明書

平成 年 月 日
殿

住所
商号又は名称
代表者氏名



平成〇年〇月〇日△△より入札公告のあった入札件名「××」に関し、入札物件等の仕様を満たして物件等を製造又は提供できることを、以下のとおり説明します。

記

【交付を受けたS B I R特定補助金等の概要】

S B I R 特定補助金等名称	
S B I R 特定補助金等の交付機関	
研究開発実施期間	
採択テーマ	

【仕様を満たして物件等を製造又は提供できることの説明】

仕様を満たして物件等を製造又は提供できることの説明	
添付書類の名称	

11. ベンチャー企業からのIT関連政府調達の拡大方策について

平成16年3月31日
IT関係省庁連絡会議申合せ

ベンチャー企業からのIT関連政府調達の拡大方策について

e-Japan戦略Ⅱ、e-Japan重点計画－2003及びe-Japan戦略Ⅱ加速化パッケージに基づき、IT分野の技術力の高いベンチャー企業の育成を図るため、技術力の高いベンチャー企業からの政府調達を拡大するための方策として以下の措置を講ずることとし、可能なものから早急に取り組む。

1 企業共同体（ジョイントベンチャー）への入札参加機会の付与

- ・入札公告時に高度IT技術者の配置等一定の技術的要件を付与する入札案件については、個別案件毎に、当該技術的要件を満たす企業共同体に対し、企業共同体内の責任体制、契約履行後の対応の確保等に留意しつつ、競争入札への参加機会を付与する。

2 入札参加資格の弾力化

- ・民間における契約実績や同種のシステムの開発実績、高度IT技術者の配置、ソフトウェアプロセス改善活動実績等一定の技術的基準を考慮しつつ、競争入札参加資格制度の運用を弾力化する。

3 発注単位の考察

- ・情報システムの発注において、調達自体の経済性を損なわず、より多くの企業の優れた技術力を活かすことができるような調達を先行府省で試行的に行い、発注単位のあり方につき検討を深める。

4 ベンチャー企業の資金繰りへの対応

- ・政府からの受託事業において、ベンチャー企業は年度末払いでは資金繰りが困難な場合が多い。このため、事業の進捗管理に配慮しつつ、概算払に関する手続きの簡素化により、概算払の活用を拡大する。
- ・官公庁は、取引先企業との契約上、債権の譲渡を禁止する特約（債権譲渡禁止特約）を付するのが一般的であったが、近年、売掛債権が金融機関及び信用保証協会に譲渡される場合に限り、譲渡禁止特約を解除することとされた。これに加えて、取引先企業が一定の受け皿機関に対して債権を譲渡することについて検討する。

- 5 ベンチャー企業に関する情報の提供、共有化
 - ・ベンチャー企業の政府調達実績に関する情報の提供、共有化を図るため、一般公開される政府調達事例データベースの活用について検討する。
 - ・通信・放送機構（4月1日から独立行政法人情報通信研究機構）及び独立行政法人情報処理推進機構のホームページにおいて、ベンチャー企業についての情報提供の充実を図る。
- 6 隨意契約の活用
 - ・ベンチャー企業と先端的な共同研究を行って生じた成果を活用して開発された研究関連機器等であって、当該機器を提供できる者が当該ベンチャー企業以外に存在しない場合には、現行会計法規上容認されている随意契約を効果的に活用する。
- 7 フォローアップ等
 - ・ベンチャー企業が下請け形態での政府調達実績を有用に活用できるよう、IT分野の政府調達契約における再委託制限条項の運用のあり方について検討する。
 - ・以上についての各府省の取組状況や調達実績のフォローアップを実施し、その結果について評価を行う。

12. 公共工事の品質確保に関する当面の対策について

公共工事の品質確保に関する当面の対策について

平成20年3月28日

公共工事の品質確保の促進に関する

関係省庁連絡会議

公共工事は、現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有している。

昨今の公共工事を取り巻く環境は、公共投資の減少等に伴い建設業の競争が激化するなど大きく変化している。この結果、国土交通省直轄工事の平均落札率が平成17年度以降急激に低下するなど、過度な低価格入札、いわゆるダンピング受注が近年増加しているところであり、昨今の原油高騰とも相まって、公共工事の品質確保等に懸念が生じ、ひいては瑕疵の発生や、維持補修費用の増嵩などによるライフサイクルコストの増大にもつながることとなる。また、下請業者や建設労働者へのしわ寄せの存在も明らかとなっているところである。

政府としては、これまでも公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下、品確法という。）に則り総合評価方式の拡充、ダンピング受注への対策に取り組んできたところである。

しかしながら、公共工事の品質確保を実現するための総合評価方式の普及が地方公共団体では遅れていること、不良不適格業者の存在、地元優良業者の淘汰、下請企業等へのしわ寄せ等の問題が指摘されており、これらの問題に対して総合的な対策を打ち出すことが喫緊の課題となっている。また、今後、老朽化した社会資本ストックの急速な増加が想定される中、総合的なコスト縮減を図りつつ、維持管理の段階においても品質を確保していく必要がある。

このため、政府一体となって、以下の基本方針の下、必要な対策を迅速に進めることする。

1. 総合評価方式の徹底

(1) 国の調達

- ①平成20年度以降に新規に発注する公共工事において、原則総合評価方式を実施する。
- ②毎年度の総合評価方式の実施状況を公表する。
- ③調査設計業務等においても平成20年度早期に総合評価方式を本格導入する。

(2) 地方公共団体の調達

- i) 地方公共団体において工事の品質を確保するための取組が行われるよう、あらゆる機会を通じて以下の施策を推進する。

- ①品確法遵守が発注者の責務であることの周知徹底
 - ・国庫補助事業については、平成20年度以降、交付決定時に品確法遵守についての条件を付すことを原則とする。
 - ②総合評価方式の導入・拡大
 - ・地方公共団体における毎年度の総合評価方式の実施目標とその達成状況の公表を促進する。
- ii) 総合評価方式の導入・拡大に向け、以下の施策など、各種支援を図る。
- ①地方公共団体向け総合評価実施マニュアルの改定（今年度中）
 - ②発注者支援技術者制度の全国統一化（平成20年度中）

2. 不良不適格業者の排除、地場産業育成、下請企業等へのしわ寄せ防止

(1) 国の調達

- i) 不良不適格業者の排除を図るため、以下の施策を講じる。
 - ①平成20年度中に企業・技術者のデータベースに工事成績を追加する。
 - ②発注者ごとに所有している企業・技術者のデータベースの相互利用に向けて検討する。
 - ③平成20年度より少なくとも政府調達協定対象工事については原則入札ボンドを導入するとともに、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が適用又は準用される特殊法人等。以下同じ。）及び地方公共団体と連携して入札ボンドの拡大を図る。
- ii) 地場産業育成を図るため、以下の施策を講じる。
 - ①平成20年度より下位等級業者の上位等級工事への参入機会を順次拡大する。
 - ②引き続き、適切に地域要件を設定する。
 - ③様々な地域貢献の評価のあり方について、関係団体等と連携して検討を行う。
 - ④地元企業を下請業者とする場合等へインセンティブを付与すべく、具体的な検討を行う。
- iii) 下請企業等へのしわ寄せ防止を図るため、以下の施策を講じる。
 - ①下請企業の能力を適切に評価するため、平成20年度より専門工事部分についての評価を行う総合評価方式を順次導入・拡大する。

(2) 地方公共団体の調達

- ①予定価格等の事前公表は、積算能力のない業者の参入を助長すること等から、予定価格等の事後公表への移行を促進する。
- ②予定価格等の事前公表を行う地方公共団体に対して、その理由を公表することを求める。
- ③地方公共団体における適切な地域要件の設定、入札ボンドの導入・拡大を促進する。

3. 契約等の対等な関係の構築、ダンピングの防止

(1) 国の調達

- ①平成20年度より予定価格の作成に見積もりを活用する積算方式を導入・拡大するなど、実勢価格を予定価格に一層反映させる。
- ②所要の経費が計上されるよう、早期に低入札価格調査基準価格の見直しを図る。
- ③低価格受注による工事の品質低下の防止を図るため、施工体制確認型総合評価方式・特別重点調査の導入・拡大を図る。
- ④調査設計業務等についても工事に準じて低入札価格調査等の低価格受注対策を実施する。
- ⑤円滑かつ速やかな工事代金の関係者間の支払いを確保するため、
 - ・平成20年度中に出来高部分払い方式を順次導入・拡大するとともに、
 - ・あわせて、施工プロセスを通じた検査を順次導入・拡大する。
- ⑥適切な設計変更・支払いを実施するため、
 - ・各発注者が連携して平成20年度中に、設計変更ガイドライン等をとりまとめる。
 - ・発注者の事由に基づく工事一時中止等への対応として、工事現場の維持等に要する費用の適切な計上に資するガイドラインを作成する。
- ⑦設計思想の伝達及び情報共有、問題解決の迅速化を図るため、平成20年度より三者会議やワンデーレスポンスを順次導入・拡大する。

(2) 地方公共団体の調達

- ①地方公共団体における予定価格や低入札価格調査基準価格などの適切な見直しを促進する。
- ②所要の経費が計上されるよう、国において見直された後の新しい低入札価格調査基準価格について、地方公共団体への普及促進を図る。
- ③最低制限価格制度の活用や、総合評価方式を実施する際における低入札価格調査と価格による失格基準の併用を促進する。

4. 特殊法人等の調達

特殊法人等において、上に掲げる国の調達における取組と同様の取組が講じられるよう、関係府省は所要の指導等を行うものとする。

5. 不当廉売・不公正取引等に対する監視の強化

- ①公正取引委員会は各発注者と連携し、低入札価格調査の対象となった工事等について情報を収集した上で、所要の調査を実施し、問題となる行為が認められた場合には厳正に対処する。
- ②国土交通省は、不当に低い請負代金の禁止等に係る「建設業法令遵守ガイドライン」の周知徹底を引き続き実施し、不公正取引等に対する監視を強化する。
- ③建設業法違反に関する通報窓口として設置された「駆け込みホットライン」について、建設業団体等関係事業者への周知徹底を引き続き実施する。

6. 情報の共有のための体制整備

- ①上記に掲げた施策が効果的に機能するよう、国、特殊法人等及び地方公共団体の各発注者間の連絡調整を図るため、地域ブロックごとに部局横断的な発注者協議会を平成20年度中に設置する。
- ②施工段階での受注者からの様々な苦情を関係者間で処理するための体制を整備する。

13. 公共工事の入札及び契約の適正化の推進について（抜粋）

国土入企第13号
財計第2611号
平成26年10月22日

各省各庁の長

殿

法人所管大臣

国土交通大臣

財務大臣

公共工事の入札及び契約の適正化の推進について

(略)

I. 緊急に措置に努めるべき事項

1. 適正な予定価格の設定

(略)

このため、予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行うこと。

特に、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、(略) 公共工事の品質や工事の安全の確保に支障を来たすとともに、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、厳に行わないこと。

(略)

2. ダンピング対策の強化

(略)

(略) これは、見積能力のないような不良・不適格業者の参入を排除し、併せて談合等の不正行為やダンピング受注の防止を図る観点から、入札に参加しようとする者に対して、対象となる工事に係る入札金額と併せてその内訳を提出させるものであり、各発注者は、談合等の不正行為やダンピング受注が疑われる場合には、入札金額の内訳を適切に確認すること。

また、各発注者においては、低入札価格調査制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注の排除を図ること。(略)

3. ~5. (略)

II. 継続的に措置に努めるべき事項

(略)

1. ~3. (略)

4. 低入札価格調査の基準価格等の公表時期の見直し

特殊法人等にあっては、予定価格及び低入札価格調査基準価格について、（略）地域の建設業の経営を巡る環境が極めて厳しい状況にあることにかんがみ、事前公表を取りやめ、契約締結後の公表とすること。

（略）

5. ~10. （略）

III. （略）

總行行第 231 号
国土入企第 14 号
平成 26 年 10 月 22 日

各都道府県知事 殿
(市区町村担当課、契約担当課扱い)
各都道府県議會議長 殿
(議会事務局扱い)
各指定都市市長 殿
(契約担当課扱い)
各指定都市議會議長 殿
(議会事務局扱い)

総務大臣

国土交通大臣

公共工事の入札及び契約の適正化の推進について

(略)

I. 緊急に措置に努めるべき事項

(略)

1. 適正な予定価格の設定

(略)

このため、予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行うこと。

特に、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、(略) 公共工事の品質や工事の安全の確保に支障を来たすとともに、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、(略) 厳に行わないこと。

(略)

2. ダンピング対策の強化

(略) これは、見積能力のないような不良・不適格業者の参入を排除し、併せて談合等の不正行為やダンピング受注の防止を図る観点から、入札に参加しようとする者に対して、対象となる工事に係る入札金額と併せてその内訳を提出させるものであり、地方公共団体の長は、談合等の不正行為やダンピング受注が疑われる場合には、入札金額の内訳を適切に確認すること。

また、地方公共団体の長においては、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注の排除を図ること。(略)

3. ~ 5. (略)

II. 継続的に措置に努めるべき事項

(略)

1. ~ 3. (略)

4. 低入札価格調査の基準価格等の公表時期の見直し

低入札価格調査基準価格及び最低制限価格については、(略)建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じうること、地域の建設業の経営を巡る環境が極めて厳しい状況にあることにかんがみ、事前公表は取りやめ、契約締結後の公表とすること。

予定価格についても、その事前公表によって同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うこと。

(略)

5. ~ 10. (略)

III. (略)

IV. その他公共工事の入札及び契約に関する留意事項

(略)

1. (略)

2. 発注者の責務について

(1) (略)

(2) 計画的な発注及び適切な工期の設定

(略)

このため、地方公共団体の長は、債務負担行為の積極的活用等により発注・施工時期の平準化を図るよう努めること。(略)

地方公共団体の長は、当該工事の規模、難易度や地域の実情等を踏まえた適切な工期を設定するよう努めること。

14. 調達改善の取組の推進について

平成25年4月5日

行政改革推進本部決定

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるためには、政策の遂行に必要な財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとすることが不可欠である。

こうした調達改善の取組は、各府省庁において、調達する財・サービスの特性を踏まえ、主体的かつ不斷に創意工夫を積み重ね、深化させていくことにより、その成果が得られるものである。

このため、下記のとおり、各府省庁がP D C Aサイクルにより、透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達改善に取り組むとともに、行政改革推進会議がこれをチェックする枠組みを整備し、政府全体として調達改善を推進することとする。

記

1. 調達改善計画の策定等

(1) 調達改善計画の策定

ア 各府省庁は、原則として毎年度開始までに、当該年度の調達改善計画を策定し、公表する。必要な場合には、年度途中で調達改善計画を改定し、公表する。
イ 調達改善計画には、次の内容を盛り込む。

- ・ 重点的に調達改善に取り組む分野
- ・ 調達改善の取組内容
- ・ 調達改善の目標
- ・ 自己評価の実施方法
- ・ 調達改善の推進体制 等

(2) 調達改善計画の自己評価

ア 各府省庁は、上半期（4～9月）終了後及び年度終了後、速やかに、調達改善計画の実施状況について自己評価を実施し、その結果を公表する。自己評価の結果は、その後の調達改善計画の実施や策定に反映させる。

イ 自己評価結果には、次の内容を盛り込む。

- ・ 実施した取組内容及びその効果
- ・ 目標の達成状況
- ・ 実施において明らかになった課題
- ・ 今後の調達改善計画の実施や策定に反映すべき事項 等

2. 各府省庁における推進体制の整備

(1) 各府省庁は、調達改善計画の策定や自己評価の実施等、調達改善を推進するための体制を整備する。

(2) 各府省庁は、調達改善計画の策定、自己評価の実施等の際には、調達改善に関する知見を有する外部有識者に意見を求める。

3. 行政改革推進会議の関与等

(1) 行政改革推進会議は、各府省庁の自己評価結果を点検し、必要に応じ指摘・助言を行うとともに、各府省庁が有する調達改善のノウハウ等の共有化・標準化を図る。

(2) 本決定の実施に必要な事項については、内閣官房行政改革推進本部事務局から通知する。

15. 公共調達の適正化について

財計第2017号
平成18年8月25日

各省各庁の長 殿

財務大臣 谷垣 複一

公共調達の適正化について

公共調達については、競争性及び透明性を確保することが必要であり、いやしくも国民から不適切な調達を行っているのではないかとの疑念を抱かれるようなことはあってはならない。

しかしながら、昨今、公益法人等との契約に関する各省各庁の運用には、広範囲にわたり、安易に随意契約を行うなど、必ずしも適切とはいえない事例があるのではないかとの指摘が行われるなど、国民に対する説明責任を十全に果たしているとはいえない状況となっている。

こうした指摘を踏まえ、政府として随意契約の適正化について取組を進めた結果、先般、「公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議」において「公益法人等との随意契約の適正化について」が取りまとめられ、競争性のない随意契約の見直しについての考え方方が示されるとともに、今後取り組むべき課題として随意契約及び競争入札に係る情報公開の一層の充実等が盛り込まれたところである。

このため、今般、入札及び契約に係る取扱い及び情報の公表等について、現在までに取り組んできた措置等も含め、改めて、下記のとおり定めたので、入札及び契約に係る手続きの一層厳格な取扱いを行うとともに、情報公開の充実に努められたい。

記

1. 入札及び契約の適正化を図るための措置

(1) 競争入札に付する場合の留意事項

競争入札に付する場合は、次に掲げる事項について留意しなければならない。

① 競争参加資格の設定

イ 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第73条に定める競争参加資格は、競争を適正かつ合理的に行うために必要な限度において設定されるものであること。

ロ 仕様書は、競争を事実上制限するような内容としてはならないこと。

② 総合評価方式の拡充

研究開発、調査研究又は広報等の技術的要素等の評価を行うことが重要であるものについては、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して、落札者を決定する方

式（以下「総合評価方式」という。）による一般競争入札を拡充することとし、評価基準や実施要領の作成等、円滑な実施に必要な措置を講じつつ、その導入に努めるものとする。また、総合評価方式の実施に当たっては、発注者による提案の審査の透明性及び公正性の確保が重要であることから、総合評価の結果の公表を徹底するほか、評価方法の作成や落札者決定段階において、学識経験者等の第三者の意見を効率よく反映させるための方策を講じるよう努めるものとする。

③予定価格の適正な設定

予定価格については、より一層適正な設定に努めるものとする。また、不自然な入札結果について統計的な分析を行うことにより談合等の排除に努めるものとする。

(2)随意契約による場合

①に掲げる区分に照らし、随意契約によらざるを得ない場合を除き、原則として一般競争入札（総合評価方式を含む。）による調達を行うものとする。また、従来、競争性のない随意契約を行ってきたものについては、②に掲げる区分に照らし、一般競争入札（総合評価方式を含む。）又は企画競争若しくは公募を行うことにより、競争性及び透明性を担保するものとする。ただし、①又は②の例示に該当しないものであってその他これに準ずるものと認められるものについては、同様に取扱うものとする。

なお、予定価格については、競争入札に付する場合と同様一層適正な設定に努めるものとする。

（注一）「企画競争」とは、複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行う方法をいう。

（注二）企画競争を行う場合には、特定の者が有利とならないよう

- イ 参加者を公募すること、
- ロ 業者選定に当たっては、業務担当部局だけではなく契約担当部局も関与すること、
- ハ 審査に当たって、あらかじめ具体的に定めた複数の採点項目により採点を行うこと、

等により、競争性及び透明性を担保するものとする。

（注三）「公募」とは、行政目的達成のため、どのような設備又は技術等が必要であるかをホームページ等で具体的に明らかにしたうえで、参加者を募ることをいう。

（注四）公募は、従来、研究開発等を委託する場合等に特殊な技術又は設備等が不可欠であるとして、発注者の判断により、特定の者と契約していたようなものについて、当該技術又は設備等を有している者が、他にいる場合がないとは言い切れないことから、必要な技術又は設備等を明示したうえで参加者を募るものである。したがって、当初から複数の者による競争が存在することが考えられるようなものについては、原則として、一般競争入札（総合評価方式を含む。）を行うこととし、事務又は事業の性格等から、これにより難い場合には、企画競争を行うものとする。

(注五) 公募期間は、予決令第74条により、急を要する場合を除き、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前までに入札公告しなければならないとされていることに準じて、適切に定めなければならない。

①競争性のない随意契約によらざるを得ない場合

イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの

(イ) 法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの

(ロ) 条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの

(ハ) 閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの

(二) 地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの

ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約（当該契約に付随する契約を含む。）

ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等

ニ その他

(イ) 防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等

(ロ) 電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）

(ハ) 郵便に関する料金（信書に係るものであって料金を後納するもの。）

(二) 再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入

(ホ) 美術館等における美術品及び工芸品等の購入

(ヘ) 行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの

②従来、競争性のない随意契約を行うこととしてきたものについては、次に掲げる区分に従い、一般競争入札（総合評価方式を含む。）又は企画競争若しくは公募を行うことにより、競争性及び透明性を担保するものとする。

イ 行政補助的な業務に係る役務等の契約

原則として、価格競争による一般競争入札によるものとする。ただし、事務又は事業の性格等から、これにより難い場合には、総合評価方式による一般競争入札を行うものとする。なお、直ちに総合評価方式による一般競争入札によることが困難な場合は、準備が整うまでの間、企画競争を行うことができるものとする。

ロ 調査研究等に係る委託契約

原則として、総合評価による一般競争入札によるものとする。ただし、事務又は事業の性格等から、これにより難い場合には、次に掲げる区分によるものとし、総合評価による一般競争入札に移行するための検討を引き続き行うもの

とする。

(イ) 審議会等により委託先が決定された者との委託契約

審議会等に事案を提示する前に公募を行うとともに、当該事案等を選択した理由等について、詳細に公表することにより、透明性を高めるよう努めるものとする。

(ロ) 調査研究等に必要な特定の設備又は特定の技術等を有する者が一しかないとしているもの

公募を行うものとする。なお、公募を行った結果、示した要件を満たす者が一しかないことが明らかとなった場合は、その者と契約することがやむを得ないが、当該要件を満たす者の応募が複数あった場合には、総合評価方式による一般競争入札又は企画競争を行うものとする。

(注) いわゆる競争的資金については、当該事案等を選択した理由等について、詳細に公表することにより、透明性を高めるよう努めるものとする。

ハ リース契約等

複数年度にわたる期間を前提にしている契約であるにもかかわらず、初年度に係る調達についてのみ一般競争入札又は企画競争を実施し、次年度以降については、随意契約を行っている場合は、国庫債務負担行為を活用することにより、一般競争入札（総合評価方式を含む。）又は企画競争を行い複数年度契約を締結するものとする。

ニ 設備、物品又は情報処理のためのシステム等の調達と不可分な関係にある保守点検業務及びこれに付随する業務に係る契約

当該保守点検業務等が不可分とならないよう見直しを行うものとする（特にシステムの開発及び運用に係るもの）。なお、当該設備等の調達を行う際に、保守点検業務等を含めた複数年度契約を行うことはできないか、保守点検業務等も評価する総合評価方式による一般競争入札に改めることができないか等について検討を行うものとする。

ホ 国家試験等の実施に係るもの

(イ) 試験又は講習の実施に係る会場の借上げについては、日時、場所及び収容人員等の諸条件を明らかにし、公募を行うものとする。

(ロ) 試験問題の印刷については、独立行政法人国立印刷局の職員が法律により守秘義務を負っていることも踏まえつつ、一般競争入札等によることの適否について検討するものとする。

ヘ 一般競争入札によることができるものであるが、一の契約の相手方のみでは契約目的が達成できない国庫金の納付等に係る金融機関との口座振替等の契約一定の要件を明示したうえで公募を行い、当該要件を満たす者から申込みがあった場合には、全ての者と契約するものとする。

③その他

イ 会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 3 第 4 項の「緊急の必要により競争に付することができない場合」については、単に国内部の事務の遅延により、競争に付する期間が確保できなくなったことのみをもって「緊急の必要」

があるとしてはならない。

- ロ 会計法第29条の3第4項の「競争に付することが不利と認められる場合」については、予決令第102条の4第4号に列挙されている場合であっても、「競争に付することが不利」であることを、具体的に説明できる必要があることに留意しなければならない。

ハ 秘密の保持が必要とされているもの

予決令第99条第1号の「国の行為を秘密にする必要があるとき」として、随意契約を行うことができるは、外交又は防衛の活動等において、その行為を公にすることによって重大な支障が生じ、公の秩序又は公共の安全の維持が困難となる場合に限られることに留意しなければならない。

- ニ 予定価格が予決令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号のそれぞれの金額を超えない随意契約（以下「少額の随意契約」という。）であっても、特に合理的な理由なく分割されているもの等については、これらを一括するなどして一般競争入札に付すこととしなければならない。

2. 再委託の適正化を図るための措置

随意契約により、試験、研究、調査又はシステムの開発及び運用等を委託（委託費によるもののほか庁費、調査費等庁費の類によるものを含み、予定価格が100万円を超えないものを除く。）する場合には、不適切な再委託により効率性が損なわれないよう、次に掲げる取扱いにより、その適正な履行を確保しなければならない。

なお、競争入札による委託契約についても、再委託を行う場合には承認を必要とするなどの措置を定め、その適正な履行を確保するものとする。

(1) 一括再委託の禁止

委託契約の相手方が契約を履行するに当たって、委託契約の全部を一括して第三者に委託することを禁止しなければならない。

(2) 再委託の承認

委託契約の相手方が再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を契約の相手方に提出させ、次に掲げる事項について審査し、適当と認められる場合に承認を行うものとする。なお、再委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、委託契約の相手方に遅滞なく変更の届出を提出させ、同様に審査及び承認を行うものとする。

①再委託を行う合理的理由

②再委託の相手方が、再委託される業務を履行する能力

③その他必要と認められる事項

なお、契約の相手方が特殊な技術又はノウハウ等を有することから「競争を許さない」として随意契約を締結したものについて、承認を行う場合には、随意契約によることとした理由と不整合とならないか特に留意しなければならない。

(3) 履行体制の把握及び報告徴収

①再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した書面を委託契約の相手

方に提出させることにより、委託契約に係る履行体制の把握に努めるものとする。

②委託契約の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、委託契約の相手方に対し、報告を求める等必要な措置を講じるものとする。

3. 契約に係る情報の公表

(1) 国の支出の原因となる契約（国の行為を秘密にする必要があるもの並びに予定価格が予決令第 99 条第 2 号、第 3 号、第 4 号又は第 7 号のそれぞれの金額を超えないもの及び「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（平成 6 年法律第 113 号）第 31 条の方式による米穀等及び麦等の買入れに係るものを除く。）を締結したときは、その日の翌日から起算して 72 日以内に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、各年度の 4 月 1 日から 4 月 30 日までの間に締結した契約については、93 日以内に公表することができる。

また、外国に所在する契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）又は防衛庁設置法（昭和 29 年法律第 164 号）第 28 条の部隊及び機関に所属する契約担当官等が締結した契約であって、72 日以内に公表を行うことが困難な場合には、四半期毎にまとめて、当該四半期経過後、遅滞なく行うものとする。

①公共工事（公共工事に係る調査及び設計業務等を含む。）の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量

②契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地

③契約を締結した日

④契約の相手方の商号又は名称及び住所

⑤一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合は、その旨
(随意契約を行った場合を除く。)

⑥契約金額

⑦予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は国の事務又は事業に支障を生じるおそれないと認められるものに限る。）

⑧落札率（契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率。予定価格を公表しない場合を除く。）

⑨随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（理由は、具体的かつ詳細に記載すること。また、企画競争又は公募手続きを行った場合には、その旨を記載すること。）

⑩所管する公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人に国の常勤職員であったものが役員として、契約を締結した日に在職していれば、その人数

⑪その他必要と認められる事項

(注一) 公表は、競争入札による契約と随意契約を別表にし、さらに公共工事（公共工事に係る調査及び設計業務等を含む。）と物品等又は役務をそれぞれ別表にする方法により行うものとする。

(注二) 公表は、別紙様式 1、別紙様式 2、別紙様式 3 及び別紙様式 4 により行う

ものとする。ただし、一覧表形式による公表を行うためのシステム改修などの準備に期間を要する場合は、準備が整うまでの間、契約別の個表による公表を行うことができる。

- (2) 公表は、本省庁のホームページにおいて、地方支分部局等で締結した契約をあわせて公表する方法によるほか、各地方支分部局等のホームページで公表する方法によることができる。

また、一定期間において締結した契約をまとめて公表することができる。

- (3) 各地方支分部局等のホームページで公表する場合には、本省庁の公表ページに各地方支分部局等の公表ページへの直接のリンクを行うものとする。

- (4) 公表した事項については、公表した日の翌日から起算して少なくとも1年が経過する日までホームページに掲載しなければならない。

4. 公共調達に関する問合せの総合窓口の設置

- (1) 本省庁に公共調達に関する問合せに対応するための総合的な窓口を設置し、ホームページで連絡先等を公表しなければならない。

- (2) 総合的な窓口の設置は、職員を指定する方法等、各省各庁の実情にあわせて行うものとする。

5. 内部監査の実施等

- (1) 監査を行うに当たっての留意事項

内部監査を実施するに当たっては、「1. 入札及び契約の適正化を図るための措置」及び「2. 再委託の適正化を図るための措置」に留意して行うものとする。

- (2) 隨意契約の重点的監査

特に、随意契約については、監査計画等において、当分の間、重点的に監査を行うことを定めるとともに、次に掲げる事項にも留意して行うものとする。

① 「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として随意契約を行ったもの

イ 単に当該業務に精通していることのみをもって「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」としているものは、仕様書及び作業マニュアルの作成等により競争が可能であり、随意契約によることとする理由としては、不適切である。

ロ 契約金額の相当部分が再委託先に支払われている場合や契約の目的となる事務又は事業の大半を再委託先が実施している場合など、随意契約の相手方の履行能力が十分でないと認められる場合には、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として随意契約を行うことは不適切である。

ハ 外形上、再委託が行われていない場合であっても、契約の目的となる事務又は事業を実施するため、一時的に民間等から職員を出向させ、雇用することにより、形式的に再委託となることを回避しているような場合には、契約の相手方に履行能力があるとはいえず、「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」として随意契約を行うことは不適切である。

② 少額の随意契約

イ 合理的な理由なく、意図的に契約を分割しているようなものは、不適切である

ロ 予決令第99条の6に定める、なるべく二人以上の者から見積書を徴する等の手続を適正に行っていないものは不適切である。

(3) 監査結果を踏まえた検討

内部監査の結果を踏まえ、一般競争入札等によることができるものがないか等の検討を行うものとする。

(4) 監査マニュアル等の整備

監査要領又は監査マニュアル等において、監査方法等の記載を充実し、内部監査の質の向上を図るよう努めるものとする。

(5) 決算検査報告の活用

他省庁に係るものであるか否かにとらわれず、会計検査院の決算検査報告における指摘等を踏まえ、監査を行うものとする。

(6) 内部監査の実施状況

内部監査により見直した事例については、本省庁において一元的に管理し、データベース化を進めるなど情報の共有に努めるものとする。

(7) 決裁体制の強化

随意契約を行う場合には、契約権限が各部局等に委任されている場合であっても、必ず官房会計課等により、随意契約によることとした理由等の審査及び決裁を行うなど、各省各庁の実情に応じて決裁体制を強化し、内部牽制を有効に機能させるよう努めるものとする。

官房会計課等が契約を締結する場合にも、複数の者による審査及び決裁を行うなど、内部牽制が機能するよう配慮するものとする。また、地方支分部局等においても、それぞれの実情に応じて同様の措置を行うものとする。

6. 契約に関する統計の作成

平成18年度以降、財務大臣の定めるところにより、毎年度、次に掲げる統計を作成し、財務大臣に送付するものとする。

(1) 統計の対象期間

毎年度、4月1日から翌年の3月31日までの間とする。

(2) 統計の対象となる契約

国の支出の原因となる契約（予定価格が予決令第99条第2号、第3号、第4号又は第7号のそれぞれの金額を超えないもの及び「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」（平成6年法律第113号）第31条の方式による米穀等及び麦等の買入れに係るものを除く。）

(3) 統計の種類

①契約金額及び件数に関する統計

全体の統計（公共工事（公共工事に係る調査及び設計業務等を含む。）と物品等又は役務に区分し、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約に区分して件数及び金額を記載するもの。）

②随意契約に関する統計

随意契約の内訳についての統計（契約の相手先を所管公益法人、他の公益法人、独立行政法人等、特殊法人等、特定民間法人及びその他の法人に区分し、それぞれについて、随意契約の根拠とした条文別に件数及び金額並びに企画競争又は公募を行った件数及び金額を記載するもの。）

- (注一) 「所管公益法人」とは、各省各庁が所管する民法（明治 29 年法律第 89 号）第 34 条の規定に基づき設立された法人をいう。
- (注二) 「その他の公益法人」とは、(注一) 以外の民法第 34 条の規定に基づき設立された法人及び民法以外の特別の法律に基づいて設立された公益を目的とする法人（学校法人、社会福祉法人等）をいう。
- (注三) 「独立行政法人等」とは、「独立行政法人通則法」（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び「国立大学法人法」（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項及び第 3 項に規定する法人をいう。
- (注四) 「特殊法人等」とは、法律により直接設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 15 号の規定の適用を受けない法人を除く。）及び特別な法律に基づき設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。
- (注五) 「特定民間法人」とは、公務員制度改革大綱（平成 13 年 12 月 25 日閣議決定）により、毎年 12 月に各府省が公表した退職した職員の「再就職状況の公表について」において掲げられている民間法人及び各省各庁が、国の常勤職員であったものが再就職していることを把握している法人その他必要と認める法人をいう。

7. その他

- (1) 「3. 契約に係る情報の公表」については、準備が整い次第速やかに実施するものとし、遅くとも平成 18 年 10 月 1 日以降に締結する契約に係る公表から実施するものとする。
- (2) 「6. 契約に関する統計の作成」については、平成 18 年度に係る統計から実施するものとする。

中小企業庁事業環境部取引課

東京都千代田区霞が関一丁目3番1号（〒100-8912）

TEL：03-3501-1669

中小企業庁官公需施策ホームページ

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankoju.htm>

